

令和 2 年 第 3 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（8 月 31 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	3
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3
1. 日程第 2. 会期の決定（29 日間）	3
1. 令和 2 年 7 月豪雨の被災者に対する黙祷、お見舞いの言葉	3
1. 加藤市長の発言	3
1. 日程第 3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	1 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 4
○原案可決	1 4
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	1 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 4
○原案可決	1 4
1. 日程第 6. 議案第 3 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	1 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 5
○原案可決	1 5
1. 日程第 7. 議案第 4 号 令和 2 年度名寄市一般会計補正予算（第 7 号）	1 5
○提案理由説明（加藤市長）	1 5
○原案可決	1 6
1. 日程第 8. 議案第 5 号 令和 2 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	1 6
○提案理由説明（加藤市長）	1 6
○原案可決	1 6
1. 日程第 9. 議案第 6 号 令和 2 年度名寄市立大学特別会計補正予算（第 2 号）	1 6
○提案理由説明（加藤市長）	1 6
○質疑（川村幸栄議員）	1 7
○原案可決	1 8

1. 日程第10. 議案第7号 令和2年度名寄市下水道事業会計補正予算(第1号)	18
○提案理由説明(加藤市長)	18
○原案可決	18
1. 日程第11. 議案第8号 令和元年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第9号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定につ	
いて	
議案第10号 令和元年度名寄市介護保険特別会計決算の認定につ	
いて	
議案第11号 令和元年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定につ	
いて	
議案第12号 令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計	
決算の認定について	
議案第13号 令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認	
定について	
議案第14号 令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定	
について	
議案第15号 令和元年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	
議案第16号 令和元年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第17号 令和元年度名寄市水道事業会計決算の認定について	18
○提案理由説明(加藤市長)	19
○決算審査特別委員会設置・付託	19
1. 休憩宣告	19
1. 再開宣告	19
1. 日程第12. 報告第1号 令和元年度名寄市一般会計継続費精算報告について	19
○提案理由説明(加藤市長)	19
○報告済	19
1. 休会の決定	19
1. 散会宣告	19

第 2 号（ 9 月 1 6 日 ）

1. 議事日程	2 1
1. 本日の会議に付した事件	2 1
1. 出席議員	2 1
1. 欠席議員	2 1
1. 事務局出席職員	2 1
1. 説明員	2 1
1. 開議宣告	2 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 2
1. 日程第 2. 一般質問	2 2
○質問（東川孝義議員）	2 2
○質問（山崎真由美議員）	3 3
1. 休憩宣告	4 5
1. 再開宣告	4 5
○質問（遠藤隆男議員）	4 5
○質問（佐久間 誠議員）	5 6
1. 散会宣告	6 6

第 3 号（ 9 月 1 7 日）

1. 議事日程	6 9
1. 本日の会議に付した事件	6 9
1. 出席議員	6 9
1. 欠席議員	6 9
1. 事務局出席職員	6 9
1. 説明員	6 9
1. 開議宣告	7 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	7 0
1. 日程第 2. 一般質問	7 0
○質問（五十嵐千絵議員）	7 0
○質問（佐藤 靖議員）	7 9
1. 休憩宣告	9 1
1. 再開宣告	9 1
○質問（塩田昌彦議員）	9 1
○質問（富岡達彦議員）	1 0 3
1. 散会宣告	1 1 5

第 4 号（ 9 月 1 8 日）

1. 議事日程	1 1 7
1. 本日の会議に付した事件	1 1 7
1. 出席議員	1 1 7
1. 欠席議員	1 1 7
1. 事務局出席職員	1 1 7
1. 説明員	1 1 7
1. 開議宣告	1 1 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 1 8
1. 日程第 2. 一般質問	1 1 8
○質問（三浦勝秀議員）	1 1 8
○質問（今村芳彦議員）	1 2 5
1. 休憩宣告	1 3 7
1. 再開宣告	1 3 7
○質問（高橋伸典議員）	1 3 7
○質問（川村幸栄議員）	1 4 7
1. 日程第 3. 報告第 2 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	
報告第 3 号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について	1 5 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 5 9
○追加説明（渡辺総務部長）	1 5 9
○報告済	1 6 0
1. 休会の決定	1 6 0
1. 散会宣告	1 6 0

第 5 号（9 月 28 日）

1. 議事日程	163
1. 本日の会議に付した事件	163
1. 出席議員	164
1. 欠席議員	165
1. 事務局出席職員	165
1. 説明員	165
1. 開議宣告	166
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	166
1. 日程第 2. 議案第 8 号 令和元年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第 9 号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第 10 号 令和元年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第 11 号 令和元年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 12 号 令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	
議案第 13 号 令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第 14 号 令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 15 号 令和元年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	
議案第 16 号 令和元年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第 17 号 令和元年度名寄市水道事業会計決算の認定について	166
○決算審査特別委員長報告（東川孝義委員長）	166
○認定	166
1. 日程第 3. 議案第 18 号 名寄市税条例の一部改正について	167
○提案理由説明（加藤市長）	167
○原案可決	167
1. 日程第 4. 議案第 19 号 財産の取得について	167
○提案理由説明（加藤市長）	167
○原案可決	168
1. 日程第 5. 議案第 20 号 令和 2 年度名寄市一般会計補正予算（第 8 号）	168
○提案理由説明（加藤市長）	168
○質疑（川村幸栄議員）	169
○原案可決	169
1. 日程第 6. 議案第 21 号 令和 2 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2	

号)	169
○提案理由説明（加藤市長）	169
○原案可決	170
1. 日程第7. 議案第22号 令和2年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）	170
○提案理由説明（加藤市長）	170
○追加説明（岡村市立総合病院事務部長）	170
○原案可決	171
1. 日程第8. 意見書案第1号 林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実 ・強化を求める意見書	
意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急 激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	
意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書	
意見書案第4号 種苗法の改正に関する意見書	
意見書案第5号 防災・減災、国土強靱化に資する道路の整備等に関する 意見書	
意見書案第6号 臨時国会の早期召集を求める意見書	
意見書案第7号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書	171
○原案可決	171
1. 日程第9. 報告第4号 例月出納検査報告について	171
○報告済	171
1. 日程第10. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	171
○決定	171
1. 閉会宣告	171
1. 質問文書表	173
1. 議決結果表	177

令和2年第3回名寄市議会定例会会議録
開会 令和2年8月31日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 行政報告
 日程第4 議案第1号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
 日程第5 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
 日程第6 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
 日程第7 議案第4号 令和2年度名寄市一般会計補正予算（第7号）
 日程第8 議案第5号 令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第9 議案第6号 令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）
 日程第10 議案第7号 令和2年度名寄市下水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第11 議案第8号 令和元年度名寄市一般会計決算の認定について
 議案第9号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について
 議案第10号 令和元年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について
 議案第11号 令和元年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について
 議案第12号 令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について
 議案第13号 令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について
 議案第14号 令和元年度名寄市後期

高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第15号 令和元年度名寄市立大学特別会計決算の認定について

議案第16号 令和元年度名寄市病院事業会計決算の認定について

議案第17号 令和元年度名寄市水道事業会計決算の認定について

日程第12 報告第1号 令和元年度名寄市一般会計継続費精算報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 行政報告
 日程第4 議案第1号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
 日程第5 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
 日程第6 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
 日程第7 議案第4号 令和2年度名寄市一般会計補正予算（第7号）
 日程第8 議案第5号 令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第9 議案第6号 令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）
 日程第10 議案第7号 令和2年度名寄市下水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第11 議案第8号 令和元年度名寄市一般会計決算の認定について
 議案第9号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について

議案第10号 令和元年度名寄市介護 保険特別会計決算の認定について	15番	東川孝義	議員
	16番	山田典幸	議員
議案第11号 令和元年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	17番	黒井徹	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長	久保敏
書 記	伊藤慈生
書 記	開発恵美
書 記	加藤諒

1. 説明員

市 長	加藤剛士君
副 市 長	橋本正道君
教 育 長	小野浩一君
総 務 部 長	渡辺博史君
総合政策部長	石橋毅君
市 民 部 長	宮本和代君
健康福祉部長	小川勇人君
経 済 部 長	白田進君
建設水道部長	木村睦君
教 育 部 長	河合信二君
市立総合病院 事務部長	岡村弘重君
市立大学 事務局 長	丸箸啓一君
こども・高齢者 支援室 長	廣嶋淳一君
産業振興室長	田畑次郎君
上下水道室長	鈴木康寛君
会 計 室 長	末吉ひとみ君
監 査 委 員	鹿野裕二君

日程第12 報告第1号 令和元年度名寄市一般会計継続費精算報告について

1. 出席議員（18名）

議 長	18番	東千春	議員
副議長	11番	佐藤靖	議員
	1番	富岡達彦	議員
	2番	倉澤宏	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	佐久間誠	議員
	5番	三浦勝秀	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	五十嵐千絵	議員
	8番	遠藤隆男	議員
	9番	清水一夫	議員
	10番	川村幸栄	議員
	12番	高野美枝子	議員
	13番	高橋伸典	議員
	14番	塩田昌彦	議員

○議長（東 千春議員） ただいまより令和2年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 遠 藤 隆 男 議員

10番 川 村 幸 栄 議員

を指名をいたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月28日までの29日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月28日までの29日間と決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 去る7月3日から7月31日にかけて、九州、中部地方を中心に発生した令和2年7月豪雨により犠牲となられた多くの方々に弔意を表すため、黙祷をささげます。

御起立をお願いします。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（東 千春議員） 黙祷終わります。

御着席ください。

令和2年7月に発生した豪雨により被災された皆様に対し、名寄市議会からお見舞いの言葉を申し上げます。

去る7月3日から7月31日にかけて熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で集中豪雨

が発生し、河川の氾濫や土砂災害により82人の貴い命が失われ、いまだに4人の方が行方不明となっており、多くの負傷者が出ることになりました。その中でも7月3日から4日にかけての豪雨により熊本県を流れる球磨川水系では13か所で氾濫、決壊し、球磨村にある特別養護老人ホーム千寿園では水没した施設で14人が死亡するなど県内で65人の方が死亡し、2人が行方不明となっております。2か月が経過した今でも約1,200人が避難所で暮らしており、新型コロナウイルス感染症の感染予防をしながらの生活となることから、不安を感じていることと思います。犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

また、救援に当たって全力を挙げていただいている自衛隊、警察、消防、そして各自治体職員、関係者各位の身を惜しまない努力に心より敬意を表するところであります。

当市議会においては、今回被災された地域の中にはこれまで常任委員会や各会派の行政視察で訪問した自治体もあり、報道等で災害に遭われた様子を拝見するたびに家族の身を案じるような気持ちで見守っているところであります。コロナ禍で避難所での生活も大変だと思いますが、今回の豪雨で被災された皆様が一日も早く災害の恐怖と苦悩から抜け出して復興への希望の光が見えることを御祈念申し上げますとともに、これまで積み上げられてきたすばらしい歴史と文化を取り戻され、さらなる発展ができることを期待するところであります。

名寄市議会としましても全国市議会議長会、北海道市議会議長会などと連携を図りながら対応していくとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げ、お見舞いの言葉とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） ここで、市長より発言

を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、議長に引き続きまして私からも令和2年7月豪雨により被災をされた皆様にお見舞いの言葉を述べさせていただきます。

本年7月3日から7月31日にかけて、長期間にわたる梅雨前線の停滞などに伴う記録的な大雨災害は、九州や中部地方、東北地方など日本各地において多くの人命や家屋への被害のほか、ライフラインや地域の産業等に甚大な被害をもたらしました。これらの大雨により九州北部地方、東海地方、東北地方を中心に多くの地点で観測史上1位となる雨量を観測をいたしました。球磨川の氾濫などにより死者65人となった熊本県をはじめ、河川の氾濫や堤防決壊などの水害により全国で死者が82人、負傷者29人、いまだ行方不明となっている方も4人ほどおありまして、非常に大きな災害に心が痛むばかりでございます。令和2年7月豪雨において被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられました方々、またその御遺族に対しまして謹んで哀悼の意を表します。

また、被災によって破損した家屋被害は、全壊から一部損壊、床下浸水など含めて1万8,000戸を超えており、被災者の皆様の御苦労は計り知れず、いまだ1,200人以上の方々が避難所での生活を余儀なくされており、この耐え難い苦難の日々を何とか乗り越えていただきますように心からお祈りを申し上げる次第であります。

名寄市といたしましては、現在の新型コロナウイルス感染症拡大の中、職員派遣などの人的な支援は行っておりませんが、全国青年市長会を通じて避難所に必要な物品を提供するなど、微力ではございますが、被災地支援を行ってきているところです。

今後も被災地の一刻も早い復興を願い、支援に

取り組んでまいりますことを申し上げ、令和2年7月豪雨による被災者の方々へのお見舞いの言葉とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 本日、令和2年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要をご報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の対策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、6月下旬から再び全国的に感染者が増加している状況にあります。国や北海道においては、「イベント等の開催制限の段階的緩和」のステップ3を8月1日以降も継続することとし、さらなる感染予防対策に取り組んでいます。

本市においても、公共施設の利用人数の目安を継続するとともに、新北海道スタイルの実践を市民に周知しながら、感染予防対策に取り組んでいます。

そのほか、各担当部署において、各種支援事業や感染予防対策を講じながら市民の生活を維持していくための取組を進めており、その一つとして、「名寄市市外学生を持つ保護者等応援プレミアム付き商品券交付事業」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市出身で市外の大学などに在籍する学生が経済的な理由で学業を断念することがないように、その学生生活を支える保護者などを支援することを目的に、学生1人につき5万円分の商品券を交付しています。

また、国の「特別定額給付金」については、8月13日で申請受付を終了し、14,293世帯、27,043人の市民に1人につき10万円を給付しました。

次に、企業会計を除いた令和元年度の各会計決算について申し上げます。

一般会計については、形式収支で3億8,024万8千円の黒字となり、翌年度に繰り越しすべき一般財源857万2千円を差し引いた実質収支は、3億7,167万6千円となりました。ここから、名寄市基金条例に基づき、財政調整基金へ1億9千万円を積み立て、残り1億8,167万6千円を令和2年度へ繰り越しました。

特別会計では、国保の保険事業勘定で3,358万2千円、介護の保険事業勘定で5,958万6千円、それぞれ黒字となりました。

また、下水道事業で2,494万4千円、個別排水処理施設整備事業で636万円、それぞれ黒字となり、地方公営企業会計への移行による打ち切り決算で生じた剰余金は、移行した下水道事業会計へ引き継ぎました。

そのほかの特別会計については、一般会計繰入金で調整を行い、収支同額となっています。

次に、基金について申し上げます。

それぞれ基金の設置目的に沿った経費の財源として、合計6億6,214万1千円を取り崩しましたが、財政調整基金、減債基金、名寄市立大学振興基金などに、合計6億9,197万7千円を積み立てたことから基金残高は96億5,152万円で、前年度末に比べて、2,983万6千円の増額となりました。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

名寄市町内会連合会主催による町内会長と行政との懇談会は、7月2日にグランドホテル藤花において開催されました。令和2年度における市の主な事業などについて説明し、情報共有を図ったほか、地域の課題などについて意見交換を行いました。

次に、国勢調査について申し上げます。

本年は5年に一度の国勢調査の実施年であり、本市においても7月1日に令和2年国勢調査名寄

市実施本部を設置し、9月中旬からの調査開始に向けて準備を進めているところです。

なお、今回の調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、インターネットや郵送による回答など、調査員と世帯が直接対面しない非接触の方法で行います。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市との交流事業については、6月中旬にさくらんぼやグリーンアスパラガスなど、互いの地域を代表する農産物による物産交流が行われました。

東京都杉並区との交流事業については、6月1日から5日間、区役所ロビーでヒマワリの展示や本市で撮影した星空の写真展を開催するなど、本市の地域資源を活用したPR事業を行いました。

ふるさと会との交流事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、総会や各種訪問ツアーなどが見送られる中、7月上旬に本市からのふるさと情報に併せて、市内の銘菓情報などを会員向けにご案内し、懐かしの味など郷土の情報発信に努めました。

台湾との交流事業については、5月上旬、名寄日台親善協会を通じて、農業青年派遣・受入事業を行っている太保市農会から、また本年2月に本市を訪れ、ボランティア活動や市内高校生との交流などを行った国立中山大学などから、マスクや医療用品などの寄附をいただき、オンラインでの感謝状贈呈式を行いました。これまで継続してきた交流事業の成果の現れであり、引き続き交流活動の推進に努めてまいります。

次に、移住の推進について申し上げます。

移住の推進については、コロナ禍の影響により対面での相談会やイベントの実施が難しいことから、オンラインでの移住相談会や、個別での相談対応に取り組んでいます。

また、本年度、移住を検討されている方が必要な情報収集や体験ができる「移住体験ツアー」を整備したほか、8月には、地元出身者などに向け

たオンラインイベントを開催し、移住情報のPRを行いました。

テレワークが広がったことで、働き方や暮らす場所などのライフスタイルを見直す契機となっていることから、引き続きオンラインを活用した相談体制の充実に努めるとともに、移住の推進に取り組んでまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

地域の物流課題については、官民連携により調査研究を重ねてきましたが、取組をさらに深化するため、本年6月1日付でヤマト運輸株式会社より職員派遣をいただきました。

また、7月31日には、民間主導による「道北圏域ロジスティックス総合研究協議会」が設立され、総合政策部職員がオブザーバーとして参加しています。

今後も、本市をはじめとする道北圏域の生活基盤を維持するため、持続可能なまちづくりに資する取組を継続してまいります。

また、天塩川周辺10市町村で構成する「テッシー・オ・ペッ賑わい創出協議会」では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初予定していた天塩川の知識を深めることを目的としたワークショップなどの事業を中止・変更し、北海道の名付け親と言われる「松浦武四郎」の偉業を地域の子どもたちに伝えるために、絵本製作に取り組んでいます。年内には関係自治体の小学校や図書館、関連施設などに配布予定です。この取組を通じて、地域愛の醸成や歴史の再認識の機会拡充を図ります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間中については、乳幼児健診、各種がん検診などは国からの通知に基づき実施を見合わせていましたが、その間は主に電話による健康相談を行い、切れ目ない支援を続けてきました。

緊急事態宣言解除後については、マスクの着用や手指消毒はもとより、保健センターに来所され

る方には、健康チェック表の記入や検温をお願いするなどの感染防止対策を講じるとともに、会場内の動線や待合場所を工夫し密接とならないように配慮しながら、検診などの保健事業を再開してきました。

今後も新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じていくこととなり、様々な制約のある中で保健事業を行うことに、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、病院事業について申し上げます。

市立総合病院の第1四半期における患者取扱状況については、入院患者数は延べ2万1,404人で、前年比2,944人、率にして12.1パーセントの減少、また、外来患者数は、延べ5万404人で前年比6,699人、率にして11.7パーセントの減少となっています。

医業収益については、一般科と精神科を合わせた入院収益は12億9,352万円で前年比1億3,268万円、率にして9.3パーセントの減少、また、外来収益は6億1,020万円で前年比4,851万円、率にして7.4パーセントの減少となっています。

この結果、入院収益と外来収益の合計額は、19億372万円となり、前年比1億8,119万円、率にして8.7パーセントの減少となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、患者数・医業収益ともに近年にない大幅な減少となっていますが、引き続き第2種感染症指定医療機関として、感染の状況に応じて国や道の要請に基づき対応してまいります。

感染対策資材であるガウンやマスクなどについては、国からの配付や国内外の団体や事業者の皆様からのご寄贈により充足した備蓄量となっています。

また、多くの事業者様から医療従事者への支援として、食料や飲料なども届けられており、スタッフにとって心温まる支援となっておりますことに心から感謝を申し上げます。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。
公立保育所等整備については、基本設計を実施するため標準型プロポーザル方式により6社から技術提案を受け、プロポーザル選定委員会及び入札等審議委員会を経て業者を確定し、7月15日に委託契約を締結しました。

基本設計の実施にあたり、南広場及び南保育所隣接地を建設候補地として、配置比較のための建設条件の整理や問題点の確認を行った後、具体的な基本設計に取り掛かってまいります。

名寄市子育て応援給付金については、特別定額給付金の給付対象外である4月28日以降に出生した新生児を対象に、不安を抱えながら出産し子育てをしている世帯の生活を支援するため、新生児1人につき10万円を給付しています。

名寄市ひとり親世帯臨時特別給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響による子育ての負担や収入の減少に対する支援を行うため、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯へ、1世帯につき5万円と第2子以降1人につき3万円を給付しています。

また、8月末までの児童扶養手当の現況届提出時に、家計が急変し収入が減少している方などの状況を確認し、1世帯につき5万円の追加給付を実施してまいります。

今後も関係機関と連携し、子育て支援の向上を図ってまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

総合相談については、新型コロナウイルス感染予防対策のため、電話による対応を基本としましたが、新規相談や支援を継続している一人暮らしの高齢者、体調などに変化が起きやすい方には、これまで通り訪問による面談を実施し、体調確認などを含めた対応をしてきました。

また、サークル活動や町内会活動などの自粛により、社会参加や活動の場が極端に減少するといった状況になりましたが、その対策の一つとして、運動機能の低下を防ぐことや、栄養バランスが取

れるよう、自宅でできる運動方法や栄養を考えたレシピを広報4月号から連載し、フレイル予防の啓発も含めて取り組んでいます。

今後も感染予防対策を講じながら、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取組を進めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年度、負担能力に応じた応分の負担と、国保税負担の格差是正や税収増を図るため、基礎賦課分及び介護納付金分に係る限度額の改正を行いました。また、国保税の軽減拡大としては、軽減判定所得算定額について5割軽減対象世帯及び2割軽減対象世帯の限度額を引き上げる改正を行いました。

当初賦課の状況は、加入者数が5,347人で、前年度比267人の減、世帯数は3,447世帯で、前年度比164世帯の減となっています。

軽減の対象は、7割が1,162世帯、5割が635世帯、2割が452世帯となり、全体では国保加入世帯の65.2パーセントにあたる2,249世帯となりました。

今後も、市民の皆様が安心できる医療保険制度を確立するため、事業の円滑な運営に努めてまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

本年1月から6月までの上半期における火災及び救急・救助出動状況については、火災出動件数は3件で、前年比2件の増となり、負傷者が1人発生しています。火災種別では、建物火災3件となっています。

救急出動件数は501件で、前年比23件の減、事故種別では、急病364件、一般負傷67件、転院搬送34件、交通事故17件、そのほか19件となっています。

救助件数は10件で、前年比14件の減、交通事故によるもの4件、そのほか6件となっています。

火災予防については、4月から6月までに防火

対象物18事業所、危険物施設38カ所の立入検査を実施し、法令違反の対象物・施設に改善指導を行っています。

住宅防火対策の推進については、住宅用火災警報器の未設置世帯の設置促進と適切な維持管理の啓発に努めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

7月8日夕方に国道40号線において、大型車を含む3台の車両が衝突し、軽自動車を運転していた男性が犠牲となる重大事故が発生しました。ご冥福をお祈りするとともに、悲惨な事故が繰り返されないよう、関係機関・団体や市民の皆様と連携し、交通安全の啓発に努めてまいります。

7月13日から10日間、「夏の交通安全運動」として、関係団体・地域住民のご協力をいただきながら街頭啓発や早朝街頭パトロール、パトライト作戦を実施しました。

また、北海道飲酒運転の根絶に関する条例で定める「飲酒運転根絶の日」の取組として、名寄警察署、交通安全協会や関係団体と連携し、道の駅「もち米の里☆なよろ」において、「飲酒運転をしない、させない、許さない」意識の啓発活動を行っています。

次に、住宅の整備について申し上げます。

風舞団地の長寿命化改善工事は、7月27日に工事着手をし、工事概要など入居者説明を経て、仮設工事を進めています。

北斗団地旧住宅の解体工事は、6月4日に工事着手をし、建物部分の解体作業を終え、9月上旬に竣工検査を実施する予定です。

また、瑞生団地整備事業に係る建替え場所については、入居者の住替え意向などを踏まえて、このたび、旧西町団地の跡地に決定をしたところです。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

名寄市公園施設長寿命化計画に基づく施設整備では、ハルニレ公園と麻生公園の遊具更新工事を施工中であり、9月下旬の完成を予定しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、風連東大通線老朽管更新工事1路線、延長475メートルが完成しており、現在は国道40号（16線～18線）老朽管更新工事ほか2路線、延長2,058メートルを施工中で、着手しているすべての工事は11月までに完了する予定です。

また、第2期拡張事業である風連地区の給水統合については、5月下旬に名寄川における増量分の水利使用が許可されたことから、6月上旬より名寄地区から風連地区へ水道水を送水し、風連浄水場を経て、同地区に給水を開始しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、名寄下水終末処理場の機械設備及び電気設備の更新工事に着手し、来年3月までの完成を予定しています。また、本年度から2カ年で計画している同処理場内排水ポンプ場の雨水ポンプ設備の更新工事にも着手し、令和3年度内の完成を予定しています。

公共柵取替工事については、5月下旬に着手し52カ所の取替を7月下旬に完了しました。また、公共下水道ストックマネジメント計画に基づく管渠更生工事は、総延長96メートルの整備に着手し、10月中旬に完成を予定しています。

個別排水処理施設整備事業については、農村部において1基の合併浄化槽の整備を進めています。

次に、道路の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている北1丁目通は9月に、南3丁目通と徳田18線緑丘連絡線は11月に完成を予定しています。豊栄西12条仲通の改良舗装工事は今月末に完成したところです。

また、本市単独費により整備を進めている東5号線の舗装改築工事及び徳田1号線の改良舗装工事は11月に完成を予定しています。

橋梁整備では、東橋の修繕工事を施工中であり、来年2月の完成を予定しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

宗谷本線の利用促進及び沿線地域の振興に寄与する取組として、宗谷本線活性化推進協議会において9月30日までを応募期間として「宗谷線フォトコンテスト」を実施しています。

また、7月29日には宗谷本線の維持・存続並びにさらなる利用促進に向けて、「JR宗谷本線沿線市町村長会議」が開催されました。出席された北海道からは持続的な鉄道網の確立に向けた取組などについて、JR北海道からは利用促進に向けた取組、並びに来年度より使用開始予定であるフリースペースや多目的室兼個室を備えた新たな特急車両などの情報提供をいただいたほか、沿線市町村の取組状況などについて意見交換を行いました。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

基盤整備については、風連東第2地区をはじめ、道営事業4地区すべての工事発注が終了し、区画の拡大や暗渠排水及び用排水路の整備など、順調に進捗しています。

市単独事業では、農道整備として風連南1番東線道路の舗装工事を6月23日に発注し、9月末の完成を予定しています。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

8月15日現在の状況は、水稻では、もち米・うるち米ともに平年よりやや早く推移している状況です。

畑作物では、秋小麦・春小麦は、収穫量は平年に比べ良く、現在調製作業を行っています。大豆については、平年並みで推移しています。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴う農業対策では、国の支援策として感染症防止対策や経営継続のための取組を支援する「経営継続補助金」及び売上げが減少するなどの影響を受けた高収益作物の次期作に向けた取組を支援する「高収益作物次期作

支援交付金」が新たに講じられたことから、その活用に向けて取り組んでまいります。

3年目を迎えた農繁期における名寄市立大学生の農作業従事については、アスパラガスの収穫作業において、受入農家14戸に43人の学生が参加しました。また、スイートコーンの収穫作業においては、受入農家10戸に36人の学生が参加し、農業を学び地域に貢献しています。

農地の流動化では、「人・農地プラン」の見直しに向け、将来の営農意向などに関するアンケート調査を実施し、集計作業を進めています。今後は、農閑期において調査結果を基に各地域での協議を予定しています。

次に、有害鳥獣駆除対策について申し上げます。

8月18日現在の捕獲状況は、エゾシカが昨年度の295頭に対し162頭多い457頭、アライグマは92頭に対し263頭多い355頭の捕獲を行ってきたところです。引き続き関係団体と連携し、農業被害防止に取り組んでまいります。

次に、ヒグマ対策について申し上げます。

本年度のヒグマ出没情報は、8月18日現在で、目撃が9件、痕跡が22件で合計31件の出没報告を受けています。昨年の同時期と比較すると15件少ない出没状況となっていますが、今後、農作物の収穫やキノコ採りのシーズンを迎えることから、引き続きホームページなどによる出没状況の情報提供を行うとともに、関係団体と連携して、被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

本年については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、代わりに旬の農産物をはじめとする地場産品のプレゼントや、もち米文化を市内外へ発信する企画に取り組んでいます。

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道が公表している令和2年4月から6月までの地域別経済動向調査によると、上川北部地域の地域景況は依然として厳しい状況です。生産・消費動向については「低調」と判断され、新型コ

コロナウイルス感染症拡大の懸念から行事の中止が相次ぎ、宿泊・飲食業などにおいて引き続き痛手となったほか、消費も冷え込み傾向にあり、総合でも「低調」と判断されています。

「名寄市ずっと住まいる応援事業」については、7月末時点で109件の申請があり、前年同月比で12件少ないものの、申請件数は順調に推移しています。本年度から拡充した名寄市立地適正化計画で定める「居住誘導区域」において改修工事等を行った場合の加算は24件となっており、「居住誘導区域」への定着あるいは誘導に一定の成果を上げています。引き続き、地域経済の活性化と良質な住環境の整備を促進してまいります。

新型コロナウイルス感染症に関する商工業の支援施策では、中小企業などの資金繰りを支援する「新型コロナウイルス感染症対策緊急資金」については、7月末時点で51件の申請があり、融資額で2億3,250万円、預託額で1億1,625万円となっています。

市内飲食店で利用可能な「プレミアム付き商品券事業」については、5月24日から市民を優先に販売を開始し、販売開始から約3週間後の6月12日に完売しました。事業を実施している実行委員会からは、取扱店舗での利用は堅調に推移していると報告を受けています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比30パーセント以上減少した中小企業などに対して一律20万円を給付する「名寄市事業継続支援給付金」については、6月30日で申請期間が終了し、給付件数は476件、給付額は9,520万円となりました。

給付事業の第2弾となる「名寄市がんばる中小企業応援給付金」については、業種による影響を考慮した支援が必要と考え、飲食店事業者、バス・タクシー事業者、宿泊業事業者、それ以外の事業者と、対象業種ごとに給付金額を4つに区分しました。6月22日から申請受付を開始し、7月末時点の給付件数は356件、給付額は8,388

万5千円となっています。

また、市民などの消費を喚起し地域経済の回復と活性化を図る、商品券事業の第2弾となる市内店舗で利用できる「プレミアム付き商品券事業」については、7月19日から販売を開始しました。販売初日から多くの市民にご購入いただき、28日に6万セットが完売になりました。その後、より広く市民に行きわたるよう、3万セットの追加発行について、令和2年第2回市議会臨時会で議決いただき、準備期間を経て、9月7日から販売が開始されます。

（仮称）名寄市商工業振興基本計画については、7月28日に「名寄市中小企業振興審議会・検討部会」を設置、開催し、計画策定に向けた検討を開始しました。新型コロナウイルス感染症の影響で遅れた分、計画策定は年度をまたぐこととなりますが、次回以降、具体的な計画の内容などについて議論いただき、計画の策定を進めてまいります。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況、国や道の施策、市の経済状況を注視しながら必要な対策を講じてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における6月末の月間有効求人倍率は1.22倍で、前年同月比0.19ポイントの低下となっているものの、求職者に対し求人数が上回る状況は継続しています。

また、若年層の持続的な人材の確保がより一層重要となっていることから、7月3日、名寄公共職業安定所長、上川総合振興局長、上川教育局長と本市の4者で名寄商工会議所に対し、来春の新規学卒者の積極的な求人や円滑な採用を求める要請行動を行ったところです。

引き続き、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症が雇用情勢に与える影響にも注視しつつ、雇用の安定と促進に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内

各イベントが中止となったほか、JR北海道による観光列車の運転も取り止めになりました。

しかし、各イベント主催者において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、「自宅にいながら楽しめる」代替の特別企画が実施されました。

「ひまわりまつり」の特別企画では、7月になよる地域商品券や特産品が賞品となった「ひまわり開花日予想クイズ」や「キャッチコピーコンテスト」を実施し、子どもから大人まで多くの応募がありました。

また、8月には、名寄小学校と連携して、名よせ通り商店街を「ひまわり」をテーマに製作したパネルやちょうちんなどで装飾し、「ひまわりの街」づくりに一丸となって取り組みました。

「てっし名寄まつり」の特別企画では、8月5日20時から「市民納涼花火大会」を開催しました。事前に無料配布したおもちゃ花火を自宅前で一斉に楽しみながら、サプライズで打ち上げられた花火を鑑賞していただきました。

「風連ふるさとまつり」の特別企画でも、新型コロナウイルス感染症の終息を願って、告知せず打上火火を実施し、多くの地域住民が自宅から夏の風物詩を堪能しました。

次に、小中学校教育の充実について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、6月25日に第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会の第2回全体会議を開催し、本年度の研究活動が始まりました。

具体的には、教育経営の充実に関する研究グループでは、道教委の「学校力向上に関する総合実践事業」における地域指定の取組、コミュニティ・スクールや小中一貫教育のさらなる充実を目指した取組、学校における働き方改革の取組などを推進します。

教育研究（研修）の充実に関する研究グループでは、ミドルリーダーの育成を図る研修や小学校

外国語指導の充実を図る研修などを推進します。

教育指導の充実に関する研究グループでは、小学校高学年における教科担任制の効果的な運用に係る実践交流や故木原秀雄氏の生き方に関する読み物資料を活用した道徳科の授業研究などを推進します。また、ICTを効果的に活用した指導方法などの改善を図る研修を推進します。

市内の各小中学校における学力向上の取組については、道教委が配信しているチャレンジテストなどを活用し、2学期以降の指導方法の改善を図っています。

豊かな心を育てる教育の推進については、7月1日に第1回学校司書研修会を開催し、図書館運営について実践交流などを行いました。

いじめの根絶に向けては、7月29日に第1回心の教室相談員等交流会を実施し、教育相談の対応などに係る研修を行いました。

また、道教委が実施する「いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査」の調査結果を踏まえて、いじめの早期発見・早期解決及びいじめの未然防止に係る取組を進めています。

名寄市小中高いじめ防止サミットの開催については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、実施の時期や内容について検討しています。

今後は、各学校の児童会・生徒会における、いじめの未然防止に係る主体的な取組を推進し、いじめを許さない意識と態度を育ててまいります。

健やかな体を育てる教育の推進については、各学校の体力に係る課題に応じて体力テストを実施し、2学期以降の子どもの体力向上を図るための改善策を講じる取組を進めています。

特別支援教育の推進については、7月10日に名寄市特別支援連携協議会専門委員会第1部会の小中特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、困り感を抱える子どもへの支援や保護者との関わり方などについて研修を行いました。

信頼される学校づくりの推進については、6月24日に第1回名寄市地域学校協働本部連絡協議

会を開催しました。これをもって、市内すべての学校に地域学校協働本部が設置されました。また、7月9日に第2回名寄市地域学校協働本部連絡協議会を開催し、市内すべてのコミュニティ・スクールに地域コーディネーターが配置されました。

今後は、学校と地域コーディネーターが連携し、地域学校協働活動の充実を図る取組を進めてまいります。

学校給食では、小中学校の夏季休業期間における10日間の授業日に給食の提供を実施しました。暑い時期であることからサラダなどの和え物の提供を控え、食中毒予防の対策を施した献立としました。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

名寄市立大学への理解を深め、進路決定の参考としていただくオープンキャンパスを7月11日と8月2日に新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインにより行いました。2回合わせて動画配信に高校生276人、オンライン個別相談に41人の参加がありました。

なお、3回目のオープンキャンパスは10月17日の開催を予定しています。

新型コロナウイルス感染症に係る在学生への支援として実施した「名寄市立大学学生支援給付金」は、5月11日から申請受付を行い、7月末で781人中774人の学生に給付しました。

また、国からの支援策として新たに創設された「学生支援緊急給付金」は、6月17日に1次申請、7月31日に2次申請を行い、149人の学生が給付を受けました。

「名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）」の推進にあたっては、令和2年度から4年度にかけての中期実施計画の策定に向けて、大学内に設置している内部質保証推進委員会にて議論を進めているところです。

前期実施計画の総括から教育・研究の維持・向上を図り、弛まぬ改善に取り組むべく将来構想の着実な推進に努めてまいります。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

高齢者学級であるピヤシリ大学、瑞生大学、友朋学級は、3密を避けマスクを着用するなどの感染対策を講じながら、6月から授業や活動を開始しました。今後も名寄、風連、智恵文それぞれの地域の特色を活かし、幅広い学習の機会を提供してまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

夏休みの企画として、「一日司書体験」「こわいおはなし会」など子ども向けの行事を開催し、図書館に対する興味や関心を高めることができました。

8月4日から23日まで出版社の協力を得て、「北に生きる猫」の企画展示を開催するとともに、市民から募集した写真を掲示する「わが家の猫自慢」コーナーを併設しました。プロが撮影した写真パネルに加えて市民から寄せられた作品が、多くの来館者を楽しませてくれました。

8月からは、「作家たちの人間模様」をテーマとして、42回目となる文学講座を開催しました。作家や画家たちの交流が作品にどのような影響を与えたかを学び、歴史に名を残した人々の人生を振り返ったところです。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

来館者が多くなる夏季の観望会では、常に一組ずつの案内とするなどの感染対策を講じながら開催しました。

6月21日に起こった部分日食の観望会は、天候に恵まれ、部分日食の全過程を観測できました。また、石垣島天文台との協定に基づき、国立天文台と共同で行ったインターネット配信は、60万回以上の視聴がありました。

7月上旬からは、明るくなった「ネオワイズ彗星」の撮影を行いました。国内だけでなく海外の大手通信社からも掲載依頼があり、2千万件以上の閲覧がありました。また、インターネット配信も同時接続数が2,000件を超えるなど、過去に

ない盛り上がりとなりました。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備については、名寄市営球場バックネット裏に設置されている擁壁の一部に亀裂が生じ倒壊する恐れがあったことから、新しい擁壁の設置と亀裂箇所の修復を行いました。

スポーツ振興事業については、Nスポーツコミッション主催事業のジュニアスポーツアカデミーが、6月21日に開校しました。市内のスポーツ団体や運動部に所属している小学校5年生から高校3年生までの男女21人のアカデミー生は、阿部雅司校長のもとで、体カトレーニングやアスリートに必要な知識を学びながら、来年2月まで活動を行います。

また、健康づくりと地域経済活性化を目的とした、街中ウォーキングイベントも開催されています。第1回目として7月19日に「モチートを食べ、阿部雅司さんと歩こう」が開催され、61人の参加者が本市の特産品であるもち米を使って開発したスポーツフード「モチート」を食べ、エネルギーを補給し、ウォーキングを楽しみました。このイベントは10月まで月1回のペースで全4回開催される予定です。

スポーツ大会の開催については、例年開催されている「サンピラー国体記念サマージャンプ大会」など、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの大会開催が見送られましたが、7月以降は屋内競技も含めて、それぞれの団体が感染症対策を講じながら大会が再開されており、徐々に活気を取り戻しているところです。

次に、青少年センターについて申し上げます。

7月29日に名寄警察署の協力を得て、北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施し、青少年に対して有害となる図書・DVD・刃物の販売状況の確認やカラオケボックスにおける青少年深夜入場禁止の指導などを行いました。また、携帯電話販売店のフィルタリング機能の利用促進

状況を把握するため、市内全31店店舗の訪問指導を行いました。

放課後子ども教室については、6月に名寄地区と風連地区において、小学生と中学生を対象とし順次開講しました。

現在、3教室合わせて23人の子どもたちが、自ら学び考える力を身に付けるため、各教室で自学自習やテーマ学習に取り組んでいます。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

市民文化センターE N - R A Yホールは、5月で開館5周年を迎え、8月27日になよろ舞台芸術劇場実行委員会の主催による、開館5周年記念事業の演劇公演「フレップの花、咲く頃に」が開催されました。新型コロナウイルス感染症対策による入場者の制限はありましたが、市民が舞台演劇に触れ、感動を共有しました。

この演劇は、現在ドーリンスク市である昭和21年の樺太庁落合を舞台としていることから、名寄・ドーリンスクの交流30周年イベントとして、友好委員会から後援をいただきました。

5周年記念事業は、引き続き開催していく予定であり、今後も「文化芸術の拠点」「市民のコミュニティの醸成の場」として、市民に親しまれるホールづくりを進めてまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

青少年対象の「小さな自然観察クラブ」については、新型コロナウイルス感染予防対策のため、7月第2土曜日を初回として開催し6人が参加しました。本年度は、バス移動などを伴わない形式で、博物館周辺の身近な自然に焦点を当て観察や体験活動を12月まで計5回実施する予定です。

7月3日から8月25日の期間中、特別展「フクロウ」を開催しました。森の知恵者と象徴され、博物館、図書館の象徴にも使われるフクロウ類について、道内に生息する10種の生態や特徴を旭川市旭山動物園などから借用した剥製や幌延町在住の動物写真家・富士元寿彦氏が撮影した写真パ

ネルで紹介し、古来からの民話やアイヌの伝承など人との関わりについても解説しました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告といたします。

○議長（東 千春議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第1号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、全国で新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより生じた事態に対処するため職員が防疫作業等に従事した場合に支給される特殊勤務手当が人事院規則の改正により規定をされたこと、また近年件数が増加をしているヒグマの対応業務が危険を伴うほか、悪臭がするなど劣悪な環境での業務となることから、特殊勤務手当を見直すため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正をされたことにより、新たな省エネルギー性能の評価方法に対応した手数料を定めるとともに、長期優良住宅や低炭素建築物の認定手数料等の見直しを行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更につ

いてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本市も組織団体となっている北海道市町村職員退職手当組合の組織団体から山越郡衛生処理組合が本年3月31日付で解散したこと、また奈井江、浦臼町学校給食組合が本年9月30日付で解散により脱退することとなったことに伴い、本規約の変更について協議をするため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 議案第4号 令和2年度名寄市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 令和2年度

名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正しようとするものであり、歳入歳出それぞれに1億428万1,000円を追加し、予算総額を248億3,145万1,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして戸籍住民基本台帳事業費（名寄庁舎）829万4,000円の追加は、戸籍法の改正等に伴うシステムの改修経費を補正しようとするもので、財源についても同額を国庫補助金にて予算計上しております。

3款民生費における新型コロナウイルス感染症対策事業費595万3,000円の追加及び4款衛生費の母子健康支援・親子教室事業費190万9,000円、10款教育費の青少年育成費263万9,000円、文化センター費78万3,000円、児童センター費120万円の追加は、それぞれ新型コロナウイルス感染症対策に係る消毒薬等の経費を補正しようとするもので、財源についても同額を国庫補助金、道補助金にて予算計上しております。

9款消防費におきまして上川北部消防事務組合負担金582万4,000円の追加は、新型コロナウイルス感染が疑われる場合の心肺蘇生に対応するため自動心臓マッサージ器を導入しようとするものでございます。

10款教育費におきまして小学校教育振興事業費49万3,000円、中学校教育振興事業費256万6,000円の追加は、市内小中学校における修学旅行、宿泊研修において新型コロナウイルス感染症対策として実施をするバスの増便等に係る経費を補助しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更などに伴う特定財源の追加のほか、収支の調整を前年度繰越金で実施をしようとするものでございます。

次に、第2表、地方債補正では、臨時財政対策債について限度額を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 議案第5号 令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ1,263万4,000円を追加をし、予算総額を26億4,350万3,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。6款諸支出金におきまして令和元年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金などとして1,263万4,000円を追加しようとするものでありまして、歳入では9款繰越金において1,263万4,000円を

追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 議案第6号 令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものであり、歳入歳出それぞれ1,518万6,000円を追加をし、予算総額を20億2,139万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款教育費におきまして保育士修学資金事業費159万6,000円の追加は、北海道社会福祉協議会が実施をしている修学資金貸付け事業に市立大学の学生が採択をされたことにより補正しようとする

もので、財源につきましても同額を雑入にて予算の計上してございます。また、遠隔授業環境等強化事業費1,286万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策として遠隔授業環境を充実させるためにインターネット環境の強化、学生貸出し用端末の整備等を図ろうとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加に伴う特定財源の調整のほか、収支の調整については一般会計繰入金で実施をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 1点確認をさせていただきたいというふうに思います。

遠隔授業環境等事業費なのですけれども、オンラインでずっと授業をしているということだということですね。他の大学に行かれている方々の話を聞くと、一度も先生と対面して授業を受けたことがない、ずっと自宅でオンラインで授業している、大学に行った意味があるのだろうかというふうな不安を持っているというお孫さんの話をお聞きしたのです。それが名寄大学の中では新しく今年の春に入学した学生さんの中でそういった学校に一度も来ていない、先生と対面したことがないという学生がいらっしゃるのかどうか、これちょっと確認したいと思いますが。

○議長（東 千春議員） 丸箆大学事務局長。

○市立大学事務局長（丸箆啓一君） お答えしますが、遠隔授業、最初取り組んでおりまして、7月の第1週から1年生、それから4年生、それから3年生を中心に大学に来ていただいて、対面授業、限定された科目であります、行ってございます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それでは、一度も来

たことのないという学生さんはいないというふう
に受け止めていいのでしょうか。やはりいろいろ
市民の皆さんの中にもお孫さんなんか、そうい
うふうに大学生を持っている方々からは、そうい
ったオンラインだけの授業で本当にいいのだらう
か、またいろいろテレビの報道なんかで見るよう
に、心が病んでしまったというような話も聞いて
いると。そんなことですごく心配をされていて、名
寄の学生さんたちは大丈夫なのだろうかという声
をたくさん聞いているものですから、そのところ
を確認したいのですが、どうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 丸箆大学事務局長。

○市立大学事務局長（丸箆啓一君） 大学のほう
でもそういった懸念を解消するためにとりわけ7
月上旬、第1週、ほかの大学に比べてもちょっと
早いのではないかなというふうに押さえています
が、1年生の必修授業からスタートしてございま
すので、1年生では大学にまだ来ていないという
学生はいないというふうに認識しています。

○議長（東 千春議員） 全員についてはどうで
すか。2年生、3年生、4年生とかは。

○市立大学事務局長（丸箆啓一君） 1年生、3
年生、4年生については、まず授業を展開してご
ざいますので、これまで来てございます。2年生
については、必修授業、まだ展開してございま
せんが、各学科において学生の面談、そういったケ
アも含めた取組をしておりますので、大学のほう
に顔出していく機会をつくっているというふう
に考えてございます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 名寄大学、実習項目
がたくさんあって、実地、看護科も栄養科もそう
ですけれども、いろんなところにお邪魔しながら
の実習が増えてくるところかなというふうに思い
ます。そのところもこの間町内会のことで電話
でちょっと問合せがあったぐらい、いつもだつたら
直接来ていただくのだけれども、電話でちよつ
とお聞きしたいというような、そんな話もされて

いて、すごく大変な思いをされて、先生方も含めてですけれども、取り組んでいらっしゃるのだなというふうには思っているのですが、やはり何といても学生の皆さんが元気でいてもらわないと私たち市民も安心できませんので、その辺のところをぜひ配慮していただくことを強く求めて、終わります。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 議案第7号 令和2年度名寄市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 令和2年度名寄市下水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、名寄下水終末処理場に係る新型コロナウイルス感染症対策経費の追加に伴い補正をしようとするものでございます。

まず、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入では他会計繰入金に350万円を追加し、総額を5億4,581万7,000円にしようとする

するものでございます。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出では名寄下水終末処理場感染症対策工事費を350万円追加し、総額を10億7,950万5,000円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第11 議案第8号 令和元年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第9号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第10号 令和元年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第11号 令和元年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第12号 令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第13号 令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第14号 令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第15号 令和元年度名寄市立大学特別会計決算の認定について、議案第16号 令和元年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第17号

令和元年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上10件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号から議案第17号までの令和元年度名寄市一般会計決算、各特別会計決算、病院事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、議案第8号から議案第10号まで及び議案第13号から議案第15号までは令和2年5月31日、議案第11号、議案第12号、議案第16号及び議案第17号は令和2年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議案第8号外9件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号外9件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

正副委員長の互選が行われましたので、結果を報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に東川孝義議員、副委員長に山崎真由美議員、以上であります。

○議長（東 千春議員） 日程第12 報告第1号 令和元年度名寄市一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 令和元年度名寄市一般会計継続費精算報告について、提案の理由を申し上げます。

本件は、継続費により事業を実施をしております北斗・新北斗公営住宅建設事業が完了したことに伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月1日から9月15日までの15日間を休会としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月1日から9月15日までの15日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時27分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 遠 藤 隆 男

署名議員 川 村 幸 栄

令和2年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和2年9月16日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 宮 本 和 代 君
健 康 福 祉 部 長 小 川 勇 人 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建 設 水 道 部 長 木 村 睦 君
教 育 部 長 河 合 信 二 君
市 立 総 合 病 院 院 長 岡 村 弘 重 君
市 事 務 部 長 丸 箸 啓 一 君
市 立 大 学 学 長 丸 箸 啓 一 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 廣 嶋 淳 一 君
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 末 吉 ひ と み 君
監 査 委 員 鹿 野 裕 二 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 伊 藤 慈 生

○議長（東 千春議員） 本日の会議に11番、佐藤靖議員から遅れる旨の届出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 富岡達彦議員

9番 清水一夫議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

地域医療の充実に向けて外1件を、東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

大項目の1番目、地域医療の充実に向けて伺います。名寄市立総合病院は、名寄市の市立病院であると同時に道北拠点病院としての役割を果たしており、平成27年8月からは救命救急センターの指定を受け、一般診療から高度、特殊医療、急性期医療から慢性期疾患、一次救急から三次救急まで全ての医療を担っているほか、サテライト診療や地方への医師派遣など地域医療支援事業にも取り組んでいると認識をしております。市立総合病院は、まさに道北三次医療圏の救命救急センターであり、年間約2,000件の救急車の搬入患者さんの受入れ、またドクターヘリやドクターカーを駆使した救急医療体制は、まさに広大な地域の人々の命を守るために重要な使命を担っていただいております。そこで小項目の1番目、新名寄市病院事業改革プランの評価について伺います。新

名寄市病院事業改革プランは、平成28年度より5年計画で進められ、令和2年度が最終年度となります。平成30年度には、経営形態を地方公営企業法全部適用に移行し、病院収益を示す純損益は計画の2億5,100万円を上回る800万円の純利益を計上しております。また、令和元年度の詳細は決算審査特別委員会で報告されると思いますが、資料を見るとコロナ禍の影響を受けながらも純損益は変更後の計画に対して2億4,900万円のプラスとなっております。この結果は、各部門における目標の設定、達成度評価など総合的な効果により反映されたものであると思います。そこで、この4年間における経営の効率化に向けての数値目標である経常収支比率、医業収支比率、経費削減項目などについて、また地域医療構想を踏まえた地域包括ケアシステムの構築についてどのように評価をされているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、新たなプラン作成に向けての課題についてお伺いをいたします。新名寄市病院事業改革プランの最終年度に当たり、予想もしなかった新型コロナウイルス感染症の対応により、令和2年度第1四半期は計画を大幅に下回る結果となっております。当面は新型コロナウイルス感染症と並行した対応となると思いますが、目標達成に向けて最終年度の主な取組について伺います。また、今年度は新たな事業プラン作成の時期と聞いておりますが、その作成に向けての課題についてもお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、上川北部医療連携推進機構の進捗経過について伺います。名寄市立総合病院と士別市立病院では、道内では初めての地域医療連携推進法人の設立に向けて具体的な準備が進められていると思います。先日上川北部医療連携推進機構に対して9月1日付で北海道より認定するとの報道がされておりました。そこで、事業スケジュール、医療連携推進業務の内容、設立時役員並びに当面の事業計画についてお伺いをいた

します。

次に、大項目の2番目、継続的な除排雪体制の確保に向けて伺います。小項目の1番目、現状の除排雪についてであります。名寄市の除排雪の歴史は昭和33年に自衛隊の地区施設隊が訓練の一環として除雪が実施され、同時に開発局による除雪も開始されたとの記録があります。その後歴史を重ねる中で、名寄地区は平成15年に、風連地区は平成20年に除排雪業務の全面民間委託を行い、現在に至っております。現在名寄地区の委託先は、名寄三信環境整備事業協同組合8社の共同体で、風連地区は風連環境保全事業協同組合9社で業務を担当されております。除排雪委託費は大きく除雪委託費、排雪委託費、積込み運搬委託費、雪堆積場委託費に分かれておりますが、ここ数年の実績内容について伺います。また、名寄地区及び風連地区の除雪出動基準、除雪延長距離と歩道除雪延長距離についても併せて伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、道内他市における対応状況を含めた考え方について伺いをいたします。除排雪業務は、冬の安全な交通を維持し、市民の通常生活を守るだけでなく、救急、緊急車両の通行を確保することにより市民の生命、財産を守るという責任感と使命感から、降雪量の多少にかかわらず、降雪期に入ると除雪業者の方々は暴風雪等の緊急時や異常気象時の対応を常に考え、出動する体制を整えております。しかし、ここ2年間は暖冬、少雪により国及び北海道は除雪体制の維持、確保を図るために委託経費を実態に即した算定に見直すとともに、委託先での経費削減に向けて除雪機械の官貸車化を積極的に推進しております。名寄市における除排雪車両の名寄地区、風連地区の貸与の内訳並びに除排雪業務における設計基準について伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、安定した除排雪体制の維持に向けて伺いをいたします。除排雪業務が民間に全面委託された頃は、一定程度の降雪量に

加え、夏場には土木事業が実施をされてきたところでもあります。また、除排雪業務に携わる業者の方々は、災害発生時にはいち早くその対応に向けて、車両の維持管理も行っておりますが、特に除排雪として冬場だけ使用する車両は年式も古く、経年劣化も含めて維持管理費用が年々増加しているとのことであります。そこで、冬場だけに使用する車両の機械損料並びに経費率の実態と北海道単価との設計基準との比較も含めて伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） おはようございます。東川議員からは大項目で2件の御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は建設水道部長からとなりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、地域医療の充実に向けての小項目1、新名寄市病院事業改革プランの評価についてお答えいたします。市立総合病院の令和元年度の収支につきましては、病院事業収益で98億3,420万円、病院事業費用で98億5,858万円となり、差引き2,438万円の単年度純損失を計上しての決算となりました。この結果、経常収支比率は99.2%、医業収支比率95.6%となり、赤字決算ではございましたが、改革プランでの目標値をそれぞれ2.0%、1.7%上回る良好な数値となりました。決算の分析といたしましては、患者数が入院で9万8,183人、外来で22万6,707人となり、前年度と比較し入院で469人の減少、外来では2,282人の減少で、入院収益は4,715万円の減少となりましたが、外来収益では1億1,616万円の増加となったことが収益を支える形となりました。しかし、決算全体といたしましては、特別利益と特別損失の部分で前年度より1億1,743万円の改善があったことが大きく影響しています。改革プランの評価につきましては、まだ外部評価の結果を得ておりませんの

で、公表する段階にございませんが、経営手法や経営形態の見直しでの目標は達成できており、地域医療構想を踏まえた役割についても地域医療連携の充実や名寄市立大学との連携を強化するなど、十分な評価を得られるものと考えております。

次に、小項目2、新たなプラン作成に向けての課題についてでございますが、今年度第1四半期の推計値では、入院と外来の収益が対前年同期比で1億8,119万円、率で8.7%の減収となっており、新型コロナウイルス感染症に起因する影響を大きく受けた結果となっています。4月からの診療報酬改定で加算されました分を除きますと、さらに影響額は大きなものになります。この影響額を年度内で回復することは困難であります。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業による交付金や支援金において一定額の補填が見込まれるほか、できる限りの増収対策等経費の節減で経営の危機的状況は回避したいと考えております。しかし、今後の感染状況によりましては、想定もできない状況になる場合もあると捉えております。改革プラン最終年次の取組といたしましては、医業収支に対するアプローチは大きく変わりませんが、地域連携においてネットワークシステムの更新や機能追加を行うこととしています。今後のプランづくりにつきましては、国から新たなガイドラインが示されることとなっておりますので、その内容を確認した上で、現行の改革プランを見直す形で対応していくことを予定しております。課題といたしましては、引き続き経営の健全化が強く求められることになると考えております。

次に、小項目3、上川北部医療連携推進機構の進捗経過についてでございますが、地域医療連携推進法人上川北部医療連携推進機構につきましては9月1日付で知事の認定があり、法人の変更登記手続を行って以降に活動を開始する予定となっております。法人の設立目的は、少子高齢化や過疎化の中で、地域医療構想の実現を図り、地域包括

ケアシステムの実現に寄与し、急性期から慢性期までの医療を安定的に提供することとされています。設立時役員は、佐古和廣先生を代表理事といたしまして、名寄、士別両市の病院事業管理者、院長等の6名で構成されています。当面の事業スケジュールにつきましては法人の理事会で協議されることとなりますが、事前の計画書の中では診療機能の集約化や分担、両病院の効率的な収益改善のための取組などを行っていく運びとなっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） おはようございます。私からは、大項目2、継続的な除排雪体制の確保に向けてについてお答えさせていただきます。

まず、小項目1、現状の除排雪作業体制についてですが、本市の除排雪業務については除雪業務、排雪業務、積込み運搬排雪業務、そして雪堆積場の雪割り業務と4つに分けて、全てを民間企業に業務委託しており、毎年度名寄地区については名寄三信環境整備事業協同組合、風連地区については風連環境保全事業協同組合に業務委託し、実施しているところでございます。御存じのとおり、昨シーズンは近年で最も少雪であり、その降雪量は615センチメートル、最大積雪深が70センチメートルで、過去5か年の平均と比較いたしましても降雪量で96センチメートル、最大積雪深では47センチメートル少ないシーズンでありました。お尋ねの除排雪業務に係る委託料のここ数年の実績であります。名寄、風連の両地区の合計で昨シーズンは除雪業務委託料で約2億1,700万円、排雪業務委託料で約8,400万円、積込み運搬排雪業務委託料で約7,900万円、雪堆積場雪割り作業が約600万円となり、委託料合計で約3億8,700万円となりました。平成30年度においては、除雪業務委託料で約1億9,200万円、排雪業務委託料で約1億2,200万円、積

込み運搬排雪業務委託料で約1億3,700万円、雪堆積場雪割り作業が約500万円となり、委託料合計で約4億5,600万円でありました。また、近年で降雪が最も多かった平成29年度においては、除雪業務委託料で約1億8,800万円、排雪業務委託料で約1億4,000万円、積込み運搬排雪業務委託料は1億4,500万円、雪堆積場雪割り作業は約500万円となり、委託料合計で約4億7,800万円であったところです。

次に、除雪の出動基準ですが、名寄地区、風連地区ともに10センチ以上の降雪があった場合、また10センチ以上の降雪が見込まれる場合や降雪はなくとも風の吹き込み等により道路に吹きだまりの発生がある場合に出勤としているところでございます。また、昨シーズンの除雪の実施延長につきましては、市街地域では名寄地区が約13.6キロメートル、風連地区は約2.2キロメートル、郊外地区では名寄地区が約14.3キロメートル、風連地区で約13.3キロメートル、歩道除雪延長につきましては名寄地区で約40キロメートル、風連地区で約21キロメートルとなっているところでございます。

続きまして、小項目2、他市における対応状況についてお答えいたします。まず、本市の除排雪車両の貸与の内訳ですが、本市では名寄地区7台、風連地区7台を貸与させていただいておりますが、業者所有の車両が名寄地区46台、風連地区13台となっておりますので、約19%の貸与率となっているところであります。除排雪委託業務における設計基準ですが、除雪業務及び排雪業務については本市独自の基準により設計を行い、シーズンの請負契約として発注し、契約の際には上下限30%の増減範囲を設定させていただいております。なお、積込み運搬排雪については全路線が交付金対象となる雪寒指定道路であることから、設計基準等については北海道とほぼ同様となっております。

次に、小項目3、安定した除排雪体制の維持に

向けてについてお答えいたします。まず、車両の機械損料の単価についてですが、機械損料は請負業者の車両機械の減価償却費や維持修理費、管理費等であることから、設計の積算に使用している機械損料単価については基本的に北海道と同様であります。諸経費等については、積込み運搬排雪は設計基準、諸経費ともに北海道と同様でございますが、除雪業務と排雪業務は、さきにも述べさせていただいたとおり、本市の独自設計となっていることから、諸経費についても独自の経費率となっております。安心、安全な冬の市民生活を守る上で除排雪については重要な業務であると認識しております。よりよい除排雪の在り方について市民の皆様からいただいた声はもちろんのこと、受託業者とも協議をさせていただきながら、よりよい冬の道路環境の創出に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） それぞれの項目、御丁寧な答弁をいただきました。改めて質問をさせていただきたいというふうに思います。

地域医療の充実に向けてということで、それぞれ小項目3点にわたって詳細な説明をいただきました。新名寄市病院事業改革プラン、経常収支比率あるいは医療収支比率、それぞれ計画を上回ったというふうなことで今御説明をいただきました。それぞれ各部門での取組が最終的な結果につながったのかなど。令和元年度の結果については、2,437万7,000円、純損失というふうなことで、これも最終的には純損失でありますけれども、先ほど冒頭で壇上でもお話をさせていただいたように、当初の計画に対しては大幅なプラスになっているというふうな形だというふうに思います。

それで、今細かい説明はなかったのですが、コロナ禍で経費削減という形の中では、先ほど答弁の中でも若干お話があったような気もする

のですけれども、材料費対医業費収支比率、この辺も非常に影響してくるのかなというふうに思っております。人件費の割合を示す職員給与対医業収支比率、この辺は30年度まで大幅に目標クリアをしているというふうに思うのですけれども、令和元年度、材料費対医業費比率、この辺がどういふふうになっていて、昨年度からだと思うのですけれども、共同購入、これも進められているというふうに思うのですけれども、これらを絡めてどういふふうな結果になっているのか改めてお伺いをさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 経費削減項目でございます材料費対医業収支比率ということでございますが、ここの部分についてはちょっと今数字を直接まだここの部分を出してございませんでした。申し訳ございませんです。後ほど正確な数値を報告させていただきたいというふうに思いますが、ここの部分で材料費というものはその時々診療費によって、診療の内容によっても大きく違ってくる部分がございます。特に近年でありますと、高額な抗がん剤等が使用されるということになりますと、物すごく高額な薬剤費、材料費に響いてくるというようなことにもなってございます。薬剤を除く一般の診療材料等につきましては、事業者が行います共同購入のほうに参加する方式を取ってございまして、細かい1点ずつのこれまで行ってきておりました独自の交渉でかなり安く購入できていたと考えていたものもその共同購入によってさらに安く購入できるというようなこともたくさんございました。院内では、この診療材料の部分を見直すための会議を設置いたしまして、医師、看護師、そのほか各部門の職員が毎月チェックをするような形で、新たな材料のほうが無効であればそれに切り替えていくというようなことを協議をして、毎月の病院の経営会議の中で確認をしていくというような作業を継続しております。こうした部分でかなり材料費

が継続的に増加していく傾向のものを抑え込むことができたかなというふうに思っております。ただ、そういったスケールメリットというのは出てくるのですけれども、直近でいきますとコロナの関係で感染対策資材等につきましては物すごい価格変動がしておりますので、ここは今共同購入で購入していたものでさえもかなり高額な形に変わってきているということでございますので、今年につきましてはかなり影響が出てくるのではないかとこのように見えています。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今改めて材料費対医業収支比率の部分、細かい数字は別としてもそれぞれ取り組んでいる経過について御答弁をいただきました。独自の購入よりもやはり共同購入をすることによってスケールメリットが出ているというふうなお話だったのかなというふうに思います。これも引き続き、今のコロナの部分についてはいづれにしてもこの状況の中で対応せざるを得ないというふうに思いますので、それも含めた中で取組をさらに強化をしていただければなというふうに思います。

先ほど令和元年度の患者さんの取扱いというふうなことで御報告をいただきました。入院、外来ともに減ったのですけれども、収益そのものは入院のほうが減って、外来のほうで1億円ぐらい増えたというふうな御説明だったかというふうに思います。いづれにしても、今年、先ほど来お話出ているように、コロナ感染症の対応の施策、いろんなもの、その状況に合わせた取組を進めていかなければならない現状にあるというのは十分理解をいたします。それで、先ほどちょっとお話出たかと思うのですけれども、4月以降の診療報酬の改定の部分、これ正直この令和2年度にどのような影響を与えていくのかなと。非常に厳しいようなお話も先ほどされたというふうに伺ったので、もう少し詳細について分かれば改めてお伺いをさせていただきますというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 今年度の診療報酬改定の部分、これは病院によっていろいろ影響が違いますけれども、平均値では一応診療分ではプラス、薬価の部分ではマイナスというような形で改定をされておりました。それと、プラスしまして、当院ではDPCの係数が地域医療係数でいきますと北海道で1番、全国で13番というような高い係数をいただいているところでございますので、その分の上乗せ分が本当は跳ね返っていると、4月以降については。そういう中でありますけれども、やっぱり患者数の減少、制限した部分への影響というのが出ていますので、実質的に、先ほどお話ししましたとおり、実際の対前年度比の数値よりも本来的には診療報酬としては得られているというはずでございますので、影響額としては大きくなるという考え方になるということでございます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 当初の改定の部分、診療プラス、薬価はマイナスというふうな形の部分ではあるけれども、やはり今回のコロナの部分もまたここにも出てきているのかなと。今御説明あったように、DPCの係数が北海道で常にここ何年か1番というふうなこと、全国で13番目、これを維持しながら、さらにいろんな体制の取組について強化を進めていただければなというふうに思います。いずれにしても、最終年度という形の中では非常に厳しい取組になっていくのかなというふうに思いますので、先ほどお話していたように、例えば薬価の問題にしても各月それぞれのところで会議を開きながらそれぞれの情報交換をして進めているというふうなお話もございました。さらに、その辺の取組の強化をお願いをしたいというふうに思います。

それに基づいて、今年最終年度で、新たなプラン作成に向けての課題というふうなことで、先ほど国から新たなガイドライン、この辺がまだ明示

をされていないというふうなお話もございました。令和元年度の中で企業債、これを財源として人工心肺装置だとか、あるいは放射線DRパネル、撮影台及び超音波内視鏡レポートシステム、これらの医療機器、これを整備をされたというふうな報告が出されております。今後に向けて医療機器の更新を含めた大型の設備投資、現状を踏まえた中でどのようにお考えになっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） いわゆる大型医療機器につきましては、これまでの中で主なものに、特にMRIですとかCTですとか、こういったものは計画的に更新をしてきました。また、医療機器とは言いませんけれども、多額の経費を要します電子カルテ、こちらについても更新をしてきたということでございます。次の改革プランにつきましては、夏ぐらいに厚労省のほうからガイドラインが示されるものというふうになっていましたけれども、ちょっといまだ示されていないということございまして、ガイドライン、プランをどんなふうにつくれということになるのか、章立ての部分もまだ見えてこない。また、どの辺がポイントになるのかということもまだちょっとはつきりしないというような状況になりますので、どんなふうになるか分かりませんが、大型医療機器につきましてはこれまでも行っておりましたが、起債償還の圧迫にならないようにそうした今後の起債償還額のピークを見ながら、計画的に数億円単位の医療機器については更新していこうということで考えています。今直近で大型医療機器で更新が必要なものというものにつきましてはない状況にございますが、電子機器相当になりますので、長くても大体7年から10年といったサイクルでは更新が必要になってまいりますので、それらを見越した上で新しい改革プランの中には盛り込んでいくことになるというふうに考えてございます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 起債償還のピークというか、その範囲内というふうなお話もございました。いずれにしても、名寄市立総合病院、先ほど壇上でもお話をさせていただいたように、高度、特殊医療、急性期医療というふうなものを担っているというふうな形の中でもお話はありました。やはり計画的な設備の更新、この辺をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

先ほど市立総合病院、DPCの係数、北海道一というふうなことでお話がございましたけれども、昨年11月19、20日に日本医療機能評価機構による訪問審査結果、訪問審査というか、訪問審査を受審をされていると思いますけれども、いろんな取組の内容が個々にあったと思うのですけれども、この中で改善要望等の指摘だとか、その辺の内容があったのかどうか、その辺の結果について御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 医療機能評価につきましては、目的といたしましては医療の質向上を図るということを目的としております。当院は平成11年に初めて医療機能評価機構の審査を受けまして、当時道内の公立病院で初めて認定をされて、昨年第5回目の更新ということで受審をいたしまして、認定を受けたということでございます。これにつきましては、全国8,273病院のうち2,150病院が認定を受けているということでございまして、それぞれの病院の規模に応じた基準、バージョンがございますけれども、当院といたしましてはサードグループバージョン2.0という部分での一般病院に精神科病院というカテゴリーで受けています。基本項目で91項目、副項目で26項目の審査を受けているということでございます。これにつきましては、分類としましてはS、これは秀でています。A、適切に行われています。B、一定の水準にありますと。C、水

準に達していませんねという4段階で評価をされておりまして、前回の審査と比較いたしまして、A評価では一般領域で12%増、精神科領域では28%増加いたしました。特筆部分では救命センターを有しているということとドクヘリ、ドクターカーの搬送体制をしいているということで、救急医療の機能につきましてはS評価というところをいただいております、これC評価がありますと認定になりませんので、そこは受けていないということでございます。今後も認定病院といたしまして安全、安心、それから信頼を得られる医療サービスを提供していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 5回目の更新も無事今までの取組の中で継続というふうなことでの御答弁だったかなというふうに思います。それぞれ、今御説明あったように、4段階の中で特に救命センター、ドクターヘリ、この辺の取組についてはSの評価というふうなことで、ふだんそれぞれの部門で取り組まれている結果というのがここにも現れているのかなというふうに思います。いずれにしても、今まで蓄積されたいろんな取組、この新病院改革プランに基づいて次のステップに結びつけていただくようにやはり医師、看護師はもとより、職員の皆さんの連携をさらに求めておきたいというふうに思います。

次に、今お話を伺った中で特に今後連携を深めていかなければならない上川北部医療連携推進機構、この辺についてお聞きをしたいというふうに思います。先ほど設立時の役員等については代表で佐古前院長が就任をされて、6名それぞれ名寄市立総合病院と士別市立病院というふうなことで分かれてスタートしていくというふうなお話もございました。いずれにしても、いろんな取組を進めるに当たってもやはり人口減少というのは今後その中では非常に厳しい取組になっていくのかなと。ある資料によると、道内の人口ですけれども、

2045年、ここには現在の人口から120万減って、約400万人になっていくのではないかと、高齢化率はさらに10ポイント上昇して43%になるのではないかとというふうな予測もされております。その中であって、やはり地域医療の体制というのは医師の確保、あるいはその偏在と、あるいは一方では働き方改革だとかというふうなことで取組が二分をしていくというか、相反する部分もあって、非常に今後この取組というのは重要になってくるのかなと。いずれにしても、診療機能の充実、あるいはその集約化、分担だとか、あるいは病床規模の適性に合わせた取組、それぞれの特性を生かしたというふうな形になっていくのかというふうに思いますけれども、現状分かる範囲で名寄総合市立病院と士別市立病院との、どのような適性といいますか、運営を図っていかうとされている、現状の分かる範囲でお聞かせをいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 連携法人につきましては別法人ということでございますので、その点につきましては御理解をいただきたいというふうに思いますが、かねてから士別との協議の中で、それから地域医療構想調整会議の中で議論されてきたことにつきましては、役割の分担をどうするのかということでございました。士別市立病院につきましては、急性期医療を極力名寄市立総合病院のほうに集約化をして、慢性期、それから回復期の医療を担うという方向に転換をされてきたということでございます。そういう形になりました、名寄市立総合病院といたしましては二次医療圏、それから道北の三次医療圏の中でも急性期医療を担うことができる数少ない病院になってきたということでございまして、ここから先で1つだけポイントになるのは、やはり若手の医師を育てることができる病院しか大きな病院として残ることができないというのが、新たな専門医制度などに参加できる機能を持っていないければ

ならないと。そのためには、一定数のやっぱり症例数が必要になってきます。若手の医師を育てるためには、当然指導する医師もいなければならない。指導する医師の専門医の資格を更新するだけの要件を満たした病院でなければならないと。ここが医師を確保できるかできないかの決定的な境目になってきたということでございます。そのためには、やはり一定程度の集約化を進めなければならない。それでなければ、この地域から急性期医療がなくなってしまうということになってしまいますので、その辺につきまして事業管理者、院長同士これまでも話を続けてきたということでございます。名寄と士別の大きな点といたしましては、そういった役割を明確化するというところでございますし、今後につきましては名寄市立総合病院ができるだけ各分野の医師を集めて、士別だけでなく、このエリアの中に診療応援もしていくことが可能になるようにと、その礎をつくらうということでございまして、まず2病院で連携推進法人をつくったということでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 役割を明確化、あるいは分担をしていくという形の中で、名寄市立総合病院については救急急性期医療というふうなこと、士別市立病院については回復期、慢性期と。いずれにしても、その中では名寄市立総合病院、毎年研修を含めて多くの方が来られていますけれども、若手の医師を育てていくというふうなことの環境づくりといいますか、それも並行して進めていかなければならない、継続した取組になっていくというふうなお話だったかというふうに思います。いずれにしても、名寄市の人口の中でこれだけの三次医療まで担う病院があるという形で、新たな連携を進めていくと。今はスタートとして名寄市立総合病院と士別市立病院という形ですけども、いずれにしても今後それをベースとしながらやはり道北地域の医療を担っていくというふ

うな形の中でさらに取組をお願いをしたいというふうに思いました。いずれにしても、名寄市立総合病院というのは名寄の市立病院であると同時に、やはり道北の三次医療圏の救命センターの役割を担っていただいているというふうに認識しております。先ほどもお話しさせていただきましたように、新名寄市病院事業改革プラン、最終年度、予想もしなかったことの中で非常に厳しい状況にありますけれども、地方公営企業法全部適用後のいろいろな前向きな取組、やはりこの中で書かれているのが柔軟で効率的な組織運営と経営改善の継続に向けてというふうな形の中で、いろいろな施策が今も実施をされているというふうに思います。さらに、この施策にお話をしていただいた取組を進めていただくことを御期待申し上げて、次の質問に移らせていただきたいと思いますというふうに思います。

継続的な除排雪体制の確保ということで先ほど御答弁をいただきました。それぞれの年間の降雪量、それから委託費の費用の内訳について御説明をいただきました。令和元年度、平成29年から比べると非常に減っているというふうなこと、ここ2年ぐらい暖冬少雪というふうなことで、令和元年度はここの5か年の平均で見ても降雪量が96センチ、積雪量も47センチ少ないというふうなお話だったかというふうに思います。それに伴って委託金についてもそれぞれ令和元年、30年、29年とお話、御説明をいただきました。29年、30年から比較をすると、降雪量と併せてそれぞれ委託費の関係の費用、大幅に減っているというふうなお話でございました。それで、各5か年の先ほど年間降雪量、積雪量というふうなお話をいただいたのですけれども、平年の降雪量、算定といえますか、基準、これをどこをベースにして、突発的に多いだとか少ないだとかというのは恐らく外されているのかなとも思うのですけれども、設計基準というのはどこをめぐりにして出されているのか、この点についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） 今議員のほうから設計の基準となる数量の考え方についてというお話だったかと思っております。除雪の基準につきましては、過去の実績などから独自の設計数量に該当する基準、いわゆる日数を設けさせていただいているところでございます。名寄地区、風連地区それぞれの市街地、郊外地にこの日数を設定させていただいて、発注のほうさせていただいているところでございます。排雪につきましても同様に名寄地区、風連地区それぞれに、こちらは排雪量の基準となる運搬ダンプの台数として設定をさせていただいているところでございます。積込み運搬排雪につきましては、北海道の基準で示されている基準に沿っているということから、名寄市の積込み運搬排雪を行った前年までの実績、先ほどお話あったとおり、極端に多い年、少ない年を除きまして、3か年の平均を基準の数量として使用させていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今それぞれ除雪は日数、それから排雪はダンプの数量、その基準に、もう一度改めて、私もちょっと理解不足の点もあると思うのですけれども、当然それには一定程度の降雪量、これを予測した中でその辺の日数だとか、そういうのも算定されるのかなという、先ほど除雪の出動基準、10センチというふうなことで、あくまでもそれに加えて降雪が見込まれるという形の中で除雪を行うと、出動するというふうな基準で御答弁をいただいたかというふうに思います。いずれにしても、この除雪、排雪それぞれの委託費を算定するに当たっては一定程度の降雪量、この辺目安に算定をしていくのではないのかなというふうに思いますので、その辺もう一度ちょっと御説明をいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） 今お話しさせていただいたとおり、除雪、排雪につきましては名寄市の独自の設計基準を使わせていただいております。議員お話しのとおり、これまでの過去の平均降雪量ですとか出勤回数、稼働時間なども考慮しながらその辺の日数、さらにはダンプの台数等々をつくらせていただいて、設計の基準として利用させていただいているということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今過去の平均降雪量というふうな形の中で御答弁をいただいたかというふうに思います。今ここ何年か非常に積雪というよりも降雪量が少なくなって、当然積雪量も減ってくるという形の中で、実は道のほうでも今までそれぞれ設定をしていた基準の中で、やはり各それぞれの除排雪の業者の皆さんというのは一定程度の降雪量に合わせた機械なり、いろんなものを、人も含めてですけれども、手配をされているというふうに聞いております。その中で先ほど名寄市の除雪、排雪は名寄市独自の設計基準だというふうなことで、シーズンの請負契約になっていると。基準日数の上下3割までは請け負い、超えた分については設計変更の対象というふうな形だというふうに思うのですけれども、やはり一定の最初の設計基準というのは当然予算の関係もあるし、必要だし、それは設定をしていかなければならないというふうには思うのですけれども、今後暖冬だとか少雪が予測される中で、極端な少雪の場合、やはり設計変更だとか、あるいはそれに基づいた協議というのは、今もちょっとやられているのか、詳しいのは分からないのですけれども、その辺の考え方について改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） 先ほどお話しさせていただいたとおり、除排雪につきましては冬の安全な冬期間の道路空間を確保するため非常に

重要な業務だというふうに認識しているところでございます。ただいま委託させていただいておりますそれぞれの請負業者様からもいろんなところで様々な課題というところで御提案いただいておりますし、そういったことから我々も少しずつそういった協議をさせていただいて、除雪のほうを、よりよい除雪体制のほう構築させていただきたいというふうに考えているところでございます。それで、今後におきましてもそういった協議をしながら、あくまでもこれにつきましては予算の制約もございますけれども、少しでもよりよい除雪体制の構築を目指して進めていきたいと思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） いずれにしても、その年の降雪量が多い、少ないにかかわらずやはり、先ほどありましたように、一定程度の降雪に合わせた各それぞれの除排雪の業者さんはそれぞれの機械を持ちながら対応されているというふうな現状にありますので、今、今後もそれらについての協議を進めていかれるというふうなお考えをお聞きをしました。改めてこの辺についてはお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

除排雪の業者さんだけではないのかもしれないのですけれども、やはり新しい人、あるいは若い人を養成をしていくというふうな中で、特にこの除排雪というのは、例えば今までこっち、右回りだったのを今度左回りにしてくださいという形にされると、市民の方は自分のところばかり来るから反対回りにしてくれたらまた違うというふうな、でも本当に除排雪の業者さんというのは雪の降る前にどういう状況なのかを見ながら実際に冬場の除排雪に臨んでいるという中では一長一短に除排雪のオペレーターは育たないというふうなお話も伺っております。非常に育成者の対応については苦慮されているということなのですけれども、直接建設水道部に該当するかどうか別としても、この育成者の養成に対してもしお考えがあればお伺

いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） 除雪機械の運転手さん、さらにはオペレーターさんは非常に高齢化が進んでいると伺っておりますし、若年層の担い手不足というところも非常に叫ばれていらっしゃる、そういった中で大変御苦労されて除雪業務に当たられているということは、我々のほうも認識させていただいているところでございます。現在そうした人材確保、さらには育成につきましては、名寄市中小企業振興条例の名寄で人づくり事業というもので今年度4月から改正のほうさせていただきまして、支援の充実、強化というところを図らせていただいたところではございます。ただ、委員おっしゃられたとおり、育成とか技術の継承というものについては非常に時間を要しまして、育成を図るための手段や手法につきましては除雪業者さん含めて関係機関と協議をさせていただきながら、将来の除排雪体制の維持がしっかりできるように行政といたしましてもできることについて少し検討していく必要があるものかなと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今部長から御答弁いただいたように、直接の部分ではないかもしれないのですが、ぜひその取組の強化をお願いをしたいというふうに思います。

それで、他市における対応ということで、名寄市の除雪、排雪、積込み運搬、それぞれ先ほど御答弁をいただきました。積込み運搬排雪については、設計の考え方等については道に基づいていると。除雪、排雪については、名寄独自の設計基準というふうなことで先ほど御答弁をいただいたかなというふうに思います。実際にかかる除排雪で出勤する経費といずれにしてもそれに伴う共通仮設費だとか、あるいは現場管理費、一般管理費、これは正直言って除排雪、積雪、降雪量の多い、

少ないにかかわらずこれは一定程度かかってくるのかなというふうには思うのですが、どうもこの辺の計算基礎というのがある面では水準の部分、積込み運搬は道の水準というふうな形になっているのですが、実際除雪、排雪のこの辺の名寄市独自の考え方、道単価の部分と比較をしてどのような現状なのかなと分かる範囲でちょっと御説明をいただければなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） 名寄市の除雪と排雪の委託費につきましての委託設計の概念というものが名寄市独自の積算法とさせていただいておりますので、北海道と単純比較というものはできないのかなというふうに思っております。ただ、設計に使用させていただいております労務単価ですとか機械損料、さらには燃料単価等につきましてはほぼ北海道と同じ単価を使用させていただいております。先ほど来お話しさせていただいております積込み運搬排雪については、設計基準単価については北海道と基本的には同じとさせていただいております。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 労務単価、燃料、機械の損料、北海道と同じというふうなことでの御答弁だと。降雪量、積雪量が減ることによってかかる固定費の部分というのは、いずれにしてもそんなに大きく変わってこないというふうな現状でお話を伺っております。この辺先ほどのお話をいただいた中も含めて、さらに協議の場の中で検討をお願いを申し上げたいというふうに思います。

ちょっと時間がなくなってきたので、除排雪についてはまたこの後同僚議員が質問する予定になっておりますので、その中でまたお聞きをしたいというふうに思います。ちょっと私調べてみたのですが、札幌市は1人当たり8,537円、旭川は8,9

60円、名寄市が1万6,816円というふうなので、約倍ぐらい。当然札幌、旭川というのは住宅街と、こういうところの除排雪はしていませんので、生活道路ですか、ですからこの辺はこういうふうな数字出てくるのかなというふうにも思います。いずれにしても、高額な除排雪ですけれども、自分たまたま前期、経済建設常任委員会で除排雪をテーマにそれぞれ道内の都市も視察をさせていただきました。どちらかというところ、消費者の側って、市民の側に立ってのいろんな取組だったのかなと。それはそれで非常に大切な部分だと思えますけれども、やはりそれを支えている除排雪の業者さん、これも非常に重要な対応をいただいているというふうに思っております。今後も除排雪、しっかり安定的、継続的に実施をしていくためには、やっていただく除排雪業者さんの受託の環境、こどもやはり改善をしていくことが必要なのかなというふうに思いますので、この辺の取組をさらに強化をして、あるいはその協議、取組をしていただくことを要望して、私の質問を終わらせていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 先ほど御質問のございました材料費対医業収支比率でございますが、数字にいたしますと29.3になりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（東 千春議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

災害への対応について外2件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 議長の御指名を受けましたので、通告順に従い、大項目で3点にわたり質問させていただきます。

最初に、大項目1、災害への対応について、小項目1、コロナ禍における災害避難対応についてお伺いいたします。名寄市においては、いつ何ど

き発生するか分からない災害からも命と暮らしを守るために名寄市地域防災計画が作成され、取組が進められています。しかし、今年はさらに新型コロナウイルス感染症拡大予防への配慮が必要となることから、避難所運営についてお伺いいたします。既に目的に応じた物品の準備も行われていると思いますが、改めてその状況と各避難所における配置など具体的な避難所運営についてお伺いいたします。また、避難所対応については自助、共助、公助の観点から日頃の備えが大切であると認識しているところでありますが、コロナ禍における災害避難について自分は何に気をつけ、どう避難すればいいのか、その方法についての市民周知はどのようになされているのか。コロナ禍においても一人一人が自分の状況に応じた避難方法を認識し、より具体的で適切な避難に結びつこうとするための方策についてお伺いいたします。

次に、小項目2、災害廃棄物の処理についてお伺いいたします。地域防災計画や北海道災害廃棄物処理計画を踏まえた本市の災害廃棄物の処理計画についてお伺いいたします。さらに、その具体的な処理方法について市民周知と市民理解はどのようになされているのか、その実際のところについてもお伺いいたします。

次に、大項目2、地域医療の充実について、小項目1、新型コロナウイルス感染症に対応した環境整備についてお伺いいたします。9月も半ばとなり、季節は秋を感じる頃となりました。秋冬に向けてはインフルエンザウイルスにより発熱をする患者の発生も増える傾向にあることから、発熱外来の環境整備についてお伺いいたします。また、感染症拡大予防に最大限配慮した公立病院の運営について、診療までの待ち時間の短縮や診療から会計を済ませ、病院を出るまでの時間短縮、救急外来での感染症拡大予防対策についてお伺いいたします。

次に、小項目2、医療従事者への対応についてお伺いいたします。負担軽減につながる医療従事

者数確保については、さきの第2回定例会において名寄市職員定数条例の一部改正が行われ、病院事業に属する職員の定数が500名から550名に増員できることになりました。改正の趣旨については、診療機能の拡大及び医師を含めた働き方改革に対応するためとのことであります。特に診療機能拡大に対応しての職員数の確保について進捗状況をお伺いいたします。また、新型コロナウイルス感染症に関する各地の情報が伝えられる中、医療従事者の精神的負担は平時以上であると推察しています。医療従事者のメンタルケアについてどのような対応がされているのかお伺いいたします。

最後に、大項目3、安心できる子育て環境の充実についてお伺いいたします。小項目1、子育て相談の状況と対応についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症拡大予防が日常的に求められる中において、北海道スタイルでの生活習慣も定着しつつあると感じています。しかし、子育て中の家庭においては新たな悩みや課題も生じているのではないのでしょうか。既に取組が進められている名寄市での子育て相談の状況と今後の対応についてお伺いいたします。

小項目2、ブックスタートによる親子の絆づくりについてお伺いいたします。コロナ禍の現況において、様々なストレスから我が子につらく当たってしまう母親の苦悩がテレビ等でも伝えられています。母親の孤立感を少しでも緩和し、広く子供の成長を喜び、見守る取組の一つとして、ブックスタートによる絆づくりについて提案させていただきます。名寄市においては、以前から子育て応援事業として1歳の誕生日祝い誕生餅が送られています。初めての誕生日を迎えた幼子を囲み、家族がその成長を見守り、喜び合う姿を想像すると、それだけで心豊かになる気がします。その上で、さらに親子の絆を深める事業展開を期待します。子供を広く地域で育む、そのきっかけづくりとしてのお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 山崎議員からは大項目で3点にわたっての御質問をいただきました。大項目1の小項目2について私から、小項目1を総務部長、大項目2については病院事務部長、大項目3については健康福祉部長からの答弁となります。

本年7月に発生をいたしました熊本県南部を中心とした災害など、近年では集中豪雨による災害が頻発しておりまして、被災地の復興には災害廃棄物の処理が大変重要な鍵を握っております。災害廃棄物の処理は、被害が発生してから考えたのでは遅くて、本市といたしましても災害廃棄物処理計画の必要性は十分認識をしているところでありまして、計画の策定に向けて国などから情報収集に努めているところであります。名寄地区衛生施設事務組合において一般廃棄物の広域処理を行っていることから、今後構成自治体とも議論を深めてまいりたいと考えております。また、市民への災害廃棄物処理に関する周知につきましては、計画の策定と連動する形となりますが、できるだけ分かりやすい周知方法について先進事例などの研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目1の小項目1、コロナ禍における災害避難対応についてお答えいたします。

本年も異常気象による大雨や暴風などの自然災害が発生し、全国各地で大きな被害をもたらしており、本市におきましてもいつ災害が発生してもおかしくない状況になると考えております。さらに、新型コロナウイルス感染症については全国、全道的にもいまだ感染拡大が収まらず、先行きの見えない状況となっており、今後も感染予防対策が重要になっています。このような状況の中での避難所運営は、これまでの避難所開設とは異なり、感染症対策を講じた運営が必要となります。まず、新型コロナウイルス感染症拡大予防に係る避難所

での必要物品につきましては、非接触型の体温計やマスク、フェースシールド、消毒液やハンドソープ、卓上型飛沫飛散防止シートなど、国や北海道で想定している受付時の物品につきましては既に整えております。また、体育館や教室などで使用する避難所用のマットやパーティションにつきましては、現在購入手続を取っているところではありますが、全国的にも在庫が不足している状況ですので、まだ納入はされておられません。これらにつきましては、使用予定のない段ボールベッドでの代用や既に備蓄している折り畳み式テント等を活用しながら感染症予防に対応してまいりたいと考えております。

次に、避難所の担当職員については、原則災害対策本部における事務分掌に従い、避難所対策を担当する部署の職員が対応することとなりますが、災害の規模や被災状況によっては職務に当たれない職員が出るなど人員不足も想定され、その場合は対応できる職員によりまして避難所運営に当たることとなります。

次に、具体的な避難所運営については、これまでの災害時の運営とは異なり、発熱などの症状がない避難者と発熱や感染症の疑いのある避難者を区分する必要がありますし、お互いの移動する通路やトイレなども共有しないような配慮が必要となります。また、避難スペースにおいても感染症拡大予防を考慮したレイアウト配置などの対策を講じていく必要があります。具体的には、これまでは入り口で受付をし、避難スペースに移動しておりましたが、感染症対策では最初の受付で検温や体調の聞き取りを行い、感染症の疑いを確認した後一般の方の避難スペースと感染症の疑いのある方の避難スペースの受付に移動いただきます。それぞれの避難スペースにも受付を設置し、再度検温等を行ってから避難スペースに誘導するということとなります。さらに、避難スペースの中でも身体的距離を考慮した配置の中で避難していただくということになります。

次に、コロナ禍における災害避難対応の市民周知については、本年7月号の広報や市ホームページにおきまして避難所での感染リスクを避けるための事前準備としてマスクや消毒液などの携帯や避難所が過密状態とならないよう親戚や知人宅などへ避難する分散避難の検討などについてお知らせしております。また、出前講座の機会があった場合にもコロナ禍における避難についてお話をさせていただいております。議員御指摘のとおり、コロナ禍における避難方法につきましては分散避難や感染症予防対策など市民の方一人一人が理解して対策を講じることが感染拡大防止に非常に有効になりますので、今後も引き続き市民周知に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目2についてお答えいたします。

初めに、小項目1、新型コロナウイルス感染症に対応した環境整備についてでございますが、例年11月から2月までがインフルエンザの流行拡大期となっておりますが、厚生労働省では都道府県に対して発熱患者等が帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等相談、受診し、必要に応じて検査を受けられる体制について10月中をめどに整備することとの事務連絡を9月4日付で発しておりました。道の担当部局においては、今後早急に医療団体との協議に入ることとしています。地域においては、保健所が中心となって対応を協議されることとなりますが、医療機関に求められる役割はさらに高まるものと見ています。市立総合病院における今後の発熱患者対策については、新型コロナウイルス感染症への対応と重複した対応が求められていることから、院内の感染対策チーム中心に随時情報を得ながら効果的な対策の検討を進めている段階にあります。確定的な方針ではありませんが、できるだけ発熱患者の動線を一般患

者と分離することを前提として感染症病棟と救急棟を活用することとしています。どちらの感染が拡大するかとその人数に応じての対応となりますが、屋外にプレハブやバスなどを配備することで、待合や検体採取に活用することも検討しています。また、感染防止のための機材については、パーティションや防護具を用意することとしています。外来受診では、4月から8月の患者数は感染症の影響で昨年度と比べて1日平均100人程度減少しております。受付時間から会計時間までの院内の滞留時間が一、二％程度短縮が見られますことから、混み具合は若干緩和されていると思いますが、診療科により大きく異なるため、大きな時間短縮は難しいと考えられます。その他の対策といたしましては、このたびの国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業の支援金を活用して、待合フロアの混雑の解消を目的としました自動精算機及び会計案内表示システムの導入を検討しております。機器の導入によりまして、本館フロア及び新館の憩いの広場でも会計完了が掲示できるようにして、滞留場所が分散されるようにしたいと考えています。また、自動精算機では、クレジットカードなどの使用も可能となるように準備をしております。患者さんの利便性向上も同時に進めていきたいと考えております。

次に、小項目2、医療従事者への対応についてですが、市立総合病院の職員定数を50名増やしたことにつきましては、現状で定数オーバーすることが想定されたことを一番の要因としておりまして、今後に向けた増員の趣旨を示して議決をいただいたところでございます。診療機能の拡大や働き方改革への対応は数年間かけて取り組んでいくこととなりますので、この部分での増員については現状を御報告できるような進捗はございません。新型コロナウイルス感染症が流行して以降、医療従事者としては感染者への対応はもちろん、自ら感染しないことへの配慮や万が一のときの家族への配慮など多くの負担がかかっています。さ

らには、SNSや社会においても差別や批判にさらされています。このような中で、感染症に対するスタッフのメンタルケアはとても重要であると認識しております。当院職員については、これまで法定のストレスチェックを中心に対応しておりますが、今後は必要に応じて相談体制の充実などに配慮してまいりたいと考えています。また、メンタルケアの分野で名寄市立大学との連携ができないか、大学側の情報をいただきながら事例に応じて検討してみたいと考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 私からは、大項目3、安心してできる子育て環境の充実についてお答えいたします。

初めに、小項目1、子育て相談の状況と対応についてですが、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、北海道全体で感染リスクを低減させる新北海道スタイルを推進するため、名寄市においても新北海道スタイル安心宣言を掲げ、市民の皆様と取組を進めているところであります。そのため、本来であればお子さんの健やかな成長には保護者だけではなく、周りの人たちの様々な触れ合いなど人との密接な関わりが必要となりますが、コロナ禍においてはいわゆる3密を回避する対応が求められ、外出や家族以外の方との交流をちゅうちょされるなどの相談を受けることも少なくありません。保健センターにおいては、3密の回避が難しい集団で実施する離乳食教室やのびのび親子教室などの一部事業は休止していますが、乳幼児健診は健診当日の検温や体調確認、アルコール消毒などの徹底、時間ごとに人数を区切って受付を行い、人との接触を最小限にするなどの感染対策を行いながら再開しております。また、こんにちは赤ちゃん訪問や産後ケア事業など個別性と緊急性が高い訪問事業や来所相談については、必要な感染対策を行いながら事業を継続し、お子さんの健康状態の確認や感染予防対策、子育てに

ついでに電話相談を随時実施するなど個別支援の充実に努めております。さらに、各種お知らせを郵送する際にも子育てに関する不安や悩みを気軽に相談していただけるようお伝えするとともに、市のホームページにおいて同様のお知らせを掲載し、周知に努めております。ファミリー・サポート・センターについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため受付窓口の一つであるここほっとは休止をしておりましたが、電話による利用申込みの受付は行っていました。しかし、コロナ禍の影響があり、3月から6月の利用はありませんでした。6月22日からは、感染予防対策を講じながらここほっとは開所しております。また、地域子育て支援センターひまわりらんどやこぐまについては、予約制ではありますが、利用開始し、子育て家庭の相談や孤立を防ぐ取組を含め、子育て支援を行っております。今後も子育て家庭が孤立しないよう子育て中の保護者が抱えている不安や悩みを寄り添いながら、問題解決に向けきめ細やかな支援を継続し、安心して子育てができる環境を充実させてまいります。

次に、小項目2、ブックスタートによる親子の絆づくりについてですが、ブックスタート事業は絵本を読み聞かせる時間を通じて親子の絆を深めてもらうために絵本を贈る事業であります。名寄市では、ブックスタートによって単に本を贈るということではなく、乳幼児期から保護者と共に本に親しんでもらえる環境をつくるため、図書館と読書を身近に感じ、施設をより一層利用していただけるような取組を継続することが重要と考えております。図書館では、乳幼児と保護者向けの事業として赤ちゃんに読んであげたいお勧めの絵本や3歳から6歳向けお勧めの絵本のブックリストを作成し、保健センターや保育所などの子育て支援施設において保護者に配付しております。また、赤ちゃん向け絵本6冊を収めたペンギンセットの貸出し、図書館本館及び分室においてボランティア団体の協力を得て、絵本の読み聞かせを通年事

業として実施しながら、絵本を通して親子の絆を深めるための取組を実施しているところであります。また、子育て支援については、安心して子育てができる環境を整えるため各種支援策を推進しており、国や北海道の制度を活用しながら令和元年10月から3歳以上児の幼児教育、保育の無償化を開始したほか、本年10月診療分からは小学生の通院に係る医療費の全額助成を開始します。今後も限られた財源を有効に効果的に活用しながら、子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て支援の充実に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御丁寧な御答弁をいただきましたので、改めて再度質問させていただきますと思います。

先に災害廃棄物の処理計画について質問させていただきます。市長から十分認識しているという御答弁をいただきました。その内容について、いろいろな他市の計画等もインターネット等で確認させていただきましたが、やはり市長のお言葉のとおり早急な計画の整備が必要というふうに思っております。今後具体的なところでどのようなタイムスケジュールで取組を進めていただけますでしょうか。改めてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 議員おっしゃいますように、計画につきましてはできるだけ早急な策定を目指してまいりたいと考えておりますが、計画につきましては名寄市単独か、あるいは広域での計画となるのかという、そういった協議ですとか補助金なども見据えながらの予算協議など、今後それらの調整を行った後に、調整後に北海道の災害処理廃棄物の計画とか名寄市の地域防災計画との整合性を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 部長から御答弁いただきましたが、インターネット等、それから見て確認できる計画等確認させていただきました中では、名寄市と同等の自治体におきましては災害廃棄物の処理計画が整っているところ、およそ半数というふうに出ておりました。ですので、なかなかこれについては、予算もかかることであり、具体的ところが難しいのかなというふうには思いますけれども、やはり災害についてはいつ何どき起こるか分からないということもありますので、早急な整備が必要であるというふうに思っています。今現在その計画がないといえますか、ないわけではないのですが、防災計画の中にも箇条書では書かれているのですが、今もし何かの大きな災害があって、対応しなければいけなくなったときには具体的にどのような動きになるのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） もし急に災害が発生した場合ということになります。災害廃棄物の処理につきましては収集運搬処分という形に流れていくと思うのですが、その過程の中では仮置場の確保というのが非常に重要になってくると考えております。現状では仮置場の想定される場所というのは今後協議になってくることとなりますが、まず実際に災害が発生したとしたならば、取りあえずは仮置場の選定を行って、そこに廃棄物の確保をしていくという形になってくるかと考えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） しつこくて申し訳ないのですが、何度も申し上げておりますとおり、いつ何どき起こるか分からない状況について今後協議ということについては、やはり余裕のない状況もあり得るという認識が必要かなというふうに思っております。テレビ等でも各地の災害が本当に毎年大きな災害として伝わってきています。本当に心苦しく思いながら、その地域の方たちの苦悩を推察させていただきながら見ていると

ころですが、それが名寄市においてはいいとは言えない。その中で、今現在の中でどのような対応を進めていかれるおつもりでしょうか。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 適正な廃棄物の処理を行うためには、まずこの廃棄物の処理計画の策定というのが非常に重要になってくると考えております。こういった計画を策定することで想定されるごみの量を分析したりですとか、実際どれぐらい焼却できるのかということが進められることになるとは思いますが、まず具体的な数値として場所などを特定するためにコンサルの力なども借りながらそういった数値の特定をするための計画づくり、そのために予算づけをして対応していくような形となりますが、予算づけ等につきましては今後の財政協議とかで関わってくる部分となりますし、先ほど申し上げましたように、それを名寄市単独でつくるのか、広域での策定とするのかという部分も広域での協議をしていかなければならないという部分がありますので、それらのことを迅速に進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 宮本部長、それから担当の職員の皆さんが今できることについて進めていただいているということについては、日頃から話もさせていただいておりますので、理解はするところであります。しかし、これについては早急な対応が必要と思っておりますことから、再度加藤市長にお伺いしたいのですが、名寄市単独であっても、それから広域の衛生施設事務組合の対応についてもやはり名寄市の占める役割は大きいと思いますので、今お話しできる範囲で結構でございます。市長の頭の中にあります構想について再度お伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどもお話ししたとおりでありまして、今回の熊本の人吉市の事例を見ても廃棄物の処分場が大変な行列ができて、

そのさばきだけでも相当な御苦労されているというふうなお話は聞いています。今お話しのとおり、いざ起きた場合には具体的に仮置場をどうするのか、そしてどう処理するのかということが求められていくのだらうと思いますが、今計画のない段階でも遊休地がどういった場所にあるかということが分かると思いますので、そうした頭づくりは常にしておかなければならないと思いますが、より精緻なものをつくっていくためにはやはり早急にこの計画を策定していくことが重要だというふうに思いますので、原課のほうにも指示はさせていただいておりますので、広域での議論も含めて早急に計画つくるようにしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 今の市長の答弁をいただきまして、今後の動向について少し安心させていただいたところでありますが、やはり市民理解、市民の皆さんが当然その該当者になられるわけですから、その方法についても具体的なところをできるだけ早く提示していただきますように求めて、この点については終わらせていただきたいと思っております。

改めまして避難所運営のことについてであります。先ほどの御答弁いただきました内容について、過密にならないように分散型の避難所ということがございました。例年よりも避難所の数は増えておりますでしょうか。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 避難所につきましては、災害、地域防災計画にもありますが、避難所の数、全体的なものについては変更ございません。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 変更がないところで過密にならないようにということであります。知人ですとか安心できる、御自身の判断できる避難所ということもテレビ等でも言われておりますので、その動きにそれぞれの市民が想定した心積も

りを持っていなければいけないだろうなというふうに思いますが、避難所の中でもし感染者と感染の状況が疑われる方がいらっしゃった場合の動線の分けた避難所運営、先ほどの御答弁の中にも多少あったと思うのですが、再度その点について詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 先ほどの答弁にも、先ほども答弁させていただいたのですけれども、通常でしたら避難所に来ていただいて、受付をして、そのまま避難所のほうに、避難スペースに行ってもらおうという形なのですが、まずワンポイント、受付をした段階で検温ですとか聞き取りをさせていただいて、その中で一般の方といいますか、熱もない方とちょっと検温で熱がある方ですとか発熱のある方、疑いがある方を分けて、そこからまた次の段階にさせていただいて、そこでまた受付させていただいて、また検温させていただいて、それぞれの避難スペースに行ってもらおうという形になるかということで、ツーステップ、スリーステップ多くなるという形になるかと思っております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) それぞれ御想定いただいている、安心だなというふうに思いますが、具体的なところで、動線を分けるということは水を使うとかトイレですとか、そういうところも、結局環境を分けなければいけないということでもあります。今名寄市の中で指定されている避難所で、それはそれぞれの避難所において確認がなされているというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 今の段階では、まずこの間職員の防災訓練を行ったところなのですが、その際に豊西小学校を仮に避難所だと仮定して、うちの防災の職員がそこで研修を行ったという形で、ある程度の流れですとかフローをつくって、それを次のステップとして避難所を担当するよう

な職員に研修会を行ったという部分で、今後もそういうこと行っていくのですけれども、ある程度の職員の流れについては確認させていただいているところです。それぞれの避難所につきましては、その中の会議でお話が出たのですが、そこその場所によって恐らく環境も違うし、トイレの数だとか場所も違うので、それぞれの研修をしたほうがいいのかという職員側の意見もありましたので、今後それについては調査していくという形で考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） やっていただいている研修について、生きているなというふうに認識させていただきました。職員の方から出されたそれぞれの避難所、それぞれの地域の在り方ということが大事であると思います。そこで、その研修の内容が地域の中にはどのように伝達されておりますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） その研修につきましては、基本的には内部の研修なので、特に外に出しているとか、そういう形ではないのですが、今後さらにもう少し踏み込んだ訓練もやる予定でありますので、それについては広報等も通じながらその訓練の内容も含めて周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） やはりコロナウイルス感染症が話題になるようになってからいろんなものの不安が地域の中には大きく渦巻いています。特に高齢化が進んでいる地域におきましては、自分がどんなふうになっていくのだろうという不安が大きいものですから、先ほど申しあげました災害の廃棄物につきましても今の避難所運営につきましても自分がどんなふうになればいいのか、そこを知りたいという皆さんの声が伝わってきます。

やっていただいていることを十分理解しております。その上で、改めてそのことが市民の皆さんに届いていくような方策を取っていただければありがたいなと思っております。そこは、求めたいと思っております。なかなかホームページ開いてみましても、感染対策本部からのものですとかコロナウイルスに関わってずっと文章で出てきているのですけれども、それがでは自分はどうなのだというところまで読み取れないのが実態ではないかと思っております。どうぞやっていただいておりますことが本当に市民に届いて、生かされていくような方法を取っていただきたいというふうに思っております。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃるとおりだなと思います。ホームページですとか広報はもちろんのことなのですが、出前トークなんかは昨年も、今年はちょっとコロナの関係もあって、そんなに多くはないのですが、出前トークなんかでもうちの職員が、担当が伺いまして、町内会ですとか学校も含めまして結構大きな機会、何回も伺って周知しているところでありまして、そういう取組が、今年でしたら旭栄区さんですか、中心に避難訓練、防災訓練なんかも行っていますので、そういうのがつながっていくのだろうなと思っておりますので、今後も引き続きそういうように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今後も引き続き取り組んでいただけるということですので、その点を求めさせていただきました。よろしく願いしたいと思っております。

次に、大項目2の地域医療の充実についてのほうに移らせていただきますが、環境整備についてというところで一番気になるところは、やはり発熱外来の状況です。いろんな地域の情報もテレビ等で伝えられてきていますので、市民の皆さんは

やっぱり自分がこの後風邪を引いてもし熱が出たとしたらどうしたらいいのだろう、私の友人の中には熱が出てもすぐにはかからないで様子を見たいという方もいらっしゃると思いますが、それが元で状態が悪くなられた方も現実にはいらっしゃいました。そういう状況の中で、今後安心してかかれる発熱外来について、先ほど部長からは外に発熱外来を設置するようなお話も御答弁いただいたかと思いますが、その点についてもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） もう少し詳しくということですが、先ほども申し上げましたとおり、今院内でそういった厚労省、道からの要請を受けて、今後コロナとインフルの対応ということで窓口機能がどのように整理されるかと。ちょっと業者に委託というような、コールセンター方式になるということもありますし、保健所が一時的に窓口を全て担うという体制から変わりますということになっています。したがって、院内ではまず一番先に相談中なのは市立総合病院の中に相談窓口をどのように設置するかということについて現在協議中でございます。インフルの流行期までにどれぐらいの想定をするかということによりますけれども、やはり基本的には発熱症状のある方につきましては、一旦プレハブ等を用意して、そこで状況を見させていただくという体制をしかざるを得ないのではないかとというのが今現在の協議状況でございます。したがって、そうした設備を今整えるための準備をしているということでございます。ですから、1番目は相談体制をどうするか、2番目には動線をどのように取るかということにつきまして、これは決まりましたらまたお知らせをしていかざるを得ないということになるかというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今部長から御答弁いただきましたことがはっきりしてくると、少し地

域の皆さんも安心できるのかなというふうに思いますが、これを再度伺ってもなかなか御答弁いただけないかもしれませんが、今御答弁いただきました内容は時期としては10月半ばには整いますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 国としましては、都道府県に10月中に整備するようという指示でございます。北海道としましては、今週から道内の保健所に対して調整の指示を出しているという状況になっています。したがって、当院でも今月末にはおおむね公的な医療機関が打合せをする会議が設定をされております。それに基づきまして整備されるということになれば、当然10月の半ばぐらいには方向性は決まっていないと準備は全くできないということになるかというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ぜひそのように進んでいくことを願っております。そういう病院の中の体制が整うということは、やはりそこで働いてくださっている医療関係者の方たちも安心できる状況が整えられるということではないかと思っております。先ほど50人定数が増えた中での御答弁の中で、それはオーバーしそうになったときに対応できるようにということでありました。今医療関係者、数が必要なのではないかと考えています。それは分かっている、なかなか看護師さんですとかそのほかの医療従事者、名寄の病院に来ていただくことも難しい状況もあろうかと思っておりますが、その数が増えていただけるための対応はどのような取組がなされておりますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） いろいろな考え方があるかと思うのです。このコロナに対応するために増員が必要だということであれば、これは医師、看護師のみならず、それを支えるス

スタッフも含めてということになるかというふう
に思います。ここの部分で例えばコロナ対応専門
でというような形での募集、増員等を現段階では
行っておりませんが、これは看護師ですとか必要
な人員につきましては随時募集を常に継続して行
っています。一部では感染拡大地域から離職をし
て地元に戻られるといったケースも全国的には少
し起きてきているという情報は入ってきてござい
ますが、それがきちっとマッチするかどうかとい
うのは全く別の問題になります。現時点で感染
対策のための増員というものにつきましては、
それほど進んでいないというのが現状です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 進んでいないとい
うその御答弁については少し残念な気持ちを持
ちますけれども、逆に今感染者が出ていないこ
の地域に状況にあるということも事実であると思
います。医療関係者の皆さん、本当に、今の名
寄市の状況もそうですけれども、全国的な状況
を踏まえて精神的にも身体的にもやはり平時よ
りもストレスを抱えていらっしゃるのではないかと
推察しています。そのストレスを抱える原因とい
うのはやはり御自身が感染者になるのではないか
という生物学的なものもありますけれども、社会
からどのように見られているのかですとか、家族
に対しての状況を考慮しなければいけないお立
場の医療関係者もいらっしゃると思います。そ
れぞれの抱えられているいろいろな意味でのス
トレスの緩和について相談窓口ということがあ
りましたけれども、具体的にはどのような対応が
なされておりますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 今現
在そうした感染者を大量に抱えているという状
況にありませんので、実質的にはあまりそうい
う実例はございません。ただ、相談窓口とい
うことにつきましては、毎日の出勤する前の
体調管理、例えば発熱があればちゃんと職場
の上司であったり、

そこを統括している医師に対して、連絡をした
上で出勤することを決めるだとか、そういった
体制はしいてございます。これは、第一義的に
そういった面でストレスがかかってくる状況が
あれば、まずは各職場長が把握をした上で状
況を見ながら、院内にはそうしたカウンセリング
のできる医師もおりますので、そうしたところ
につなげていくということについてはこれまで
も行っておりますし、これからも行う予定で
すということです。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 状況についてお
知らせいただきました。やはり病院内で心のケ
アをやっていただくということも大事なことで
あると思うのですが、名寄市には医療従事者
を育む大学がございます。先ほどの部長の御
答弁の中にも大学との連携の部分も少しお話
していただいていたと思いますが、心のケアに
ついて医療現場が分かる、そして御自身もそ
の経験がおありな方で、でも今現在は同じ屋
根の下にいらっしゃらない方が心のケアに当
たっていただける、そんなつながりというの
が持てないものかなというふうに思っています
。大学は大学でそもそも担っているものが違
いますので、それは本務とは違うというふう
に判断されるかもしれませんが、やはり連携
ということにおいて名寄市の中に病院と大学
両方があるというこの財産を何とか生かして
心のケアにつながる取組は持てないものか
と思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 市
立大学とは昨年度末の中で病院と包括連携協
定というものをご結んでございます。それは、
学術的な研究ですとか、そうした交流の部分
も含めてということでございます。このメン
タルケアの部分で連携できないかという御
意見と受け止めさせていただきま
すけれども、これもなかなかそうした実例
が見当たらない部分はあろうかというふう
に思います。また、もう一つは大学の側
にそうしたことを

専門としていらっしゃる教員の方々がいるかどうか、またいたとしてそういったものが対応可能なのかどうなのかということにつきましては、私どもも情報は得ておりません。また、市立大学出身の職員も多数おりますので、そうしたつながりも活用してみてもというような御意見かというふうに思いますけれども、そうした面ではかねてからの関係性上活用できる部分はあるのかもしれないというふうには考えております。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 御答弁をお返すように申し訳ありませんが、大学の中にそれに専門的に関わられる関係者がいらっしゃらないというお言葉があったかもしれませんが、私は……違いましたか。申し訳ありません。私は、今回来ていただきました野村学長先生におかれましてはまさしく適任の方が来ていただいたというふうに思っております。まだコロナ禍において親しく学長先生とお話を、協議等々、言葉を交わす機会がいただけていないのでありますけれども、ぜひ今後においてこの病院との大学の連携について、医療スタッフの心のケアについても取組を何らかの形で進めていただければなと思っておりますので、引き続きこの点については今後も協議させていただければと思っております。今日のところはこれで次の大項目3に移らせていただきます。

安心できる子育て環境の充実についてであります。先ほど相談対応についてたくさん名寄市で用意していただいております。その内容についても御答弁の中で御報告いただきました。私が心配しているのは、こういう相談対応の中にうまく出てくることのできないお母さんのことでもあります。自分から積極的に相談窓口を探して出ていかれる方は、やはりまだエネルギーが残っているということではあります。なかなかその方に出会うですとか気づくことは難しいのではあります。こちらからそういう方に声をかけるような情報がないかどうか、そのところについて不安に思っており

ます。それで、具体的に乳幼児健診には全員が来ていただいているというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 乳幼児健診については基本的には全員がということで、来れない方については個別対応含めて、全く保健センターで関わりはないという方はいないかというふうに認識しております。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) そのときに対応の中で少し不安を抱えたりしたとき、その保健師さんが継続的な見取りですとか相談対応についての声かけなどはなされておりますでしょうか。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 乳幼児健診等々いろんな教室でそういった不安を抱えているような親がおりましたら、通常の方よりも多く訪問したり、いろんな事業を紹介したり、当然その保護者の状況を見て個別の対応も含めてしているということで御理解をお願いします。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) そういう対応を細かくしていただいているということについて安心するところでもあります。改めてコロナ禍においてファミリー・サポート・センターのここほっとが閉鎖されていたとき、その閉鎖されている状況の中では電話対応を受けていたということでありました。電話での対応は申込みがなかったということではありますが、ここほっとが閉鎖されています。このように市としては受皿を用意していますという、そういう周知についてはどのようになっておりますでしょうか。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) コロナの状況の中で、市の公共施設も含めてやっぱり感染拡大防止の観点から休館とかしている状況の中で、そういった全体的なお知らせをしながら、ただ利用さ

れている方についてはどうしても必要な方ということがありますので、電話での相談を受け付けているということで対応してきているところであり
ます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 一定程度の連絡ですとか広報はしていただいていると思うのですが、実際に、例えばです。ここほっとの会場に掲示をしていただくとか、市民の目に触れやすい形、ホームページであれば開かなければ見えません。広報紙であれば広報紙が送られてきたものを開いて見るのですが、常時そばにありません。まちの中で動かれているときにその情報をキャッチするには、やはりポスターですとか、いろいろな意味での対応について掲示していただくことがいいのではないかと思います。ひまわりらんどですとかこぐまでですとか、そういうところではその対応がなされているのかなというふうにも思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） いろんな情報をまちのあちこちに提供して、市民の目に触れるような状況をつくれればいいのかもしれないけれども、情報が膨大な情報になりますので、どうしても公共施設の御案内になって、また全市民に緊急的に知らせなければならない部分についてはそういった手段を取っていきますけれども、それぞれの施設の中での利用の案内というのは施設のほうで掲示しながら対応したかというふうに認識しております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今はいろいろなところが動き出しておりますけれども、本当になかなか発言をしにくい立場のお母さんの気持ちを拾い上げていただきますようにこの後もいろいろな健診の場面ですとか、相談対応に来てくださった方たちの声を、そこで終わりではなく、継続的に担

当者のほうから声かけをしていただけるような対応を要望したいと思います。

それから、ブックスタートについてであります
が、先ほども御答弁いただきました。名寄市では、読み聞かせの対応もしていただいております。先日も身近なところで子供たちが読み聞かせの活動に参加している様子を見せていただきまして、本当に長年の中で子供たちのほうも、それから読み聞かせをしていただくスタッフの方たちのほうもとてもいい環境をつくっていただいているなというふうに思いました。その中で育てている子供たちについては、とても頼もしく思えたところ
ありますが、ブックスタートの読み聞かせと違うところは本が手元に残るということ
であります。以前風連地区でブックスタートの取組をしておりま
したときに、贈られる本はそんなに冊数多くない
です。予算的にはそんなに大きな予算ではない
と思いきれども、その本をずっと残している。
それから、その本が贈られてきたときの手提げ袋
を持って本を借りに行くのです。その本が残
っているということが大事なことはないかな
というふうに思っている提案であります。い
かがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ブックスタート
につきましても旧風連町のほうでは実施をして
いて、旧名寄については実施をしていないとい
うことで、旧名寄においてもスタート時点で
図書館を中心にいろいろ議論をしてきたところ
であります。その中では、本を贈るとい
う事業であると、なかなかその本が保護者
だったり、子供が興味を示したりするかと
いうとそうでもない状況があるかという
ふうに思っています。そういった面では、い
ろんな本を紹介しながら、やっぱりその家
庭に好まれる、読まれる、そういった絵本
を購入するのが事業、情報を提供して、そ
れによって親子の絆が深まるほうの事業
ということで進めていこうということで、
読み聞かせのボランティアの皆様

協力していただきながらいろいろな情報を提供してきています。最近では先ほど言ったペンギンセットも含めていろいろな絵本をそろえて、行ってすぐ借りられる、そういった体制を取りながら、いろいろな本を手にとっていただいて、やっぱり子供が興味を示す、そういった方法を探していただいて、それを購入したり、それによって親子の絆を深めてもらう、そういったことで力点を置いてこの間取り組んできておりますので、御理解をよろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 本というのは、あくまでも一つの手だてと考えております。やはり手元に幼い頃の記憶が残って、それが例えば思春期に思い悩んだときにも何かの大きな力になる、そういうことを考えて、私は本がいいと思っているのですが、このことについては部長の考え方はお考え方で伺っておきますので、今後も議論させていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の防災についてを、遠藤隆男議員。

○8番（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問させていただきます。

大項目、名寄市の防災について5点、最初に小項目の1、洪水ハザードマップの市民への周知及び防災意識向上施策についてお伺いいたします。近年の自然災害の状況は、地震だけではなく、台風、豪雨による水害や土砂災害等の甚大な被害が発生し、毎年貴い人命や財産が失われています。

名寄市には、水防法に基づく浸水想定対象河川は天塩川、名寄川、風連別川、豊栄川の4つの河川があり、自然災害の中でも本市の最も注意すべき災害は河川氾濫による水害被害であります。2015年の水防法改正で災害規模の想定が1,000年に1度の大雨に拡大されたことによるハザードマップ改定が義務づけられ、国や道から公表された浸水想定区域を基に本市においては適宜改定され、平成30年8月に名寄市洪水ハザードマップを作成し、全戸配布されていますが、道内ではハザードマップの改定、作成の終えていない作成対象市町が3割あることやハザードマップで浸水想定区域を住民にどう周知するかが課題であると言われていますが、現在最大規模と想定している降雨、浸水想定及び浸水想定区域における水害被害の本市の考え方についてお伺いします。また、洪水ハザードマップの市民への周知を含め、防災意識の向上に向けた現在実施されている施策等についてお聞かせください。

次に、小項目の2、自主防災組織設立施策等についてお伺いいたします。大規模な災害が発生した場合、被害の拡大を防ぐためには行政と公的機関が行う援助と公助だけでは限界があり、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む共助が必要であり、自助、共助、公助が互いに連携し、一体化することにより被害の軽減につながると考えます。また、自助が困難である高齢者や障がい者などの要支援者については共助が必要であり、自主防災組織が重要な役割を果たすと考えますが、本市における自主防災組織の設立状況及び設立推進に向けた取組についてお伺いします。

次に、小項目の3、小中学校における防災教育についてお伺いいたします。学校教育における防災教育については、防災教育に関わる人、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の内容、方法、家

庭、地域との連携と様々な課題があると言われておりますが、防災教育は様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすとともに、防災教育を通じて学んだことは在学中だけでなく、小中学卒業後も生涯活用され、災害から生き抜く力、命を守ることを身につけることができ、将来的に助けられる側から助ける側へと社会の安全を担う存在となるためにも必要な教育であることから、地域の特性に応じた防災教育だけではなく、自然災害全般に対する児童生徒の発達段階に応じた防災教育が必要であると考えます。火災や震災等などの災害を防止することを目的とした避難訓練は消防法で義務づけられ、実施されていますが、本市における小中学校の防災教育の現状及び防災教育のお考えについてお伺いします。

次に、小項目の4、避難所について3点お伺いします。まず初めに、コロナ禍における避難所についてお伺いします。災害から一時的に身の安全を守る指定緊急避難場所及び一定期間生活の拠点として活用できる指定避難所については、名寄市地域防災計画で指定され、名寄市洪水ハザードマップにも示されていますが、コロナ禍における感染予防を考慮した避難所を運営するには様々な課題があると考えます。先般防災担当職員及び市職員を対象とした令和2年度第1回名寄市防災訓練、避難所運営訓練において、避難所のレイアウト研究、作成訓練及び研修会が実施され、コロナ禍における避難所運営に関して職員管理の認識が統一され、市民の安全、安心につながる訓練になったことと思います。そこで、第1回防災訓練を実施、検証された中での課題及びコロナ禍における避難所の在り方についてお考えをお伺いします。また、第2回名寄市防災訓練、防災体制構築訓練が今後予定されていますが、訓練内容についてお聞かせください。

次に、福祉避難所についてお伺いいたします。福祉避難所は、災害対策基本法施行例に災害対策

基本法による避難所の指定基準の一つとして規定され、高齢者、障がい者のほか妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所での生活に支障を来し、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者及びその家族が利用対象となりますが、道内においても福祉避難所を指定していない市町村が多くある中、本市においては総合福祉センターが指定されていますが、福祉避難所として機能するために必要な平常時の施設等整備の現状と課題及び災害が発生した場合の福祉避難所の運営体制等についてお伺いします。

小項目の4の最後にペット対応避難所についてお伺いいたします。災害時には人命が優先されますが、ペットは家族の一員であるという意識が根づいた今、災害時に自宅に置いてきたペットのために家に戻った飼い主が二次災害に遭ったり、避難所においてペット受入れを拒否された飼い主が車上生活を余儀なくされた結果、エコノミークラス症候群で亡くなった事例もあります。また、ペットを放浪状態のまま放置することで住民への危害をもたらすおそれもあります。こうした状況を踏まえて、平成25年6月に環境省から災害におけるペットの救護対策ガイドラインが示されています。また、平成30年3月には適切な対策が講じられるようにするため改定され、人とペットの災害対策ガイドラインが示されています。市の地域防災計画においてペットに対する対応の方針を定め、ペットを連れた飼い主が同行避難をすることを前提とし、その方針に沿って各避難所において円滑にペットと避難者を受け入れるとともに、ペットによる他の避難者の生活に及ぼす影響を最小限にするためあらかじめ具体的な対応を検討し、環境省ガイドラインや地域防災計画の内容を具体的に解説する避難所におけるペット対応マニュアルを作成している自治体もあります。本市においてもペットを飼われている方は多く、今後避難所におけるペット対応マニュアル及びペット対応の避難所については必要になってくると考えますが、

ペット対応避難所についてのお考えをお伺いします。

最後に、小項目の5、防災情報配信システムについてお伺いいたします。災害時における情報伝達は、被害を最小限にするためにも全市民に対し迅速、確実に行わなければならないものであり、特に高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対しては分かりやすい情報伝達が必要であると考えます。本年7月から運用を開始された防災情報配信システムへの登録について、広報なよろ7月号に同封の案内紙及び市のホームページで市民への周知をされていますが、携帯電話を保有していない方や携帯電話にメール機能を有していない方も自宅の電話やファクス番号を登録することで災害時の緊急情報を受信することができることから、携帯電話を保有していない方や携帯電話にメール機能を有していない方への積極的な登録を進めていると思いますが、配信される情報内容及び受信要領、登録の状況についてお伺いします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 遠藤議員からは大項目1点について御質問いただきました。

大項目1の小項目1、小項目2、小項目4及び小項目5につきましては私から、小項目3については教育部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、名寄市の防災について、小項目1、洪水ハザードマップの市民への周知及び防災意識向上施策についてお答えいたします。想定最大規模の降雨による浸水想定及び浸水想定区域についての考え方については、御存じのとおり、天塩川、名寄川流域沿いの地域や名寄市街地の多くが浸水する想定となっております。本市では、大小合わせて多くの河川が流れており、天塩川と名寄川の合流地点もあるため、水害の危険性は非常に高いものと認識しておりますので、現在の浸水想定については危機感を感じているところです。

近年の異常気象により全国的にも過去の最大降雨を超えるような豪雨が発生しており、各地で大きな被害が発生しております。本市においてもいつ災害が発生してもおかしくない状況でありますので、常に危機感を持って防災、減災対策に取り組んでいるところであります。洪水ハザードマップの市民への周知については、平成30年8月に現在のハザードマップを作成以降、全戸配布と併せて防災訓練や防災セミナー、町内会や各団体等への出前講座などにおいて浸水深の説明や確実な避難行動について継続的に周知してきております。現在の取組としては、町中をハザードマップに見立てるまるとまちごとハザードマップの取組を進めており、日頃から防災について意識していただけるような取組を進めております。

次に、小項目2、自主防災組織設立施策等についてお答えいたします。名寄市の自主防災組織の設立状況については、本年8月現在で72町内会中21町内会で組織されており、町内会の組織率としては約29.2%となっております。議員御指摘のとおり、自主防災組織の果たす役割は非常に重要であると考えており、多くの町内会で組織化していただけるように取組を進めているところです。具体的には、自主防災組織支援事業補助金制度について町内会連合会総会や町内会と行政との懇談会、広報なよろ等で組織化に向けた財政支援についてのお知らせを行ってきております。また、出前講座においても共助の重要性についてお知らせし、組織化を促しているところです。このほか、自主防災組織の設立に当たり規約や計画書のひな形を作成し、要望があった町内会へお渡ししております。場合によっては内容についての御相談もありますので、町内会役員の方と連携しながら作成支援も行っているところです。自主防災組織は、平常時においては防災知識の普及や啓発活動、災害時においては救助活動や避難誘導など非常に大きな役割を果たす組織となりますので、今後も引き続き自主防災組織設立や活動の支援に向けた取

組を進めてまいります。

次に、小項目4、避難所についてお答えいたします。まず、コロナ禍における避難所についてですが、先日職員を対象とした第1回名寄市防災訓練を実施しました。訓練では、避難所となり得る小学校を想定し、廃校となった旧豊西小学校において実際に避難所を開設した場合に一般の避難者と発熱者等を区分するための避難場所の配置、受付場所の配置、必要物品など国や北海道の資料を基にコロナ禍における避難所の検証訓練を行いました。また、検証訓練実施後には職員を対象とした研修会を開催し、検証訓練の成果等を含めて新型コロナウイルス感染症を考慮した避難所開設に当たっての具体的な説明をしております。訓練での課題としては、一般の避難者と発熱などの症状がある避難者を区分することやそれぞれの避難場所のスペースを広く確保し、身体的距離を考慮したレイアウトが必要となり、これまでとは異なる避難所運営となります。また、避難スペース確保のためにこれまで以上に避難所の開設が必要となること、職員の人員配置に大幅な増員が必要となることなどが挙げられます。いずれにしましても、これまでの避難所運営とは大きく異なりますので、迅速かつ円滑に避難所を開設し、安心して避難ができるように災害対応と併せて感染症対策についてもしっかりと取り組んでまいります。

また、第2回の防災訓練については、これまで市民を対象として冬の災害を想定した訓練を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から職員を対象とした訓練を実施したいと考えております。内容としては、2つの項目を検討しているところです。1つ目は、防災体制構築訓練として気象情報、河川情報などによる災害対策本部の考え方などをワークショップ形式で学ぶことにより、防災体制構築に係る職員間の共通認識を深めていきたいと考えております。2つ目は、避難所運営訓練として実際の避難での対応を想定した図上訓練を行い、避難所運営

能力の向上に向けて実施を考えております。本市は、幸いなことにこれまで大きな災害がありませんので、避難所の開設の実績も少なく、実際に避難所での対応を経験した職員が少ないことや災害が見込まれるような気象状況などにおいてどのような考え方で防災体制を構築していくのか共通認識を深めるためにも、今年度は職員向けの訓練を重点に行ってまいりたいと考えております。

次に、福祉避難所についてですが、福祉避難所は高齢者や障がいのある方など特に配慮を要する方の滞在を想定した避難所となります。現在総合福祉センターを福祉避難所として指定しておりますが、施設も耐震構造であり、浸水想定も浅いため、立地的にも適しているものと考えています。また、施設の設備としてもバリアフリー化されていることや入浴設備、スペース的にも十分対応できるものと考えております。ただし、現在の感染症対策における避難所対応では、避難者の受入れ人数が大きく制限されてしまうこととなりますので、多くの方が避難された場合の避難先についての検討が必要になるものと考えております。避難所としての運営体制については、ほかの避難所と同様に市の職員が対応することになりますが、介護等を必要とする方々への介助などについては専門的な知識を有することも想定されますので、関係する事業所へ協力を依頼しながら対応していきたいと考えております。

次に、ペット対応避難所についての考え方ですが、避難所には動物が苦手な方やアレルギーを持った方など様々な方が共同生活を送ることになりますので、鳴き声や臭いなどの配慮も必要となりますし、収容スペースの配置や受入れ可能な動物の種類や頭数など多くの課題が想定されています。また、ペットを同行する際にはキャリーバッグやケージに入れることやペットフード、皿、リードやトイレ用品など適正な飼育に必要な物品の持参も重要となり、受入れ態勢だけでなく、飼い主のマナーなども課題となっております。議員御

指摘のとおり、避難所におけるペットの受入れ対応等につきましては、国のガイドラインも示されておりますので、課題解消に向けて研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目5、防災情報配信システムについてお答えいたします。本システムについては、本年7月から運用を開始し、周知については広報なよろへの折り込みチラシや市ホームページで行っております。また、併せて介護保険制度のサービス事業者の方々に対しても携帯電話を持っていない方などへ登録を促していただくよう協力をお願いしているところです。この防災情報配信システムから配信する内容については、基本的に災害時の緊急速報メールと同様の内容と考えておりますので、避難情報や避難所情報などの配信を行ってまいります。また、緊急速報メールについては、利用規約に生命に関わる緊急性の高い情報を配信するものという前提がありますので、配信項目が定められておりますが、防災情報配信システムにはそれがありませんので、発信が必要な情報を積極的に発信していきたいと考えております。受信要領については、市の担当者がパソコンで入力した内容が自動音声に切り替わって、登録された電話番号に発信されるものですので、受信される方は通常の電話に出ただけになっております。ただし、登録者の受信を確認するために電話を切る前にシャープボタンを押していただくこととなっております。自動音声でのガイダンスはありますが、この操作を行っていなかったり、電話に出なかった場合は同じ電話が最大3回までかかることとなっております。本システムの登録状況についてでございますが、9月15日現在での登録者数として電話、ファクス、メールの全て合わせて102件となっており、電話番号の登録につきましては19件となっているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 私からは、大項目1の小項目3、小中学校における防災教育の現状について申し上げます。

近年地震や風雪害などの様々な自然災害が発生しており、今後も災害の激甚化や巨大地震等の大規模な災害が懸念されていることから、児童生徒等の命を守り抜くためにはこれまで以上に防災教育の充実を図ることが求められております。防災教育では、児童生徒が自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くために災害に対する正しい知識の習得や危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする主体的に行動する態度を育成することが重要であると考えております。このような防災教育の狙いを達成するためには、学校の教育活動全体を通して防災教育に取り組むことが必要となっております。本市の各学校では、例えば理科では地震や津波の発生の仕組み、社会科では雪害などの自然災害の防止、保健体育では危険の予測や回避の方法等を指導し、児童生徒に防災教育の基礎となる知識を習得させております。また、学校行事では地震や災害を想定した避難訓練を年に1回から3回程度実施し、児童生徒が安全かつ迅速に行動できる態度や資質、能力を育成しております。そのほか、台風による風雪害や吹雪などの自然災害が予想される時は、安全な行動の仕方についても適宜学級での指導を行っております。さらに、児童生徒の防災意識の一層の向上を図るため、学校として北海道シェイクアウトに参加したり、北海道教育委員会が発行した防災教育啓発資料、学んDE防災を朝の会や帰りの会、学級活動などで活用しております。とりわけこの防災教育啓発資料、学んDE防災を用いた指導の中では、児童生徒が一人で自宅にいるときに災害が発生した場合の対応について日頃から家族で話し合っておくように指導しております。例えば地震が発生したときには、学校での避難訓練の経験を生かし、慌てず丈夫な机やテーブルの下に隠れること、また大雨により家が浸水しそうな場合、

危険を感じたら速やかに2階などの高い場所へ避難したり、近所の住民に助けを求めるよう指導しております。また、児童生徒は将来的に日本各地で社会を担う存在として生活していく可能性があることから、地域の特性に応じた防災教育だけでなく、本市では発生しない津波などに対応するための指導も行っております。教育委員会といたしましては、今後想定される地域の災害事例をシミュレーションしたり、名寄市洪水ハザードマップ等を活用して、本市の災害状況に応じた危機管理マニュアルの見直しや文部科学省が作成した防災教育のための参考資料、「生きる力」を育む防災教育の展開等を活用して、各学校における児童生徒の発達の段階や地域の実情に応じた防災教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） それぞれ御答弁いただきました。何点か質問させていただきます。

まず、洪水ハザードマップの市民への周知及び防災意識向上施策ですが、平成6年に河川洪水を対象に始まったハザードマップですが、本市においては従来想定の上1想定から想定し得る最大規模の上2想定とした場合、市街地のほとんどが洪水浸水想定区域の範囲となり、西地区の全域、北、東、南の一部が浸水深3メートル以上というふうになるというふうなハザードマップからもありますとおり、1階部分が浸水すると予測されるということですから、さらなる市民への周知及び防災意識の向上というものが重要であるというふうに考えます。近年の異常気象等による自然災害は、いっどこで起きても不思議ではありません。被害に遭われた方の中には、長年ここに住んでいるが、今までここまで水が来たことない、だから避難しなくても大丈夫という考えから避難が遅れ、災害に遭われたという事例も少なくありません。また、毎年報道で何十年もここに住んでいるが、まさか

ここまで水が来ると思わなかったというようなコメントもよく聞きます。防災意識は、子供から大人まで全ての人が持たなければならないと思っております。特になかなか行動してもらえない高齢者に対する災害時の避難については、家族間での声かけ、これが重要ではないかというふうに考えます。例えばですけれども、親というものは子供から言われてもなかなか聞き入れないものです。それが孫から言われれば有効性が高まり、もしかしたら避難するかもしれません。そういったことも含めまして、現在本市では防災意識を高めてもらうことを目的に今年29日まで北国博物館企画展で名寄の水害、洪水被害の歴史紹介も行われていますが、引き続き出前講座による洪水ハザードマップの市民への周知、防災意識の向上につながる取組をしていただきたいというふうに思います。

そこでまず、名寄市洪水ハザードマップに関連をして、平成27年8月に発行し、全戸配布された名寄市防災マップについてお伺いいたします。平成28年10月に国土交通省が想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、1,000年に1度の確率を公表し、本市においては国の想定を反映するように洪水ハザードマップの修正がされていますが、本年3月に発行され、全戸配布された名寄市暮らしのガイド2020子供版の防災、救急の項目の中で平成27年8月に発行し、全戸配布された名寄市防災マップについても活用するように記載されておりますが、名寄市防災マップの中の洪水ハザードマップについては従来想定、上1想定のおおむね1,000年に1回の大雨を想定した浸水想定のものであり、平成30年8月に発行された名寄市洪水ハザードマップの1,000年に1回の大雨を想定した浸水想定、上2想定との整合性を図るべきではというふうに考えるところです。また、水害において本当に必要とされている情報というのは、今住んでいる家はどこまで浸水するのか、今住んでいる地区の避難所はどこなのかということでありまして、やっぱり防災マップは見

やすく、分かりやすいものでなければなかなか活用もされないのではないかというふうに思います。平成30年8月に発行された名寄市洪水ハザードマップ、1枚物については名寄市全体の状況を確認することができ、本部等の指揮所や、また自主防災組織にとっては必要であるというふうに思います。見づらいつの市民意見もあることから平成27年8月に発行された名寄市の防災マップ、横開き冊子のタイプのものを早期に改定、修正をしていただいで、見やすく、分かりやすい表現に修正をした防災マップの全戸配布を考えるとところですが、名寄市防災マップの改定、全戸配布についてのお考えをお伺いします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 平成27年に発行いたしました防災マップにつきましては、議員おっしゃるとおり、100年に1度の大雨を想定した浸水想定で策定しており、水害だけではなく、地震や火災、雪害などを含めた情報も掲載しているというところでございます。一方、平成30年に発行したハザードマップにつきましては、国が1,000年に1度の大雨による浸水想定を公表しまして、新たに家屋倒壊等の氾濫想定区域や浸水の継続時間などが示されましたので、洪水に特化したハザードマップとして作成しているというところでございます。このため、今の現状の考え方としましては洪水については平成30年度作成の洪水ハザードマップ、そのほかの災害につきましては平成27年作成の防災マップを活用していただければという考えであります。ただ、議員御指摘のとおり、2つのハザードマップについては一番リスクの高い水害において浸水想定が異なっておりますし、洪水ハザードマップが見づらいつという意見も過去にはいただいでいるところもございします。今後サンルダム完成等によりまして浸水想定の見直しも想定されますので、その状況を踏まえて、より分かりやすいハザードマップの作成について議論を深めてまいりたいと考えてい

るところです。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） なかなか予算の問題もあると思いますので、厳しい状況であることは分かりますけれども、やはりせっかく予算をかけて全戸配布されたものが廃棄されることがないように、しっかりと各家庭で手に取って見てもらえる最新の情報が記載されたものというのは絶対必要となってくると思いますので、今サンルダムの完成に伴って想定の見直し、その後多分解決されてもらえるのかなという、前向きな回答もらったのかなというふうなことも今見えましたので、また来年には分かりづらさからレベル4での避難勧告の表現が廃止されたり、それで避難指示に一本化するといった改正案とか、コロナ禍においての非常持ち出し品ですか、そういったところも足すというところで体温計、消毒液、マスクといった、そういった部分もあると思いますので、その辺も含めて今後検討していただきたいというふうに思います。以前差し替え可能なものであれば低コストでいけるかもしれないねというような話もされたと思うのですが、本当に例えば今後改定する場合、当初の費用はかかるとは思いますが、改定しても低コストでできる差し替え可能な防災マップ、今後作成してみたいというふうに考えるところなのですが、もしこれがうまくいけば、今まで名寄市で子供版で出しているものは名寄市の暮らしガイドとかごみの分別ガイドブック等があると思いますので、そういうところも生かして、将来的に一つのファイルにですか、まとまれば、また家庭でも手に取って見てもらいやすいような感じにもなるのではないかというふうにも思いますので、ぜひそういったところを、予算の問題はあると思いますが、そういったところを検討してもらって、サンルダムの想定、また見直しがあったときには早期の改定、修正をした名寄市の防災マップということも要望したいと思

います。

次に、本年度行われている、先ほどの御答弁にもあったのですけれども、まるごとまちごとハザードマップ整備事業についてお伺いいたします。浸水深、避難所等に関する情報を水害関連標識として看板等設置して、生活空間である町中表示することによって日常時から水防災の意識を高めるといった、いろいろな発災時には命を守るための住民の主体的な避難行動を促して、被害を最小限にとどめることを目的としたまるごとまちごとハザードマップ整備事業ですけれども、現在本市において行われているまるごとまちごとハザードマップの整備事業の進捗状況及び今後のスケジュール等についてちょっとお伺いをいたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） まるごとまちごとハザードマップの進捗状況等についてということでございます。まるごとまちごとハザードマップにつきましても、洪水ハザードマップのさらなる普及、浸透ですとか市民の水害に対する危機意識の醸成、避難所の認知度の向上などを図るために生活空間である町中に浸水深ですとか避難所の情報を表示しようとするものでございます。現在の進捗状況でございますが、各避難所等への看板設置につきましては既に工事を発注しておりまして、現在看板設置に向けて、少しずつついでと聞いていますが、準備が進められているというところでございます。避難所等の看板の枚数につきましては89枚、設置する施設の数としましては66施設に設置しようと考えております。このほか、名寄市街地につきましても避難所等への進行方向や浸水深などを示した看板を幹線道路を主体に電柱の35か所に設置させていただきます。避難方向や設置場所につきましても、関係機関にも相談しながら調整を進めているというところでございます。いずれの看板につきましても本年11月20日には工事完了すると、そういう予定になっております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ぜひ設置される町内会等の意見も聞きながら、できるだけ多くの方の目につく場所へ設置していただいて、防災意識の向上につながる事業となるようよろしくお願いいたします。

では次に、自主防災組織設立施策等についてお伺いをいたします。先ほど設立数は72町内会中21町内会ということで、約3割弱ということになるとは思いますけれども、まだまだ少ないなといった状況であるというふうに思います。やはり自主防災組織の設立に当たっては様々な課題があると思いますけれども、共助の部分で最も重要な役割を持つ組織だと思っておりますので、今後も引き続き、今出前講座等、一生懸命やられていると思いますけれども、出前講座等含めて自主防災組織設立推進に向けた取組をしていただきたいというふうに思います。

そこで、自主防災組織、共助の部分にも関連するところで、避難行動要支援者への支援等についてお伺いをいたします。災害発生時において自ら避難をすることが困難な避難行動要支援者については、市及び自主防災組織、自主防災組織を設立されていない町内会においても把握はされていることと思っておりますが、名寄市地域防災計画において避難行動要支援者対策については定められておりますけれども、災害発生時の高齢者や障がい者等要支援者の避難誘導についてはやはり自主防災組織、共助においても様々な課題があり、行政、共助とのさらなる連携が必要であるというふうに考えております。そこで、災害発生時に避難行動要支援者に対する本市として可能な支援内容及び自主防災組織との連携等による要支援者の避難行動についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 本市として避難行動要支援者への支援等についてでございますが、災害発生時におきまして避難行動要支援者等に対す

る可能な支援内容についてでありますけれども、行政としましては避難行動要支援者の方々が早めに避難していただけるように避難準備、高齢者等避難開始などの避難情報を適宜発令しようという形でございます。避難に支援を要する方々への災害時の具体的な支援としては、避難行動要支援者名簿へ登録されている方々への連絡が主な取組となろうかと思っております。自主防災組織との連携でございまして、現在のところ自主防災組織と行政との役割分担ですとか、そういう具体的な協議についてはまだ行っている状況ではないというところでございます。ただ、これまでの取組といたしまして、自主防災組織の設立の有無にかかわらず、避難情報を発令する際には各地域の町内会長の方に対しましてそういう避難情報が出るよという形、それぞれの町内会におきましてそういう災害、避難行動要支援者の方々については把握している部分もございまして、そういう方々への支援などについてお願いしているというところでございます。避難行動要支援者の方々につきましては、早めの避難が必要になるということで、地域での共助の力を高めていただきまして、速やかな避難行動に結びつけていただきたいと考えております。行政としても確実な避難行動に結びつけるために情報の持つ意味や避難の重要性などにつきまして平常時から御理解いただけるように町内会の皆様や自主防災組織の方々と今後連携した取組を進めていこうと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） やはり要支援者の避難行動については、本当に共助の部分が重要になってくると思っております。行政で行うところには限界があると思っておりますけれども、やはり双方に多分課題はまだまだあると思っております。例えば町内会においても、高齢化となっている町内会、車椅子の方にはどういったふうに対応するのだなどといった、そういった様々な課題もあって、これからもやっ

り共助と公助の部分については本当に連携をしていかなければならないのかなというふうに感じております。そこで、やはり様々な課題の解決に向けて調整や協議もこれから必要となってくると思っておりますので、今後そういった場を含め、いろんなところで町内会会長であったり、自主防災会長であったり、役員の皆さんであったり、そういった調整や協議をする場をつくっていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次、小中学校における防災教育についてですが、学校保健安全法においても防災教育と防災管理を一体的に捉え、学校防災の充実を図ることが求められていますが、地震や津波の甚大な被害を経験した地域、近年災害が多発している地域、あるいは今後災害の切迫性が高い地域等は積極的な取組が行われているが、その一方で避難訓練が火災発生時の対応に関する指導のみとなっているなど、児童生徒等の災害に適切に対応する能力を高めるような取組が行われていると言えない地域も見られ、防災教育の取組が地域によって大きな差異があることに文部科学省も懸念をされているようですが、本市においては、先ほどの御答弁にもありましたが、しっかりと児童生徒のことを考えた教育をされて、教育に対するその取組というものには非常に安心するとともに、やはり感謝をいたします。子供たちがやっぱり将来的に社会の安全を担うという存在になりますので、先ほど文部科学省の教材であったり、いろんな教材も参考にされていると思っておりますが、そのほかにもいろいろな教材等が出ていますので、そういったところもぜひ参考にさせていただきたいなというふうに思います。また、防災教育、防災訓練というものは、恐怖心をあおるような教育、訓練になってはいけないというふうにも言われております。特に障がいのある子供の中には、過敏に反応してしまう子たちもいます。そういったところも含めて興味を持って、防災意識が高まる教育となるよう

今後ともよろしくお願いをいたしたいと思えます。

次に、避難所についてですが、コロナ禍における避難所については、先般の訓練において様々な課題も見え、職員間の認識も凶られたと思えます。第1回訓練での課題、避難所の在り方等については分かりました。また、第2回名寄市防災訓練の内容についても了解いたしました。ぜひそういったいろんな課題を解決し、在り方というものを追求しながら今後の第2回訓練つなげて、市民の安全、安心につながる訓練となるように期待をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

道内のまちも避難所で新型コロナウイルスの感染予防に必要な備蓄等については総定数を確保できていない市町村も多くあるというような新聞報道もありますけれども、確かに全国的に取り組んでいるところなので、そういったさらに必要とする資材等も完全にそろそろまでに時間もかかると思えます。また、今度は、今後は主要事業を含めた避難所の見直し、それも当然必要です。また、市で行われる第1回、第2回、行われる訓練、それをやっぱり市民に周知するということが非常に重要になってくると思えます。

そこで、コロナ禍における市民参加型の研修等についてちょっとお伺いをいたします。市民参加型の大規模な避難訓練等については感染予防の観点からも厳しい状況にあると思えますが、しかしながら市民組織と行政との関わりは不可欠でありまして、コロナ禍の今こそお互いの役割について一緒に考える機会が必要であるというふうにご考えております。また、自主防災組織の長や町内会長といった人数を限定し、研修会等に参加してもらい、そこで学んだことを戻ってから普及してもらうというような方法もあるというふうにご考えます。本市においては、職員を対象とした1回目の訓練の実施、今後も2回目が予定されていますが、そういった先ほど言った自主防災組織の長であったり、町内会長といった人数を限定した研修会等、コロナ禍における市民組織と行政とのお互いの役

割について一緒に考える機会を何らかの形で実施していただきたいというふうにご考えるところなのですけれども、そのお考えについてちょっとお伺いします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 本年の防災訓練につきましては、先ほども申し上げましたけれども、当初は市民参加による冬の災害想定で実施を予定していたところでしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を、終息、なかなか見通せないというところでもありまして、予定していた訓練を断念して、職員の訓練を重点的に実施しようという形になったところであります。町内会などの代表者による例えば小規模な訓練や研修会の開催については、申し訳ございませんが、今のところ予定はないというところでございますが、私どもとしましても地域の皆さんと行政との意見交換ですとか情報交換につきましては必要であるという部分については認識しているところでございます。先ほど来何回か申し上げているところでございますけれども、出前講座、出前トークですか、なのですけれども、例えば令和元年度でしたら防災の部分は16回、令和元年度、800人以上の方が出前トークに参加していただいているというところでございます。今年度も一定程度コロナのほう落ち着いたから今4回やっていまして、今後も何件か依頼があると聞いているところでございます。そういう部分の中で、私どももそういう話があれば積極的にお願いさせていただきます。なかなか大分終息、収まってきたのですけれども、今の感染症予防の観点からなかなかそういう研修会等の実施は難しいところもあるのですけれども、そういう要望等ございましたら、繰り返しになるのですけれども、積極的に足を運んで話をさせていただきたいということもありますので、ぜひ御活用していただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） やはりコロナ禍において安全、安心を追求すればそういった出前講座が有効かもしれません。防災担当の方からも、町内会の役員さん、7名程度ですか、に対しても出前講座を行ったというふうに聞いておりますので、行政のほうからもそういったPRをしていただいて、今後またさらに行政と市民組織といろいろな役割について一緒に考えるような機会を増やしていただきたいというふうに考えます。よろしくお願いたします。

次に、福祉避難所についてですが、現状、課題、体制等については了解をいたしました。まさしく現在本市においては福祉避難所として総合福祉センターが指定されておりますけれども、感染予防、高齢者、先ほどの答弁にもありましたけれども、確かに収容する人員というのはかなり減になるというふうに思います。名寄市強靱化計画においても二次的な避難所となる福祉避難所の指定数を増やすというような計画もあると思っておりますが、先ほど増やしていきたいという考え、お答えがあったと思っておりますけれども、現在の公共施設を福祉避難所に指定するにはやはりいろんな条件があって、機能条件を満たす整備が必要となってきた、コスト的に問題があるというふうに思います。そこで、本市には老朽化した公共施設が数多くあり、今後整備が行われていくと思っております。今後新しくそういった公共施設等を建設されると思っておりますけれども、それらを利用し、福祉避難所として活用できないかというふうに考えるところでありますけれども、今後そういった福祉避難所の指定数を増やしていく上での本市のお考えというものをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 福祉避難所の指定の増加についての考え方ということだったと思いません。議員お話しのとおり、新型コロナウイルス感

染症の関係もありまして、福祉避難所につきましては大規模災害がありましたら収容人数が大幅に減少してしまいますので、全ての避難者の収容は難しくなるというところでございます。現在市内の公共施設では、それぞれ福祉避難所の条件に適したような施設がなくて、総合福祉センターのみを指定しているところでございますが、今後既存施設の改修ですとか新たな施設の、老朽化施設の建て替えなんかも想定されますので、その際に活用できる施設については適宜避難所ですとか福祉避難所などとして指定させていただきたいというふうに考えております。また、現状において災害時に指定避難所ですとか福祉避難所でも避難者の受入れが難しい、対応が難しいという場合になりましたら近隣市町村への広域避難ですとか、あと旅館ですとかホテルなどへも協力依頼も行いながら適宜対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 名寄にはそういった大きい災害はまだ発生していないということで、福祉避難所については今まで設置はされたことがないとは思いますが、やっぱり今後いざというときいつでも設置できるという体制とか、要配慮者のための避難所といいますか、それが複数あることによってまた安心、安全にもつながっていくと思っておりますので、ぜひ積極的に考えて、前向きに考えていただいて、平常時の支援も併せてですけれども、引き続きよろしくお願したいというふうに思います。

次に、ペット対応避難所についてなのですが、やはりコロナ禍における避難所をはじめ、様々な課題解決が優先されるというふうには思いますけれども、今後避難所におけるペット対応マニュアル及びペット対応避難所については考えておく必要があると思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

次、防災情報配信システムについてですが、まだ始まったばかりですので、今後課題等が出てくると思います。その中でも災害時における迅速、確実な情報伝達、特に高齢者、障がい者等の災害時の要援護者に対しては本当に分かりやすい情報となるように、いろんな課題が出てくると思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

名寄市には日本一精強とされる部隊が駐屯する駐屯地もあり、いざというときの最も信頼できる心強い存在である自衛隊があり、安心をしてくれるところなのですが、防災においては基本となるのはまず自助、自分の命は自分で守ることなので、次にですか、次に自助が困難である方へ、要支援者等への支援を含めて、近隣の人々がお互いに助け合い、地域で守る共助、さらに公的機関の援助と公助によって災害被害の軽減につなげることができることから自助、共助、公助というのがやっぱり互いに連携して、一体化することが重要でないかなというふうに思いますので、今後そのような名寄市になっていけばいいなというふうにも考えております。本市においては、このコロナ禍においても防災に関する様々な取組が行われており、先般実施された新型コロナウイルス感染症を考慮した避難所運営訓練ですか、避難所のレイアウト、研究、作成、検証訓練及び職員研修会の実施というのは道北の市町村の中では最初に実施されたというふうに伺っております。また、まるごとまちごとハザードマップについても1,000年に1度の想定、L2想定を反映したものは道内179市町村の中でも最も早い試みであるというふうにも聞いております。さらに、先ほど最後にやった防災情報配信システムについても低コストで市の研究成果による情報伝達手段の多様化の拡大や携帯電話を持たない方、耳の不自由な方へも対応できるという取組でもあり、市民の安全、安心につながる事業であるというふうに思います。

最後になりますけれども、様々な課題がある中、名寄市の防災力向上、市民の防災意識向上に尽力されている、3名で頑張っている防災担当職員の皆様にもまず感謝とお礼を申し上げるとともに、今後も防災については危機管理の行動原理にある疑わしいときは行動せよ、最悪事態を想定して行動せよ、空振りには許されるが、見逃しは許されないの3つの原理を意識していただいて、引き続きさらなる市民の防災意識の向上、安全、安心なまちづくりにつながる取組をしていただくことを要望して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

中心市街地の活性化について外2件を、佐久間誠議員。

○4番（佐久間 誠議員） 議長から御指名いただきましたので、通告順に従い、大項目3点について質問いたします。

まず、大項目の1、中心市街地の活性化について、小項目1、まちづくり会社と行政のタイアップについて。中心市街地の活性化を目指して名寄商工会議所で議論され、10月にも設立を予定しているというまちづくり会社について行政は今後どのようにタイアップしようと考えているのか。現在までの関わり方と今後の展開について考え方を伺います。

小項目2、人の流れを呼び込む仕組みづくりについて。立地適正化計画による公共施設の配置、都市整備計画、観光振興計画などとも関係するものであり、人の流れを町中に誘導し、中心市街地の活性化につなげようとする試みであることから、行政としての指針を的確に示さなければ進まないし、頓挫してしまうと考えるものであります。町中での市の所有地を生かした活性化施策など考えられる可能性について伺います。

小項目3、コーディネートの在り方と市の支援について。中心市街地の活性化は、民間と行政相

互の連携や市民のニーズと協力があって初めてうまく進むものと思うことから、今民間、名寄商工会議所サイドからの発信がある中で行政は現在の公共施設再配置のタイミングでしっかり指針を示し、中心市街地活性化を目指した具体的な形をつくっていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、大項目2、北海道縦貫自動車道について、小項目1、整備の進捗状況及び期成会の取組状況について伺います。高規格幹線道路である土別剣淵インターチェンジから名寄インターチェンジ、名寄美深道路に至る延長約24キロメートルについて整備が進んできております。高規格幹線道路の整備により救急搬送の安定が期待され、高速ネットワークの拡充による道北圏と道央圏の物流の効率化に大きな期待が寄せられています。そこで、高規格幹線道路のこれまでの整備の進捗状況と、この間期成会もつくられておりますが、期成会の取組状況についてお伺いいたします。

大項目の3、コロナウイルス感染症対策について、小項目1、緊急包括支援交付金事業を活用した市立総合病院の対策について。緊急包括支援交付金事業を活用した市立総合病院のコロナ対策として、交付金対象となった場合に患者の待合室として位置づけたバス配置での発熱外来待合、簡易陰圧ハウスの設置、自動精算機会計表示システムなどの導入を予定していると聞きますが、具体化する時期はいつ頃か、また予定どおり導入された場合の費用負担面と効果等について伺います。

小項目2、コロナによる市立総合病院経営の影響について。コロナウイルス流行が病院経営に与える影響について、全国多くの病院でコロナ治療に積極的に取り組む病院ほど経営が厳しくなる悪循環が生じていると言われておりますが、本市の市立総合病院の場合、経営にどのような影響を及ぼしているか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 佐久間議員から

大項目3点について御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については総務部長から、大項目3については病院事務部長から答弁させていただきます。

まず、大項目1、中心市街地の活性化について、小項目の1、まちづくり会社と行政のタイアップについてですが、これまで名寄市立地適正化計画の具体化に向けて名寄商工会議所主催による官民連携事業の勉強会が開かれるなど取組を経て、本年6月25日に開催された名寄商工会議所通常議員総会で官民連携事業の受皿となるまちづくり会社設立を目指すことが表明されました。現在名寄商工会議所においては、8月に官民連携に向けた特別委員会を設置し、10月末を目途にまちづくり会社の設立に向けた議論が進められており、市としても中心市街地活性化に向けたこうした民間の動きに期待しているところでありまして、今後も情報交換を行いながら連携してまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、人の流れを呼び込む仕組みづくりについて及び小項目の3、コーディネート の在り方と市の支援について一括してお答えいたします。本市では名寄市都市計画用途地域における商業地域を中心市街地として位置づけ、これまでの中心市街地活性化の取組については平成12年に中心市街地活性化基本計画を市が策定するとともに、商工会議所など民間では中小小売商業高度化事業構想、いわゆるTMO構想を策定するなど行政と経済界が連携を図りながら、中心市街地の活性化に取り組んでまいりました。その後、名寄市都市再整備計画に基づきコンパクトなまちづくりを進めるに当たり社会資本総合交付金を活用し、駅前交流プラザよろーなや市民文化センターEN-RAYホールなど、JR名寄駅から浅江島地区までの施設整備を行ってきたところです。今年度施行した立地適正化計画においては、中心市街地を含む区域を都市機能誘導区域として定め、文化交流、商業、医療、保健、介護、福祉、子育て

てといった機能ごとに誘導施設を設定しており、人々が集いにぎわう魅力と活力あふれる拠点地区の形成を目指して、誘導方針の一つである拠点への公共施設の再配置、複合化による市民交流の促進を進めるため、道内における横断的な議論を深めるとともに、官民連携による施設整備や空き店舗や空き地などの放流、憩いの空間としての有効活用などの誘導施策を通して中心市街地の活性化に向け取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目2、北海道縦貫自動車道について、小項目1、整備の進捗状況及び期成会の取組状況についてお答えします。

北海道縦貫自動車道は、函館市を起点とし、旭川市、士別市、名寄市などを經由して稚内市に至る延長約681キロメートルの高速自動車国道です。このうち士別剣淵から名寄間は、高速ネットワークの拡充による道北圏と道央圏の連絡機能の強化を図り、地域間交流の活性化及び物流効率化等の支援を目的とした士別剣淵インターチェンジから名寄インターチェンジに至る延長24.0キロメートルの整備計画となります。令和2年度における事業進捗については、国からの説明によると用地取得の進捗率が約89%、全体事業の進捗率が約76%となっております。また、本年度の予算規模については20億円となっており、事業内容は多寄から風連区間の用地買収の推進のほか、風連から名寄区間の補償工事として用排水路の付け替え工事となっております。

次に、期成会の取組状況については、道路整備に必要な道路予算の確保及び老朽化対策予算の別枠確保と新たな財源の創設及び北海道縦貫自動車道士別剣淵名寄間24キロメートルの早期完成などの要望項目を掲げて、毎年度旭川開発建設部及び北海道開発局、国土交通省や財務省、道内選出国會議員へ要望活動を行っているところです。本

年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、書面による要望活動となることが多いですが、様々な機会を捉えて積極的な要望活動を行っているところです。その他の期成会の取組としては、民間団体が主催する北・北海道高速交通フォーラムへの参画や民間団体が発行するきたのみち通信への発行に対する協力などを行っております。引き続き救急搬送の高速化、安定化を図る命の道として、また災害時の緊急輸送ルートの確保、冬期悪天時の走行性、信頼性の向上のため北海道縦貫自動車道士別剣淵名寄間24キロメートルの早期完成に向けて市民一体となって取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目3、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

初めに、小項目1、緊急包括支援交付金事業を活用した市立総合病院の対策についてでございます。山崎議員への答弁と同様の回答となりますが、例年11月から2月までがインフルエンザの流行拡大期となっております。厚生労働省では、都道府県に対して発熱患者等が帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関と相談、受診し、必要に応じて検査を受けられる体制について10月中をめどに整備することの事務連絡を9月4日付で発しており、道の担当部局においてはその後早急に医療団体との協議に入ることとしています。地域においては、保健所が中心となって対応は協議されることとなりますが、医療機関に求められる役割はさらに高まるものと見ています。市立総合病院における今後の発熱患者対策については、新型コロナウイルス感染症への対策と重複した対応が求められていることから、院内の感染対策チームを中心に随時情報を得ながら効果的な対策の検討を進めている段階にあります。確定的な方針ではあ

りませんが、できるだけ発熱患者の動線を一般患者と分離することを前提として、感染症病棟と救急棟を活用することとしています。どちらの感染が拡大するかとそのニーズに応じての対応になりますが、交付金事業を活用して屋外にプレハブやバスなどを配備することで、待合や検体採取に活用することも検討しています。また、感染防止のための機材については、パーティションや防護具を用意することとしています。外来受診では、待合フロアの混雑の解消を目的とした自動精算機及び会計案内表示システムの導入を検討しております。機器の導入により本館フロア及び新館1階、憩いの広場でも会計完了が掲示できるようにして、滞留場所が分散されるようにしたいと考えています。また、自動精算機ではクレジットカードの使用も可能とするよう準備しており、患者さんの利便性向上も同時に進めていきたいと考えております。これらの事業につきましては、院内での確認や道庁との連絡調整の最中でありまして、同意を得て、準備の整う部分から順次対応していく予定でございます。該当する事業に係る費用は、10分の10の補助と施設規模に応じた交付金の範囲内で賄うこととしています。実施時期は、基本的に全て年度内に完了することが求められています。

次に小項目2、コロナによる市立総合病院経営の影響についてでございます。新型コロナウイルス感染症対策による病院経営の影響については、規模や機能にかかわらず全ての医療機関で減収、減益、費用負担増などの影響が出ております。特に陽性患者を受け入れた医療機関においては、感染対策や他の診療の制限などで多大な負担が強いられています。市立総合病院においては、これまで陽性患者の受入れはありませんが、緊急事態宣言期間を中心に病床の確保や予定手術の延期などの制限をかけたことと外来の受診控えなどが影響し、入院、外来ともに大幅な患者数の減少となっています。今年度第1四半期の推計値では、入院

と外来の収益が対前年度比で1億8,119万円、率で8.7%の減収となっており、新型コロナウイルス感染症に起因する影響を大きく受けた結果となっています。4月からの診療報酬改定で加算された分を除くと、さらに影響額は大きなものになります。陽性患者を受け入れた病院の実例から推察した場合には、外来診療の中止や予定入院の延期、スタッフの業務変更や待機施設の設置、検疫体制の強化など1か月単位で数億円の影響が試算されています。今後当院が対応を行う場合には同様の影響が想定されますので、事前に対応可能なものは実施しておけるよう検討を進めているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） それぞれお答えいただきました。なるべく順を追って再質問させていただきたいと思っております。

それです、まちづくり会社の関係でございます。それぞれ答弁いただきまして、官民の勉強会をやっているというようなこと、連絡を取りながら、情報交換しながら、連携しながらやっていくということで先ほど室長のほうからお答えをいただきました。それで、大きな流れで見ますと、これまでも中心市街地、西3条南6丁目に公共施設を持ってきて、複合施設として、官民連携によって中心市街地の活性化を図っていくのだというプランが出ておりました。しかし、進展しなかったという経緯がこの間あったわけでございます。それで、中心軸となる民間側の受皿が今回改めて、意思表示でありますけれども、まちづくり会社をつくるのだと。そして、やっていくということで、これらの、過去の障壁を乗り越えて、そしてまとまって対応していくという、そういう動きが法人化を含めてやっていくという議論、そして克服しなければならない課題についてはこれから克服する、そのための議論を今後詰めていきますよという民間側の意思表示だというふうに思っております。

す。そこに対する行政側の対応ということで、先ほど室長のほうから都市機能、あるいは誘導方針、それから複合化に対する考え方含めて庁内横断的な議論を進めるというような形でお答えをいただいたというふうに私思っているのですけれども、大変そういう庁内横断型の対応していくということがこれから非常に必要だというふうに思っているのです。それで、ここら辺の考え方について、さらに民間側の考え方とこれらの民間側からのアクションに対してすり合わせて発展をさせるところの考え方について改めて伺いたいというふうに思うので、よろしく願います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 各部横断的にわたる部分ですので、私がどこまでお話しできるかというのはちょっと先にお許しをいただきたいと思いますが、今佐久間議員から言われたように、これまでの課題があったわけです。その中の一つとして、今回は経済団体でまちづくり会社を目指して進めているということだというふうに思います。私ども先ほど室長のほうから期待をするという言葉述べさせてもらいましたけれども、少し時間をかけて検討会など踏まえながら今のまちづくり会社ということですので、しっかりと目的、あるいは取組について、今定款など取組を進めているというふうに伺っておりますので、その中で明らかになると思いますけれども、これまでよりもより官民連携の民のところを担える組織として設立がされるだろうというところで期待をしているということで、そういう表現をさせていただいたということでもあります。一方で、庁内のほうでも、先ほど室長が申し上げたように、副市長を先頭とする庁内の横断的な検討組織が立ち上がりましたので、この中で公共施設の今後の在り方というか、配置等も含めての検討がこれから進められることだというふうに思いますけれども、ここは公共施設ですので、中心市街地の中から少し広いエリアでの検討になるのだろうなという思いもしている

ところでありますが、一方で中心市街地のところについては商工会議所のほうで今後議論がされると。少し組織とするとエリアが違う部分はあるかもしれませんが、ある意味でまちづくり会社は経済行為を優先しながら議論する。行政のほうでいくと、公共施設ですので、そこだけでなく、より広い視点からの議論をするところになるというふうに思いますけれども、いずれにしても今後官民連携の民のほうの役割を担う一つの会社として、行政としてもまちづくり会社から来る提言、あるいは提案等についてはしっかりと受け止めて、その是非も含めて検討させていただきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 白田部長のほうからも改めて考え方について示されたわけですが、どちらかというと今の現在の状況としては商工会議所側、民の側が少し走っているかなという感じがいたしまして、そこに合わせて行政側も、今先ほどの答弁ありましたけれども、橋本副市長を中心にして庁内の中での検討を進めていく、そういう横断的な協議を進めていくのだというお答えありましたから、このまちづくり会社のところ、官民が足並みをそろえるような、そういう取組がなかったらうまくいかないというふうに思いますから、ぜひそこら辺を、まちの形成に関わってきますから、庁内の検討部会立ち上げていただいて、しっかりと行政側の受皿をこういう形で整備しましたと、整理しましたというところで一致を見ながらまちづくりを進めていただきたいなというふうに思っております。それで、特にタイミングとして、公共施設の配置についてもどこに何を建てるか、これまでの行政側の答弁ではちょうど今年、今年度中には決めていくのだということにもなっていますから、ぜひ民間の意見を聞きながら、そして行政側の意見、行政側のイメージ、意見、このところをしっかりと相手側にも伝えていただきたいというふうに思っているのです。この辺りに

ついてどういうふうを考えているかお伺いしたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 若干答弁重複してしまいますけれども、私を委員長として名寄市公共施設等再配置検討委員会というものが6月に立ち上がったところであります。この中で、先ほど臼田部長のほうから答弁ありましたけれども、公共施設そのものの再配置について必要とされる状況の分析等については今手がけているところです。具体的に言いますと、これ今年度中の公共施設の個別計画、そちらのほうともリンクしながらの進め方になるのですが、老朽度具合、あるいは恐らくこれが一番の鍵にはなるかと思えますけれども、土地の状況、議員から御質問にありましたけれども、例えば都市機能誘導区域内に市の所有地がどれぐらいあるのか、あるいは一定程度使えるような土地がどういう状況にあるか等も含めて、今その状況の整理等について着手しているところであります。今後は、せつかくまちづくり会社設立という機運が高まってまいりましたので、これはどのようなチャンネルになるか分かりませんが、やはり必要な情報交換、あるいは市としての考え方については一定の整理を加えた上できめ細かくいろんな形で進めていかなければならないと思っております。ただ、公共施設の再配置につきましては、やはり様々な課題があるのも事実でありまして、先ほど申しました土地の問題、あるいは財源の問題、それから公共施設そのものの順序の問題、これは老朽化度合いにもよりますので、その中で一番必要とされるものはどうか、順序はどうか、かなり難儀されるところでありますけれども、場合によりましては長い期間をかけてという下にこういうパターンはどうだろう、こういうパターンはどうだろう、Aパターンどうだろう、Bパターンどうだろう、そういうような形での整理になるかもしれません。いずれにしろ、鋭意進めてまいりたいと思っておりますので、

改めて様々な形で整理して、できれば節目、節目にいろんな形でお話しさせていただければと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 副市長のほうからお答えいただきましたから、ぜひよろしくお願ひしたいということで、それに尽きるのですけれども、やはり特に民間活力の利用、それから市民や企業との連携を進めていくということでこの間議論してきたところでいうと、PFI、あるいはPPPという形で、考え方に基づいてそれぞれ公共施設や都市計画の再配置、再配備について議論してきたところでありますけれども、マスタープランの中にもこういったことも含めて行政側がしっかり誘導を図っていくのだということで意思表示しておりますから、ぜひ、先ほど言われたように、民間の今回手を挙げていただいた意味合いも含めて、しっかり連携を取って、それから先ほど副市長おっしゃられましたけれども、行政で手のつけづらい面、特に店舗の、個店の移転だとか、あるいは土地の売買だとか、ちょっと細かな面について民間でできるところについてはお願ひして、そこに例えば公共施設の何と何を持ってくるのだというようなことなどの考え方については庁内の中で意思統一、議論していただいて、そしてすり合わせて、ぜひ市街地の活力ある再整備をダイナミックに進めていただきたいというふうに思えます。

次に、北海道縦貫自動車道についてお答えいただきました。令和2年度のこの名寄のインターチェンジまで来る高規格道路の予算が20億円ついたということでありますから、少しは進むかなと。ただ、高規格道路でありますから、1キロ進めるのに30億円ぐらいかかるとかちまたで言われておりますから、遅々としてなかなか思うようにはいかないのでしょうかけれども、しかし動きが見えてきたということであります。それで、高規格幹線道路の関係について、相手が国なので、なかな

か状況聞く機会がないので、確認のためお尋ねしますけれども、名寄市を通る高規格幹線道路の乗降口が繋がったときに風連の乗り降り口はどうか。それから、2つ目には名寄市内は豊栄19線インターチェンジ、それから名寄北インターチェンジ砺波があって、3つ目に智恵文の上り口、降り口は残るのかどうか、現状知らされているところについてお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 現時点におきまして国における風連ですとか智恵文の部分で設置計画はないと聞いておりますけれども、地域の皆さんの思いもございますので、市としては今後も継続して国に対して要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 答えづらいところも多々あると思うのですが、私も旭川の開発建設部のほうにどんな状況になっているのかということ一応尋ねてあります。その中でお答えいただいた以上のことをあまり答えられないところがあるみたいで、まだ未定のところが非常に多いということで、それと東風連のところに橋桁が見え隠れしてきておりますから、市民にとっては非常に気になるところなのです。大分進んできたなという。しかし、構造物を先に造るということですから、橋桁見えてもなかなか道路の完成したものはつながるのは容易ではないというふうには思っております。それで、この間……すみません。名寄市の都市計画マスタープランの中では、北海道縦貫自動車道の名寄インターチェンジまでの開通に向けてインターチェンジ周辺の物流拠点、広域防災拠点としての整備等について検討しますと、こういうふうになっているわけでありまして。それで、先ほど言ったような状態で、名寄までの開通が日に日に期待される場所でありまして、そこで都市計画マスタープランでいうところのこの

インターチェンジ周辺の物流拠点、広域防災拠点としての整備等について、これはサービスエリア、あるいはパーキングエリア、これらをイメージするものか、それか高規格道路における道の駅をイメージするものかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） ここでいうインターチェンジ周辺という表現でございます。サービスエリアですとかパーキングエリアになりますと、道路の中という形になりますので、そういうことではなくて、インターチェンジ、降り口の周辺の土地を使って、それを拠点にしたいという意味合いでありまして、道の駅というように限定しているものではないということ御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） サービスエリア、パーキングエリアは道路のところに敷設されますから、ただ降りたところの直近のところに整備をするものであっても、いわゆる降り口のところに例えば広めのパーキングエリアなどについて、これは国に要望して整備してもらおうと随分助かるということもありますし、しかる後名寄の乗降口周辺のところの開発をどういうふうに形づくるかということについて知恵を出してもいいのではないかと。かなりお金かかりますから。

それとあと、道の駅についてお話しさせていただきましたけれども、風連に、国道40号線に特産館の名寄の道の駅ということで銘打ってございますけれども、これちょっと私も確認したのですが、道の駅というのは1自治体1個なのかということ教えていただいたのですが、必ずしも1つではないのだということが言われました。それと併せて、ただあまりにも近接していたら駄目だというふうに言われることもあるというようなことありますから、ぜひこれ少し研究していただいて、特に物流の拠点化構想、ここについて

打ち出すのであればインターチェンジ周辺をどういう形で整備をしていくのか、考え方を整理した上で名寄市内への誘導拠点としてこれはしていくことが必要ではないかというふうに思うわけでありませう。

それで、これまでいろんなところ私どもも見せていただきましたけれども、バイパス一本通ることとかなり流れが変わると。まちの流れが変わる。売上げが大幅に伸びたということなどもありますし、それから名寄でまず降りてもらうことが大切だというふうに私は思っていますから、名寄のイメージアップ、それから特産品の宣伝の効果、それから稚内方面は農産物の需要が見込める。それから、もう少し言うと南に向かって家畜、牛などの配送が非常にスピード化して持っていけることから、いわゆる畜産の需要の拡大、こんなところが期待として非常に見込めるわけでありませう。それと、港でいうと苦小牧があって、稚内があって、紋別があるのですが、苦小牧から名寄を考えますと3時間半ですよね。稚内までは3時間ということとで、中間地点に面しております。それから、紋別の港から名寄までで約2時間ということとで、こちら辺の地の利としては非常にいいのではないかとこのように思っておりますから、高規格道路の全線開通を見通して、新たな広域道路ネットワークなども織り込んだものにしながら、いわゆる物流拠点、広域防災拠点として基本構想の検討に着手することについて急がなければならないのではないかとこのように私は思っているのですが、考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今佐久間議員のほうから広い範囲での御質問いただきました。まず、19線の周辺の考え方の整理ですけれども、あの高規格道路が着手されてから名寄のインターチェンジが19線にできるということとで、そこに、議員お話しいただいたとおり、いかに人が名寄で降りていただけるかといったような観点から、あ

そこでの例えばトラックの休憩所であるとかといった部分を造ったらどうだといったようなことが商工会議所青年部のほうから、フォーラム等開催していただきながら将来的な絵をつくっていくというふうなある意味提言をいただいた経過がございます。そのところから始まり、現在については、議員御存じのとおり、実は王子の敷地をどうしていくかといったような議論が現在展開されておりまして、今おっしゃっていただいた物流の防災拠点の関係についても王子の敷地をどうしていくかということでの議論で、3本柱のうちの一つにしっかり入って、現在物流の協議会を会議所が主導して、主導というか、主体となって、今行政はオブザーバーとして参画しながら進めさせていただいているということになっております。お話しいただいた紋別であったりとか、北のほうであったりといった部分も、当然物流の拠点化を目指すに当たってはやはり集約するという意味ではそういったものをいかに名寄に集めることでどんな効果が出るのかといったことで、そこは荷主にメリットがなければ、経済活動ですので、そこについては動きがついてこない。そういったことも含めて6月1日から本市ではヤマト運輸から職員を派遣いただいて、そこを専門的な知見で、共同で本当に膝交えながら研究させていただいているといったところでございます。今現在は、もともとターゲットとしてはやはり高規格道路の降り口といった部分を絞って本来であれば物流の拠点化等、議論してきたというか、目指してきたところですが、現在は王子の敷地の部分も視野に入れながら、ある意味広い範囲で可能性について今研究をさせていただいております。現在も日々一生懸命会議所と連携しながら研究を進めておりますので、ここについてもしっかりと具現化していけるように努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） ぜひ密な、コロナは3密駄目ですけれども、密接な連携取っていただいて、名寄に活力をやっぱり与えるような、元気の出るような御提言をいただきたいというふうに思っております。

この項目最後になりますけれども、加藤市長にお伺いしたいというふうに思うのですが、先ほど来お話ししましたように、豊栄19線の名寄インターチェンジ、これが高規格道路がつながれば、先ほど来言われているように、道路の利便性の問題、格段に増して、様々な効果も生まれて、将来構想も広がりを見せるのではないかとというふうに期待されております。そしてまた、医療においては命の道路になることは間違いないというふうに思っております。私も近隣自治体のところで実は令和2年3月28日に高規格幹線道路として深川留萌自動車道が全線開通いたしましたして、留萌の道の駅がこの7月11日にオープンしたということから、先般調査に行ってみりました。それで、留萌信金の愛称ですけれども、るしんふれ愛パークという管理棟を中心にして、駐車場は乗用車80台、それから大型車が9台で、周りにはいわゆるチャレンジショップとアンテナショップがあって、並んでいて、売店もやっていたのですけれども、こうした売店は現在仮設プレハブに入っていましたけれども、2年後には管理棟に連結して、本格的な配置となるということでは言われておりました。それで、道の駅はるしんふれ愛パーク、船場公園に隣接していることから、必要な施設が出てくれば、奥行きがあるので、どんどん暫時広げられるようになっておりました。したがって、2年後、3年後とこの留萌の道の駅も内容も充実が非常に期待されるところであります。そこで、豊栄19線の名寄インターチェンジ乗降口付近の周辺にサービスエリア、あるいはパーキングエリアになるか、もしくは道の駅というふうな名前になるのか、留萌の道の駅も幹線道路を降りて5分ぐらいの場所に設置しているのです、町中に目がけ

て。だから、ぜひこちら辺に例えばガソリンスタンド、トイレの設置、それからドライバーなど旅行者の休憩施設、それから農産物や特産品の販売など名寄市の高速道路の玄関口として、高規格道路から市内へと誘導する拠点として整備される考え方はないか、イメージですけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 貴重な御提言ありがとうございます。佐久間議員からお話しいただいたとおり、今般の都市計画マスタープランの見直しの中で名寄インターチェンジ開通に向けてインターチェンジ周辺の物流拠点、広域防災拠点の整備ということを書かせていただきましたが、これは広く含めてそうした可能性も今後具体的に検討していく材料の一つになっていくのではないかと思います。お話しいただいたとおり、名寄はもともと交通の要衝として栄えたまちであります。今般また高規格道路が、改めてあそこが接続するに当たって、東西南北の物流の拠点としてもう一度この地域の自治特性がさらに注目されるのではないかと、そんなことを三、四年ぐらい前から開発局を交えて、ある程度総論は皆さん理解していると思いますが、今後より具体的な実証実験や検証を進めていかなければならないのだろうというふうに思います。その中で、この周辺にどのような絵を描くのかというのはまだまだばふらっとした青写真の段階であります。大きな可能性を秘めているというふうにも思います。広域の拠点というふううたっておりますので、ぜひ北海道、あるいは国の大きなお力やそうした財源も、あるいは理解もしっかりと得ながら民と官も一緒に連携をして、より魅力ある、ここに物がすごく集まって、そのことで地域が活性化して、豊かになっていくと、そんな地域をつくれるように、今お話あった王子の問題もありますけれども、そこもプラスに変えながらしっかりと対応していきたいというふうに考えておりますので、今後とも御提言、御指

導よろしく願いをいたします。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 市長からお答えいただきました。それで、留萌市は平成30年8月に実は道の駅基本構想案を策定して、それからオープンまで丸3か年かかっているのです。それで、併せていわゆるこの構想を練り上げる前の期間、すぐ冊子になって出るわけでないですから、相当な検討はなされたというふうに思うのです。したがって、そういう期間も織り込みながらぜひこの名寄のまちの活性化に向けて大胆な、ダイナミックな御提言をいただければというふうに思っていますから、ぜひ御検討よろしくお願ひしたいと。

次に移りたいと思います。それで、コロナウイルス感染症対策について先ほど岡村事務部長からお答えいただきました。それで、そこで発熱外来、待合バス車両、これが実現すれば、できれば仮に患者の発生具合で市立総合病院だけで手が回らなくなった場合に地域の他の病院に発熱外来待合を移動して、機能分担を図れるということも可能なのですが、そうしたことも考えてのバス車両の配置なのか、あるいはスペース上の問題か、そしてそのバスというのはこれリースだと思えますから、例えば市立総合病院で使わぬということになったら返してしまうのか、それから名寄地域の中では市立総合病院だけがこのバスの配置が計画されているのかどうか、その辺についてお伺ひしたい。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） このバスだけに限ったことではございません。先ほど申し上げましたけれども、ここから先どれぐらいの感染が予測されるか、それがコロナなのかインフルなのかというところが問題になってくるというふうに考えています。人数が少ない場合ですと、プレハブ等を設置するまでもなく、バス等で対応が可能ではないかというふうに考えているということでございます。そのバスをほかの医療機関に回して対応していただくというようなことは全く

想定をしておりませんし、それらに係る費用につきましては役割として指定を受けた医療機関でなければ補填されませんので、他の診療機関ではできないということになってしまいます。ここから先ちょっと体制が、先ほども申し上げていますが、変わってきているということがございまして、プレハブ等につきましては早い段階で用意をしなければ準備が整わないということもありますので、その部分について病院内で感染対策チームと現在協議をしている最中ということでございます。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 先ほどバスだけではないということで、バスだけではなくて、それこそ様々な会計表示システムであるとか簡易陰圧システムによる患者のクラスター発生の防止みたいなことも含めて様々準備されていると思いますが、たしか事務部長のほうはこれ予算がついた場合にこういうことできるのですという御答弁をずっとこの間いただいていたと思うのですが、私もちょっと調べてみましたら、新型コロナウイルスの関係に関しては結構予算前倒しでやっているという、後づけで国や道からの資金が回されてくるという、それだけ緊急事態であるということ認識した対策になっていると思うのです。この辺りについて、先ほどまだ道のほうで協議中というお話だったと思うのです。10月末ぐらいまでにこれらがはっきりすると。ということは、10月末にははっきりした段階から例えばバスを発注したり、そういうことになるのでしょうか。その辺りちょっともう少しお願ひしたい。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） この交付金事業につきましては、国、道として病院医療分として二十数種類あると。その中の市立総合病院として対処可能になってくるのが4つか5つぐらいと。その中でも補助、それから支援金、交付金といったように分かれています。ですから、議

員がおっしゃられるとおり、前倒しして着手していいものもございます。そこについては、例えばバスですとかこうしたプレハブとか、そういったものについては順次対応していった構わないと。後からそのリース費用については補填をいたしますということが可能になってきます。ただ、区分によりましては対象とならないメニューもございます。その部分につきましては、十分な協議、それからこういったものを用意するのかということも確定しなければ協議も調わないということになりますので、随時協議をしているということでございます。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 理解いたしました。バスや当面留意されているものは、前倒しで発注しながら、新型コロナウイルス、発生しなければこれにこしたことはないのですが、対応も市立総合病院としては万全に、盤石に準備を立てているということで、それを聞いて安心いたしました。

それと、病院関係でも一つ、市立総合病院の経営についてなのですけれども、第1四半期収支で前年度比2億6,353万円減の3億7,849万円の赤字というふうに報道などで聞いているところではありますが、かなり厳しい経営状況にあるというふうに認識しているわけなのですが、ただ国が創設した緊急包括支援交付金の1.6兆円の支給手続、これが今後進んでくれば、重点医療機関に対して国の二次補正予算で特に中等症患者を受け入れる病床の補助上限というのは1床当たり4万1,000円というふうに聞いておりますけれども、患者は発生していないものの、道からの要請に基づいてこの間空きベッドの確保、準備してきた部分の補償についてどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 8月1日付で北海道としては重点医療機関、それから協力医療機関を指定したということは公表しており

ますが、どこの病院を指定しましたということについては一切公表されていないということでございます。そちらの点については御理解いただければというふうに思いますが、制度といたしましては道としてこの間4月から7月末までに対応した医療機関については空きベッドの補填という形で、それから8月1日以降については協力、それから重点、指定を受けた医療機関がそれぞれ報告済みのベッド数について3月末日までの分を計算をして、申請をなささいということになっています。それらにつきましては、道としては6月の議会で補正を組んでおりますので、まずその分で9月中に概算払いを行うということでございます。それ以降につきまして、9月での補正で精算をするという段取りでございますということでございます。制度としてはそのようになっておりますということで御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 答弁いただきまして、理解いたしました。コロナの感染症対策では、医療従事者はじめとして関係機関の方々には大変な御苦勞いただいております。感謝をしたいというふうに思っております。これから冬期を迎えることから、インフルエンザの発症など新たな心配も出てまいりますけれども、ぜひ地域の医療機関の連携をしっかりと取っていただき、感染防止に努められますようお願いいたします。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時55分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 富 岡 達 彦

署名議員 清 水 一 夫

令和2年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和2年9月17日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加藤 剛 士君
副市長 橋本 正道君
教育長 小野 浩一君
総務部長 渡辺 博史君
総合政策部長 石橋 毅君
市民部長 宮本 和代君
健康福祉部長 小川 勇人君
経済部長 白田 進君
建設水道部長 木村 睦君
教育部長 河合 信二君
市立総合病院院長 岡村 弘重君
市立事務局 丸 啓一君
市立大局学長 丸 啓一君
こども・高齢者支援室長 廣 嶋 淳一君
産業振興室長 田 畑 次郎君
上下水道室長 鈴木 康寛君
会計室長 末吉 ひとみ君
監査委員 鹿野 裕二君

1. 出席議員（18名）

議長 18番 東 千 春 議員
副議長 11番 佐藤 靖 議員
1番 富岡 達彦 議員
2番 倉澤 宏 議員
3番 山崎 真由美 議員
4番 佐久間 誠 議員
5番 三浦 勝秀 議員
6番 今村 芳彦 議員
7番 五十嵐 千絵 議員
8番 遠藤 隆男 議員
9番 清水 一夫 議員
10番 川村 幸栄 議員
12番 高野 美枝子 議員
13番 高橋 伸典 議員
14番 塩田 昌彦 議員
15番 東川 孝義 議員
16番 山田 典幸 議員
17番 黒井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長 久保 敏
書記 伊藤 慈生

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 倉澤 宏 議員

17番 黒井 徹 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

子供の学習に関わる費用について外1件を、五十嵐千絵議員。

○7番（五十嵐千絵議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目2点について順次質問いたします。

まず初めに、大項目1、子供の学習に関わる費用についてであります。子供が生まれてから自立して巣立っていくまでの間、国や自治体から様々な子育てに関する支援を受けることができます。本市においては、令和2年より第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画を策定し、各種事業が展開されているところであり、また昨年10月からは幼児教育、保育の無償化も始まりました。医療費においても入院、通院の保険診療分については本年10月受診分から全額助成の対象となり、子育てしやすい環境が整えられつつあります。しかしながら、中学生、高校生ともなると部活や塾、習い事など子供の成長に合わせて出費が増えるのに対し、児童手当も中学生までと保護者にとっては将来の不安があるのも事実であります。子育てに係る費用は、それぞれの家庭や状況で様々ではありますが、少しでも負担が減り、ここで育ててよかったと思えるような取組が大事であります。

そこで、小項目1、義務教育に係る保護者負担の考え方について、義務教育の中において各家庭が負担する費用について小学校、中学校別にお知らせください。給食や教材、物品、制服や上靴、修学旅行や宿泊研修など様々です。家庭が負担するものと公費で賄えるものの選別の考え方について御見解をお伺いします。

続きまして、小項目2、スキー授業のための準備についてであります。小学校、中学校では、年に2回スキー授業が行われており、ピヤシリスキー場を利用しています。冬季スポーツ拠点化事業など冬のスポーツを推進しているところですが、一方でスキー人口も減少している中、名寄の特色を生かし、冬季スポーツの振興を推進する上でも大切な取組であります。シーズンが始まり、スキー場がオープンすると、小学校から始まるスキー授業に備えてスキー教室に通わせる家庭、一緒にゲレンデで練習する家庭など事前準備をしている姿が多く見られます。そこで、ピヤシリスキー場でのレンタルスキーの料金助成についてお伺いします。保護者がスキーをレンタルする場合や転勤で道外などスキー授業のない地域への移動があるなど買換えが厳しい家庭がレンタルで対応できるよう料金の助成をするお考えはないのかについてお聞きいたします。また、子供の成長に合わせて小学校入学から中学校卒業まで最低でも3回から4回は買い換えなくてはなりません。もちろんそれぞれの御家庭において、知り合いや親戚などに譲ってもらうなど工夫をされています。保護者にとってサイズが変わって使えなくなってしまうスキー用具一式を準備することは、とても大きな負担となります。そこで、スキー用具のリユースに対する市としての考え方と現在の取組についてお伺いいたします。風連スキー場では、使わなくなったスキーの譲渡がされていると伺いました。物を大切にするという観点からもこの取組を広げる可能性についての御見解をお聞きします。

続きまして、大項目2、男女共同参画の推進に

ついて、小項目1、労働の場における男女平等の推進の評価と課題についてお聞きいたします。平成30年度の名寄市労働実態調査の結果では、市内で働く男性従業員2,025人中、常用雇用されている従業員は1,620人で全体の80%、季節、臨時、パートや派遣の従業員は合わせて405人で、20%となっています。一方、市内で働く女性従業員1,563人中、常用雇用されているのは746人で全体の47.7%、季節、臨時、パート、派遣の従業員は合わせて817人となり、女性従業員全体の52.2%となっています。男性従業員については圧倒的に常用雇用の割合が高いのに対し、女性従業員では常用雇用は半数にも満たないということが分かります。本市においては、広報なよろでの周知やセミナーを開催するなど市民意識を高める取組を進められているところですが、職場における男女共同参画が進まない現状においてはやはり事業主や管理職の方の理解と協力だと感じています。そこで、第二次名寄市男女共同参画推進計画の基本事業、労働の場における男女平等の推進に関連した個別事業2点についてお伺いいたします。1点目の個別事業、職業訓練、機能訓練、資格取得に関する各種講座の受講促進、もう一点は事業所における差別撤廃に向けた啓発の以上2点についてそれぞれの評価と課題についてお知らせください。また、本市で行われている出前トークでは、暮らしの中で仕組みが難しい、制度が分からないことを担当職員が出向き、詳しく教えてくださる取組ですが、その中に男女共同参画社会を目指して女性への暴力根絶、デートDVなどというメニューがございます。利用の実績についてお知らせください。

次に、小項目2、名寄市特定事業主行動計画第2期の評価についてお伺いします。国や地方公共団体が事業主としての立場にある場合を特定事業主といい、法の中で一般事業主と同様に行動計画の策定を命じられています。女性職員の活躍のための行動計画でもあり、数値目標や取組内容とそ

の実施時期等が定められています。本市においては、前期計画が平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5か年とおおむね終盤に差しかかっていますが、これまでの実績と評価についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） おはようございます。五十嵐議員からは大項目2点の御質問をいただきました。私からは大項目1について、大項目2については総務部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

まず、大項目1、子供の学習に関わる費用についての小項目1、義務教育に係る保護者負担の考え方についてですが、義務教育の中で御家庭が負担していただいている費用につきましては学校の取組や特色により使用する教材等の違いがあり、さらに学年ごとでも違いがありますので、ここでは給食費を除いた市内小学校、中学校、それぞれの全体的な負担額の年間当たりの平均額についてお知らせをしたいと思います。小学校では、負担いただいている項目の主なものとしまして、テストやドリル、画用紙などの教材、PTA会費やスポーツ振興センターの掛金、また希望者のみですが、リコーダーや習字セット、スキー道具などを含めると7小学校で6年間の負担額平均は年額2万8,539円となっています。特に新入学児と修学旅行がある学年の負担額が大きくなっております。中学校では、小学校と同様に教材やPTA会費などの負担に加え、部活動費や生徒会費などが追加となり、4中学校の3年間の負担額平均は年額8万4,485円となっています。特に中学校入学時には、学校指定の制服などの新入学学用品や修学旅行費の負担が大きなものになっております。公費で負担するものと保護者が負担するものの区分の考え方につきましては、その考え方の基本となるものが教育基本法などで定められております。教育基本法では、国民はその保護する子女に9年

の普通教育を受けさせる義務を負うと定められ、さらに国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については授業料はこれを徴収しないと定めております。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、昭和44年度から小中学校全学年に教育用図書が無償供与されてきたところでございます。以上のことから、公費負担分としては授業料と教科用図書が該当となり、それ以外に必要な経費については保護者負担となっているのが現状でございます。ただし、経済的な理由などにより就学困難な児童生徒の保護者に対しては、学用品費や学校給食費など、学校に必要な費用の一部を援助する就学援助制度が適用されておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、小項目2、スキー授業のための準備についてですが、学習指導要領では自然と関わりの深いスキー、スケートなどの指導については学校や地域の実態に応じて積極的に行うことに留意することと示されております。ゲレンデスキーについては、現在学校、学年によって若干の違いはありますが、多くの小学校と中学校1年、2年生では10時間前後の時数を確保し、実施しております。小学校1年生は学校の校庭や築山などを使って学習をし、2年生以上につきましては風連スキー場やピヤシリスキー場で授業を行っております。また、教育委員会ではスキー授業を推進するためスキー場までのスクールバスや貸切りバスの運行、スキー用具の運搬費やリフトの利用料金を負担するなどの対応をしているところでございます。ピヤシリスキー場でのレンタルスキーの料金助成に関しましては、指定管理者である名寄振興公社においては例年イベントカレンダーにレンタル1日無料券を添付しているほか、市民スキーの日にはレンタル料金を半額としています。また、今後においては市民の皆様により使いやすい新たなレンタル方式について検討したいとの意向を伺っているところです。また、風連スキー場は小学校低学

年などの初心者には最適なゲレンデを有しており、さらにスキー用具につきましても無料でレンタルしておりますので、御利用いただきたいと考えております。不要となったスキー用具のリユースにつきましても、これまで風連町スキー協会が中心となり、不要となったスキー用具の寄附を受け、譲渡会を実施していましたが、風連町スキー協会が解散したことにより平成29年度を最後にこの取組は中止となっております。その後この取組を引き継ぐ団体はいない状況ですけれども、今後不要となったスキー用具のリユースの取組などを実施しようとする団体がいた場合などにつきましては、教育委員会といたしましても協力していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） おはようございます。私からは、大項目2、男女共同参画の推進についてお答えします。

初めに、小項目1、労働の場における男女平等の推進の評価と課題について申し上げます。本市では、平成29年3月、本市における男女共同参画の基本的な考えを示すとともに、地域社会全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、第二次名寄市男女共同参画推進計画を策定し、その主要施策として男女が働きやすい職場づくりの推進を掲げ、労働の場における男女平等の推進を図ることとしております。あわせて、名寄市男女共同参画推進委員会において各個別事業の外部評価を受け、今後の方向性について御意見をいただいているところです。令和元年度の計画掲載の個別事業実施状況についてですが、職場訓練、技能訓練、資格取得に関する各種講座の開催状況については開催回数が95回、延べ受講者数8,762人で、男女に限ることなく、多くの研修機会が提供されております。事業所における差別撤廃に向けた啓発の取組状況については、広報なよろに男女共同参画コーナーを

設け、男女雇用機会均等法や育児休業、セクシュアルハラスメントなどについて周知啓発を行ってきたほか、市ホームページでは相談窓口を周知しているところですが、男女共同参画をテーマとした出前トークの利用につきましては令和元年度、実績なしという結果でありまして、今後働く場での男女平等を目指し、より積極的な周知、啓発活動が求められているところと考えております。また、現在女性活躍推進法では事業者規模が301人以上の事業主に女性の活躍に関する様々な目標を設定する一般事業主行動計画の策定を義務づけていますが、令和4年4月からは101人以上の事業所に対象範囲が拡大されることとなっており、さらなる女性の活躍推進が期待されるところです。今後におきましても、国の動きや社会的意識の変化に合わせて市内企業に向けて周知、啓発に努めてまいります。

次に、小項目2、名寄市特定事業主行動計画第2期の評価について申し上げます。本計画は、第2期計画期間を平成28年4月から平成38年3月末までの10か年としており、議員御指摘のとおり、前期計画期間を令和3年3月末までとしております。本計画は、大きく次世代育成支援対策に関する事項と女性職員の活躍推進に関する事項を内容としており、それぞれに目標値を設定し、実績については毎年9月にホームページにて公表しているところであります。令和元年度の実績につきましては、全ての職員が子育てに関わるための基礎条件であります1人当たりの時間外勤務の縮減に関しては、基準年度の平成26年で月平均11.3時間であったものが令和元年度には同8.3時間、年次有給休暇の取得日数については同年比で8.2日から10.1日と改善しておりますが、それぞれの目標値である8時間以内の月時間外勤務、12日以上年次有給休暇の取得については達成できていない状況にあります。また、直接の就業と家庭の両立を示す指標としては、配偶者出産休暇の取得率では令和元年度で100%と目標であ

る50%を達成したものの、育児休業取得率については令和元年度において女性が100%の取得率に対し、男性職員の取得はない状況であります。その他目標値の設定はありませんが、各役職別女性職員の割合は本庁係長相当職で29.2%、同課長補佐相当職で39.1%、同課長相当職で17.8%、同部次長相当職で15.8%となっております。昨年度は女性部長職の配置を行い、本年度は女性次長職の配置を増やすなど、職員の適性や能力を踏まえ、管理職についても男女の別なく配置を行っているところであります。評価といたしましては、基準年度からは多くの指標で改善が見られているものの、目標値を全て達成しているものではなく、今後も引き続き職場環境の改善や職員周知により職員が家庭に関わることのできる環境づくりに取り組むとともに、育児休業については先進的な団体の事例も参考にしながら取得につなげていくよう努めてまいりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） それぞれ御答弁いただきましたので、順次質問してまいります。

まず、大項目1に関して全体を通して再質問させていただきます。保護者にとってはどのようなものにお金をかけられ、またどのようなものにはお金をかけることがもったいないと思ってしまうのか、そういったことからの質問になりますが、まずスキー授業について、やはりこの地で育ったからには体験できるのがスキー授業ではないかなと思っております。個人個人でレベルも体験する回数も様々ではありますが、やはりこの経験が将来北海道で、名寄で育ったことのいい思い出だったり、経験になるのではないかなと思っておりますので、これからもこの取組に対してはぜひ続けていただきたいと思っております。

そんな中で、まず親がリフトの乗り降りができるまで一度教えてあげたりするようなことがあると思うのですが、子供にはスキーはもちろん準備

するのですけれども、少し教える分でしか乗らないスキーをまた親が買うということはなかなか難しいなと思っていましたので、それでスキーのレンタルに関しての質問させていただいたのですが、今現在スキーのレンタルセットで1日3,500円、それに親子のリフト代など必要になるので、ちょっと大きな出費になるのではないかなという状況です。もちろん先ほどもおっしゃっていましたが、風連のスキー場に行けばレンタルは無料になっていて、リフト代も少し安いので、皆さん最初はそちらのほうで練習していることが実際多いのですが、名寄のスキー授業になると座って乗るリフトにまずは乗れるようにしたいというのが親心でして、やはりピヤシリスキー場でも教えてあげたいなと思っての方が多いです。それで、先ほど部長の答弁では前向きに検討したいということでしたので、それはすごくありがたいと思います。また、転勤してくる方が多いのがこの名寄でもあるなと思うのですが、卒業まで例えば1年しかない、そういった場合は買うのはもったいないなと。またあと、収納の問題もありますので、例えば1年だったらたった2回なので、全額ではなくとも少しでも助成があればレンタルでその1年、シーズンを乗り切ることができると思うのです。そういった意味からもまたレンタルの助成、お願いしたいなと思ったところです。これは検討していただけるということなので、ちょっと質問のほうはしないで終わってしまいます。

（何事か呼ぶ者あり）

○7番（五十嵐千絵議員） では、すみません。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 子供たちが、特に初心者の子供たちが、リフトの乗り方ということもいろいろあると思うのですけれども、そのために特に小学校1年生の段階でスキー場に行かないで、自分の学校の中でそういう乗り方だとかをまず教えるということも含めて授業の中でさせていただいております。スキー授業については、先ほど申

したとおり、バスの手配ですとかリフト代等については行政のほうで負担をさせていただいておりますので、それ以上の負担ということについてはなかなかできないということもあります。ただ、レンタルにつきましては先ほど振興公社さんの御意向をお聞きしたところ、新たなレンタルの方式等についても検討していきたいというなお考えがあるそうですので、そちらはそちらにお任せをしたいと思うのですけれども、先ほどちょっと出ました保護者の負担ということ、視点から見ますと、やはり結構スキーというのも成長段階に合わせて、小学校1年生から中学校3年生まで9年間の間で2回、3回と買換えをしていくということは当然承知をしておりますし、先ほど言いましたとおり、就学援助費の中でもスキー代につきましては実費支給ということで、これにつきましても9年間で3回予定しているということですから、当然3回ぐらいは買い換えるのかなということもあります。今までもやはりなかなか買って更新していくというのは難しいという、厳しいというようなお話も聞いてはおります。これからちょっと、ちょっと言ったらあれですけれども、校長会の役員さんとも各学校、特に保護者の方の考え方がどうなっているのかということも含めて協議をさせていただいて、行政としてやらなければならないエリアかということは、そういう判断にはちょっとならないかとは思いますが、先ほど申しましたとおり、委員会としてお手伝いできることとか、そういうことについては検討させていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 公社にお任せということでありましたので。市のほうとしても冬季スポーツの拠点化、あるいは冬季スポーツに親しんでいただくという最初の入り口をどうするかということは非常に大事だということも考えております。公社のほうの今回の様々な問題におきまして、コ

ロナもありまして、足元マーケットをどうしようかというのが第一のところ出ておりますので、これスキーレンタルに限らず様々な料金体系の見直しに着手して、できるだけスキー場に来ていただいて、スキーに親しむと、そういうような体制をつくろうということで、今公社の中では検討中ということで進んでいるところであります。先ほど議員のお話の中でまずリフトに乗れるまでのところをどうするかというのがありまして、これはやっぱり大きな、もしスキーに子供が親しむところでは親御さんも含めて非常に、まず第1のハードルなのかなと思っております。様々な方の御意見をお聞きしまして、本当に様々この間御提言いただきました。例えばスノーエスカレーターですか、乗ればずっと進んでいくようなもの、そういったものについても内部でどのようなやり方が一番いいのか、今その検討はしています。ただ、かなり高額なものになりますので、さらに工事も含めると相当の金額がかかります。それから、設置場所についても検討が必要ということでありますけれども、そういった様々な手法からまず最初の入り口をしっかり親しんでもらえるようなところまでつくり上げる、ちょっと時間かかるかもしれませんが、先ほどのスキーレンタルの料金体系の在り方と併せて公社の中でも検討して、できるだけ早期にこのところは、シーズン、もうすぐですので、早めにまたお知らせできればと思っております。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 先ほど副市長もおっしゃってありましたとおり、足元マーケット、今回かなりいろんなところで言われてきていたので、その関係もあって、やはり地元の人もおっぱいスキー場には行ってほしいですし、行きたくても用具をそろえるのにちょっとハードルが高かったりするようなところもあったので、そういった点で助成していただけたらですか、再度検討していただけたらということで、本当にありがたいと思

ます。

では、次の質問に移らせていただきます。スキー用具のリユースの関係についてなのですが、これも先ほども言っていましたが、知り合いや、また地域のコミュニティーの中でうまく回していらっしゃる御家庭の方もたくさんいらっしゃいます。その中で譲ったり譲られたりという方もいるのですが、先ほども申し上げましたとおり、転勤してこられてまだ間もない方とかも多くいらっしゃる中で、なかなかそこに入り込んでうまく譲っていただけるかどうかということになるとちょっと厳しいのではないかなと思っております。そういった声もあったので、なかなか、この前風連ではやってたよということを知っていましたので、まだもしかしらやっているのではないかなと思ったのですが、今はちょっとできていないということなので、もしそういった意味でまたリサーチしていただいて、父母の声など聞いていただいて、できるのであればまたお願いしたいなと思います。なるべくお金をかけずにかつ家庭の負担も減らすことができる取組だと思っておりますので、そういった譲渡会などが広がれば、また皆さん子育てにお金がかかるのは仕方がないのですが、なるべくそこは抑えたいなと思っております。そういった意味でお願いしたいと思っております。スキー用具ももちろんなのですが、保護者にとってはもったいないと思うものというのが年に2回しか使わないものであったりですか、本当に数を使わない教材などにこれお金をかけるのはどうなのだろうということがやはりありまして、あと環境の問題もあって、新しいものを常に常に新しく導入していくというのもここ最近の考え方としてはもう一度検討していただきたいなと思ったので、以上、要望として終わります。

次、大項目2のほうに移らせていただきます。労働の場における男女平等の推進の評価、そちらのほう聞かせていただきました。職業訓練などについては、95回で約八千七百六十何人というこ

とでお伺いしました。こちらのほう、男女共同参画に限ってということによろしいのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 男女共同参画の実施計画に入っているのですが、研修の内容につきましては男女別なく、分け隔てなくこういう研修を実施して、そういう参加者がいるよというふうな結果ということで受けとめていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ということは、全体のということで分かりました。

先ほどおっしゃっていただいた出前トークの件なのですが、令和元年度は実績ゼロということでおっしゃっていましたが、これ令和元年度以前はどのような数字になっていますか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） ずっと調べているわけではないのですが、その前、平成30年度、そして令和元年度、そして今年度、今までなのですが、実績なしというところで、今後広報なんかを通じまして、広報は男女共同参画について毎月コーナーみたいな形で載せている部分もありますので、そういうのを利用しながら出前トークについては啓発していきたいと思えます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 利用が一度もないということで、実際この問題の根深さを表しているのではないかなと思っております。内容的にも男女問わず広く関心を持つような話題ではないなということが実際のところではないかなと思っておりますが、例えて言うならばもしその出前トークを女性従業員ですとか女性の方が受けようと思ったときに、例えばそれを職場で受けようと思ったときに男性の事業主の方ですとか上司のほうに出前トークで男女共同参画についてやってほしいな

なんていうことはなかなか言いづらいのが現状ではないかなと思っております。そういった意味からも女性のほうからではなく、やはり事業主ですとか管理者の方への働きかけというものが必要になってくるのではないかなと思うのですが、その件に関してはどう思いますか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃるとおり、そういう部分、事業主さんですとか、そういうのが必要だと思いますし、毎年セミナーなんかも実施しておりますが、そういった中でもやっぱり関心のある方が参加するという形で、なかなか事業主さんとか、そういう参加が少ないという現状はあろうかと思えます。これまでも議員からも様々なお話を伺っているところでありまして、今回、商工会議所なのですけれども、ともお話しさせていただきまして、事業主さんとかが集まる例会みたいなのが毎月あるというところでありまして、そんなに時間は長くないのですけれども、講話ですとか、そういうことをすることは可能だよという話は聞いておりますので、そういうこと、今講習をどうするかという形もあるのですけれども、実施に向けて前向きに検討、事業主さんに向けてのそういうハラスメントですとか男女共同の関係の研修会、講話みたいな形で実施できる、実施に向けて検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ありがとうございます。商工会議所のほうなどともお話しいただいたということで、こういうふうにして市のほうから働きかけていただくと、やはり地元で働く女性従業員の方にとってもすごくありがたいなという感じでありまして、ぜひよろしく願いいたします。私も去年の「フィンランドで生きる個人と家族から見た仕事と余暇」というテーマの男女共同参画セミナー、参加させていただいて、その後の意見交換会も出させていただいたのですが、当事者で

ある女性の方が多かったのと、男性の方でも問題意識を持ってきていらっしゃる方はたくさんいらっしゃるのですが、やはり届いてほしいところには届かないのがこの男女共同参画なのだなというふうにとちょっともどかしい思いも感じたところでもありますので、ふだんそういったものに自分から行かないような人たちに向けても発信していただけるようお願いしたいと思います。

次に、企業の規模によってそういったワーク・ライフ・バランスの取組などは非常に難しい問題ではないかなと思っているのですが、そういった課題に対しての個別の支援なんかがあるかどうかについてお聞きしたいと思います。例えば工事契約に関する優遇制度ですとか評価制度、あと個別の優遇金利の設定をしたような融資制度などを設けている市町村なんかもあるのですが、そういったことに関してはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） それぞれ男女共同参画を推進している企業に対する優遇措置みたいな形だったと思うのですが、一つ名寄市の建設工事の格付基準あるのですけれども、育児休暇制度を設けている場合に、若干ですけれども、点数を加点するという制度がございます。それ以外につきましては、今のところ普及啓発をメインにしているものですから、先ほど来話があった出前トークですとかセミナーというのがメインになっていまして、直接的な支援制度なんかは今現状ではない状況でありますけれども、他市のそういう、例えばワーク・ライフ・バランスで研修会開くときの助成だとか、そういうことをやっているという例も聞いておりますので、そういう部分につきましては、すぐできるかどうかは別として、担当のほうで研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ありがとうございます。すぐ効果が出るようなものではないと思いま

すが、将来の子供たちのためにも男女共同参画がより進んでいけるような取組をこれからも継続していただきたいと思います。

次、小項目2のほうに移らせていただきます。特定事業主行動計画の数値目標に対する進捗状況の職員への周知はどのようになさっているのか。ホームページで公開されているのは確認しておりますが、そこに対する職員の関心などはどうでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 特定事業主行動計画の進捗状況、先ほどホームページで公開しているという形で答弁させていただきましたが、基本的に公開というか、ホームページでやっているのみという形になっております。ただ、職員向け、職員については名寄市の中に労働安全衛生委員会という組織を設置しておりまして、その中には職員団体も入りながら、年に数回ですけれども、開催しているところでありまして、その中で例えば時間外勤務の時間数ですとか有給休暇の取得率、代休の消化だとか、そういう部分で議論しているところもあります。そういう部分を今後も積極的に行いながら縮減ですとか目標達成に向けて努めていきたいというところでありまして、毎年だんだん、例えば時間外でしたら少しずつ減っているという部分もありますので、そういう部分が効果出ているのか、職員についてもその部分については関心はあるのだと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 先ほどの進捗状況でもそういった意味では残業時間ですとかが徐々に減っていているという事実もありますので、やはり皆さんそういった今のワーク・ライフ・バランスですとかには大分浸透してきているのだなということも実感させていただいたところでありますが、この実施状況の取組内容のところ平成28年度には特定事業主行動計画についての研修な

どが開催されておりまして、その後29年度にはモチベーションアップキャリアデザイン研修、また監督者のためのコーチング研修を開催というふうに職員の方の研修が開催されているようになっているのですが、その後については特に記載がなかったのですが、その後はこういったような研修はされているのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 直接的な研修については、今年度管理職を対象にハラスメント研修を行う予定となっております。あと、毎週水曜日に市のグループの掲示板で、一般事務職なんか全員見ることができるのですけれども、その掲示板の中で毎週水曜日に早帰りの日ということで、あとプラスワン休暇の取得もということで、特定事業主行動計画にのっとして毎週水曜日に周知していると。その中には特定事業主行動計画の計画を毎回載せているという形で、重点項目としては例えば時間外勤務縮減ですとか休暇の取得促進ですとか、そういうのを掲げながら毎週水曜日、職員に対して周知しているというところで研修に代えてそういうことを実施しているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 研修のほうはしているということで確認させていただきました。先ほど部長おっしゃっていたように、部長、次長クラスでも今現在15.8%ということで、これ若干そのほかの役職の方も増えていっているのだろうと思いますが、この先さらに増えていくことになるには女性の部長職である方がやはり見本、お手本となって、皆さんその方の存在があるからこそ自分もできるのではないかという勇気ももらえるのではないかなと思っておりますので、この先さらに進んでいくのではないかと期待しております。

最後に、加藤市長は輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会の行動宣言への賛同をされてい

るとのことで、女性としても心強く感じているところではありますが、賛同された加藤市長の目指す男女共同参画とはどのようなものでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来から様々な御提言や、あるいは具体的な事例を基に男女共同参画の推進に御意見をいただきましてありがとうございます。先般菅総理大臣も誕生して、その場でもお話をされていましたが、今後の日本社会は女性の活躍なくして日本の振興はあり得ないというお話をされておりました。地域においても、女性がこの地域で生き生きと活躍することなしにまちの発展、地域の発展はないだろうというふうに思いますし、これはみんなも総論としては十分承知しているのだろうというふうに思いますけれども、いざ各論になっていくとなかなかやっぱり難しい現実もあるのではないかと、そんなような認識であります。先ほど来庁内においても特定事業主行動計画等で一定の管理職等の女性活躍の比率等も打ち出し、公表している、あるいは男女共同参画計画の中でも名寄市が抱える各種審議会だとか委員会の女性参画比率も2022年まででしただけ、に50%まで引き上げるというような目標を設定して、できるだけ女性が活躍をするステージ、そして女性の意見が市政に反映されていくということ意識しながら、我々も様々な政策を展開をしていく努力をしています。一方で、今お話あったように、育児休暇の男性取得がまだゼロということは、こうした意識がなかなか進んでいかない、いろんな障害があるというのやっぱり現実なのかなというふうに思っています。意識の啓発もしっかりやってくということも大事だし、今議員がお話しいただいたとおり、少し具体的なインセンティブを与えていくような政策も、必要なのかという御提言もいただきましたので、この辺が、どのようなことができるか分かりませんが、ぜひ検討していくように指示を出したいと思えます。議員もまさに働きながら、そして子育てもし

ながら、そして今議員もやられているということで、こうした場面でこうした発言をされているということも地域の働く女性の大きな励みになっていると思うし、こうした発言をまたさらに発信をしていただきたいと思いますし、たまたまこの4月に、ちょっと話が変わりますけれども、名寄市立大学の学長が短大以来初めて女性が学長に就任されたということもこれは大きなニュースでありまして、野村学長にもぜひ地域の女性の働くリーダーとして、シンボルとして活躍をいただきたいと思います。私もこの働く女性の活躍を加速する男性リーダーの会の行動宣言に賛同しています。こうした責任ある立場として女性の活躍こそが地域社会の大きな発展につながるのだということをあらゆる場面で私もしっかりと発信をしていきたいし、啓発していく、また具体的な行動にさらに磨きをかけていきたいというふうに思いますので、引き続き御指導よろしくをお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 市長がおっしゃってくださって本当にありがたいのですが、私もそういった立場からなるべく自分からも発して、男女共同参画が進んでいくように努力してまいりたいと思います。また、市長という立場、また組織のトップという立場であられる加藤市長がそういった宣言をしてくださって、社会的に影響のある地元の名寄のリーダーの方たちに広く広めていただければと思いますので、これからも周知をしていただきたいと思いますので、期待しております。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で五十嵐千絵議員の質問を終わります。

名寄市の課題解決に向けて外2件を、佐藤靖議員。

○11番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をしてまいります。

最初に、名寄市の課題解決に向けてお伺いしま

す。今年2月以降新型コロナウイルスの感染が全世界で拡大しています。幸い名寄市を含む上川北部管内からは行政や住民の皆さんの尽力でいまだ発生ゼロとなっており、感染拡大防止の観点からのマスク着用、不要不急の外出自粛、ステイホーム、3密防止などが徹底的に取り組まれている成果として評価されるところであります。しかし、この感染防止のための自粛行動が市内の経済行為に多大な影響を与えているのは御承知のとおりであります。さきの行政報告の中でも市長は北海道が公表する今年4月から6月までの地域別経済動向調査を引き合いにしながら、上川北部管内の地域景況は依然として厳しい状況とし、生産、消費動向は低調、総合でも低調と述べられました。この状況からの脱却を目指し、市ではこれまで国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として様々な施策に取り組んできたことも評価されるべきことではあります。終息が見えない新型コロナウイルスの感染状況に加え、来年末の王子マテリア名寄工場生産品集約を控える中、市内経済の現状と課題に関わりお伺いします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関わる商工業支援施策の成果と今後についてですが、前年同月比30%減の事業所などに一律20万円を給付する名寄市事業継承支援給付金を受けた476件は全対象事業所のどの程度を占めたのか。給付効果を含めどう分析されているのか。その後の給付事業者等の経営状況は改善されたのか。さらに、その後事業別に給付額を設定した名寄市ががんばる中小企業応援給付金も7月末で356件と報告されましたが、事業継承支援給付金の支給を受けた事業所などのどの程度が再度申請されたのか。給付の効果、経営状況の現状、地域景況の依然としての厳しい状況、低調とした判断の改善につながったのかを含め、認識をお伺いします。

加えて、この市内経済状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の名寄

市限度額7億4,335万3,000円とこれまで計上した34事業、6億7,112万7,000円の差額、7,222万6,000円の今後の活用についてお伺いします。

いずれにしても、昨年の名寄振興公社内の不適切資金調達などの問題、さらには今年のコロナ禍による市内経済影響、そして王子マテリア名寄工場生産品集約に関わる市内経済への問題などの諸課題は、いずれも経済部、産業振興室が所管すべき事象です。市は、一部において総合政策部との連携で乗り切ろうとされており。当然庁内組織において横断的連携で難局に取り組む姿勢を否定するものではありませんが、本来の業務の在り方とは言い難いものであります。改めて加藤市長就任時に立ち上げた営業戦略室を発展的に改組し、産業振興室とした成果、各種課題を抱える中での業務量、職員体制の適性についての認識をお伺いします。さらに、総合政策部と産業振興室の役割と庁内連携の在り方についての見解もお願いいたします。私は、加藤市長の今任期も残り1年半となり、来年は加藤市政3期目、12年目の集大成の年となるとともに、名寄市が抱える課題を将来の禍根としないための1年になると思います。その意味では、改組を含め庁内組織の見直し、新たな組織の立ち上げが必要と思いますが、見解を求めます。

次に、これまで述べたように、今年度も上半期を終えようとしていますが、コロナ禍によって行政、団体を含め各種事業の自粛が続いています。今年度における不用額の見直しについて、コロナ禍の影響を含めお答えをいただきたいと思います。加えて、各種団体などにおいては事業の自粛から一定の繰越金の発生が見込まれます。繰越金については、これまで各所管部局から厳しく改善を求められる事項であることから、新年度に向け補助団体などの繰越金についての姿勢及び考え方をお伺いします。

次に、公園の在り方についてお伺いします。平

成28年3月に策定した名寄市公共施設等総合管理計画では、計画期間を20年間とし、適正な管理などに関する基本的な考え方を示しました。その中で、公園を含むインフラ施設について施設種別ごとにその役割や機能、整備状況、老朽化の度合いなどから方向性を検討し、必要に応じて個別の長寿命化計画などを策定し、既に策定されている各計画についてはそれを基本としながら、当計画との整合性を図り、適時見直してまいりますとありますが、改めて公園、特に総合公園に関わる長寿命化計画の現状と課題についてまずお伺いします。加えて、名寄市における総合公園である名寄公園と浅江島公園の役割及び現状の受け止めについてお伺いします。名寄公園はその名のとおり名寄市を代表する公園であり、浅江島公園も市街区にある公園として来訪者からも高く評価されており。維持管理についてはそれぞれ丁寧に取り組んでいただいているものの、市民の皆さんの憩いの場としてしっかりとした整備が必要と考えますが、所管部の定期的状況把握体制を含めお伺いします。

最後に、コロナ禍における名寄市立大学の課題についてお伺いします。開学から10年という大きな節目を踏まえ、将来構想を含めさらなる飛躍に大きな功績を残していただいた佐古和廣前学長に代わり野村陽子学長を迎え、新たな名寄市立大学像が推進されると期待され、集めていた最中、新型コロナウイルスが感染拡大し、同大学においても感染防止対策を講じての新年度となりました。さきの定例会初日の補正予算審議の中で川村幸栄議員からの質問もありましたが、改めて事業の現状と今後の見直し、さらには従来と違う手法で取り組まれたオープンキャンパスの参加状況を含め、そして今後の学生確保の見直しについてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 佐藤議員から大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項

目1、小項目1については私から、大項目1、小項目2及び3については総務部長から、大項目2については建設水道部長から、大項目3については大学事務局長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、名寄市の課題解決に向けて、小項目1、新型コロナウイルス感染症に関わる商工業支援施策の成果と今後についてお答えいたします。本年5月から6月末まで申請受付を行った事業継続支援給付金は、市内に事務所または事業所を有する中小企業及び個人事業主を対象とし、本年2月から5月までのいずれか1か月の売上げが30%以上減少している場合に業種の区別をせず一律20万円を給付するもので、国の持続化給付金や北海道の休業要請への協力に対する支援金を受給しても申請可能であり、公平感とスピード感を重視した支援として476事業者に9,520万円を給付したところでございます。給付金の対象事業所は、平成28年経済センサスの名寄市内の農林漁業を除く産業1,384事業所を基礎とし、名寄商工会議所及び風連商工会が実施したアンケート調査結果から売上げが30%以上減少となる対象事業所を600事業所と算出しておりましたので、このうち79.3%が申請したことになります。この間数件の廃業はありましたが、新型コロナウイルスの影響であるとは確認されていないこと、また現時点で給付を受けた中小企業等から倒産や廃業は確認されていないことなどから、中小企業等の事業の継続を支援するという本給付金の目的に一定の効果があったものと認識しております。本年6月に申請受付を開始したがんばる中小企業応援給付金は飲食店事業者、バス、タクシー事業者、宿泊業事業者、それ以外の事業者と4つの区分を設け、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい業種を重点的に支援することとし、9月11日時点での支給件数は430件、支給額は9,759万6,000円となっております。なお、このうち事業継続支援給付金の給付を受けた事業者

は402事業者、84.5%になります。本給付金の申請期限は9月30日となっており、さきの事業継続支援給付金受給者の中に未申請の事業者も見受けられますことなどから、申請を促す事業概要チラシを広報なよろ9月号に折り込み、全戸配布するなど経済団体と連携し、受給対象者の申請漏れがないよう周知に努めているところでございます。事業者からは、給付金を活用して店舗にアクリル板を設置した、マスクや消毒液を購入したなどコロナ対策に役立ったとの声や運転資金の一部に活用したといった好意的な意見をいただいております。事業の継続にとどまらず新北海道スタイルの導入など積極的な投資を後押しする効果があったものと認識しているところでございます。また、道内各地域の金融機関による評価である北海道公表の地域別経済動向調査では、7月から9月まで3か月の見通しは下落傾向を示しておりますが、北星信用金庫の直近の8月発行の景況レポートによりますと、7月から12月まで6か月の見通しでは全業種の業況DIは横ばい、影響が特に大きく、市の事業継続支援給付金などの給付件数も多い飲食業や宿泊業を含むサービス業の業況DIはマイナスの数値ではあるものの、1月から6月までの評価と比べた対前期比では好転となっております。さらに、産官金連携なよろ経済サポートネットワークにおいても各金融機関から地元中小企業等に使い勝手のよい融資制度や2段階の給付金など速やかな市の経済対策について高い評価をいただいております。市内経済の下支えに寄与しているものと認識しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の限度額と既に予算計上させていただいた事業費との差額分の今後の活用について申し上げます。本市における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方単独事業に係る限度額は7億4,335万3,000円となっており、今定例会の初日に可決していただきました令和2年度一般会計補正予算（第7号）までに計上した

事業のうち臨時交付金の対象となる事業費の合計6億7,112万7,000円との差額は、7,222万6,000円となっております。臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び感染症の影響を受けている地域経済や市民生活への支援のほか、地域の実情に応じた事業継続や雇用維持などの対策、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化に向けた取組などが対象となっており、これまで様々な施策を提案させていただきましたが、現在これまでの取組で網羅できていなかった部分についての施策展開について検討、精査している状況でございます。これら事業につきましても御提案のできる段階となりましたら改めて御提案させていただきますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目1の小項目2及び小項目3についてお答えいたします。

初めに、小項目2、諸課題解決に向けた組織体制の見直しについて申し上げます。現在名寄市は、議員御指摘のとおり、多くの政策課題に加え、新型コロナウイルス感染症に対する対応も新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に実施しているところであり、産業振興室は市内経済の下支えのため年度をまたいで数次にわたる市独自の経済対策を担っていることに加えて、昨年度想定外でありました名寄振興公社や王子マテリア名寄工場に関わる業務など新たな課題にも対応しているところであり、営業戦略室を産業振興室とし、所管業務を見直し、スリム化した成果と認識しているところです。このような中、同室では昨年12月に課長職2名を一旦市を退職する形で名寄振興公社に派遣させていただきましたが、そのうち1名を本年4月に復帰させ、主幹職として配置するとともに、係職を1人増員し、管理職を含めた対応を図ったところであり、王子マテリアの課題に

関する事務分掌につきましては、市内の経済に限れば産業振興室の所管と言えますが、大規模事業所の撤退の影響が直接の人口減や市内の各種担い手の減少、学校教育への影響など市の様々な分野に波及することが想定されることから、総合政策部の所管としておりますので、御理解願います。市内連携につきましても、市として対応が必要な事項におきましては事前に綿密な意思疎通を図るとともに、必要に応じて総合政策部と産業振興室、双方の職員が会議などに参加するなどの対応をしているところであります。市の組織の見直しにつきましては、現在の業務量や政策課題の進展の度合いなどによっても左右されると考えられます。例年ですと、新年度の組織体制については各職場からの意見を参考に各政策課題に対応する形で検討しておりますが、本年度は、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症に対する対応業務が今後どの程度市の業務としてのボリュームを占めることになるかを慎重に見定めながら、産業振興室を含めて今後人事配置と適正な組織の在り方について検討してまいりますので、御理解願います。

次に、小項目3、コロナ禍における不用額と各種補助金等の対応について申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により本市におきましても多くの事業が中止や延期といった対応を取らざるを得ない状況となっております。しかしながら、感染症拡大防止のために様々な制限や自粛が求められている生活の中で少しでも潤いがあるものとするため、これら事業についても、例年どおりの内容とはなりません、工夫を図り、感染リスクを軽減した形式での開催について検討している場合もあり、現状において正確な不用額については把握しておりませんので、御理解のほどよろしく申し上げます。また、各種団体における繰越金と補助金についてですが、議員御指摘のとおり、各種団体におきましても感染症の影響により中止した事業があり、繰越金の発生が見込まれ

ることは認識しております。繰越金と補助金の関係ではありますが、これまでも各団体が活動していく中で多額の繰越金が生じている場合は市から補助金額の見直しを協議させていただいております。これは、一律に幾ら繰越金が生じたから見直すというのではなく、その団体の事業内容、事業規模、財政状況などによって検討させていただいているところです。コロナ禍におきましてもこの方針は変更せず、その事業内容、実施団体の財政状況等に応じて適正な補助金を執行していく考えでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） 私からは、大項目2、公園の在り方に関わって、小項目1、公園長寿命化計画の現状と課題について申し上げます。本市では、今後老朽化していく公園施設を長期的に効率よく活用するよう効果的に維持管理や保全改修を行うとともに、改築並びに更新費用の平準化を図る観点から平成22年度に名寄市公園施設長寿命化計画を策定いたしました。長寿命化対策はおおむね20年を基準とし、安全確保と機能保持を図るべく総合公園や街区公園では平成23年度から社会資本整備総合交付金を活用して遊具や照明灯、石積み擁壁、人道橋の更新など計画的に行ってまいりました。街区公園の遊具更新では、今年度から公共施設等適正管理推進事業債を活用して麻生公園とハルニレ公園の2公園を整備し、次年度残っている3公園の遊具更新を行うことで当初予定しておりました施設更新が一巡することになります。今後も水回りやあずまや、照明灯など更新が必要とされる公園施設もあるため、関係各所の御意見を伺いながら計画的に維持管理や改築、更新を行うとともに、長寿命化計画へも反映できるよう努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、小項目2、公園の役割について及び小項

目3、総合公園である名寄公園及び浅江島公園に対する現状の受け止めについて申し上げます。議員御承知のとおり、両公園は高齢者から小さいお子さんまで誰もが安らぎや潤い、癒やしを求める施設であるとともに、都市計画、都市機能の観点からも必要不可欠な施設であると認識しています。特にこのコロナ禍の中ではミズナラや桜といった四季折々の草木、利用者の絶え間ない笑い声など市民の憩いの場として活用されてきたものと思っております。今後も市民の財産である公園施設を有意義に活用していただけるよう温かみと癒やしの空間、サードスペースとなるよう維持管理を含め取り組んでまいります。

次に、公園施設の維持管理や整備、定期的な状況把握体制についてであります。公園の開設は5月から10月までの期間で開設しております。街区公園では、シーズン当初に所管の担当職員により遊具の点検を行い、維持管理は公園愛護として草刈りや清掃などを地区町内会に依頼して実施いただいております。それ以外にも委託している公園パトロールを週1回実施し、都度報告を受け、何か起きている場合には順次対応しております。総合公園では、名寄公園は道北センター福祉会へ、浅江島公園は名寄市高齢者事業センターへ委託し、維持管理を行っております。委託先で実施いただいている定期的なパトロールで気づいた点や修繕、改修などについては随時報告を受け、状況把握に努めておりますが、財政的な観点から早急に復旧できない場合もございます。そのため、応急的な対応を行った後、抜本的な改善については後年度にまたがる場合もあることから、利用者への周知も含め真摯に対応してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 丸箆大学事務局長。

○市立大学事務局長（丸箆啓一君） 私からは、大項目3、コロナ禍における名寄市立大学の課題についてお答えいたします。

小項目1、授業の現状と今後についてですが、市立大学では新型コロナウイルスの早期発見のための健康チェック期間として、4月7日の授業開始を2週間延期して以降学生の学習機会の確保を最優先として、前期授業を予定どおり開催することとし、授業形式は遠隔授業を原則として、学生については自宅等の学外において授業を受講するなど学生、さらには教員も慣れない環境の中で学習機会の確保に取り組んできました。この間本学に設置している危機管理委員会において、感染拡大防止のための名寄市立大学行動指針、これはレベルゼロからレベル4であります。これを定め、国の緊急事態宣言が解除された後、準備期間を経て、6月8日から本学の行動指針をレベル2、制限中と位置づけ、感染予防対策を徹底した上で今年度入学され、一度も学内で授業を経験していない1年生、今年度卒業を控えている4年生の一部授業、さらには学外実習を控え、実習の事前指導を行う授業についてのみ学内において対面授業を開始しました。7月10日からは、北海道が示した外出自粛等の段階的緩和がステップスリーに移行することに伴い、本学の行動指針をレベル1、制限小と定め、相談や指導が受けられる体制を整えるとともに、制約がある中でもさらなる学びの機会を提供するため授業ガイドラインの制定、学内における各学科が授業として使用できる教室をエリア別に設定、3密を回避するための教室の収容人数の設定など、学内における感染拡大防止策の徹底に取り組みながら演習や実験、対面授業でなければ教育効果が得にくい授業を中心に学内施設において対面授業を行うこととし、学生も学内施設を利用する機会が増えてきたところであります。9月14日から後期授業を開始するに当たり、新型コロナウイルスと共存する時代の教育体制及び学生生活等の在り方について改めて危機管理委員会で検討した結果、学生及び教職員がこれまで以上に自主的に感染防止対策の励行に努め、学習、研究活動、さらにはサークルなどの係活動に取り組

んでいくことを決定しました。今後準備期間を経た後、感染防止策の条件が整った授業については対面授業を実施していく予定にしており、様々な学内施設の利用についても利用制限を緩和する予定ですので学内において多くの学生が見られる光景が少しずつ戻ってくるものと考えております。

次に、小項目2、オープンキャンパスの状況についてお答えいたします。毎年7月から3回実施しておりますオープンキャンパスについて、今年度は新型コロナウイルスの感染防止対策を考慮して実施方法を検討した結果、7月11日、8月2日のオープンキャンパスにつきましてはウェブオープンキャンパスとして実施することにいたしました。参加実績につきましては、1回目が112名、2回目が187名で、前年度実績と比較して1回目が89名、2回目が35名の減少となりました。しかし、ウェブ上での開催ということもあり、道外からの参加者数については1回目が17名、2回目が36名で、前年度実績と比較して1回目が8名、2回目が15名の増加でありました。ウェブオープンキャンパスの内容として、大学の概要、学科及び入試説明などのガイダンスメニューはオンデマンド配信で自由に視聴できるようにし、さらに事前に希望した高校生については時間帯を区切り、双方向通信で教員と学生が個別に相談に応じる形式で行いました。参加された高校生からの感想として、ガイダンスがオンデマンド配信であったため見直したいところを再確認することができた、学生と個別に話ができて、より進学したい気持ちが強まったなどの声を聞くことができた反面、実際に学内施設等を見ることができなかつたことに対する残念な気持ちを抱いた高校生の声も多く聞きました。これらの結果を踏まえ、10月に開催予定のオープンキャンパスについては感染予防策を十分に講じた上で、高校生の要望に応えられるように準備を進めていきたいと考えております。

次に、小項目3、学生確保の見直しについてお答えいたします。例年学生確保対策の一環として

取り組んできました道内において開催される各種進学相談会等が新型コロナウイルス感染症の影響により相次いで中止され、また本学が独自に予定していた道北進学相談会も開催を見合わせたことにより、高校生への直接的な情報提供の機会が減少したことから、道内各地の高校及び道外の高校訪問を学生確保の主な取組として教員が手分けをして取り組んでいます。高校訪問の際には、進路担当教員との面談のほかに、ミニ進路相談会として直接高校生に説明をする機会を設けてもらうなど独自の取組も依頼し、実施してまいりました。また、面談の際に教員、高校生から直接本学のキャンパスを見学し、自分の目で確かめたいとの声に応える形で、急遽感染防止対策を講じた上で高校生、保護者を対象とした大学見学を随時受け入れることといたしました。先ほども答弁をいたしました。後期授業の再開に向けて本学の行動指針のレベルを緩和する方向で考えていることから、9月下旬の本学独自の札幌での進学相談会、さらには10月開催予定のオープンキャンパスについては感染防止対策の徹底を図った上で、これまでと同様に直接的に高校生への情報提供を行う機会として実施していく方向で準備をしているところです。学生確保の見通しについては、高校の授業進捗の度合いや高校での進路指導内容の変化の有無など、把握しづらく、不透明ではありますが、高校生はもとより、保護者からの要望について可能な限り学生確保の取組に組み入れ、本学の魅力を発信する機会を創設し、学生確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきました。順序が逆になるとは思いますけれども、最初に大学のほうから少しお聞きをしたいと思っております。

今回、来週決算委員会始まりますけれども、野村学長も御臨席いただけるということですので、

またそこで議論をしたいと思っておりますけれども、初日に川村議員も質問されました。事務局に届いているかどうか分かりませんが、学生や、あるいは父母から相当不満がやっぱり聞こえてくる。なぜ授業ができないのだと。うちの大学はレベルが上がってきているので、一生懸命勉強して入学したけれども、結局は授業もしてくれない、対面授業してくれないと。あるいは、連絡が非常に先生方遅いと。テレビでは最近は大學生が授業料返せという動きも出てきているようで、そこまではいってないですけれども、そうするとそこをいろいろ考えると、うちはやはり保健、医療、福祉というまさに最前線で活躍する人たちを育てていく大学であるということからすると、もっと対応は取れたのではないかという気がしますが、まずいろいろ危機の委員会も立ち上げて検討されているようでありますけれども、今回の新型コロナウイルス感染防止の観点から、対応については全国一律ではなくて、各大学の許容範囲というのはあったかどうかというのをまずお知らせをいただきたい。

○議長（東 千春議員） 丸箆大学事務局長。

○市立大学事務局長（丸箆啓一君） 文科省、それから北海道、そういった行動基準、規範、これについては原則としてあったかというふうに思います。それに基づいた中で、名寄としてどういうふうな形で対応するのが望ましいかというのを本学の危機管理委員会で検討してきたというふうなところでございます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） なぜそれを聞くかという、今非常に難しくなったとはいえ旭川大学が対面授業やっているのです、ずっと。その中では、やっぱり感染防止の拡大と教育研究活動の両立に向けた7つの習慣化を対応方針として対面授業を続けるということで、学生や教職員のマスク着用、小まめは手洗いに取り組むということを含め7項目、徹底をして対面授業をしていると。

そういうことからすると、例えばうちの大学で、極端ではないですけれども、いろんな全国各地から来てくれる学生が2週間体温管理をしていたら、あるいはそれで熱がないということになれば徹底した感染対策をして授業はやれるのではないかとということが多分保護者の皆さん、あるいは学生の皆さんの不満につながっているのかなというふうに思います。しかも、これから国家試験とかいろいろな状況を考えるときにぜひうちの大学の特徴を生かした対応をすべきで、これからちょっと見直してみたいでありますけれども、その辺については徹底して、これから大学同士、ある意味では少子化の中でやっぱり差別化をどう図っていくかということが大切だと思っておりますので、ぜひその辺は徹底して検討すべきというふうに思いますけれども、事務局ではどういうふうにお考えになってますか。

○議長（東 千春議員） 丸箬大学事務局長。

○市立大学事務局長（丸箬啓一君） 後期からは全体的な見直しをしておりますして、制限も緩和するということではありますが、その前提は感染防止策を徹底するということでありまして、その中でも3密を回避すると、ここは基本だというふうに考えてございます。こうした3密回避、あるいは感染防止対策を徹底する中で、そうした上で対面授業をできる限り増やしていきたいというふうなところであります。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） いずれにしても、これから残り半年、いろいろな国家試験もあると思いますけれども、今こそうちの大学の特性を生かして授業徹底をして、学生にとって名寄に来てよかったと言えるような対応すると。そういう意味では、大学側としては徹底した感染防止対策をするための設置者への予算要求もしっかりして、熱、きちっと体温計は設置するだとか、ちゃんと顔で認知できるような体温計を必ず教室の前に設置しておくとか、いろんな対応をしっかりとっていくこ

とが大切だというふうに思いますし、なぜそれを言うかという、学生の悪評を一番やっぱり買う、今後の来年以降の学生募集に私は大きく影響していくのかなというふうに思います。そういう意味では、これから先生方が学校訪問、学生募集されると思いますけれども、私としていいなと思っているのは今大学のホームページに掲載しているテレメール全国一斉進学調査調べ、先輩が入学を決めた理由というのが名寄大学のホームページに掲載しておりますけれども、なぜ先輩方が名寄市立大学を選んだかという、簡潔に書いて、実名は載っていませんけれども、書いているので、OB、OGの皆さんが名寄大学に来た、よかったという声を小冊子にまとめるぐらいで、ちゃんと各学校にお届けすると、そういう取組もやっぱりすべきだと。先ほども言いますように、差別化を図るためにやっぱり先輩の声が一番、教師陣の声が悪いというわけではないですけれども、先輩方の声が一番だと思っておりますので、ぜひそういうことも、もしお金ないのなら設置者に要求していただければと思いますので、考え方をお伺いしておきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 丸箬大学事務局長。

○市立大学事務局長（丸箬啓一君） これまでも卒業生に名寄に来てよかったというふうなことを言っていたらいて、それをある意味言うただくための4年間であろうというふうに考えておりました。実際にそういった声が届き、ホームページで公表もできるというふうな状況であります。卒業生の声というのは非常に重要だと思いますし、大学4年間の大学としての成果の一つだというふうに考えておりますので、これについては次の学生確保の一つのツールとして、提言いただいたとおり、何らかのアイテムとして、学生確保のための一助として検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） その他のことについ

てはまた野村学長が来たときにお伺いをするようになるかと思えますけれども、次に公園のお話でありますけれども、多分通告をし、聞き取りが終わると木村部長が現地に行かれて、状況はもう既に認知されているというふうに思えますけれども、浅江島公園を考えると一部で老朽化が非常に激しいと。以前産業まつりの会場となっていたときには積極的に年1回使っていたものもありましたけれども、ステージの老朽化や破損、あるいはベンチの塗装、これはもう剥げている状況、一方名寄公園も入り口に立派なコンクリートの名寄公園という表示ありますけれども、その奥に木で、昔からある名寄公園という表示はもう朽ちて、倒れかかっていると。あるいは、遊具も下のチップが痩せてしまって、土が見える状況、こういう状況で、正直言えば子供たちにとって非常に危険なものであるというふうに認識しましたけれども、そういう意味では早急に抜本的な改修が、特に建設水道部長については前任が財政課長でありますので、財政にもお詳しいとは思いますが、ぜひ抜本的な改修をして、なぜそれを言うかというコロナで、少しでも外に出て健康づくりをするためウォーキング、散歩を含めて名寄公園なり浅江島公園を利用して、やっぱり憩うというのは大切なことだと思いますので、改めて部長の見解をお伺いしておきたい。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部。

○建設水道部長（木村 睦君） 見させていただいております。議員お話しのとおり、総合公園でございます名寄公園、さらには浅江島公園の設備につきましては、経年劣化や故障によって使用できないものも非常に多く、利用される方には大変御不便をおかけして申し訳ないなというところだと思っております。本市に総合公園、名寄公園、浅江島公園、そして風連には緑町公園と3つそれぞれ設置させていただいております、それぞれ歴史があって、古くからの歴史を有している公園でございます、本市の基幹的な公園に

なっているものだと思っております。特に名寄公園におきましてはミズナラですとか、さらには野鳥ですとか四季折々の草木も見られますし、浅江島公園におきましてもそれぞれたくさんの方が植樹もされていますし、また今議員おっしゃられたように、市民の方々からのウォーキングコースとしても十分利用されているものだというふうに認識しているところです。さらに、この間、先日の地元の新聞記事にも出ておりましたけれども、商工会議所さんの青年部によって中高生の座談会というところで、浅江島公園と大学公園につきましては生徒の憩いの場としても報告というか、利用がされていて、非常にそういった面からも幅広く市民の方々に憩いの場としてそれらの公園が扱われて、親しまれているものだというふうに思っているところでございます。公園の整備につきましては、先ほど議員のほうからお話ございましたけれども、先ほど答弁させていただきましたとおり、まず先行して遊具の改修を長寿命化計画の下、進めさせていただいているところでございます。ただ、今後につきましては、先ほどもお話あったとおり、名寄公園の入り口の看板ですとかベンチだとか、そういった老朽化に伴って少し御迷惑かけているものにつきましては、少し丁寧に修繕を施すことで今まで以上に安らぎのある公園につながっていくものだというふうに認識しておりますから、そういったところをこれから少しずつ細かくチェックさせていただきながら、次期の長寿命化計画においてまた改めて公園全体の中でどのようなものが今早急にやらなければならないか含めて検討させていただいて、しっかり対応させていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） もう一つ、水に対する考え方なのですが、名寄は、アイヌ語でナイオロプトというようにやっぱり川が合流するまちということで、水が非常にいいと。そういう

意味では、酒造会社が名取さんをはじめいっぱいあった、あるいは智恵文のジャガイモがポテトチップになったときはやっぱり水がおいしいので、野菜がおいしいのだという、水と名寄というのは非常に密接な関係があったというふうに思うのですけれども、そういう意味からすると、二十数年前になりますか、〇157が発生して、いろんなところに出たときに名寄は全部止めてしまったのです。川の、例えば浅江島公園の真ん中の遊具のところも滝があったのもやめてしまう、あるいは大学公園もせせらぎがあったのを止めてしまう、そういうことすると、やっぱり今もずっとそのまんまたまっている状況なのです。そして、特にやっぱり噴水が、名寄公園は噴水もなくなった、浅江島公園、大学公園はせせらぎもなくなったけれども、水さえも、水道水さえも飲めない。あるいは、浅江島公園もステージ側のところは水道が止まったまんまという状況からいうと、やはり水はどういうふうに対応するのか。例えば噴水、あるいは文化センターも入り口に滝が流れていますが、あれは撤去してしまっている状況でありますので、そういうことからすると水のせせらぎもやっぱり憩いのムードということになると思いますけれども、水に対しては建設水道部、どういう認識をお持ちですか。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） まず、噴水につきましてはやはり特に夏場の暑い時期におきましてはそういった噴水を活用していただいて、小さなお子さんが水場で涼んでいたり、目でそういった噴水を見て潤いを感じるなど癒やしを求めるものだというふうに考えています。ただ、本市の公園施設の噴水につきましては、先ほどお話しさせてもらったとおり、経年劣化ですとか故障によって相次いで休止させていただいている状況になっているところでございます。なかなか噴水の修繕に対しましてはちょっと財源が多くかかってしまうものですから、現状まずは、先ほどもお話しさ

せてもらったとおり、公園全体の中でどれを優先するかというところを次期の公園の長寿命化計画と併せながら少し検討はさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。水飲み場につきましては、それぞれ名寄公園と浅江島で今4か所ずつございまして、こちらにつきましても、大変申し訳ないのですけれども、破損、さらには衛生管理の問題から、全てでないものの、利用の制限をして、利用制限というか、休止、故障のための使用ができない状況になっているものもございます。ただ、こちらのほうにつきましても今のある予算の中で少し対応はさせていただきたいなというところもございしますが、それぞれ安全面を考慮した修繕を先行させていただいていることから、多少時間を要しているかなと考えているところでございます。水飲み場につきましては、ただコロナ対策や熱中症対策から、水飲み場って手洗いのところと水飲むところ、2つセットでついていると思うのですけれども、設置当初は水飲み場も必要ということもあったかもしれないのですけれども、今現状衛生管理の面から果たして本当に水飲み場の部分が使用がどうなのか、必要なのかということも少し検討していく必要があるかなというふうには実は考えているところでございまして、この辺の必要性も含めて、繰り返しになるのですけれども、長寿命化が一巡しますので、そちらのほうも併せて検討はさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 水に対しては基本的に理解しますけれども、例えば大学公園というのは、あそこは緊急避難場所でもあつたところの水が出ないというのはいかがなものかという感じはします。あるいは今これだけやっぱり高温、気温が高くなってくると、やっぱり熱中症を含めて水を補給しなければいけないというところも考えると、そんなに悠長にしていられる課題ではない

というふうに思いますので、これは財政にもお詳しい部長でありますので、ぜひ早急に取り組まれることを期待をしておきたいというふうに思います。

もう一つ気になっているのは、浅江島公園のサンピラー館であります。サンピラー館は今ロープが張られて、一部では床が落ちている危険施設でありますけれども、なかなか財政課題でも主な公共事業の状況には盛り込まれていない施設だったり、予算上もサンピラー館の予算が出てこないという状況からいうと、どうなっているのかなという感覚がありますけれども、所管する教育部ではこのサンピラー館についてどういうふうにあるべき、どういうふうに対応しようというふうにお考えになっておりますか。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 浅江島公園のお話が出たので、サンピラー館についてもお話が来るのかなと思って、どきどきしておりましたけれども、議員御指摘のとおり、サンピラー館につきましては平成4年に建築をされているということでかれこれ30年ということでございます。30年ということで、老朽化に伴いまして特に木造部分の外壁、バルコニー等について破損、劣化が見られるということで、その都度修繕などで利用できるようにはしているのですけれども、それとて限界があるということでございます。施設の今後につきましては、来年度からスタートします名寄市公共施設等の総合管理計画の個別計画、個別施設計画の策定する中で上げさせていただいて、今後の施設の在り方等について検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） このサンピラー館については、北海道の横路知事時代の戦略プロジェクトの一つであった利雪・親雪の指定を受けたということを機に道からの補助でつくった施設で、

本来なら町中でサンピラーの現象が見えるのだというのが売りでつくった施設でありますけれども、どうもやっぱりつくってから数年たつと、非常に言葉的によくないのかもしれないですけれども、迷惑施設になりつつあると。例えば所管はまちづくり推進室でつくって所管していたのがそれが企画に行って、企画も余して、今度はいろんなところ行って、最後は教育委員会が鍵だけ管理してという状況からいうと、しかもあの施設をロープで張って利用できない、床が落ちていても知らぬ顔ということにはならないと思いますので、名寄は利雪・親雪というのは条例を持っているまちで、冬を楽しく暮らす条例を持っているまちでありますので、そんなにこれも悠長に構えないで、しっかりと教育委員会の方針、教育施設として活用するなら活用する、移設するなら移設する、解体するなら解体するという方針をしっかりと明確にして、やっぱり名寄、浅江島公園が本当に市民の憩える場にするべきというふうに思いますので、これは強く求めておきたいと思います。

1番目の名寄市の課題について、これ一つ決算委員会の総括でまた関わるものでありますけれども、田畑室長は今回のコロナウイルスの関係で事業縮小、あるいは解雇、あるいは倒産を含めて数件という表現をされております。数件というのは何件ですか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○市立大学事務局長（渡辺博史君） 確認しておりますのが名寄地区で2件、風連地区で1件でございます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） これから名寄地区2件、風連地区2件ということでもありますけれども……1件か。これから考えると、コロナ、この状況が改善をしないという状況が続いていくと、ワクチンができるまでということになるのかもしれませんが、これで抜本的に経済が復興するという状況、私はやっぱり非常に難しいというふ

うに思いますし、これから、去年10月に消費税10%に上がったとき、それもなかなか払えなくて、ここにある納税の猶予ということ为例え求めている企業にとってみれば、最大1年間でありますので、来年、今度延長した猶予を持った1年とさらに今年度の分を含めて消費税を払うというともう先はいいということもあり得るというふうに思いますけれども、今後の見通しについてどういふような認識をお持ちになりますか。市内経済について。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 先ほどの答弁の中で北星信用金庫さんの景況レポート、引用させていただきましたが、あそこでいきますと直近、これから3か月についてはマイナスといひましようか、見通しでは悪化しているのですけれども、7月から12月までの6か月の見通しでは横ばい、あるいはサービス業では対前期比、1月から6月までの評価と比べたところでは好転というふうになっているところ。ただ、議員おしゃるとおり、まだ今後どうなるかというの見通せないところもござひます。コロナウイルスの状況もまだ分からないところもあります。私どもとしては、まず2月来の未曾有の経済状況から融資、給付金やらせていただきましたけれども、やはり手を打つだけで終わると思っておりますので、今後商工会議所や商工会とも連携しながら調査、分析をし、また産官金の会議体などで金融機関の御意見も伺いながら今後の見通しを定め、見極めて、必要な対策などについて検討してまいりたいと思っておりますので、御理解願ひます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） おっしゃるようひ、横ばいという数値も出てひるみたいでありますか、私は何で横ばいか全然分からないのですけれども、名寄市事業継承支援給付金、79.3%が申請してひる、あるいはがんばる中小企業が84.5%ということになると相当やっぱり経営が苦しい状況が

あるというふうひ認識せざるを得ないのですけれども、例えれば令和2年度の市税概要で元年度の市税総額は31億1,094万8,000円、このうち41.6%を占める個人市民税12億9,367万6,000円、7.5%を占める法人市民税2億3,119万8,000円、この推計についてはこのコロナの影響がどういふふうにあるというふうひ市民部長は思っひらっしゃひますか。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 個人市民税や法人市民税につきましては、景気ですとか個人消費の動向、さらには雇用情勢などの影響が大きく関係してくと考へております。コロナ禍における影響といたしましては、とりわけ法人市民税では外出自粛によります個人消費の落ち込みですとか、営業時間の短縮に伴う飲食業、また宿泊業などのサービス業の収益の低下、それによります小売や卸売業の受注件数の減少など本市の経済にも大きな影響を及ぼしてひると思へております。今後の見通しにつきましては、個人、法人とも減収が想定されておりますけれども、特に法人市民税については落ち込みが大きくなるのではないかと懸念してひる。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 同じく課税標準金額区分別納税義務者調べというのひ発表されておりますけれども、2年度7月1日現在で全納税者1万2,318人のうち10万円から100万円以下が4,415人、35.8%、100万円から200万円以下が3,388人、27.5%と200万円以下の納税者が7,803人、実に全体の63%を占めてひるという。この人たちにとってこのコロナ禍の収入というのひどういふふうの影響を与えてひるというふうひ考へてひらっしゃひますか。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 収入の減少という部分ひまだ数字的には見えてきてひないというところもござひますけれども、今後コロナウイルス感

染症の影響によりまして雇い止めですとか解雇などの影響が出てくるおそれもあると考えておりますので、注視していく必要があると思っております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） この財政的なもの、あるいは市内経済状況についてはまた決算に絡んで総括でやりたいと思っておりますけれども、市長は感染拡大防止に最大限努めているということで、特に経済界出身でありますので、いち早く国のお金が決まるまでに第一次の対応取りましたけれども、このコロナの影響、この状況を打開するために必要な判断だというふうに思っておりますけれども、この半年間続いた自粛、あるいは今後のコロナの状況を踏まえて、名寄市の経済は率直に元に戻るという考えをお持ちですか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） この間、影響を最小限に食い止めるべく様々な施策もやってきたところでありまして、先ほど御説明させていただいたとおりでありまして、これは市だけでなく、北海道や国のほうもかなり中小企業、あるいは小規模事業者に対して手厚い支援があったというふうに思っております。この間非常に厳しい状況ではありましたが、何とかそのおかげで影響は最小限に食いどまっているのかなというふうな情報も聞いています。一方で、まだまだ消費行動とかも100%に戻っていない状況の中で、感染症の防止をしっかりと取り組みつつも日常にやっばり戻していくということがこれから非常に重要になってくるのではないかとこのように思います。8月、9月にかけてまた市のほうでも様々なイベントとか文化活動も再開をさせていただいておりますし、今週末、あるいは来週ぐらいから少しまた国のほうの、あるいは道のほうのイベント等の制限もさらに緩和されるような状況でありますので、それも鑑みながら、我々としても少しまたさらに正常に戻していくような動きも検討していきたいとい

うふうに思います。いずれにしても、100%リスクはゼロにはできないのでありまして、しっかりとこのことは気をつけましょうという周知はしつつも、皆さんでそれぞれこうした感染症対策をしっかりとやりつつも、それを気をつけながらいろんな活動を再開していただきたいというふうに願っていますし、そのために我々もしっかりとそうした活動を支えていきたい、そのことによってできるだけ早急にそうした経済の活性化も含めて日常に戻していく、そうしたことを努力していきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

成年年齢の改正に伴う成人式の対応について外3件を、塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問してまいります。

大項目の1、成年年齢の改正に伴う成人式の対応についてお伺いをいたします。小項目の1、成人式の時期や在り方について。2018年6月13日、成年年齢を20歳から18に引き下げることなどを内容とする民法の一部を改正する法律が成立いたしました。この改正は、2022年4月1日から施行されます。これまで成人式の時期や在り方に関しては法律による決まりはなく、各自自治体の判断で実施されており、名寄市では1月の成人の日前後に20歳の方を対象に実施しております。2022年4月からの成年年齢の引下げを見据え、名寄市として成人式の実施時期や在り方について考えをお伺いいたします。

次に、大項目の2、名風聖苑の衛生設備につい

てお伺いをいたします。小項目の1、和式トイレの改修について。名風聖苑は、不特定多数の方々が利用する施設であり、その利用者は子供から高齢者まで幅広い年齢層が対象となります。多いときは同じ時間帯で3親族が利用されることもあり、トイレの利用においては不都合が生じています。高齢者にとって膝の影響などがむことが厳しい方や子供にとって見慣れない和式トイレは利用を控える状況にあります。速やかな改修の必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、大項目の3、中心市街地からのイベント等の情報発信についてお伺いをいたします。小項目の1、デジタル広告等についてお尋ねをいたします。名寄市開拓100年を記念し、名寄市からの情報発信のシンボル塔として名寄駅前に設置したデジタル広告塔の現状とその活用についてお知らせください。

小項目の2、よろ一なに設置されているピアノの活用について。にぎわい創出の拠点、よろ一なに2013年、名寄中央ライオンズクラブからピアノが寄贈されていますが、ピアノの活用状況についてお知らせください。

大項目の4、新型コロナウイルス感染症予防の対策の現状についてお尋ねをいたします。小項目の1、地方創生臨時交付金を活用する事業実施計画について。第一次地方創生臨時交付金を活用し、実施計画掲載事業6事業は既に取り組みされています。国は、第二次補正予算2兆円を原資として第二次地方創生臨時交付金を配分をしております。名寄市の配分額が決定しているところでありますが、新型コロナウイルス感染症による地域経済や市民生活への影響を鑑み、国や道の施策、市の経済状況を注視をしながら必要な対策を講ずるとしてありますが、実施計画掲載事業の申請に係る協議経過などお知らせをください。

小項目の2、経済対策の現状と実態調査について。自粛要請の影響から国や道及び名寄市は地域経済の下支えのための支援をはじめとする施策を

展開しておりますが、現状における効果と事業者の強化等の把握についてお知らせください。また、コロナ禍における自粛の影響から廃業に至ったケース、非正規雇用者の雇用実態など現状把握についてお知らせください。

小項目の3、コロナ禍における名寄市独自の緩和措置の可能性について。新型コロナウイルス感染が終息しない中、感染予防と経済活動の両立は厳しいと認識しております。北海道スタイルの実践期間中ですが、感染者の確認がされていない自治体として自粛及び3密対策を重視しつつもコロナ禍における名寄市独自の緩和措置の可能性についてお聞かせください。

小項目の4、自粛がもたらすジュニア育成の影響とその対応について。コロナ禍において各種大会や催しが中止せざるを得ない状況にあります。文化スポーツ団体では、例年ジュニアの育成を図るため資金造成を目的とした催しを開催することができず、苦慮しているところでございます。将来を担うジュニアの育成のため、現状を踏まえつつ政策として時限的な対応措置が図れないものかお聞きをいたします。

以上、この場から質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 塩田議員からは大項目で4項目にわたり御質問いただきました。私からは大項目1について、大項目2については市民部長から、大項目3と大項目4の小項目2については産業振興室長から、大項目4の小項目1、3、4については総合政策部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひします。

まず、成年年齢の改正に伴う成人式の対応についてですが、名寄市では現在20歳を迎える年度の1月の成人の日の前日に成人式を行っています。2022年4月以降成年の年齢が引き下げられることに伴い成人式をどの年齢で実施するのか、名称や内容をどうするのかなど早急な検討が求めら

れております。国の成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議の成人式の時期や在り方等に関する分科会では、本年3月に成人式の時期や在り方等に関する報告書を取りまとめました。報告書に掲載されている国が平成30年11月から12月、16歳から22歳までの若者とその親の世代を対象に実施したアンケートでは、若者の71.9%、親世代の55%が対象年齢として20歳がふさわしいと回答しております。また、報告書では多くの自治体が現在検討中となっておりますけれども、決定している67の自治体のうち91%の61自治体が20歳で実施するとしております。これらの全国的な状況や他市町村の動向、さらには成人式実行委員会や有識者の御意見をいただきながら対象年齢、名称などの方向性を決定していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 私からは、大項目2、名風聖苑の衛生設備について、小項目の1、和式トイレの改修についてお答えいたします。

今年は新型コロナウイルスの影響があり、名風聖苑待合室の利用者は少なくなっておりますが、通常は年間8,000人以上の利用をいただいております。トイレの設備としましては、男性専用の設備を除いて男女ともに洋式と和式が1基ずつ、多目的トイレに洋式が1基となっており、利用しやすい施設づくりのため昨年それぞれの洋式トイレを温水洗浄便座に改修したところです。加えて、本年和式トイレの洋式化への改修を検討いたしましたが、男女ともにトイレの構造上スペースが足りないため、大がかりな改修が必要となります。現状施設の改修は難しいと考えておりますが、これからの課題として施設の老朽化対策などがございますので、高齢化社会なども見据えながら総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目3、中心市街地からのイベント等の情報発信についてお答えいたします。

まず、小項目1、デジタル広告塔の活用についてですが、名寄駅前の広告塔は平成12年10月、名寄市開拓100周年を記念して、日本宝くじ協会公益事業の助成を受けて設置したもので、産業振興課で運用を開始し、平成13年4月から名寄観光協会に運用を委託しました。この間案内表示板や温度計表示部分など修繕を繰り返し、運用してきましたが、平成25年2月、表示データ送信用パソコンやシステムなどの老朽化が著しいため案内表示部分の運用をやむを得ず停止せざるを得なくなったものの、開拓100周年の重みを受け止め、天気と気温を表示するモニュメントとして維持管理することとなりました。その後、平成28年5月には名寄市観光交流振興協議会が北海道観光振興機構の助成を受け、案内表示部分に看板を設置することで情報発信の機能を確保し、適時の情報発信に努めてきたところでございます。しかしながら、本年1月、市民の方から広告塔の天気と気温が正しく表示されていない旨御連絡をいただき、対応を検討したところ、600万円を超える修繕費用がかかることが分かり、市、観光協会、商工会議所と協議し、関係団体に御了解をいただいた上で本年3月、天気と気温表示部分の通電を停止したところです。議員御指摘のとおり、名寄駅前は本市の玄関口であることを踏まえ、駅前交流プラザよろーなと併せた情報発信について観光協会や冬季スポーツ拠点化を担うNスポーツコミッションなどと連携して検討してまいります。

次に、小項目の2、よろーなに設置されているピアノの活用についてですが、よろーなに設置されている電子ピアノにつきましては平成25年度、名寄中央ライオンズクラブの35周年記念事業として御寄贈いただいたもので、このほか演台2台、

腰かけクッション型ベンチ7台、ミニテーブル1台も併せて御寄贈いただき、今もよろいなで大切に活用させていただいております。電子ピアノにつきましては、よろいな利用者のうち希望する団体にお使いいただくことはもとより、館外においても公共等の目的で使用する場合には貸出しを行うなど幅広いニーズに応じております。令和元年度の利用実績は、館内での利用で合唱やオーケストラなど音楽関係の団体や楽器の個人レッスンなどに合計28回利用いただいているほか、館外での利用では北国博物館や市立総合病院などでそれぞれ年1回利用いただきました。名寄中央ライオンズからの寄贈であることを改めて感謝し、その思いを踏まえ、今後とも電子ピアノの活用方法についてよろいなを中心としたさらなるにぎわい創出のため、指定管理者であるなよろ観光まちづくり協会と協議しながら検討してまいります。

次に、大項目の4、新型コロナウイルス感染症予防対策の現状について、小項目2、経済対策の現状と実態把握についてお答えいたします。本市では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、まず第1弾として市内中小企業等の資金繰りを支援する融資制度、外出の自粛や歓送迎会のキャンセルなど特に影響が大きい飲食業を支援するためのプレミアム付き商品券を発行する実行委員会に対する支援を行いました。融資制度については、8月末時点の申請件数は57件、借入金額2億7,950万円となっております。本年5月に北海道の融資制度を活用した民間金融機関の融資が実質無利子、無担保になり、市の制度より借入限度額が大きいことや借換えができることなどから、こちらの利用が伸びる一方、利率が有利で手続きが簡素な市の融資についても引き続き御利用をいただいているところです。事業継続支援給付金については、市内に事務所または事業所を有する中小企業及び個人事業主を対象とし、本年2月から5月までのいずれか1か月の売上げが30%以上減少している場合に業種の区別をせず

一律20万円を給付するもので、公平感とスピード感を重視した支援として476事業者に9,520万円を給付いたしました。本給付金の支給状況を業種ごとに分析したところ、476件中飲食業が148件、31%と最も多く、また平成28年経済センサスによる業種ごとの市内事業所数に占める申請者数では宿泊飲食サービス業が74%となり、新型コロナウイルス感染症の影響は飲食業、宿泊業で特に甚大であり、厳しい経営環境に置かれている実態が把握できたところです。その後のがんばる中小企業応援給付金については、今申し上げた分析のほか、事業者ヒアリングなどを踏まえ、飲食店事業者、バス、タクシー事業者、宿泊業事業者、それ以外の事業者と4つの区分を設け、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい業種を重点的に支援しています。9月11日時点での支給件数は430件、支給額は9,759万6,000円となっております。2つの給付金事業を通じて、事業者からは廃業をとどまることができた、運転資金の一部に活用した、給付金を活用して北海道スタイルに対応した店舗に改装したなど好意的な意見をいただいているところです。また、産官金連携なよろ経済サポートネットワークにおいて各金融機関から早い時期に簡素で迅速な制度により市内事業者が融資を受けられたことはよかったとの評価をいただき、2つの給付金に対しても高い評価をいただいております。市内事業者の事業継続はもとより、市内経済の下支えに寄与しているものと認識しております。なお、国が実施している持続化給付金、家賃支援給付金、また北海道の休業要請に対する支援施策などについては都道府県別、あるいは市町村別の情報が公表されておらず、市内事業者の申請状況等を把握できないことを御理解願います。この間、廃業につきましては3件確認しておりますが、新型コロナウイルスの影響であるとは確認されておりません。また、非正規雇用者の雇用実態につきましては、現時点では確認できておりませんが、今年度が2年に1度行う

労働実態調査の調査年でありますので、そこでの調査を見て検討してまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目4、新型コロナウイルス感染症予防対策の現状について、小項目1、小項目3及び小項目4について申し上げます。

初めに、小項目1、地方創生臨時交付金を活用する事業実施計画についてですが、臨時交付金は新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び感染症の影響を受けている地域経済や市民生活への支援のほか、地域の実情に応じた事業継続や雇用維持などの対策、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化に向けた取組などが対象となっており、各担当からの要望を精査し、一般会計補正予算（第7号）まで計上をさせていただいたところで、現在本市の配分額に満たない部分につきましては、これまでの取組で網羅できていなかった部分などを検討、精査している状況でありますので、今後準備が整いましたら御提案をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

次に、小項目3、コロナ禍における名寄市独自の緩和措置の可能性について申し上げます。現在北海道では、国が示した新しい生活様式の北海道内での実践に向けて北海道全体で感染リスクを低減させ、事業継続などにつなげていく新北海道スタイルを北海道知事を先頭に実践しております。本市の取組といたしましては、北海道と連携し、新北海道スタイルの徹底により通常的生活を取り戻すことと考えております。市民生活においては、これまで同様身体的距離の確保、いわゆるフィジカルディスタンスや手洗い、せきエチケット、換気、3つの密を避けるなど引き続き取り組むとともに、事業者様におかれましてはマスク着用、小まめに換気、健康管理の徹底などに取り組んでいただき、コロナと共存する新たなステージの生活を目指してまいりたいと考えております。

次に、小項目4、自粛がもたらすジュニア育成への影響とその対応について申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大がもたらす影響は、私たちの生活を一変させる出来事であり、様々な感染予防と新しい生活スタイルの実践が求められています。スポーツ界においてもその影響は大きく、東京オリンピック、パラリンピックの延期決定後は様々なスポーツイベントが中止、延期となっており、本市においても毎年開催されている全日本スキー連盟A級公認大会、サンピラー国体記念サマージャンプ大会が中止になるなど、様々なスポーツシーンで影響が出ています。その影響は、市内で活動する子供たちにも及んでおり、少年団や部活動も以前と比べると活動が制限されていますが、新しい生活様式を実践し、それぞれが工夫を重ねながらウィズコロナ時代にマッチした活動を行っているところです。御質問いただいた少年団などが主催している活動資金造成パーティーに対する直接的な行政支援は難しいと考えておりますけれども、新しい時代を迎え、子供たちを育む上で少しでもよい文化、スポーツ環境を整えられるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） それぞれ詳しく御答弁いただきまして、ありがとうございます。内容をもう少し深く質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、成年年齢の改正、民法の一部が改正をされるということにありますから、これに対する対応ということで、18歳からになること、そして今まで20歳になった方を対象にした成人式等々について考え方をお知らせいただいたところでもありますけれども、国も先ほどもアンケート調査をした中で実態把握をしているというところでもありますけれども、あくまでもこれは各自治体の中で対応をこれから独自の対応というふうな形で行っていくというふうなことになろうかと思

ますけれども、この部分について、まず2022年4月からの部分でありますから、まず2年を切っているという状況でありまして、これらについて保護者等々のほうからどうなっていくのだろうというような形で心配されていらっしゃる方、それから市内のやはり企業の方からもどうなのだろうというふうな形で御心配されている状況にあります。そんなことで、名寄市としてどのような対応で今後進めるのかというふうなことは早く情報公開していくということが大切ではなからうかというふうに思うのですけれども、やはり関係者、それから有識者等々との懇談を含めて今後のことについて検討を重ねていくというふうに話もしておりましたけれども、どのような体制でどういうふうな内容といたしましうか、今後想定される内容、どのように受け止めているのか、そして決めるのはあくまでも有識者等々含めた中で御議論されて、最終的に決まっていくのだろうと思いますけれども、行政としてちょっと考え方があればお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 議員御指摘のとおり、2年後には18歳になるということでございます。それに合わせて成人、今20歳で成人式ということで行われておりますけれども、その対応についてどうするかということでございます。当然いろいろな準備といたしましうか、出席者についても準備とかあります。その辺も含めまして今年度中にはある程度方向性は出していきたいなと。その方向性を出すということで、先ほど申し上げたとおり、成人式の実行委員会の御意見をいただいたり、有識者ということで社会教育委員の会ですとか、当然教育委員会もございまして、その辺の御意見もいただきながら、また近隣市町村の動向等も配慮しながら、進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 実際2022年4月

からということになると、額面どおりに受け止めると18歳からということですから、18歳、19歳、今までの20歳を成人式というふうにして考えていくと、この18歳、19歳、20歳の方、3年度に、年度といたしましうか、関わって、多くの方が対象になるというふうなことになるかと思いますが、やはり18歳というふうなことになるかと高校生も多くいるわけですから、その辺の部分、どういうふうな対応になるのかなというふうなことの心配、懸念されるというふうなことでいうとそういうことなのかなと。先ほどもいろいろな自治体の中で20歳というふうな部分が多いというふうにお話をされておりましたけれども、これが18というふうなことになるれば、懸念されることからすれば実際に大学入試を控えた18歳の子供が対象になるというふうなこともありますし、実際に成人式でいくと学生服を来て成人式みたいな形になろうかなというふうに思うので、そこら辺のところどうなのかなというふうな部分、あと町場からの懸念としてはやはり成人式って女性の方は振り袖ということで、一生に1度のことから、いろいろそういうふうな部分でいうと、振り袖を購入するかレンタルで借りたり、そして美容室で賄いをしてというふうなこと等々は当然あるわけですから、それが18歳からなるということになるとどうなのだろうというふうにして、ある意味危惧されている方というのはいらっしゃいます。ですから、実際にそういうふうな18歳からになった場合の部分と、それから現状どおり20歳というふうにする部分とでは対応が違っていくのかなというふうに思いますし、先ほどの答弁にもありました20歳となって、名称は、成人式って18に、成年年齢に達していて、20歳になって成人式というのも変でしょうから、名称も当然変えていかなければならないことなのかなというふうに思いますけれども、トータルでいろいろなことを想定をしながら御議論されるのかなというふうに思いますけれども、その辺についてしっ

かりとやはり、先ほども申しましたとおり、2年切っているわけですから、今年度中というふうなことでありますので、その辺急ぎ対応を進めていただきたいというふうに思います。この部分について何かございましたら伺いしたいと思えますけれども、何かございますか。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 今議員の御心配、御懸念されているとおりに思います。例えば18歳に変更したということになりますと、1年目に18歳、19歳、20歳の3年の間の方々を対象として行わなければならないというような状況もできます。そうすると、実際に会場があるのかという問題も出てきますし、当然ほとんどの方が高校3年生ということですから、進学に向けた準備をしなければならないということもあると思えますし、今の状況で1月に行っていますから、当然受験シーズン真っただ中という懸念もあるということが18歳にした場合の懸念される材料かなと思います。また、逆に20歳のまんまでいくということになりますと、今成人式とかということで、名称でやっておりますけれども、例えば20歳を祝う会とかというふうに名称を変更しなければならないのかということもありますし、成人年齢は18歳に移行しますけれども、20歳までまだお酒ですとかたばこが吸えないという状況という社会的な問題もありますので、その辺もトータル的に検討しながらスピード感を持って結論というか、方向性は出していきたいなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 懸念されている部分というのは共通理解だと思えますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次、続いて2項目めの名風聖苑の部分であります。御答弁いただきました。まずは、昨年4月からですか、洋式トイレのほうも改修をしていただき、指定管理を受けている側のほうのお話を聞く

限りでは非常に助かったというふうにしておっしゃっていますし、利用される方も本当に喜んでいらっしゃるのかなというふうに思います。ただ、今回このようにしてちょっと和式トイレが2つまだあるわけですが、男性トイレに1つ、女性トイレに1つということで2つあります。第3定の中でも補正予算という形で公共の2施設に関する部分として、コロナ対策、感染対策、予防、防止というふうな部分で飛沫というふうなことを防止する観点から改修をするというふうな部分で実際に補正が通っているというふうな状況を考えた中で、同じようにやはりこれは必要ではないかというふうなことで質問をさせていただいたというふうな部分であります。ただ、この中で、御答弁の中で実際に業者の方に見ていただいて、和式トイレを洋式型にするというふうなことで、どうなのかということを見ていただいた中で、やはり狭いという、スペースが本当に狭いのです。スペースがないといひましょか、ですからある一定程度のスペースの確保ができなければ、やはり狭い中での利用というふうなことになりますから、なかなか難しいというふうな部分は認識をします。実際に改修をするとなると大がかりな改修になるかなというふうに思いますし、この辺がどうなのかというふうな部分はあります。ただ、市内の公共施設の中にもまだ和式トイレを実際に設置をしているところもありますし、いろんな利用される方の中でもやはり洋式だとどうしてもいろんな方が座るというふうなことで、それを嫌がるという方もいらっしゃいますから、いろんな声があるかと思えますけれども、ただ結構、私もそうですけれども、膝が悪いというふうな状況で、なかなか和式を使うというのがちょっと厳しいといひましょか、そういうこともありますので、この辺の部分については今お話をしていた、なかなか改修費用もかかるというふうなことで、現状難しい。そして、施設も老朽化する中で、今後そのことを考慮しながらというふうなお話でしたけれ

ども、やはり現状ちょっとスペースが狭いということでもありますけれども、スペースを確保すれば可能なのかなというふうに思われるのですけれども、それしてまでも改修は考えないのかどうかという部分で再度お聞きをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 議員御指摘いただきましたように、洋式トイレにつきましては高齢化対策という部分だけではなくて、コロナウイルス感染症などの感染症対策の観点からも非常に有効な部分であると認識しております。施設の改修といいますか、トイレの改修につきましては、個室を広げることになりますと、個室の周りのトイレ自体のスペースがまだちょっと場所的に狭いということで、なかなか洋式トイレを入れるために個室を広げるとするのが難しい状況に今あるということで、先ほど申し上げさせていただきましたように、今後改修などを見据えながら判断してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 内情は重々理解をいただいているというふうなことなので、そういう、その折にはしっかりとした対応していただきたいというふうに思います。

それでは、続いて3番目の中心市街地からのイベント情報の発信というふうなことで、先ほど御答弁いただきました。開拓100年を記念をして、そして当時はデジタルで、パソコンで操作をして、そしていろんな市内の催し等々が行われていることを一般市民に周知をするというような形で対応する、そういうふうな形で本当に目指すところで設置をしているというふうな部分でありますけれども、今現在そういう状況にないということで、それとこれも市民の方からの意見があったというふうなことで、温度表示ですとか、それがちょっとよろしくないというようなこともあって、その辺の部分改修をするのに600万円ですか、かか

るといふなことで、結構高額な改修費用になるのかなというふうに思いますが、この点について当初開拓100年のときに1つの構想があって、あそこに広告塔を設置をしたというふうな部分で、それが今現状そのような形になっていないというわけですから、このことについて再度別な方法と申しますか、いろんなところと相談をしながらというふうな部分については御答弁いただきましたけれども、どんなような形で考えているのか、考えがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 駅前の広告塔についてですけれども、ただいま答弁させていただきましたとおり、今の、修理をするには多額の費用がかかるということです。それから、100年の重みありますので、建物といいましょうか、広告塔そのものは生かしつつ、今平成28年度にいわゆる看板の機能つけましたので、これを使いながら、あるいはそこだけではなくて、よろ一なの壁面といいましょうか、壁面ではないですね。ガラスのところ、今も一部使っておりますけれども、実は階段が上がるところが正式に中から垂れ幕といいましょうか、下げられる部分にもなっておりますので、そういったところを連携しながら、あそこの駅前の玄関口でのいわゆる情報発信をしたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） なかなか恐らく改修厳しいというふうなことなのかなというふうに思いますけれども、ただ今現状を見てもともとライトアップというか、あそこで夜になると情報が分かるようにということで、電線みたいのを巻いている状態で、今使われていないのにまだ巻かされているのです。非常に外見的看着てもこれよろしくないなというふうに思います。使わないのだったらそれを早く撤去すべきだというふうに思いますし、それから広告塔にかけられている看板等

々について、やはり夜でも分かるようにということであろうとライトアップといいましょうか、ライトで照らすような形になっているのですけれども、それについてはどうなのでしょう。やはりできないということなのか、その辺もう一度お願いします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今の広告塔の上部についているいわゆる電灯につきましては、議員おっしゃるとおり、今は使われていない状況で、確かに見栄えもあまりよくないというところがございますが、あれを撤去しようとする一つ高所作業にもなりますので、そこの若干の費用がかかるかなというところですが、そこら辺については検討してまいりたいと思います。ライトアップにつきましては、今ライトアップとして使っておりませんが、年に1度、これは観光の情報発信ということでありませんが、世界自閉症啓発デーというところでブルーにライトアップをしているということですが、これはここの機能を使っているものではないということなので、このライトアップについてはまた改めて検討したいと思っております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） よろしく申し上げます。あと、今指定管理を受けている観光協会ですけれども、先ほどよろ一なところの壁面に、私すごいことをしているなというふうに自分の中では認識しているのです。てしまつりがあって、祭りにアーティストを呼ぶということで、要するにアーティストの顔があそこに、何枚かのロールの紙を使ってだと思っておりますけれども、そういうふうにして市民に周知をしているということで、誰が見ても誰が来るのだなというふうに分かるくらいすばらしい、実際にやっていました。これってどういうふうな形で進めているのですかと確認したら、観光協会のほうで自分たちのパソコンを使って、業者に委託ではなくて自分たちでやってい

るといふことで、すごいことだと思っています。これもやはり指定をしている行政とそれは当然お話し合いの中でどのようにあそこの壁面も活用するかという部分でいうと、非常に目立つ見栄えのいいところですから、しっかりとした情報発信ができるのかなというふうに思いますから、そのことも含めて御認識をいただきたいというふうに思います。

それと、市内でこれは9月29日から10月2日までドライブイン・シアターなよろというものが恐らく駐車場のところで開かれるということや10月11日、街なか運動会ということで、実際いろんな、先ほど市長がちらっといろんなイベントも少しずつという話でしたけれども、このイベントが開かれます。これらもしっかりとした名寄市から情報発信していくということは、ああいう何かの、この指定管理の方とお話をする中でできるものがあればそういうふうな形で発信をすれば、もっともっと広く広がっていくのかなというふうに思っています。それらについて有効的に活用するというふうな考え方についてお考えをお知らせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今議員おっしゃいましたあそこの壁面での、壁面といいましょうか、ガラスのところですけども、てしまつりのときに表示をしておりますが、実はあそこについて私も指定管理者と協議をさせていただいたのですが、てっしのお祭りのときのようにあそこのガラス全面を使うというのは実は、あそこ実際中はバスの待合室であったりするので、中からバスの動きが見えないという、そういう状況もあるそうなので、そこについてはそこの利用についてガラス面全面を使うことではなく、今指定管理者のほうでは検討を進めていると聞いております。先ほど私申し上げましたが、中の階段上がるころのガラス窓が実は正式なといいましょうか、中で装置もついている表示になっているのです。ただ、

今申し上げた部分というのが道路に斜めになっているものですから、そこがやっぱり一番目立つのは確かなのです。ですので、そこは一定程度の中バスの利用者にも御迷惑かからないような形での表示の仕方ですとか、一方で正式な階段のところを使ったりだとかといったことを含めて、今度今議員おっしゃいましたドライブイン・シアターですとか、そういったことについてちょっと協議をしていきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ぜひ協議をして、何とかよい形で対応できるように進めていっていただきたいというふうに思います。

あと、よろ一なのピアノの関係なのですけれども、35周年を記念して名寄中央ライオンズがピアノを寄贈したというふうなものでありまして、私の認識の中ではあまり使われていないというか、いつも白布がかかっているという状況で、せっかく寄贈した側からすれば、当時よろ一なが始まる時に、やはりあそこはにぎわい創出の基地でありますから、そういうふうなことも恐らく要望があって、寄贈に至ったのかなというふうに思っています。何かの方法といいましょうか、ないのかなというふうに、せっかくのものですから、使っていただきたいなということと、これはできるかできないか分かりませんが、それこそNHKのBSでも駅ピアノだとか空港ピアノだとかというような形で、そこを利用される方がちょっとした時間を利用してピアノを弾くだとかという放送がされています。非常にそういうふうな形になればいいのになというふうに勝手に思っている部分でありますけれども、やはりそのピアノを使って、名寄には実際にピアノ教室に通っているちっちゃいお子さんたくさんいらっしゃいますし、その先生もいらっしゃいます。したがって、これはお金のかかることかもしれませんが、そこら辺指定管理の方とお話をする中で、定期的に生演奏するですとか、いろんなことができないものかとい

うのが自分の中にあります。あそこは、本当によろ一なについては町中のにぎわい創出という形でしっかりと今利用されていると思います。いろんな写真展ですとか、そういう、それとかAirてっしの生番組も、毎週金曜日ですか、やられていますし、いろんな形であそこに来ることによって何かがあるというような、そういうふうな場所になりつつあるなというふうなことです。いろんなことであそこから情報発信していくのだというふうなことができればというふうに思いますが、この辺についてのちょっとお考え、ピアノどうのこうのというふうなことになる、今コロナ禍でなかなか難しいというふうに思いますが、終息してからというふうなことになっても構いませんし、お考えがあったらお知らせいただきたいと思いません。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 寄贈いただいたピアノについては、確かによろ一なの例えばロビーとかで目に見えた形での利用は今ないようですけれども、先ほど答弁させていただいたような実際の利用の実績はあるということです。それからまた、今議員おっしゃった駅ピアノですとかストリートピアノというのが全国的にもあります。一方で、例えば駅ピアノであれば、駅の場合、駅で待つ人、それからストリートピアノであればそこを流れていく人たちというところではありますが、よろ一な場合はそこでそれぞれ貸し館として使っておられる方がいらっしゃったりですとか、そこで勉強している方とか、いろんな方がいる中でどんな形で使うことができるのかを指定管理者とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） にぎわいを持たすというふうなこと含めてしっかりと指定管理の方とも協議をしながら情報発信に努めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いま

す。

最後に、4番目の新型コロナウイルスの感染予防対策の現状というふうなことでお答えをいただきました。実際に第一次補正予算、第二次補正予算ということで、両方合わせてトータルで7億4,000万円以上の地方創生の臨時交付金が名寄市に、そしてそれをしっかりとした原資としていろんな防止策というふうなことでもう既に進めているわけでありませうけれども、この分については二次の部分だというふうに思いますけれども、一応7月末段階で予備というふうな、前段階、そして9月末が最終期限といいたしめようか、というふうな形で事業計画というのを示していかなければならないというふうになっていると思うのですけれども、この部分について実際に今後また補正予算という形で提示があるのかもしれませんが、決めていく、事業を決定をしていく背景といいたしめようか、どんなお話があって、どんな形で進んできたのかというふうなことがあればお知らせいただきたいとします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） この経過というか、これまでの流れがどんな議論があってということの御質問だと思います。まず最初に、補正予算として提案をさせていただいたそのタイミングというのは、まさにコロナ禍、緊急事態宣言が発出されていたりと世の中が自粛の空気の中で経済活動も停滞しているといった、そんなところをどうにか行政の立場で支援していけないかということで、主立ったものとしては貸付けであったり、プレミアム付き商品券を発行する原資であったりといったような経済を下支えするようなものが多かったのかなというふうに考えております。その後また二次で追加配分があって、今回第3回定例会初日に補正予算も提案させていただきましたけれども、その中身は実は緊急事態宣言が解除されて、その後どうにか北海道スタイルなり、皆さん方が感染症対策をしっかりと個々で心構えをつ

くって活動していただきながら、どうにか通常の生活に戻していただけるようにということで、補正の内容では現状活動を安心してしていただけるような環境づくりというメニューが多くなっているというふうに思っております。内容で見ますと、例えば消防の心マッサージ、自動の心マッサージを整備したりとか、要は活動するときに必要な、支援していけるような内容であったりとか、そういったものに今どんどんシフトしていっていると。今回、御指摘のとおり、まだ余剰金がございます。その部分については、ちょっと答弁でも触れさせていただきましたけれども、その中でまださらに網羅できていない部分について改めて各担当課から要望、希望いただいた中で、精査をした中で提案をさせていただきたいというような流れになっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。午前中も佐藤議員の質問に対してお答えをされておりました。いろんなコロナに関する部分というのは市民生活に直結している部分ばかりだというふうに思いますから、なかなかどっちなかに特化をするというのも難しいというふうな状況はあろうかと思いたしめけれども、やはり経済を動かしていくというふうな部分でいうと、いろんな多方面で必要な部分というのは当然お考えになって、進めてきているというふうに思っています。当然国なり、道なりのコロナに対する補助金、これらも加味しながら、名寄市としての考え方をこの交付金でしっかりと対処していくというふうなことで進めてきているのだなというふうに思いたしめけれども、やはり若干の余剰金はあるというふうなことでありますけれども、まだこのコロナについても終息をしているわけでありませうから、これから、第三次と言っているのか、四次と言っているのか分かりませうけれども、状況はまだ分かりませう。それらのことも含めて国が助成をしてくれる状況

であればいいのでしょうかけれども、何せ名寄市の市民を守るというふうなことで考えていけば、これは国のお金だけを当てにするというふうなことではなく、しっかり今の中でどういうふうに対応していくのかというのが大事だというふうに思います。基金なりなんなりも活用しながらやっつけていかなければならない部分は当然出てくるのかなというふうに思いますけれども、その辺の部分について、今のこの話は時期尚早に当たるのか分からないですけれども、副市長、どうお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 先ほど石橋総合政策部長から答弁させていただきましたけれども、今回の交付金の流れを振り返ってみますと、2月に新型コロナウイルス感染症が広がって、その時点ではどういう状況に陥るか分からないのだけれども、少なくとも経済に対して、あるいは様々な面に対してこれは非常に大きな影響があるだろうということで、まず緊急的な措置、緊急事態宣言もそれに併せてだと思っておりますけれども、まず経済面ですとか生活を支える面での対応させていただいたところでもあります。それから、時期が下りまして、今度は、今ではウィズコロナといいますか、コロナを見据えた上で、コロナがありつつもしっかりと経済活動あるいは生活をしていく上で必要な仕組みなどについての、例えば感染防止ですので、オンラインに対するウェブ上、インターネットに対するものとか、そういうものに少しシフトされてきたかなと思っております。市内の経済状況については一定程度持ち直しているというような印象ではありますけれども、これいつどうなるか分からないのは確かです。幸いにこの近辺で感染されている方が出ていないということもひょっとしたらその中にあるかもしれませんが、状況はどう転ぶか分からない、間違いないと思っています。前段、1定でしたか、ちょっと覚えていない、すみません、明確に思い出せないのです

けれども、コロナに対しては長丁場の取組になるというふうに認識しているところでお話しさせていただきました。ということは、少なくとも今年度、来年度にわたってはポイント、ポイントで財政出動する可能性は十分あるというふうに考えております。基金、あるいはそのほかの様々な財源を活用しながらということになりますけれども、その都度状況を分析して、一番的確な方法を選びたいと思います。例えば業種によっても経済的に違うかもしれませんし、様々な情報を得ながら的確なものを継いでいく、それも場合によっては、長丁場ですので、複数回にわたることも視野に入れて、財政運営についてはさせていただければと思っております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。やはりいろんなことを見据えて対策を講じていただける、当然いただかなければならないという部分でありますけれども、その中で最近の新聞にも出ておりましたけれども、名寄の経済状況、景気動向調査というのを毎年やっている部分でありますけれども、それに加えて今回コロナにおける部分としても既にマイナスの影響がある、今後マイナスの影響があると言われている事業所といいたいまいしょうか、金融機関が調べたところというと、150のうちの147から回答いただいた結果として63%、厳しいというふうなお答えをいただいているということでした。卸なり小売というのはもっとひどく、81%、サービス業で63%ということですから、非常にやはり厳しいのはまだまだですし、これからまだまだ厳しい状況は続くというふうに思います。やはりそれなりにある程度元に戻るといえるのはなかなか難しいかもしれませんが、それに向けてある一定程度の対応というものは必要だというふうに思うわけです。したがって、しっかりと対応していただきたいというふうに思いますけれども、ちょっと時間がなくなりましたので、最後に市長にお伺い

をしたいと思います。

確かに国は新しい生活様式を掲げて、北海道は新北海道スタイルという形で実践をしているという状況で、それに向けて名寄市も実際に今コロナ対策を講じているという状況であります。実際にこの経済の状況を見ると非常にやはりまだ厳しい状況が続いているのだというふうに、先ほどの新聞の報道といたしましうか、そういう状態も含めてそうだなというふうに思っています。経済を少しでも動かしていかなければならないというふうな部分だというふうに思いますが、確かにコロナ対策というのはしっかり3密も防ぎながら、きちっと守りながらやっていかなければならないというのは分かるのですけれども、同時に、お叱りを受けるかもしれませんが、経済も動かしていかなないとやはり名寄としてはなかなか難しいのでないかなというふうに思っています。そんな中でこういう状況の緩和措置といたしましうか、いろんな対策がたくさんいろいろあるのですけれども、名寄はまだ感染が出ていないというふうな状況でもあり、この辺どうなのかなというふうな希望的観測の中で市長にお伺いをしますけれども、少し緩和をしていくという、そして経済を動かすというふうなことが可能なかどうかという部分で市長のお考えをお聞きをし、終わりたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） やはりこのコロナウイルス感染症から市民をできるだけ守っていかなければならないと。これはしっかりとやっていかなければならないのだらうと思っておりますが、一方で第1波から第2波にかけてちょっとやっぱり違う状況も見えてきつつあるのかなというふうにも思っています。こうしたエビデンスもしっかりと我々も勉強しながら、様々な要望活動については発信をしていかなければならないというふうにも思います。一方で、少しずつやっぱり状況も変化しているので、国や道の対応も変わってきているという

ふうにも考えておりますので、今少し公共施設の定員等も制御しているような状況もありますけれども、今週末あるいは来週中にはイベント等や定員の制限も少し緩和されるというふうに状況出ていますので、名寄市としてもそうした今までの定員あるいは活動を緩和するような形で、施設利用等も検討していきたいというふうに考えています。思いは一緒です。ただ、やっぱり両立をさせていかなければならないというふうに思いますので、引き続き市民の皆さんには自らそうした予防対策をしていただくことしっかりと情報発信しながら、一方で経済を回していくための様々な施策についても我々のほうも下支えをし、また場合によっては情報発信もしていきたい。さらには、今後も状況を見据えながら効果的な対策等も逐次様子を見ながら検討していきたいというふうに考えています。よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

J R 宗谷本線維持存続について外2件を、富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、大項目3点について通告順に質問させていただきます。

大項目1、J R 宗谷本線維持存続について。新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急事態の宣言と移動自粛の影響に伴うJ R 北海道の経営に対する打撃は、もともと赤字体質であったJ R 北海道に深刻なダメージを与えています。8月の運輸収入、前年同月比45.3%の減、4月から6月期の状況は本業の示す営業損益は220億円余りの赤字を計上したと報じられております。宗谷本線の旭川、名寄、稚内間においても営業収益、輸送密度ともに前年比で見ても大幅な減収、減少になっています。J R 北海道の島田社長も今まで経験したことがない厳しい決算と話しています。国は、国鉄清算事業団債務処理に関する処理法の規定に基づき鉄道運輸機構を通じて2019年度と

2020年度、400億円の支援をされるとされてきましたが、コロナ禍の先行きが見通せない中、根拠法も本年度末で期限を迎えます。北海道は、法改正により継続を求めている状況であります。その渦中において、JR北海道が単独では維持困難とされている線区のうち日高本線については沿線7町の合意を得て、来春3月に廃止、バス転換が決まりました。深川留萌道の全線開通により、留萌本線の存続に関わる沿線自治体の協議も本格化しています。これまでそれぞれの線区、沿線自治体で取組を進めているアクションプランにもコロナ禍の影響を受けて、その効果が打ち消されている状況です。名寄地区においても、公共交通ネットワークの主軸とされる宗谷本線の維持存続と持続可能性についてより一層真摯な議論が求められることになると思われます。宗谷本線活性化推進協議会は、沿線自治体との連絡を密に取りながらどのような対策を講じていくのか、以下3点について質問いたします。

小項目1、7月29日に行われたJR宗谷本線沿線市町村会議における意見交換会の議論の詳細について、今後の活性化推進協議会の取組について伺います。意見交換会ではどんな意見が出され、JR、国、道に対してどんな要望が上げられたのか、それらに対して関係各所からどのような答弁があったのかお知らせください。

小項目2、コロナ禍における利用促進策に関する取組について。国のGo Toキャンペーンや北海道によるどうみん割などの施策が講じられておりますが、旅客減少によるJR北海道への利用促進、増収支援のための足元マーケット拡大に特化した本市の取組について、計画案があればお知らせください。

小項目3、アクションプランで本年度も継続実施予定の駅カードの発行について。宗谷本線フォトコンテストは昨年同様今年も好評を得ているようですが、昨年の駅カードについては多くの課題があったと思います。今年の駅カードの発行と発

行駅、発行枚数、昨年の課題の対策についてお知らせください。

大項目2、脱原発と核廃棄物処分問題について。戦後、世界で唯一核兵器の被爆国である日本が核の平和利用といった国策プロパガンダによって原子力政策が推し進められ、日本列島沿岸各地に54基もの原子力発電所が配置されてきました。四重、五重もの多重防護が施されているのだから原発は絶対に安全であるといういわゆる安全神話の下、CO₂を出さないクリーンな未来のエネルギーとして原子力政策は進んでまいりました。2011年3月11日、東日本大震災を起因とする福島第一原発の苛酷事故はいまだに現在進行形であります。メルトダウン、メルトスルーを起こした原子炉の廃炉作業と原子炉の安定確保の道のりは遠く、事故から9年以上経ても被災者の生活は再建のめどすら立たない状況であり、いまだに4万人もの被災者がふるさとを追われる生活を余儀なくされています。事故後、脱原発の機運が高まりを見せ、政治的にも再生可能エネルギー導入などを進めることで原発がベースロード電源に占める割合を2030年までに20%程度に抑えるといった電力エネルギー政策の抜本的見直しが進められてまいりましたが、今また停止されている原発の再稼働と原発の新設に向かって動きを強めています。原子力政策は、原発から出る使用済み核燃料の再処理を行う核燃料サイクルを模索していますが、青森県六ヶ所村の核燃料再処理工場の稼働が見通せず、事故とトラブル続きの高速増殖炉もんじゅの廃炉の決定も相まって、核燃料サイクルは事実上破綻しています。そこで、考え出されたのが軽水炉の核燃料にプルトニウムを混ぜて、MOX燃料として利用する計画であり、北海道の泊原発3号機や建設中の青森県下北半島の大間原発でプルサーマル発電が導入される計画と言われています。しかしながら、原発はトイレなきマンションとやゆされるよう、使用済み核燃料の再処理から排出される高レベル廃棄物の処分場が決まらず、

核燃料サイクルの道筋がつけられない状況であります。国は、2017年に高レベル核廃棄物処分場の適地を示した科学的特性マップを公表し、全国各地で対話型の説明会を開催しています。2000年から始まっている幌延町の深地層研究計画の期間延長問題や今寿都町や神恵内村が文献調査に手を挙げるか否かで全国的な話題となっていることは周知のとおりです。北海道は、特定放射性廃棄物に関する条例、これを2000年に定め、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いとしています。脱原発と核廃棄物処分問題について名寄市としての見解を求めたく、小項目2点について伺います。

小項目1、非核平和都市宣言名寄市として脱原発に対する基本的認識と考え方について伺います。あわせて、さきの第2回定例会の一般質問で質問させていただきました再生可能エネルギー導入に向けた名寄市の取組に関わる選択肢の模索について再度伺います。

小項目2、幌延町深地層研究計画期間延長に対する名寄市の考え方についてお知らせください。この件に関しては、道北広域の問題としてどのように捉えるのか、さらに名寄の基幹産業の農業、食料基地北海道としての役割に鑑み、自然に立脚した名寄市の未来への持続可能な在り方をどのように考えるか伺います。

大項目3、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について。新型コロナウイルス感染症は、感染状況は一進一退を繰り返し、終息に至るにはかなりの時間を要するものと感じております。幸い多くの方々の感染予防の御努力によって名寄保健所管内では罹患者の報告は出ておりませんが、いまだウイルスの正体の全ては解明されておらず、ウイルスに関する情報も錯綜しているところがございます。予防原則にのっとってそれぞれが感染予防に努めることは大切ですが、残念なことに新型コロナウイルス感染症に関する差別、偏見、誹謗中傷、アウティングも広がりを見せて

います。とりわけSNSなどのインターネット上で差別や誹謗中傷はあっという間に拡散されるといふ特性があり、社会的に弱い立場にある人ほど必要のない精神的ストレスを背負わされているのが現状であります。これらの人権侵害は、社会的感染症とも呼ばれ、未知の感染症に対する恐怖心に起因することが指摘をされています。新型コロナウイルスは、感染症に関する人権侵害、偏見や差別、誹謗中傷、アウティングは人々を傷つけるばかりではなく、社会を分断し、終息を遠のかせるものでしかありません。恐れるべきはウイルスであって、人ではないということは当たり前ですから、今後名寄管内で罹患者が出たとしても当事者への支援はもとより、社会を支えるエッセンシャルワーカーの方々に対しても同様、互いに人として尊厳を、人権を尊重しつつ終息に向けた努力を続けていくことが大切なこととして、以下小項目3点について伺います。

新型コロナウイルス感染症に関する偏見、差別、誹謗中傷、アウティングなどの人権侵害を誘発させないための名寄市の取組について伺います。

小項目2、学校において児童生徒、教職員に罹患者が判明したときの休校の処置の取り方と児童生徒、家族へのメンタルケアについて伺います。

小項目3、適切な感染予防の取組と市民への周知の仕方について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 富岡議員からは大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については総務部長から、大項目3、小項目1及び3については健康福祉部長から、大項目3、小項目2については教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

大項目1、JR宗谷本線維持存続について、小項目1、沿線市町村の意見交換議論の詳細と今後の活性化推進協議会の取組について申し上げます。

本年7月29日に開催しましたJR宗谷本線沿線市町村長会議につきましては、本年度の宗谷本線活性化推進協議会総会が書面総会となったことを受け、改めて令和元年度の事業報告及び令和2年度の事業計画について説明をさせていただき、北海道及びJR北海道から情報提供をいただきました。北海道からは本年7月9日に北海道知事を中心に国土交通大臣に対して行われた提言について、持続的な鉄道網の確立とJR北海道の経営自立に向け所要の法改正も含め、真に実効ある支援などを講じるよう要請を行ったと説明があり、またJR北海道からは観光列車に活用できる特急車両、はまなす編成について紹介がありました。沿線市町村における鉄道の位置づけなどに対する考えは、この地域の都市間輸送を担う幹線であり、宗谷本線活性化推進協議会の活動も宗谷本線の存続が前提として活動を続けており、今後もJR北海道や北海道と連携し、地域振興に資する取組を中心に活動を継続してまいります。

次に、小項目2、コロナ禍における利用促進に関する取組について申し上げます。コロナ禍における人の動きが極端に縮小されている中、当然全ての経済活動に大きな影響をもたらし、観光においても大きく影響を受けております。特に北海道の観光におけるインバウンド依存は高く、影響も大きくなり、鉄道事業においても大きな痛手を受けております。この間コロナ禍における極端な利用客減少により道内鉄道主要ダイヤの減便も行われるなど、JR北海道としても対策が行われてきました。現在の鉄道利用者減少は全国的な問題でもあり、減収分の取扱いについて国土交通省の判断ではコロナ禍の影響を考慮するとのお話をいただいているところです。本市の独自の取組につきましては、予定はございませんけれども、アクションプランの実効性を高めていくことを主に協議会として、自治体として取り組めることを実施し、今後もJR北海道、北海道との連携を密に取組を進めてまいります。

次に、小項目3、アクションプラン2年目にも予定されている駅カードの発行について申し上げます。宗谷線ステーションカードは、駅の概要や駅周辺の観光地等を掲載し、宗谷本線の利用者を対象に配付することによって沿線自治体の観光地などの周知を図るとともに、利用促進を図る目的で昨年度実施し、大変好評をいただきました。しかし、配付開始数日で予定枚数の配付が終了する駅や無人駅では自動車で訪れ、複数枚カードを持っていかれる方もおられたことから、利用促進につながっていないなど、配付枚数や配付方法に対し多くの御意見もいただきました。これらの課題に対応するため、今年度は有人駅、または有人で切符販売を行っている窓口営業時間内に切符を購入した方に限りカードを配付するとともに、各駅で配付するカードの種類も旭川、比布のカードは永山駅、和寒、剣淵、土別のカードは土別駅などJRの管理駅の考え方に準じて配置することで、利用促進及び各地域への誘客促進を図る取組とする予定です。コロナ禍の影響により延期の可能性もありますが、JR利用閑散期となる11月頃に事業を開始できるようJR北海道をはじめ関係団体と準備を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目2、脱原発と核廃棄物処分問題についてお答えいたします。

初めに、小項目1、非核平和都市宣言名寄市の脱原発に対する基本的認識と考え方について申し上げます。日本での原子力利用は、原子力基本法が成立した昭和30年から始まり、その後高度経済成長、オイルショックなどを経験し、電力需要が増大していく中でエネルギーの安定供給が重要な課題となり、その解決策の一つとして日本における原発の導入が進んできたと認識しております。また、地球温暖化に対する問題意識が広まり、温室効果ガスを排出しないエネルギーとしての原発

にも注目が集まり、原発の新設計画が増加することになっていきました。このような中、平成23年に東日本大震災に伴う原発事故が発生し、東北、関東地方をはじめ日本全体に深刻な被害をもたらしました。この事故を転機として、日本のエネルギー政策は再構築され、平成26年に策定された第四次エネルギー基本計画では、原発依存度については省エネルギー、再生可能エネルギーの導入や火力発電の高効率化などにより可能な限り低減させると明記されたところであり、国における現在の原子力政策の主な方針としては、原発依存度は可能な限り低減することと安全を最優先した上で再稼働するの2つを掲げており、また原子力規制委員会においても平成23年の原発事故の反省を踏まえて、原子力施設の設置や運転等の可否を判断するための新規制基準を新たに策定し、高いレベルでの安全性確保を目指しています。原発の稼働については、国のエネルギー政策に関わることでありますので、一自治体としてその是非について申し上げることはできませんが、私たち地方自治体としてはやはり市民一人一人の安全、安心な生活が確保され、守られなければならないと考えておりますので、どのような政策であってもまずは安全性が最優先されるべきであると考えますし、そのような形で進んでいくことを期待しております。また、本市における再生可能エネルギーに係る取組につきましては、さきの第2回定例会一般質問にて答弁させていただいたとおり、地球温暖化問題やエネルギー問題を自らの問題として認識することを目的とした啓発事業のほか、公共施設の整備や大規模改修の際に再生可能エネルギー導入に向けた検討を行っているところです。王子マテリア株式会社名寄工場敷地における再生可能エネルギーの活用についても関係機関と協議を進めているところでありますので、御理解願います。

次に、小項目2、幌延深地層研究計画の期間延長に対する名寄市の考え方についてお答えいたし

ます。当初の幌延深地層研究計画では、平成12年11月に北海道幌延町、当時の核燃料サイクル開発機構、現在は日本原子力研究開発機構ですが、との間で締結した幌延町における深地層の研究に関する協定、いわゆる3者協定に基づき平成12年度から20年程度で研究していくとされてきました。その後、令和元年8月に日本原子力研究開発機構が北海道と幌延町に対し令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）を示した上で、第3期及び第4期中長期目標期間である令和3年度から令和10年度までを目途に深地層処分技術の確立に向けた研究を進めるとして研究期間の延長を申し入れ、同年12月に道、幌延町が共にこれを受け入れる意向を表明したところです。この間多くの意見が出され、そして様々な議論が取り交わされたところではありますが、最終的には3者協定で締結している研究期間中はもとより、研究終了後においても放射性廃棄物を持ち込むことや使用することはないこと、深地層研究所を放射線廃棄物の最終処分を行う実施主体へ譲渡したり、貸与することがないこと、そして深地層研究所を放射性廃棄物の最終処分場としないことや研究終了後は研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻すことなどの遵守が確認できたとして、判断されたこととあります。今後新たな動きがある場合にも十分な情報公開がされ、しっかりと議論がされた上で取組がされるべきと考えておりますし、その際にも道の特定放射性廃棄物に関する条例、いわゆる核抜き条例や先ほど申し上げました3者協定がしっかりと遵守されるべきであると考えているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 私からは、大項目3、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について、初めに小項目1、感染症に対する偏見、差別、中傷などの人権侵害を誘発させない取組についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新たなウイルスということもあり、各メディアを通じて膨大な情報が発信されております。その情報の中には過大解釈されたものであったり、出どころが明らかでないものも多くあり、誹謗中傷などにつながる要因の一つであると考えております。当市では、現在のところ新型コロナウイルスの感染者は報告されていませんが、感染が判明した際には感染拡大を抑制する対策を早急に実施し、市民の不安や動揺を払拭するとともに、誹謗中傷などから感染された方やその家族などを守る必要があると認識しております。市長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染者が発生した場合には感染者の人権にも配慮をしながら様々な状況を想定し、初動対応に当たるという意識が共有されておりますので、今後も状況を見極めながら対応してまいります。

次に、小項目3、適切な感染予防の取組と周知についてですが、新型コロナウイルス感染症は未知のウイルスではありますが、これまでの感染事例を踏まえて業種ごとに策定された感染予防ガイドラインの実践や、3密や大声を上げる環境の回避、マスクの着用、WHOなどではソーシャルディスタンスではなく、フィジカルディスタンスと言い換えるようにしています身体的距離の確保、手指消毒や換気の徹底など基本的な感染対策を行うなどの新しい生活様式の実践により感染拡大防止と社会経済活動との両立に向けた取組が進められております。議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する不確かな情報に惑わされて、先の見えない不安や不満の矛先が弱い立場にある方々への差別や偏見につながらないように国や北海道から発信される正しい情報を市や市の広報やホームページ、地域で行う健康教室や電話相談などあらゆる機会を通じて市民周知を図り、正しい理解を深め、市民の皆様が冷静に行動していただけるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 私からは、大項目3の小項目2、児童生徒、教職員に感染者が判明したときの休校等の対処と児童生徒のメンタルケアについて申し上げます。

国では、6月1日から8月31日までの間、児童生徒1,166人、教職員194人の感染を発表しております。文部科学省では、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障していくという考え方で進めております。こうした中、国から9月3日時点での最新の知見に基づいて見直した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式が示されたところでございます。このマニュアルでは、児童生徒や教職員の感染が判明した場合には医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられるとともに、保健所にも届出がなされます。学校へは、通常では本人や保護者から感染が判明した旨の連絡がされることになっております。児童生徒、教職員に感染が判明したときの休校等の対処につきましては、保健所による濃厚接触者の範囲の特定と検査に必要な日数及び感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大の状況等を踏まえ、学級単位、学年単位、または学校全体での臨時休業を実施することになります。また、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や濃厚接触者がいないなどの場合においては、必ずしも臨時休業の必要はないとされております。

次に、児童生徒等に新型コロナウイルス感染が判明した場合のメンタルケアについてでございますが、感染または濃厚接触者となった児童生徒に対しては保健所や学校医等と連携を図りながら、担任や養護教諭等が中心となって、本人の体の状況や心の不安などを聞き取るきめ細やかな対応を取ってまいります。また、学校の要請に基づき名寄市特別支援教育専門家チームに所属している臨床心理士や臨床発達心理士、学校心理士、社会福

社士等の資格を有する名寄市立大学の教員から指導、助言を受けるなど児童生徒一人一人のメンタルケアに適切に対応していきたいと考えております。今後児童生徒に感染が見られた場合には、家庭との連携を図りながらこれまでの取組をさらに強化し、児童生徒が安心して学校生活を過ごせる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） それぞれ御答弁いただきました。JRの宗谷線の維持存続のほうから再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、鈴木知事による、国交省の赤羽大臣から、財政的な支援をしてほしいという要請を知事から出したところ、赤羽大臣のほうからも特殊性を踏まえた上で政治的課題として取り組むというふうに答弁をいただいていたのだろうという話は非常に大きな成果のあるものだろうなというふうに思っております。その中で今後JR宗谷本線を考えていく上で、やはり活性化推進協議会の当時の在り方、ももとの主目的というのは恐らくJR宗谷本線の高速化が一番の目的だったと思われるのですが、とりわけて名寄から稚内にかけての路盤の高速化対応ですとか普通列車の利便性の向上、こういったものがこれからは集客においては求められてくるのだろうなというふうに考えるのですが、とりわけてその中でもイベント列車は非常に重要なポジションを占めるのだろうと思っております。去年の風っこそやの好評がすごく好評だったと。運転が非常によかったと。7割からの乗車率を得たという話もありますし、その中でこのたび261系、新しい特急気動車型の観光列車が入ってくると。11月にはそれも営業運転でお目見えするという話ですけれども、その辺も含めていま一度活性化推進協議会が今後どのような形でこのJR宗谷本線を活性化、推進させていくのかということについてももう一度お伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 活性化推進協議会として今後どのようにというお問合せですけれども、富岡議員おっしゃっていただいたとおり、実は昨年風っこそや、走らせていただきまして、これは各沿線自治体が地域の皆様方と協力いただきながらそれぞれお出迎え、お見送りといったようなことでかなり反響をいただきました。今年実は、これJRサイドの会議体になるのですけれども、アクションプランの検証報告会ということで、一時的な総括をした機会があったわけですけれども、そのときも国交省鉄道局鉄道事業課長がお越しいただきまして、そういったことで観光列車の地域のおもてなしについては非常に高く評価されていたといったようなことでございます。加藤市長も答弁の中でも時折観光列車の持つパワーというか、影響力といったものはすごいものだということで、この間答弁もあったかと思っておりますけれども、そのことについては改めて実感いたしましたし、今現在コロナ禍ということで、予定していた列車も今中止となっている状況でありますけれども、協議会としても引き続きそういった活性化という意味で観光列車については引き続き走らせていただけるようにJRに要望してまいりたいというふうに思っておりますし、走らせることになりましたら、前回同様やっぱり地域を挙げて歓迎する空気づくりも徹底して頑張っていきたいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひともこれ今後も観光列車に関しては随時呼び込むような形、今ザ・ロイヤルエクスプレスが、宗谷本線には来ませんけれども、北海道を走っております。あれはどっちかといったら富裕層宛ての観光列車ですけれども、去年のような風っこそやのような車両を、割とふだん着で乗れるものというのはやっぱりすごく重要なポイントを占めるのだろうなというふ

うに思っております。今、今年もいろいろと、コロナ禍もあって、いろんな方々にお話を聞いたのですが、JR宗谷線の何がいいのだという話を聞きますと、普通列車の窓が開く列車、車両が走っている、これだけでも十分に観光の素材として大きなポイントがあるよという話をいただいております。それで、去年までは海外からのインバウンドのお客さんも窓の開く普通列車が天塩川沿いを走るといふ風景を求めて来られる、わざわざそのためだけに来られるという人もかなり多かったのですが、そういったことも含めて新たな観光列車の、逆提案型でこちら側からJR北海道に提案をしていくというような仕方、待っているだけではなくて、ということも考えられるのかなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今御提案いただきまして、御提言いただきまして、確かに今富岡議員おっしゃっていただいたように、風っこそやのときの窓の完全に開いている爽快感というか、ものは見ている乗った方もみんな笑顔になって乗っていた状況がございます。そんな中で、言われるとおり、窓の開く列車というのは今思い起こせばなかなかないのかなというふうに思いますし、そこをやっぱり魅力、PRポイントの一つとして、そんなことに特化したPRの仕方というのもどうでしょうかといったようなお話もぜひさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） そういった側面と、あとはやっぱりJR宗谷本線、鉄道としての本分ということを鑑みますと、道北の地域公共交通のネットワークの軸に恐らく宗谷本線というのは位置づけられるのだらうなと思います。重要なインフラとしての公共交通機関を今後地域がどう育てて守っていくのかということが今後すごく大事に

なってくると思います。日本って1つ物事が進んでいくと後戻りをするということはなかなかしない癖がある国だらうなというふうに思うのですが、鉄道の発祥の地でもあるイギリスではサッチャー政権やメージャー政権で国鉄を民営化したのですが、うまくいなくて、結局国営に戻したというような経過がございます。採算がやっぱりうまく取れないということなのだろうと思うのですが、その分に関しては、それはJR、北海道に限らず分割民営化のときに三島会社はいずれ赤字になるよということは当初から言われていて、経営安定基金というものが配られて、運用益や利率が下がってしまったものだから、どうしようもなくなってしまったという歴史経過ありますけれども、そういったことも含めて、やっぱりJR北海道全体の中でこの宗谷本線の位置づけって非常に重要なポイントがあるということであれば、そこら辺に向けた取組というのが今後必要になってくると思いますし、積極的な道や国への働きかけということも大切になると思うのですが、その辺に関しては市長、どうですか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 宗谷本線の重要性、そして維持存続に向けて協議会の会長としても様々な場面でも提案、提言をさせていただいています。9月の下旬に実は北海道選出の国会議員代議士会、自民党系の方と市長会の役員との意見交換会を東京でさせていただきまして、その中でもそれぞれの皆さん発言がありましたけれども、私からは改めてこのJRの重要性と、そして我々、特に名寄近郊というのは国境に面する地域でもありますし、生産空間の地域ということで、ここに一定のやっぱり、人が安心して住んでいくために非常に大事なインフラであるのだというお話をさせていただいたところであります。何といってもまだ高速道路が潤沢につながっていない中で高速大量鉄道の非代替性ということは常に言っておりますけれども、この鉄道をしっかりとあるからさらに生か

していくということは、先ほどの観光列車も含めて我々もしっかりとアイデア出しをして、一緒に考えていかなければならない。加えて、ここを維持するためにできるだけコストはやっぱり低減させていかなければならない。そのために今回それぞれの自治体で多少苦渋の決断もしながら廃駅のほうも提案をさせていただいて、これも非常に大きなインパクトがあるというふうに思います。いずれにしても、維持存続、そしてさらに活性化していくためにこれからも様々な提言もし、発信もしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 市長の思いは、とてもよく感じ取ることができました。ただ、1つ気になっているのが今道縦貫道のミッシングリンクがある状況の中でという話ですけれども、これが全通したときに鉄道と高規格道路の両方、トラックを維持していくということが恐らく大事になるのかなというふうに思っています。というのも、今、先日道北圏ロジスティクス総合研究協議会が立ち上がって、王子マテリアの跡地を物流の拠点しようという話が新聞報道でもされていましたが、その中で考えていたときに将来的にトラックドライバーの不足ですとか、あるいは鉄道の復権、そういったものに関わってという形になる場合、鉄道というのは一回剥がしてしまったらどうしようもない話なので、その辺も含めてトラックを残していけるような発信を名寄市からも強く進めていただきたいなというふうに思っております。

今の状況の話に入りますけれども、コロナ禍の状況においてマイカーの利用がすごく増えてきてしまって、公共交通機関を使わないような状況というのは出てきています。その中で北海道は道の予算で10億円を投じた公共交通機関利用促進キャンペーン、ぐるっと北海道、これを始めておりまして、その中で特にJR北海道6日間乗り放題

の周遊バスというのが道内外で非常に人気が高い状況です。において現在予算の60%をもう使ってしまったという状況であるというふうに聞いているところなのですけれども、名寄としても独自の方策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これのまだ余剰金は何ぼかあると思うのですけれども、これは7000万円ぐらいですか、それを使って足元マーケットを拡大して行って、この地元の人たちに鉄道を利用していただくという、そういう取組があってもいいのかなというふうにも考えております。マイカーから鉄道利用を促進するために、路線の維持、活性化のためにも鉄道利用促進事業助成金というものを創設することができないかどうか、この辺可能性も含めてちょっとお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今現状の交付金の余剰を活用しながらというような御提案をいただきました。先ほどの、これまでの答弁でも繰り返しているとおり、現状コロナの対策において網羅できていなかった部分に事業を組み立てさせていただいて、活用させていただきたいと、その思いで、これから提案させていただく補正予算ということになるわけですけれども、今お話しいただいた部分については、鉄道も大きな課題として宗谷本線としては抱えておりますけれども、公共交通という意味では同じような利用客減少ということで悩んでおりますし、その部分ではやはりJR北海道の自助努力も求めていかなければならないのかなというふうに考えておりますので、一自治体でそのような基金を創設して支援をしていくというのはなかなかちょっと今現状では難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。恐らくそういうような回答が来るということは非

常に私も想像していた部分ではあるのですけれども、逆にイベントとか企画物にも絡むのですけれども、根室市では8月から9月の土日祝日にふだんは1両編成で走っている普通列車を2両編成にして、1両分を市が負担したと。これによって32%もの乗車増加というのが見られたという話があります。宗谷本線でも名寄7時52分発の稚内行き普通列車、これ旭川から来るものですが、これ非常に乗車率が高くて、夏の間だとほぼほぼ満席の状態、コロナ禍においても満席になって密々状態で走っていたのですけれども、そういったこともあります。そういったところにひとつ1車増車をして、今輪行とかエコモビリティの部分とか、そういったもろもろありまして、サイクルツーリズムだとか、そういうのもありますよね。そういった状況でこの季節の間だけでもそういった1車増車を名寄市が賄ってみたいなことというのができないのかどうなのかということもちょっと聞いてみたいかなと思ったので、もし何か答えがあれば。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 御提言ありがとうございます。今の取組のお話も当然存じ上げているところですが、なかなか、1両増やして集客が上がるということは、よく考えればJR北海道がしっかりとそこを理解して、増車して、キャンペーンを打って、自社の収益を上げるというのが本来の筋なのかなというふうに考えておまして、当然取組をすることによって地域がこれだけ協力したという、間違いなくそれ実績にはなるかというふうに思いますけれども、現状宗谷線協議会の中でそういった議論は現在出てきておりませんし、それよりもまず駅カードなり、そういった部分で支援をしていこうという方向性になっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 承知いたしました。駅

カードなのですけれども、駅カード、去年はほぼほぼ5日間でなくなってしまうというようなすごい状況になってしまって、私もいろんなところからいろんなクレームをいただいたのですけれども、その辺に対して今回の発行枚数と本当に利用促進につながるような発行方の詳細についてちょっと伺わせてください。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 去年は、富岡議員にも御迷惑をおかけしたと思います。いろいろ苦情が来たのだと思います。我々もなかなか道徳的に、若干は想定していた部分もあったのですが、本来はお持ちいただけない条件の中の方が大量にお持ちになっていた、持って行ってしまったという状況があって、そこは管理という部分ではやっぱり有人の、人がいる駅で人がしっかり交付するといったような形で、去年も実はそれ提案させていただいたのですけれども、JRのほうがかなかそこまでの人工は割けないということで、去年はお断りされた結果、去年のような仕組みで配付をさせていただきました。今年については、去年の反省を踏まえてどうか協力してくれということで要請した結果、JRのほうもそういうことであればやっぱりやりましょうということで、配付について引き受けていただいたということで、今年については去年のようなことがない、購入いただいた券と、切符と引換えに、引換えというか、確認した中で配付するということになりますので、去年のような混乱は生じないかなというふうに考えているところで、枚数については今現在総数について増やすべきかどうかということも含めてちょっと調整をしているところでございます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひとも枚数も増やしていただいて、確実に利用促進につながるような形でやっていただきたいと思います。北の大地入場券も発売されておりますし、北の40記念入場券というのもあります。これらとタイアップしな

がら独自にスタンプラリーみたいなものを兼ねるというのも一つの方法かと思っておりますので、御検討いただければというふうに思っております。

次に参ります。脱原発と核のごみ問題に関してなのですが、第2回の定例会の一般質問の中で、気候変動に関わる質問のやり取りの中でSDGsに取り組む考えはないかということ質問しましたところ、総合政策部長のほうから今のところ強く意識する位置づけにはないという回答いただいております。先頃名寄青年会議所のほうから地方創生を推進していく一つのエンジンとしてSDGsに関する提言書というのが市長宛てに提出されたようですけれども、SDGsに基づいたまちづくりに関してその後新たな動きを模索する考えがあるのであれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先般名寄青年会議所のほうからSDGsと絡めたまちづくりについての貴重な御提言もいただいたところであります。我々これまでも総合計画だとか総合戦略だとか、様々な名寄市のまちづくりを網羅する計画の中でSDGsそのものを具体的に関連づけてはいないけれども、しかしそれぞれの指標をしっかりと網羅しているべくそれぞれの柱、そこに枝葉になっている施策を展開し、また数値もすぐに、総合計画の中期計画については具体的な数値目標も打ち出した上で、それもSDGsに非常に近い考え方だと思っておりますけれども、市民の皆様にもより理解していただいて、また検証もしやすいような計画づくりに努めたところであります。一方で、SDGsがかなり世界的にも標準的な物差しになりつつある中で、そこをより連関させていくほうが施策を進めていく上で分かりやすいのではないかという御提言ももっともだというふうにも思っておりますので、今後どのような形でこの計画のひもづけできるかということは何となく一緒に考えていきたいと思いますというお話を回答させていただいたところであります。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 恐らくSDGsの17の目標の中に、今加藤市長が言われたように、名寄市の総合計画の環境と共生の部分の項目ですとか、あるいは地球温暖化防止計画、低酸素まちづくりなどが全部その辺に包含されてくるのだろうなと思うのですが、世界的なこの動き、SDGsの流れというものをやっぱり意識しないわけにはいかないのだろうなというふうに思っています。なので、その辺をうまくことを名寄市内の政策、今加藤市長が進められている政策の中に反映させながら、ぜひともその意識をしながら進んでいくことが大事になるのだろうなというふうに考えているところですが、地域型の分散再生可能エネルギーを導入するに至って、様々これから進もうとしている立地適正化の問題ですとか中心市街地活性化、あるいは公共施設の刷新、統合、そういったものに関して、公共施設に対する今後のゼロエネルギー化政策について考えがあったらお聞かせをいただきたいのですが。公共施設に何か再生可能エネルギーをふっつけるみたいな形で。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） SDGs含めてやはりその流れ自体は必然的に出てくるものでありまして、その中で総合計画の中でも顕在化しないのだけれども、底流としてはそういう思想であったり、価値感であるのはやっぱり引き続き持ちながらということになると思います。これから公共施設の再配置、さらにスピードアップしながらということで進めようと答えさせていただいておりますけれども、その中で再生可能エネルギーがどこまで使える、これちょっと未知数ですので、今ここでお答えすることはできませんけれども、できるだけ環境に負荷を与えない、またこの公共施設、例えば複合化することによってさらに必要とされるエネルギーが少なくなる。様々な方面からの検討は必要でありましようし、今までも太陽光エネル

ギー、太陽発電の導入だとか、そういうのも含めてやっておりますので、改めてその考え方に基づいて公共施設のほうについても考えてまいりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひともこの再生可能エネルギーを今後導入していく流れの中で新たなまちづくりというものを創造していく形を取っていただいただけると、今後の国策としてのエネルギー政策にも大きく寄与する部分が出てくるのだろうというふうに思いますので、1個の自治体からのボトムアップというのは非常に大事なってくるのだろうなというふうに思っております。

幌延の深地層研究計画の9年間の2028年までの延期に関してなのですが、これって突然去年の8月にJAEA、日本原子力研究開発機構が言い出したことなのですが、それを12月に北海道知事が受け入れるという形になった部分なのでありますけれども、幌延問題に関してこれは本当に道北の一円の問題として共通の認識の上に近隣市町村と3者協定と今後の確認会議の行方というものをしっかりと見ていく、監視をしていくということが必要になるのかなと思います。この一連のルールにきちんと基づいた形で進めていくことを見ながらやっていくということが非常に大切になろうというふうに思っておりますので、幌延に関する部分というのも今の寿都町、神恵内村の文献調査への応募、これに関わる動きに関して9月1日付の北海道新聞の報道によりますと、北海道新聞社独自の道内全市町村へのアンケート、こちらの中では74の市町村長が反対や撤回を求める意思を表明しているわけですが、名寄市は反対の意思表示こそはしませんでしたけれども、自由回答の中で議会や市民と誘致に関する議論、検討したことがないという回答をされているところですが、その具体的な回答の意図と現在の寿都、神恵内の動き、これらを見た中でどのように今考えられていらっしゃるの

かということ、これは必ず加藤市長にお答えをいただきたいと思うのですが。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名寄市においては、このいわゆる核の最終処分地として検討したこともございませんし、今後とも検討するつもりはないという率直な答えです。一次産業を中心として名寄市は基幹産業があって、そして病院と大学といい、名寄市だけでなく、広域的にも重要な都市機能を持つ、そういった意味では名寄市はもちろんだけれども、周辺地域にも大きな影響、あるいは一緒になってこの広域のまちづくりを進めなければならない、そうした立場から総合的に勘案して、そういった答えをさせていただいているところでもあります。今般の寿都町の選択に関しては、基本的にはほかの自治体のマターでありますので、私の立場から答えることではないという回答をさせていただいたところです。状況を見ると、非常に町が二分していて、大変な状況なのだろうなというふうには思います。これを突き詰めていくのかということに突き当たる問題だというふうにも思いますので、今般いろんなコロナの影響等であらゆる政策が大きく転換していく中で、国のエネルギー施策というのも改めて国民議論をしっかりとしていく時期なのかもしれないなど。一自治体でそうした、大きなきっかけにはなるかもしれませんが、本来としては、本来的には道や国レベルで皆さんがやっぱりしっかりと考えていくべき問題なのだろうという感想を持っているところでもあります。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。まさしくそのとおり、おっしゃるとおりなのかなというふうにも考えております。核のごみの処理施設誘致に関する問題、これってとりわけて原子力発電所の再稼働問題と同様に単純にその当時者の自治体、1つの自治体だけの問題ではありませ

んで、とりわけ北海道全体の将来に関わる問題でもあろうかと思えます。食料自給率200%を超える北海道ですから、観光やらもろもろ、いろいろあります。その中でよその自治体云々かんぬんということよりも、北海道全体の問題として考えたときに北海道における特定放射性廃棄物に関する条例、いわゆる核抜き条例、これありますけれども、これを名寄市も遵守をしていくという考え方でよかったですか、加藤市長。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） そうした条例を持ち合わせているわけでありませんが、今お話をさせていただいたとおり、こうしたもの持ち込むあるいは誘致をするという考え方は一切ございません。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひともそうあっていただきたいと思えます。というのも、2017年に国が示した科学的特性マップでは名寄市の位置づけというのが輸送面では好ましい最適地からは外れていますけれども、好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域という指定になっております。なので、今後例えば沿岸やもろもろで様々な問題が生じたりした場合、割と地盤の安定している名寄というのはある意味ターゲットになりかねないのではないかという懸念を持っています。もしそうなったとき、輸送の方法論だけを考えれば、鉄道輸送だとか廃棄物を小分けにして運ぶとかということで、あり得る可能性というのがあるのだろうなというふうに思うのですが、名寄市としては今後も処分地選定に対しては手を挙げることはないという認識でよかったですか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） そのつもりでございます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。胆振東部地震から、ブラックアウトから2年がた

ちました。電力の安定とか送電網の見直し問題、原発問題、放射性廃棄物問題、気候問題について、あるいはちょっと3問目のほうに入れませんでしたけれども、人権、コロナの問題に関しても総じて言えることというのは、全てにおいては人権問題に関わるのだということの一つ最後に力強く求めていきたいと思っています。その中で、確実な人々の、市民の安全、安心、そういったもの、安全都市宣言ですとか健康都市宣言もされていますから、そういったものを守りながら行政側にはぜひとも間違った判断のないような取り組み方をさせていただきたいということを強く申し入れまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で富岡達彦議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時05分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 倉 澤 宏

署名議員 黒 井 徹

令和2年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和2年9月18日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 報告第2号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第3号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について

16番 山田典幸 議員
17番 黒井徹 議員

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 報告第2号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第3号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長 久保敏
書記 伊藤慈生
書記 開発恵美
書記 加藤諒

1. 説明員

市長 加藤剛士 君
副市長 橋本正道 君
教育長 小野浩一 君
総務部長 渡辺博史 君
総合政策部長 石橋毅 君
市民部長 宮本和代 君
健康福祉部長 小川勇人 君
経済部長 白田進 君
建設水道部長 木村睦 君
教育部長 河合信二 君
市立総合病院事務部長 岡村弘重 君
市立大学事務局長 丸箸啓一 君
こども・高齢者支援室長 廣嶋淳一 君
産業振興室長 田畑次郎 君
上下水道室長 鈴木康寛 君
会計室長 末吉ひとみ 君
監査委員 鹿野裕二 君

1. 出席議員（18名）

議長 18番 東千春 議員
副議長 11番 佐藤靖 議員
1番 富岡達彦 議員
2番 倉澤宏 議員
3番 山崎真由美 議員
4番 佐久間誠 議員
5番 三浦勝秀 議員
6番 今村芳彦 議員
7番 五十嵐千絵 議員
8番 遠藤隆男 議員
9番 清水一夫 議員
10番 川村幸栄 議員
12番 高野美枝子 議員
13番 高橋伸典 議員
14番 塩田昌彦 議員
15番 東川孝義 議員

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 佐久間 誠 議員

16番 山田 典幸 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

補助金に関する事項について外1件を、三浦勝秀議員。

○5番（三浦勝秀議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

大項目1、補助金等に関わる事項に関して。このたび新型コロナ経済対策として中小企業や個人事業主の積極的な投資を後押しするため、名寄市中小企業振興条例に基づき中小企業支援策の一部を拡充、緩和の支援をいただいているところであり、一定程度の成果報告も受けているところでございます。また、事業の回復を応援するため名寄市ががんばる中小企業応援給付金を創設し、事業継続のために多くの事業所の皆様に迅速かつ丁寧に対応されていると認識しております。この支援事業により、市内業者や市民に対し本市が行っている様々な支援メニューの周知となったことと認識しております。そして、支援事業の利用や検討している事業者から支援内容について幾つかのお声をいただいているところでございます。

小項目1、補助対象経費の考え方について。中小企業の経営基盤強化等を目的として、名寄市都市計画用途用地の商業地域内で行われる近代化事

業に補助をする中心市街地近代化事業と中小企業の経営基盤強化を目指して、名寄市内で行われる店舗または事務所の新築、改築、増築に補助する店舗支援事業があり、この事業の対象経費として店舗または事務所の新築、改築、増築に関わる経費とあります。また、対象外の経費として事務費や調査費など7項目、令和2年度限定での事業では企業の売上げ増加や経営安定に寄与しない改修工事、例としては設備の更新、屋根外壁の塗り替え、補修など追加した8項目となっております。この対象外の経費の中で、撤去や産廃処理の経費と外構工事や外壁工事が対象外となっている理由をお伺いいたします。また、本市の市街地における建物は経年劣化が顕著に見られることから、新たな事業を始めるためには改修工事が高い確率で必要になってくると考えます。このように改修やリノベーションするに当たって必要となってくる解体工事の補助に関して現状対象外となっております。この解体工事の補助についてどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、大項目2、地方大学を活用した雇用創出、若者定着について。国の方針として文部科学省が地方大学を活用した雇用創出、若者定着を掲げております。その目的として、人口減少克服に向けて大学等卒業後の地方定住を促進するためには、在学中から授業等を通じて地域との関わりを深める取組や大学等の卒業生が地方に定住して働く雇用を創出することが必要となります。また、自立的、持続的な社会創生に向けて地方が取り組むべき対策の方向性として、地方大学を卒業したより多くの若者が就職時に地元企業を選択、地方への定住の流れを継続させるために大学と地域の関わりを強化し、大学が有する専門知識を生かした産業振興、雇用創出等を図る対策を併せて実施することが必要となってきます。地域で活躍する人材の育成を通じた地方創生事業を展開するに当たり、本市の現状は名寄市の統計調査によると、人口は昭和35年頃をピークに減少が続き、特に若者の

地域外流出が顕著に見られます。その中で本市の取組の一つとして、名寄大学では名寄市立総合病院看護師等学資金を設置し、自宅通学者には月額4万円、自宅外通学者には月額7万円の支援をしており、卒業後直ちに名寄市立総合病院に学資金貸与期間に相当する期間を継続して勤務したときに学資金の返還が免除される制度や地元就職助成金として地元定着化推進のために市内に居住し、かつ市内の事業所に就業する卒業生に就業支度金として今回10万円から20万円に増額している助成もあると認識しているところでございます。

小項目1、大学求職動向調査において調査結果についてどのような分析と対応をされているのかお伺いいたします。また、市内の各企業、病院、各種施設と大学、学生への求人について現状のマッチングと市内事業者からの求人数についてどのように捉えられているのかお伺いいたします。

小項目2、大学において地域への愛着、シビックプライドの醸成として地域産業の特性や地元企業に対する理解の促進を目的とした取組が必要であると考えます。市としての御見解、お伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） おはようございます。三浦議員から大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2については大学事務局長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、補助金に関する事項について、小項目1、補助対象経費の考え方についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症に対する経済対策の一つとして、本年6月に名寄市中小企業振興条例施行規則を一部改正し、補助基準の拡充、緩和を行いました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況において中小企業の積極的な投資を後押しし、地域経済の持続を図ろうとするものでございます。改正

内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれる令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の補助基準の特例として、支援メニューのうち多くの利用が見込まれる店舗の改修や創業などについて補助率のかさ上げ、補助限度額の引上げ、下限事業費の引下げを基本とし、これら以外の補助対象事業及び補助基準については従前どおりとしております。9月10日時点での補助金の申請状況についてですが、中心市街地近代化事業は申請件数7件、交付決定額2,629万8,000円、店舗支援事業は申請件数26件、交付決定額2,226万6,000円、創業支援事業は申請件数4件、交付決定額908万4,000円となっております。閉塞感漂うコロナ禍において、市内事業者の設備投資ニーズに応える事業として好評を得るとともに、事業を請け負う市内建設関連事業者からも高い評価をいただいているところです。御質問のありました補助対象経費の考え方につきましては、同施行規則において補助対象事業の内容及び補助基準を定めており、中心市街地近代化事業及び店舗支援事業については中小企業の経営基盤強化及び経営の革新等に関する事業を対象事業とし、補助基準として店舗または事務所の新築、改築、増築と定めております。店舗または事務所の新築、増築、改築における既存施設の撤去や産廃処理は経営基盤強化及び経営の革新に該当しないと判断し、対象外経費としております。また、外構工事及び解体工事につきましては、店舗または事務所の新築、改築、増築に該当しないと判断し、対象外経費としております。ほかの対象外経費についても同様の考え方でございます。なお、支援メニューにつきましては（仮称）名寄市商工業振興基本計画の策定に向けた名寄市中小企業振興審議会及び検討部会の中で見直すこととしており、補助対象経費の考え方についても御議論をいただき、よりよい支援メニューとなるよう検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 丸箸大学事務局長。

○市立大学事務局長（丸箸啓一君） 私からは、大項目2の地方大学を活用した雇用創出、若者定着について、初めに小項目1の学生求職動向調査についてお答えいたします。

市立大学では、卒業生が名寄市に定着することを推進するための取組の一つとして、学生求職動向調査を実施しております。この調査は、毎年保健福祉学部3年生を対象とし、学生の就職の希望を調査し、就職活動を支援していくことを目的として実施しています。直近の令和元年度の卒業生につきましては、平成30年9月から11月にこの調査を実施しており、対象者196名のうち回答数166名となり、回答割合は84.7%でございました。そのうち名寄市内への就業を第1希望とする学生が11名、第2希望で9名、第3希望で7名となっており、合計で27名が市内就業を希望するという結果となっております。市内希望の学生の割合は第1希望では6.6%、第2希望では5.4%、第3希望では4.2%となり、第1希望から第3希望まで合わせた合計では5.4%が市内への就業を希望する結果となっております。一方で、名寄市立大学に寄せられた求人票の件数につきましては、令和元年度は合計で約2,500件となっておりますが、この中で名寄市内の求人に関するものにつきましては25件となっており、全体の約1%程度という状況になってございます。名寄市内への就職の状況といたしましては、令和元年度卒全体の就職者数178名のうち19名が市内の事業所に就業しており、割合では10.7%となっております。学生求職動向調査は平成28年度から実施している調査ですが、名寄市内に就業を希望する学生は平成28年度調査で22名、平成29年度調査で30名、先ほど申し上げました平成30年度調査で27名となっております。また、名寄市内で就職した学生の推移としましては、平成29年度卒が7名、平成30年度卒が14名、令和元年度卒が19名となっており、直近

3か年につきましては名寄市内を就職先としている学生が増えている状況となっております。市立大学では、これまで本学の卒業生が名寄市内に定住し、活躍していくことを推進するため、動向調査を踏まえて地元事業所の就職説明会を開催し、また名寄市内に就業する卒業生に対して経済的支援を行う助成制度等も実施してきておりますが、名寄市に残って働く学生が毎年一定程度輩出できているという結果を鑑みれば、これら学生の動機づけとして少なからず成果を上げているものと認識しております。

次に、小項目2の学生の地域への愛着の醸成についてお答えいたします。学生の地域への愛着を醸成し、地元、地域、社会に貢献することは本学の大きな役割の一つと考えております。地方の大学においては、地域産業活性化への貢献や卒業生の地元就職による人口流出の阻止という役割が期待されており、本学においても地域社会の期待に応えられる人材の輩出に努めているところです。このためには、学生が日々の学生生活の中で地域の生活になじみ、地域の方々と共に活動する機会の創出が重要と考えております。市立大学では、事業や実習を通じて個々の学生が学びながら地域の実情に触れ、学習を深めるとともに、人間的にも成長する機会を設けるようにしております。具体的には、スポーツ実技の授業では名寄市の代表的な地域スポーツであるスキー、カーリングを体験する時間を設けたり、北海道の野外レクリエーションの授業では名寄、道北地域の大自然の中で様々な活動を体験しています。さらには、北海道の地域資源の授業では、名寄市やその近郊の施設について学んでいます。北海道の農と食の授業では、市内の農業者の皆さんとじかに触れ合い、共に作業を行うことで現場での苦労や農業者の皆さんの思いなどを知る貴重な機会となっております。さらに、複数学科合同の連携科目を1年生から3年生まで配置し、小学校での学習支援等をはじめ地域の中で学んでいます。また、専門職を目指す

上で必要になる各種の施設実習においては、市内における病院、福祉施設等の御協力の下で専門職業人としてのスキルはもとより、地域社会に根差した働く者としての考え方、姿勢を学ぶ貴重な機会を得ていると認識しております。一方で、学びの場以外でも積極的に地域に出向いて行っているボランティア活動、サークル活動、アルバイトなど様々な場面において地元市民との交流が図られていると思っています。これらの交流につきましては、社会福祉団体、社会教育施設や幼稚園、保育所など様々な方面に及んでおりますが、特に町内会とは専門分野に関する実習先となっているほか、学科混成のグループで行っている連携教育科目での交流、子供会行事へのボランティアスタッフとしての参加など市民と学生がより距離感の近い交流が行われ、学生の地域に対する愛着の醸成への一助となっているものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） それぞれ御答弁いただきました。順に再質問させていただきます。

まず、対象外経費の考え方について、今まだ対象外で、今後検討していく余地があるというお答えだったと思います。都市計画マスタープランのまちづくりの基本となる考え方の中で、市民主体のまちづくりを推進するとあります。今までこの中心市街地の質問させていただいた中で、民間活力を生かしたまちづくりを推進するという御答弁いただいたと記憶しております。この解釈として、私は民間事業が、民間の事業者が投資すること、空き家の改築であったり、リノベーションすることを市の補助が背中を押してあげることがすごく重要であると認識しておりますが、どうしてもリノベーションとか改修するに当たって産業廃棄物であったり、ごみというのはどうしても出てしまうというのです。このどうしても出てしまうものに対して補助できないというか、後押しできない理由を、すみません、もう一度ちょっと詳しくお

聞かせいただければなと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） ただいま答弁させていただいたとおりでございますが、私ども名寄市としては今この産業廃棄物の処理、あるいは撤去に関しては経営基盤の強化及び経営の革新に該当しないというふうに判断をしているところで対象としていないというところでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 経営安定には関わらないのではないかなというお答えだったかなと思います。来週の決算特別委員会で報告あると思うのですが、平成28年度の名寄市住宅改修推進事業の後継として設置されました名寄市ずっと住まいる応援事業、この中に拡充部分として移住と、あと移住加算、空き家加算、あと雪に対する外構工事ということで、外構の工事って含まれているのです。ちょっと意味合いが変わってきてしまうと思うのですが、外構工事、対象にすることは多分可能だと思うのです。経営基盤の安定という中で、店舗であったら店舗の外壁というのはお客さんに見てもらえるところであったり、そういうところは経営に関わってくるのではないかなと思うのですが、外構というか、外壁といったところも対象になっていない理由、ちょっともう一度お答えいただいてもよろしいですか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） ずっと住まいる応援事業については、市民に名寄に住んでいただくということで、基本的には外構工事は対象としていないのですけれども、雪対策ということで、そこは雪の多い名寄ということで該当と。今年度から該当したことにしております。ごめんなさい。これは、ずっと、すみません、最初からなっております。そのほか、今外壁のことについて御質問ありましたけれども、外壁についても、外壁だけだというのはちょっと対象としておりませんが、例えば外壁の中でその店舗のいわゆる看

板部分をつけるとか、そこが先ほど申し上げた経営基盤の強化、あるいは経営の革新ですとか売上げ増嵩につながるものであるというようなことであれば、個別の相談の中ではその部分については該当するとかといったことで対応させていただいております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 対象になるかならないかという、担当の方といいますか、その状況に合わせてちょっと臨機応変にやっていただいているのかなという解釈をさせていただきます。

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に関するアンケート調査、この中で市民の意向を確認したところ、問いの14問目、町中のにぎわいを創出するために必要なことに対して、複数回答の問いがあるのですが、この中で魅力ある店舗づくりというのが67.1%、あと建物の更新、再利用の推進、これが47.6%という結果が出ております。この市民の意向について、私は財源確保し、市民の支援、先ほど言った民間の投資、こちらをもっと強く支援することが持続可能なまちづくりの一端を担い、今後名寄市にとって重要だと思うのですが、この件に関してお考えお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今三浦議員から貴重な提言をいただいたというふうに思っています。ただ、これは市だけではないと思いますけれども、施策を打つときには当然そのときの課題があって、その課題をどう克服するのか、そのための施策であったり、さらには先を見据えた中でどう誘導策を打つのが効果的かということで考えさせていただくというのが一つであります。しかし、その施策を打つに当たっては、安定的に打っていかねなければいけないというところでいくと財源のやはり問題があります。では、どこまで、費用管理についてはそのとき、そのときの状況の中で考えていかなければいけないのだと思いますけれども、今

回先ほど室長が説明したところでは、確かに三浦議員が言うように、そこまで拾ってあげたほうがいいのかもしれませんが、やはり直接的に前向きに効果があるところということで、現段階については絞って支援の対象にしているということでもありますので、そこについてはぜひ御理解いただきたいと思います。ただ、今後の中で中小企業の基本計画の検討などもしますし、さらに中小企業の誘導策についても、見直しの検討させていただく予定でありますので、その中で行政だけではなくて、関係する団体、あるいは市民の皆さんの意見を踏まえながらどういう形が望ましいのか、そのことが行政として財政的にも裏づけできるかも踏まえた上で検討させていただきたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 理解させていただきませんが、基本計画の中で多分いろいろ御議論させていただくと思います。その中でこの補助対象経費に関しても前向きに捉えられて、取り組んでいただければと思います。

空き家であったり、その改修の工事の話になりますので、関連させていただきまして、空き家に関しまして以前宮本部長のほうからも御答弁ありました。建物の管理者への呼びかけ等適切な対応していただいていると空き家に関しては認識させていただいております。また、この空き家の取扱いについても個人の所有物ということで、すぐ取組に関して難しい点があるということも理解させていただきました。本市の空き家バンクなど、ちょっと利用の実績などを踏まえると、民間で行っている空き家のマッチング業者というのがありまして、こちら現状で利用等を検討していくのか、お考えがあればお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 名寄市の空き家バンクにつきましては、これまで御説明させていただいておりますように、市内の物件の流通が非常に

活発だということで、なかなか空き家バンクのほうに載ってくるまでに至っていないというのが実情となっております。今お話しいただきましたマッチングの部分なんかにつきましても、名寄市の実情を踏まえながら、この手法が合っているのかなど今後研究していく必要があると思っておりますので、御理解お願いいたします。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 理解させていただきました。マッチングについて、今では名寄市は特に問題なくやっていたかというお答えでよろしかったですか。すみません。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 現在は、こちらのマッチングについては行っておりません。それで、今後こういった手法も使えるかどうかという部分を研究させていただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 何かいろんな方法で検討していただけるということで、御期待いたします。やっぱりこの空き家というのは市民生活に悪影響を及ぼす可能性が高いので、この課題解決に向けて、御承知のとおり、国も進めております。何より空き家問題の解決、空き家の管理者であったり、地域住民であったり、解決することで皆さんいい、ウィン・ウィンな関係になると思いますので、総合計画や都市計画マスタープランなどと併せて今後も取り組んでいただきたい課題をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次に、大学の件になります。調査結果について、市内に就職希望される方であったり、この3年間市内に就職していただいた実績などを踏まえると増加傾向で、すごくいい結果が出ているのかなというふうに思います。この中で結果について各学科、各4学科、栄養学科、看護学科、社会福祉学科、保育学科、この4学科に対して個別に分析されている結果が、分析して、何か結果や課題等あればお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 丸箆大学事務局長。

○市立大学事務局長(丸箆啓一君) 直近の令和元年度卒業生の名寄市内への就業者については、それぞれ学科ごとに押さえてございます。それぞれ専門職として就職しているということでございます。課題としては、それぞれの学科、それぞれの学生が専門職として就業を目指しているというふうに考えておきまして、看護学科の看護師という専門職を除いては名寄市内においての継続的な求人、雇用というのが課題であるというふうに考えてございます。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 継続的な求人が課題というお答えだったと思います。こちら具体的に求人が足りないのが課題という認識でよろしいですか。

○議長(東 千春議員) 丸箆大学事務局長。

○市立大学事務局長(丸箆啓一君) 先ほどお答えした中では、名寄市内に第1希望で残りたい学生と同等の求人はいただいているというふうに考えております。ただ、先ほども申し上げたとおり、学生は専門職として就業したいというのが基本的なところでございますので、それとうまくマッチングできる求人というのが課題だというふうに考えています。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 求人については、理解させていただきました。

本市の地域で就職した場合に奨学金の全額または一部は返済を免除する制度や支度金の制度などございまして、このような学生の学費の負担軽減と地元定着の関連性についてお考えがあればお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 丸箆大学事務局長。

○市立大学事務局長(丸箆啓一君) 地元定着に向けた名寄市としての施策は、地元への就業が内定した段階で就業のための支度金を助成するという、さらに就職後定着していただければ、学

生時代に貸与を受けていた日本学生支援機構の償還金を助成するというふうな仕組みでございます。先ほどお答えしたとおり、就業希望調査については3年生のときにやっています。大学3年生です。本人の就職希望等が固まるのがそのぐらいだろうと、あるいは就職活動に取り組むのがそのぐらいだろうというところでの動きがあります。この定着に向けた助成の仕組みについては、名寄市内に定着を見込んだ場合の助成制度でございますので、学費等については1年生から4年生までの約束でいただいているものですので、そこの関連性はないというところでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。関連性について理解させていただきました。

次に、地域大学、名寄大学に在籍している学生のうち優先の採用枠についてですが、まず学生の方々が地元企業をどれぐらい知っているのかなといったことが、知らないところに就職できないと思うのですが、地元企業に関してどれだけ知っているのかという数値、アンケート、動向調査等であればお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 丸箆大学事務局長。

○市立大学事務局長（丸箆啓一君） 学生が名寄市内の企業、事業所をどれだけ認識しているかという調査というのは、大学のほうで取ったことはございません。ただ、学生に就職希望動向調査をする一方で、市内事業所の皆様に求人動向調査というのをさせていただいてまして、来年、再来年、求人、どういうふうを考えているかと、そういった調査を踏まえて、名寄に残りたい学生、それから市内で求人を出す企業、それとのマッチングの場をつくっているところです。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 企業であったり、大学生とマッチングの機会はあるということで、継続していただきたいなと思います。

また、内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部

が進めている地方回帰型インターンシップ事業の推進として大都市圏への集中是正、地方還流等の視点から、大都市圏の大学の協力も得て、産学官が連携して取り組む大都市圏の大学生をターゲットとした地方回帰型インターンシップ事業について、その推進の組織の設置と運営に対する財政支援や創設、名寄市以外で就学されている学生のインターンシップ、名寄に就職、来ていただくような取組等ありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） インターンシップを、人口集中地区、首都圏の学生を各地方に呼び込むインターンシップ制度、これ議員お話しのとおり、内閣府が地方創生の一環の事業として予算組みをしているものと認識しております。制度的な認識は、当然情報としては入っておりますけれども、改めてその取組の状況見ますと、内閣府の情報発信のところを見ますと、実は入り口としては都道府県が一つまとまっていて、そこから例えば北海道であればどんな取組があるかという紹介なのですけれども、残念なことにそこ北海道がまだ立ち上がっていない状況になっておりまして、今後資料の提供もありますので、北海道内の自治体として北海道がある程度リーダーシップを取って制度的な周知が図られていくのかなというふうに感じているところであります。もしそんな制度がありましたら、地元の企業の皆様方の意向を確認しながら、活用できるものがあれば活用していければというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） インターンシップについて、国や道の動き等理解させていただきました。このコロナ禍において多分地方にチャンスが巡ってくると私は考えておりますので、そういった動き等あれば、積極的に名寄市も取り組んでいただきたいなというふうに考えます。

最後になりますが、名寄大学に来てくれた学生、理由はいろいろあると思うのですが、この名寄の

地を選んでいただいて、4年間学び、名寄に就職したいという学生に対しては本当貴重な人材として優先的な学費の負担軽減や手厚い支援をいただき、大学を活用した雇用創出と定着化、この取組に力を入れていただくことをお願いして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で三浦勝秀議員の質問を終わります。

安定的な農業経営について外1件を、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点にわたり質問をさせていただきます。

大項目1番、安定的な農業経営について、農業の持続的な体制を確認する目的も踏まえ、小項目3点の質問を行います。名寄市の基幹産業でもある農業は、今回のコロナウイルス感染症の影響を少なからず受けながらも農業者それぞれの努力によって今年度は主要農産物の作柄も良好であり、豊作が期待されているところであります。市内の農産物は実需からの評価が高いことは周知の事実であります。高品質な農産物そのものより毎年の変動する気候条件や市場動向に左右されず、安定した生産と供給を続ける高い技術水準を誇る農業者そのものが名寄市の貴重な財産であると考えております。しかしながら、農業者個人の努力だけでは解決できない課題もあることから、継続的な行政側の施策をよりしっかりと理解しつつさらなる基礎、基盤の強化を行い、より一層の揺るぎない基幹産業たり得ることを念頭に置きながら質問をするものであります。

小項目1番、新規就農者の現状についてお伺いいたします。名寄市においても、地域おこし協力隊などを経るなど多様な形態で新規就農された方が少なくありません。慢性的な人口減少にあえぐ地域として、農業の担い手としてはもちろん、日頃の地域活動の中心的存在としてそれぞれ御活躍されていると思います。就農の条件にもよります

が、新規就農した方には5か年の国費による農業次世代人材投資資金が対象となるなど経営面でのサポートを国や道とも連携として行われておりますが、当然給付期間後は自立した経営が求められております。そこで、現在補助金を利用している農業者の状況と今後の問題点についてお伺いをいたします。

続いて、小項目2番、農地の流動化についてお伺いをいたします。人・農地プランの中間集計がさきの常任委員会で報告されました。その中において、一定程度の規模拡大が進んだものと考えておりますが、依然として離農及び規模縮小を考える農業者が多いということは地域における関係人口の減少に直結する課題であり、対策の必要があると考えております。一方、さらなる規模拡大を望む経営者も多く、担い手への農地集積が十分に進んでいないことが推測をされます。その原因と対策についてお伺いをいたします。

小項目3番、農村環境の維持向上について2点お伺いいたします。1点目、農村地区における農業排水路は整備以来年月の経過や農地の流動化とともに施工当時の記録の逸失や設備の風化による機能低下が見られることから、農地水環境保全組合を地域住民によって組織し、日々の管理保全を行っております。しかしながら、大雨によって引き起こされる田畑への越水、あるいは流入した土砂や残渣の撤去の問題など組織の枠を超えた維持管理に問題が生じてきております。現状の対策についてお伺いをいたします。

2点目、今年度のエゾシカ、アライグマの捕獲頭数は現時点で去年の総数を上回っており、今後増加する有害鳥獣への抜本的な対策が必須であると考えております。特に問題が顕著となっております外来生物でもあるアライグマへの対策と今後の課題についてお伺いをいたします。

大項目2番、市道除排雪体制の維持に向けた取組について、小項目2点にわたり質問をいたします。名寄市は国内有数の降雪量があり、特別豪雪

地帯の指定がされておりますが、その降雪量は毎年不安定で、特に昨年のような降雪量の少ない年は除排雪業務を請け負う業者の収益が減少いたします。しかし、保持している除雪トラックなど作業機の運用コストは経年劣化に伴い年々増加していることから、昨今の公共事業の減少などにより経営体力が弱体化している企業の場合、除排雪事業からの撤退も考えることができます。もし万が一市内業者による市道除排雪の協力関係が損なわれた場合、市道維持管理の品質低下を招き、通勤、通学、買物といった日々の経済活動の低下はもちろん、火災、事故等での緊急車両の通行にも支障を来すことが容易に想像できます。冬期における市民の生命や生活、地域経済を守るために恒久的な維持管理体制の確立へ向けたさらなる是正が急務であると考えております。これまでは、業者それぞれによる社会貢献への高い意識と卓越した技術によって市道の除排雪が、みんなの道路が支えられてきております。16日の東川議員の答弁であったかと思いますが、冬期間の道路維持は大変重要であり、多くの業者と協議しながらよりよい体制をつくりたいと木村建設水道部長からお答えをいただいたことを大変心強く思っているところであります。名寄市と民間企業の足並みがそろった協力体制を取ることでプロ意識や技術水準を保ちながら、安定的かつ恒久的な除雪体制を維持するべく質問を行うものであります。

小項目の1番、現在の除排雪体制の現状と課題について2点質問いたします。1点目、委託費積算における課題についてお伺いをいたします。今定例会初日に可決されました第7号補正予算の中で、労務費及び機械損料の増額、ロータリー除雪車の購入費用が盛り込まれるなど除排雪体制への配慮がなされることに評価をいたします。しかしながら、これで実際に即した積算になったとまだ言えるのかは疑問が残る部分があります。さきも述べましたように、民間所有の車両は経年劣化した車両も多く、現在の単価では新規による購入は

もちろん、規模の大きな修理があった場合、維持が著しく困難になる状況であります。その対応を計画的にどのように考えているのかお伺いをいたします。また、現在の委託費積算における実態との比較検討をどのように行い、見直しを図ってきたのか、そして見直しの検討を行うために同じ市内において国道及び道道の除排雪を行っている国や道の算定方法をどの程度参考にしているのかお伺いをいたします。

2点目、名寄市の除排雪車両の現状と課題についてお伺いをいたします。市道除雪には民間所有の車両を活用する部分と市が所有する官貸車を利用する部分があります。その割合と問題点の認識について名寄地域と風連地域に分けてお伺いをいたします。

続いて、小項目の2番、今後の恒久的な維持に向けた取組についてお伺いをいたします。これまで除排雪業務による黒字を望むことが難しいながらも維持管理が行われてきました。このことは、業者それぞれによる社会貢献への高い意識、プロ意識、プライドと言い換えても結構かと思っておりますけれども、そのプロ集団による卓越した技術によって支えられてきました。そういった除雪業者によるプロの意識、技術を保ちながら安定的かつ恒久的な除雪体制を維持するため、抜本的、具体的な対策について道内の札幌市、旭川市など他市町村での取組を参考とした部分など検討されている事項があれば、お伺いをいたします。

以上、名寄市の農業や冬の交通を守ることは、市の経済、市民生活といった基礎、基盤を守ることであることを深く認識するとともに、是正をすべきところは是正を行い、子供たちの明るい未来へつながる都市基盤を一層強固に恒久的に継続させるべきとの強い信念を持って、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま今村議員からは大項目で2点御質問いただきました。大項目

の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、大項目の1、安定的な農業経営について、初めに小項目の1、新規就農者の現状について申し上げます。平成24年度に青年就農給付金としてスタートしました農業次世代人材投資資金につきましては、就農前の研修段階で交付をされます準備型と経営の不安定な就農初期段階に交付をされます経営開始型の2つのタイプがございます。準備型につきましては公益財団法人北海道農業公社が、経営開始型は市町村がそれぞれ実施主体として事業を執り行っておりまして、交付額につきましては両タイプとも最大で年間150万円、御夫婦で就農された場合につきましてはその1.5倍となります225万円が上限となっております。御質問のありました新規就農者に対する経営開始型のこれまでの交付実績につきましては、平成24年度3件、25年度5件、26年度6件、27年度7件、28年度4件、29年度7件、そして30年度及び令和元年度につきましてはそれぞれ4件となっております。交付実戸数で申し上げますと10件となっております。また、現状令和2年度におきましては就農後5年目1件、4年目2件で、いずれも継続で、新規就農、いわゆる参入者3件が交付対象となっており、新規就農者のリスクを抑え、経営安定に向けて効果的な制度でありますことから、今後も有効に活用してまいりたいと考えているところでございます。一方、今後の課題についてであります。本事業の交付期間は最長で5年間となっておりますが、前年の所得が350万円以上となった場合や適切な農業経営を行っていない場合などに加えて、平成29年度新規交付者からは、制度の実効性を高めるため、意欲や営農状況、経営実績など複数の評価項目による中間評価制度が設けられ、交付停止などの措置が講じられてございます。新規就農者の経営安定に向けましては、個人の特性や条

件、目指す経営形態などにより百人百様の歩みとなり、それぞれリスクを負うこととなりますが、いずれも限られた一定の期間内において交付金からの自立が必要であり、今後とも農業者の主体的な計画及び取組を基本としながら、関係機関や団体による新規就農者支援チームを中心とし、専門的かつ幅広い相談、助言などを行うとともに、引き続き受入れ地域における協力、支援についてもお願いをしまいたいと考えているところであります。

次に、小項目の2、農地の流動化についてでございますが、農業者の高齢化と後継者不足により本市におきましても農家戸数は減少傾向にございます。このたび人・農地プランの見直しに併せて取り組みましたアンケート調査の結果によりますと、回答者数422人のうち約4割が後継者不在と回答されており、今後も農家戸数の減少が続くものと考えております。御質問いただきました農地流動化の見直しについてでございますが、農地の受け手となる経営規模の拡大を考える方が120戸に対しまして、農地の出し手となる規模の縮小や離農を考える方が80戸であり、農地の受け手が出し手を上回る状況でありますことから、今後とも農地の流動化が進んでいくものと考えております。しかしながら、集落単位で見ますと農地の出し手と受け手のバランスが取れていない地区もあり、今後地域を超えた隣接集落などとの連携がより一層重要になるものと考えているところであります。また、農地の担い手などへの集積につきましては、農用地利用改善事業実施組合及び農地流動化推進委員並びに名寄市農業委員の活動によりまして市内の各地域ごとに農地のあっせんが行われており、担い手への権利移動が進んでいるところであります。あわせまして、これまで圃場整備事業におきましても地権者の協力を得ながら事業実施地区内に分散する農地をまとめる換地処分に取り組み、区画の拡大、団地化などを通じて農作業の効率化を進めてきたところであります。

これらの取組を通じまして、認定農業者への集積率につきましては94%となっており、北海道の91%、全国の56%と比べて高い状況となっております。今後についてであります、ただいま申し上げた取組につきましては、引き続き関係機関などと連携し、役割分担の上でしっかりと進めてまいりたいと考えております。また、農地は地域農業に欠かせない生産基盤であります、一方では私有財産でもありますことから、所有者である農業者個々の考えによるところが大きく、誰かが画一的に農地の集積を進めることは難しいと考えております。このことから、市といたしましては農閑期において開催を予定しています人・農地プランの見直しに係る地域ごとの話合いの場におきまして、地域における農地や担い手など将来の在り方につきまして農業者の皆さんの主体的な話合いが進むよう努め、農業者の皆さんの総意に基づき計画的かつ効率的な農地流動化が図られるよう取り組んでまいります。

次に、小項目の3、農村環境の維持向上について申し上げます。農村環境の維持向上に必要な農業用排水施設の維持管理につきましては、地域の活動組織により草刈りや泥上げ作業など機能の保全に取り組んでいただくとともに、天塩川土地改良区と連携し、計画的な改修が進められております。市といたしましては、国の多面的機能支払交付金を活用し、こうした地域の主体的な活動に対する支援を通じて農業、農村が有する多面的機能の維持向上に取り組んでございます。御質問をいただきました内容のうち、まず大雨による農業排水への流入土砂などの撤去につきましては、状況により対応が異なりますけれども、大枠で申し上げますと、災害などにより施設の破損を伴う場合につきましては施設管理者に御相談をいただき、協議いただくこととなります。また、経年による土砂堆積の撤去につきましては、先ほど申し上げました地域における活動組織において、多面的機能支払交付金などの活用を含めて御検討いただき

たいと考えているところであります。

次に、有害鳥獣対策についてであります、その年度によりまして捕獲の頭数や捕獲場所に変動はございますが、市内で広範囲に生息し、増加傾向にあるものと認識をしているところであります。現在の対策について概要を申し上げますと、アライグマについては外来生物法に基づく防除従事者の育成とその登録された方による箱わなでの捕獲を進めるとともに、キツネなどにつきましては鳥獣保護法に基づく有害鳥獣駆除といたしまして、猟友会や市でわなを設置し、農業被害防止に取り組んでいるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） 私からは、大項目2、市道除排雪体制の維持に向けた取組についてお答えいたします。

まず、小項目1、名寄市の除排雪体制の現状と課題について、除排雪業務の委託料積算に係る車両の単価についてお答えいたします。除排雪業務や公共事業で使用する車両につきましては、設計の中で機械損料として経費を計上しております。機械損料とは、建設業者が所有する建設機械などの償却費、維持管理費、管理費などを指し、これらのライフサイクルコストを1時間当たり、または1日当たりの金額で表示した経費のことをいいます。この経費は、国や北海道が実態調査を踏まえ設定されており、各自治体の公共工事の設計においては施工に要する標準的な機械経費算出のため、この経費を使用しているところです。したがって、本市の除排雪業務の設計積算においても同様の経費を使用しておりますので、御理解願います。

次に、現在の委託料積算における実態との比較検討についてですが、除排雪業務の開始以来市町村では道路工事等とは異なり、国の補助事業のような制度がなかったため、多くの自治体では独自

の積算基準により除排雪業務を行ってきているものと認識しております。本市におきましても独自の基準やルールによりシーズン請負の手法で除排雪を発注してまいりましたが、平成21年度に除排雪についても国の交付金対象となったことから、この制度を適用し、北海道の発注と同様の単価契約方式としました。しかし、突出した財政出動となってしまうことや交付金の対象路線となる雪寒指定道路の見直し等もあり、平成25年度、請負業者の方々と協議をさせていただき、現在は除雪業務及び排雪業務についてはシーズン請負契約として発注し、契約の際には上下限30%の増減範囲を設定させていただいているところです。なお、独自の積算基準であります。設計に用いる使用車両の規格や労務単価等については基本国や北海道と同様にしております。積込み運搬排雪については、全路線が交付金対象となる雪寒指定道路であることから、交付金該当事業として実施しており、基準や単価などについてはほぼ北海道と同様にしております。

次に、除排雪車両の現状と課題についてお答えいたします。現在名寄地区の除排雪業務においては、請負業者が46台、市からの貸与車が7台、計53台の除排雪車両で業務を実施しており、市からの貸与率は13%であります。また、風連地区においては請負業者が13台、市からの貸与車が7台、計20台で実施しており、市からの貸与率は35%となっております。よって、名寄地区、風連地区を合わせた合計では請負業者が59台、市からの貸与車が14台、合計で73台、市からの貸与率は約19%となっております。除排雪車両については、本市といたしましても機械力の増強を図るべく近年除雪機械の更新や北海道からの払下げによる機械の導入など取組を進めてきております。引き続き計画的に更新していけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、恒久的な除排雪体制の維持に向けた取組についてお答えいたします。これまで

も除排雪の在り方については所管する建設水道部はもとより、市議会、経済建設常任委員会の皆様には平成28年度、1年間をかけて他自治体への行政視察など除排雪について調査研究をしていたり、市役所内の他部署や除排雪請負業者、町連の役員の方々などと除排雪に対する満足度向上に向けたよりよい除排雪の在り方について協議を重ねてきているところです。また、恒久的な除排雪体制維持に向けた取組については、除排雪機械の導入や更新、雪堆積場用地の購入などハード面での取組とともに、喫緊の課題である除雪オペレーターの人材不足、育成について名寄市中小企業振興条例による名寄でづくり事業を今年度4月から改正し、支援の充実、強化を図ったところであり。引き続き除排雪体制の安定的な維持に向け先進的な他自治体の取組を参考にするとともに、関係各位からお話を伺い、庁内連携による協議を進め、市民の方々も安心していただける除排雪体制となるよう十分に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 御答弁をいただきました。通告順とは違いますが、大項目の2番から先に再質問させていただきたいと思っております。

まず、小項目1番目の機械損料及び労務費についての考え方ということで、償却費、管理費等が含まれているということになりますが、ちょっとさきの補正予算の中身についての質問になるのですけれども、総額2,467万3,000円というところで除雪費、そしてあるいは市道排雪の部分に予算づけされているということなのですけれども、今回の定例会の初日で行ったという、なぜ今回なのかということについてお伺いをしてもよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） 御質問は、今定

例会初日の除排雪、市道除雪排雪対策事業費の補正予算に係るタイミングということの御質問でよろしいでしょうか。先ほど今村議員からもお話しございましたとおり、今回の補正につきましてはそれぞれの委託料の増額として約2,400万円、それと北海道からの払下げ機械の購入費として230万円、合わせて2,697万3,000円の補正をさせていただいたところでございます。タイミングといたしましては、それぞれ委託料の積算については当初の予算積算ではそのときの分かる範囲内での基準を設けさせていただきました。しかしながら、北海道の単価等が見えてきた段階で毎年度この時期に変わった部分について補正対応させていただいているということですので、今回の補正に至ったということになっているところでございます。ロータリー車につきましては、契約というか購入が決まったことから、タイミングはこのタイミングになったのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 分かりました。このタイミングでないと予算をつけてというタイミングが、雪は降ってきますから、12月まで待ってしまったらというところで今回というところになったかと思いますが、やはりそういう北海道の単価についての動向もなるべく早めに情報つかんでいただいて、予算措置、早めに取り組んでいただくということが冬に対する一つの準備になるのかなと考えておりますので、ぜひ今後検討していただきたいというように思います。

続きまして、道道及び国道との比較検討ということで、その算定というのが独自基準の中で発注をしている。その中には北海道と国と同様にはなっているということになっていると思いますけれども、例えば現場経費、共通経費の部分でお話をさせていただきますが、やっぱり差があるのではないかと。道道と国道とは道路の構造が違うので、

単純比較はできないと思いますけれども、実際の除雪作業を行うに当たりまして、その作業の方法、トラックを動かして、大体2往復をして作業を終了させるというところの状況についてはほとんど同様なのかなと思うところです。このことから、共通費の現場管理費や一般管理費等もやはり道道と同様に管理するべきではないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） 議員おっしゃられるとおり、諸経費等につきましては、積み込み運搬につきましては設計基準、諸経費ともに北海道と同様とさせていただいております。しかしながら、除雪業務、排雪業務につきましては、これまで東川議員、さらには今村議員にもお答えさせていただいたとおり、独自の設計でございますので、諸経費についても独自の経費率とさせていただいております。現段階におきましては、設計の考え方が異なりますので、諸経費についても同様にならないものと考えておりますが、今般の少雪の状況ですとか様々な課題が出てきている状況の中で、少しそちらについても今後見直しを検討していかなければならないかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 見直しを検討するというお答えだったと思います。今年度名寄市でも導入が予定されております新型のトラックについても10トン級ということで伺っております。今後は、市道においてもその10トン級の車両をベースとした積算に対応するのか、またそのほかの作業機においても実際使っている作業機との差というのでしょうか、まだ古い車両が多いので、新しい車両になるとなかなか同じ単価でよいのかという問題も出てくるとは思いますが、これらを踏まえた中で実態に即した積算に向けた課題を、やはりどう是正されているのかというちょっと具体的な

ところになりますけれども、お話しできる範囲で伺えればと思います。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） 機械損料の話になるかと思うのですが、公共工事の設計におきましては、先ほども述べさせていただいたとおり、まず施工に要する標準的な機械経費というものを算出させていただいているところがございます。したがって、国、北海道が示している機械損料を用いて設計させていただいているところがございます。ここについては、これから除雪に限らず、公共工事におきましても機械損料は示されている機械損料を標準的な経費として使用させていただきたいというふうには考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 課題として捉えているというところのお話だったと思います。本当に今の機械というのは高額になってきているということも分かるのですけれども、ちょっと2点目の除排雪車両について、名寄市では名寄地域また風連の地域ということで73台が除雪の業務に当たっているということであります。この中で平成24年度に独立法人土木研究所の寒地機械研究チームというところが発表しました継続的な除雪体制の確保に関わる考察という資料がありまして、その中では除雪トラックの平均使用年数というのが示されております。これが23.5年だそうです。このことから考えますと、73台あるということは1年間に3台程度を更新していかなければ、なかなか23年にそぐわないのではないかと。更新の速度が若干遅いのではないかと。これ民間も入っていますので、名寄市でどこまで考えているかというところは分かりませんが、そういう状況になりつつあります。また、積算料の中で使用時間の増加に比例して維持費が増加しますので、これも加味されるとなかなか民間所有の除雪車両

が更新されないという状況になると思います。今回の導入の名寄市の10トントラックについては、5,500万円を超える車両であったのではないかなと思いますけれども、これ例えば一般の企業が導入した場合に減価償却の耐用年数というのが、これ確認しましたら4年だそうです。これを年間で償却しますと、年間1,380万円と。単純計算ですけれども、それだけの赤字が企業の中で発生をしてしまうということになります。これは、なかなかその年だけの除雪トラックに関わる売上げ、収入だけで賄うというのは本当に大変なことになっておりますので、この減価償却費の部分について現状もほとんど耐用年数の経過した老朽化した車両ばかりですから、ほとんど少ない数字になるのかなと思いますが、そういう新しく導入した場合の減価償却の部分についてどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） 今議員お話しされたとおり、本市の貸与率が19%ということですから、非常に官貸車が少ない状況にあるということは認識させていただいているところがございます。全面委託業務とさせていただいておりますので、少しでも官貸車の増加に向けて取り組んでいきたいというふうには思っているところがございますけれども、なかなか本市所有の貸与車につきましても除雪機械、先ほど5,500万円という話も出ていましたけれども、高額であるためなかなか導入が進んでいないというのが現状でございます。今お話のありました減価償却費に係る部分については大変御苦勞になっているかなというふうに思っているところがございます。我々としていたしましても、先ほどお話しさせていただいたとおり、少しでも官貸車両の増加に向けて取り組んで、取組を進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 確かに官貸車両の増加

に向けた取組を行っているというところは、今回の、先ほどの質問でもありましたけれども、ロータリー除雪車というところで理解をしております。しかしながら、今の新しく企業が購入した場合に多額の減価償却がかかってくるという状況は、これは変わりありませんから、なかなか民間の除雪トラックが民間の力だけで更新がされるということは非常に考えづらいのかなというようにも思います。これについては、今後計画的に更新をしていくべきであると強く思いますので、期待をします。

続きまして、小項目の2番に移らせていただきます。ほかの市町村の取組について参考の部分ということでありましたけれども、例えば札幌市においては入札資格参加者名簿の中に道路維持除雪で登録されていること、またあるいは道路維持除雪業務、雪堆積場管理業務のいずれかを3年継続する実績があるというような明文化をした中で入札が行われているという部分、これ工事に対するインセンティブ、除雪業者に対するインセンティブの部分ではないかなと思いますが、それについて、またあるいは先ほどの上限下限30%のラインがあるよというところの考え方について恐らく除雪の業者さんから見直しをいただけないかというような要望上がっているのではないかなと思いますが、そこについてちょっと具体的に御意見あればいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村建設水道部長。

○建設水道部長（木村 睦君） 他自治体の動向踏まえて、何か名寄市では検討されていることはないかというような御質問だったかというふうに思っています。今議員のほうからお話ございました入札のインセンティブにつきましては、除排雪業者様の安定的な業務量の確保に向けてと、さらには除排雪業務への参画を促すことを目的としてそれぞれ政策的に入札を、比較的大都市かと思うのですけれども、されているということでございますけれども、そういった面で理解はさせていた

だいておりますが、現段階におきましては本市においては検討しておりませんので、そちらについては御理解いただきたいと思います。

もう一つ、それと30%の上下限ラインについてお話しいただきました。こちらは、さきにも述べさせていただきまして、積込み運搬業務を除く除排雪業務委託につきましては名寄市独自の基準で設計をさせていただいております。契約については上下限30%つけさせていただいているところでございます。この上下限につきましては、過去の除排雪業務の経過を踏まえながら、請け負っていただいている業者さんと相互理解の下、市民の皆さんの安全、安心な冬期間の確保に向けて業務を進めさせていただいているということで認識はさせていただいております。ほかの自治体におきましては、ここ数年少雪の傾向もありまして、最低保障制度というものを取り入れているということもございますけれども、そもそも各自治体におきまして設計の概念が違うということもありますから、一概に比較、判断することはできないかなというふうにも考えております。しかしながら、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、かなり近年の気象状況が変動しています。そういったことから、これからどれぐらい雪が降るのか、全く誰もが予想はつかないこととなります。そういった面からも、この上下限の率に対する設計変更の定義については改めまして除排雪業者さんの皆さんの御意見を伺いながら、また他自治体の状況を見させていただきながら、検討は必要かというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 改めて検討する必要があるというお言葉を頂戴したことは、今後将来につながる部分、あるいは今までの業者さんの取組にちょっと隠れていてなかなか見えなかった部分ってあるというように思うのです。そういうところきちんとお話の中で拾っていただいて、除雪業

者さんが継続的に除雪やっていただけるように、あるいは、例えば本当に除雪業者さんが除雪できないとなったら必ず全てこの名寄市で請け負わなければならない、それは常識的に不可能な世界に入ってきますので、必ずよい関係性をつくるという、そういうことが必要になってくると思います。

また、なかなか機械の更新が進まないという背景にはやはり除雪の部分だけで黒字化をすることが大変厳しい、なかなか現状の予算の中では黒字を呼ぶことが難しいというところになってくると思います。前段でも申し上げましたけれども、夏場の工事、公共土木工事がかなり減ってきていますから、その分、一つの企業を考えると夏と冬と両方とも仕事ができればいいのですけれども、なかなかそれが難しくなっているという状況になると思います。これを是正する必要がある、先ほどのオペレーターの対策も今後行っていくとありましたけれども、例えば工事にインセンティブをつけた入札にしまえば、夏場はオペレーター、あるいは除雪機械、機械全てではないですけれども、そういうのを有効活用しながら市民に資する公共事業というのを今までの工事費とは別枠の中で執り行うことというのも今後ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それとまた、除雪の、先ほどのトラック、減価償却費もあったように、かなり高額になりますから、それについてもさらなる見直しというのを求めていきたいというふうに思います。

以上、かなりいろんな状況がありまして、その中ではまだまだ除雪に対する予算立ても含めて支援が必要なかなというふうに考えているところなのですけれども、そこで1つ提案がありまして、まずアクションプラン、ちょっとぱっと考えた中では名寄市除雪業務運用計画みたいな、名前はどうでもいいので、みんな幸せ除雪計画とかでもいいのですけれども、そういうものを計画を策定して、取組する、その中で各関係業者も含めて団体もそうですけれども、町内会また一般市民にも参

加をしてもらって、除排雪のルール、あるいは重要性を協議しながら理解をしていただくというのが必要になるのかなというふうに思います。それについて、とりあえず計画の策定についてどう考えお持ちでしょうか。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今アクションプランということでお話しいただきました。ちょっと答弁前後しますけれども、官貸車につきましては市からお貸しするものですが、それに絡めて、民間事業者のお持ちになる車両の減価償却の部分出てきましたが、一応最初の答弁で機械損料の中に一定程度含まれているという答弁差し上げていると思いますので、それでまだ間に合わないという部分があるというのであれば、またそれは違う形での考え方が成立するのかなと思いますけれども、改めて状況等については私どもも関心を持ってまいりたいと思います。

それから、入札についてインセンティブのお話もありました。前段夏場の土木工事が少ないということで、名寄市発注の土木工事なのか、それ以外のものも含めてなのか判断としませんけれども、その部分も含めて入札のインセンティブについては、一般論で申し上げますと、入札の競争性を確保することがこれでできるかどうかというのが非常に大きなポイントになると思いますので、改めて、様々な状況、他市の状況等も参考にしたいと思います。大都市圏ではやられているということですから、その分では競争性が担保されているのかなと思いますけれども、その辺も含めて整理しなければならない課題だと思います。

アクションプランでありますけれども、様々な形で私どもも実行計画してきております。総合計画におきましても様々なローリングでやっておりますので、細かい部分についてはいろんな課題が出てきておりますが、再度、除排雪の問題については名寄市含めてこの近辺の非常に大きな課題です。今9月ですけれども、去年の冬どうだ

ったかなと思ひ出すのが、雪が消えてしまいますので、なかなか難しい。ただ、今のうちから様々なことは考慮しなければならぬと思っております。現在について、実施計画そのものについてはまだ念頭にはないのですけれども、除排雪の問題、様々な課題があるのは認識しております。今行政と除排雪の請負業者さんとの関係ということでの御質問が主になっておりますが、さらにアクションプランとなりますと、これに市民の皆さんがどのような対応していただけるか、これも含めてになりますので、改めて基本的なものについて再度ローリング、あるいは予算査定の中でも、少しずつでありますけれども、整理させていただきたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 検討いただけるというような、アクションプランについては検討の部分があるかなというふうに受け取りました。また、先ほどの入札関係ですが、大都市では競争される部分があるから入札機会の均等にはなるだろうというところになるかもしれませんが、なかなかこっちの在、特に名寄市については除雪ができる業者さん、除雪が可能なオペレーターを抱えている業者というのがなかなか少なくなってきたというところもありますので、それについては今後も検討いただきたいというように思ひます。アクションプランという言い方をさせていただきましたけれども、この中にはやはり市民の皆さんに参加をしていただくことで例えばルールについて深い理解をしていただくということですか、それ以外にも、先ほども除雪のトラックの導入、官貸車の導入について進めていくとありましたけれども、ある程度現状の機械が何年後に使えなくなるのかといったところというのは必ず出てくるわけでありまして、それについて計画的にこのタイミングで何を導入しておかなかつたら今後まずいのではないかとこの部分、見えてくるような気がいたしますので、それについても、予算立てが必

要な部分もあるかもしれませんが、検討していただきたいというように思ひます。除雪の関係なのですけれども、どれだけの雪が降っても朝7時頃にはちゃんときれいになっている道路が皆さん通勤のときに分かると思ひますけれども、それについては本当に除雪業者さんそれぞれ一人一人がすばらしい努力されて、道を守っていただいているというふうに感じております。それを市民全員も含めてちゃんと守っていこうと。そして、計画的な体制づくりを考えていこうというところの気持ちが強いので、ぜひ取り組んでいただきたい。また、今後も注視させていただきましますので、期待をしております。

順番ちょっと変わりましたが、続きまして大項目1番、農業関係の再質問を行います。まず、小項目1番、新規就農者の状況についてということで御答弁ありましたけれども、確かに今補助金が打ち切られてしまったら特段経営が悪化してしまう場合というのは、やはり支出によっては一部あるのかなというように思ひます。これについても今後サポート、経営の相談等含めて行っていくということはもちろんJAとも含めて協力をしていくというところの認識だと思ひますが、ちょっと古い話になりますけれども、旧風連町時代には振興作物、これ柿だったと思ひますが、それについてハウスの資材の助成ということで8割を補助するというとても高額な補助事業があったかに記憶をしております。その当時は、まだまだ規模拡大が進んでいない、それこそ今の新規就農者とほぼ同様な条件の農業者が多く見受けられた中でのそういう8割の補助という出し方をされたのかなというふうに思ひますが、今後そういう成長を促すような施策について具体的に検討されていることあれば、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 過去の取組も例として提案をいただいたというふうに受け止めさせていただきたいと思ひます。たしか私の記憶でいく

と、今今村議員が言われたときについては、転作が進む中で多角的な経営をしつつ安定を図るためにハウスの導入に対する高率の助成をしたのだという、確かそういった経過があったというふうに記憶をしているところであります。実は、私どものほうも新規就農者の安定に向けては、先ほど言った国の次世代の育成資金もありますけれども、市あるいはJAとも協調しながら就農に必要な機械ですとか設備ですとか、種苗なども含めて、あるいは土壌改良なども含めてのそれに対する支援もし、早期の安定を目指しているというところでもあります。直接的な財政的な支援については、それは公平性の関係もありますので、なかなか個別に対応するというのは難しいのかと思いますけれども、一方で当市の、当地域での新規就農者に向けての特徴の一つ、あるいは強さの一つと言ってもいいかもしれませんけれども、振興センターの職員などもいますし、普及センターあるいは農協、市職員がいますので、これらによる新規就農者の支援チームというのをつくって、個別に対応させていただいておりますので、ここについては期限を切る必要はないというふうに思っています。新規就農者の必要性に応じて小まめに対応していきたいと思いますので、人的な支援を含めて経営安定に向けての取組を今後も進めさせていただきたいと考えてございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） その当時の社会的な環境ともちょっと違いますので、また担保をするというところでその部分に向けたのは厳しいなというお答えだと思いましたが、その当時と実は変わらないことが1か所ありまして、1つの農協に1つの市という管轄というのは実は当時から変わっていないという状況なのです。これ全国的にも非常に珍しいことでありまして、市の考え、あるいは農家の考え、あるいは農業者の考えといったものをしっかりとリンクさせることが今しやすい状況にあるというのは、これほかの町村には

ないとても特殊な事例になります。この特殊性というのをしっかり御理解した上で今後の農業振興について努めていただきたいというように要望していきたいと思えます。

続きまして、小項目の2番、農地の流動化についてということで、今後会議、地域の会合の場で自主的な討論を持つよう取組を進めるところでお答えをいただきました。なかなか地域の、特に風連の中では小規模な圃場がまだまだ点在をしているところもありますし、かなり昔から飛び地というのでしょうか、通いをつくっているという方々、かなり多くいらっしゃいます。それがなかなか集積は進んできてはいるのですが、まだまだお互いが不利になり合うような農地の管理というのを行っている部分も多々見受けられることができます。なかなか、先ほどの答弁でもありましたように、農地というのは一面では個人の財産であるということも分かりますが、農地というのは例えば個人の財産だから持って引越すことができるかといったらできないわけがあります。これは、必ず市町村あるいは北海道、国に属するものでありますので、恒久的な管理、あるいはそういう助言、指導を行っていくというのはやはり市の存在が非常に大きいかと思います。その中で先ほどの答弁にあった会合を持つよう取り組むというところの今後具体的なスケジュール等あれば、お伺いをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 人・農地プランの地域ごとの話合いの場の設定のスケジュール感ということだったと思います。既にアンケートのほうについては回収をさせていただいておりますので、今その分析のほうを進めさせていただいております。地域の皆さんにはただお話をしてといってもなかなか議論が進まないと思いますので、そのアンケート結果など、数字だけではなくて、場合によっては図面化、図式化するなどして分かりやすい資料にも進めているところですが、今ち

ようど稲刈りが始まりましたけれども、各農家さんの収穫作業が一定段階終了した段階ですので、年前にできれば12月になるのでしょうか。各地域ありますので、年明けも含めてとなりますけれども、この農閑期の中で各地域にも御協力いただきながらそういった場を設けていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 今年度には行えるのではないかというような、これ本当に早急に動いていただけるというのは、ちょっと次の小項目3番の中でも質問しましたが、確かに河川の関係、堤内排水への水の流れの問題等々御理解されている分もありますし、我々農業者としても日頃管理はしています。ですが、なかなか経年劣化が進んでいるというところで、全面を新しいものに取り替えるというのは非常に難しいというところなおりますけれども、その中ではやはり基盤整備事業というのを道営あるいは国営ですか、そういうのを推進をしていかなければ、この農業基盤というのを守ることができなくなってくるのではないかというふうに考えております。まだまだ表立って動きを取っているというふうに私は聞いてはいないのですけれども、新たな基盤整備事業の要望というのが上がっていたと思いますが、それについて情報捉えておりましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 農業も他の産業に漏れずに、早い、短いスパンの中で次の形態を、姿を探していかなければいけない時代になってきたのだと思います。その背景には農業者数が減少していく中で農地を守るとすると、当然1戸当たりの農地面積は広がると。それを経営していく上では効率化が必要ですので、今今村議員が言われたように、基盤整備というのはその時代、その時代に合った形で必要なだろうというふうに思っています。これ現在も道営の事業が各地域で広げら

れているところでありますけれども、新たな事業についても今地域の取りまとめ等をしているというお話は聞いておりますので、また当然市として必要な支援などもあると思いますので、正式な要請などございましたら、必要に、その是非も含めてぜひ検討させていただきたいというふうに考えているところでありますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 今回対象と考えております風連、名寄地区の一部も入りますが、天塩川土地改良区ということで名寄市内だけではなく、隣接する市町村との連携も必要になってくる部分であります。正式な要望があればということでありましたので、今後そういう動き方、ぜひ注視していただきたいというふうに考えております。

そして、最後、2点目なのですが、アライグマの関係、先ほどの常任委員会で報告があったように、現時点でかなりの捕獲頭数がある。捕獲頭数がイコール生息頭数ではないということは理解はしておりますが、このアライグマの被害というのが実際畜産農家、乳牛に対する乳房をかじられるというような被害が特に顕著であることから、今問題化されていると思います。しかし、越冬の状況、あるいは繁殖の状況というところを考えると、畜産農家だけの努力だけではなかなかうまくいかない部分があるのではないかというふうに思います。そのため、耕種農家の方、普通の農家さん、あるいは一般市民への協力体制の構築というところについて検討しているところがあれば、お伺いをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） アライグマの対策ということで御質問いただきました。これは、他の有害鳥獣の駆除とはちょっと別の法的な組立てになりますけれども、アライグマの対策については名寄市、捕獲頭数からもうかがえるかと思っておりますけれども、取組そのものは管内の他の地域に比べ

て進んでいるというふうに私ども認識をしているところであります。その取組の特徴については、それぞれ役割分担しながら地域一円として取り組むというのを目指しているというところであります。生産者の皆さんにも防除の従事員として講習を受けていただいて、わなを設置する資格を取っていただいております。自分でできるところについて、自助で対応いただけるところでは自助で協力いただきながら、そこでできない処理等については市のほう、あるいは農協が運搬するなどして役割分担をして進めているところでありますので、この取組をさらに市内一円に広げ、浸透させていきたいと考えてございますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 時間になりました。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新しい生活様式に向けた諸施策の具体化について外1件を、高橋伸典議員。

○13番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、順次質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大きい項目、新しい生活様式に向けた諸施策の具体化についてをお尋ねいたします。新型コロナウイルス感染症拡大によって密を防ぐ新しい生活様式を築くため、東京首都圏にある大手企業は地方移住を含めたりリモートビジネスや経済活動が動き出しています。今後は新しい生活様式を定着させるための具体的な施策を本市においても推進し、決して後戻りしない自立的な地域社会を構築して

いく必要があると考えております。国も新たな日常構築の原動力となるデジタル化への集中投資、社会実装とその環境整備を進めていくとしており、特にデジタルガバメント、情報システム構築だけでなく、すぐ使える、また簡単で便利なものにする、このことを今後1年間で改革期間であると言われる骨太の方針にも示されました。また、内閣府が示した地域未来構想20の中には、コロナ禍だからこそできる事業、ピンチをチャンスに変える施策が紹介されております。そこで、デジタル化の果実を本市に大胆に取り入れるとともに、オンライン、テレワーク、ワーケーション、働き方改革や移住、企業や学校の休日を見直し、分散化を図ることによって魅力あるまちづくりと質の高い地域社会を築いていくために具体的な施策の進捗や見通しについてを質問させていただきます。

1つ目は、教育分野において3密を防ぎながら切れ目のない学習環境の提供は重要です。オンライン学習のために端末や機器の整備など名寄市はGIGAスクールを開始し、GIGAスクール構想関連事業と連携し、さらに児童生徒、学生や教員が学校、自宅で使うICT環境の整備は急務と考えられますが、どうなっているのか。進捗状況について理事者の御見解をお願いいたします。

2つ目、文化、芸術、図書館、公共施設など人が集まる空間では、密を可視化するためのオンライン情報やアプリなどを活用した予約システムの確立、プッシュ型の情報発信などが安心を担保されるところと考えられております。また、文化、芸術、スポーツの活動継続に向けた支援についても積極的にアプリを使い、推進すべきです。現在の取組状況と今後の見通しについて、理事者の御見解をお願いいたします。

3つ目、これまで地域のコミュニティーを中心とした高齢者、子育て家庭などの見守りや支え合いの社会を築いてきましたが、新しい生活様式に対応するためオンラインツールの活用も重要となっております。特に介護や福祉分野では、ロボッ

ト技術やICT等の導入を用いたケアモデルの支援、個人の健康データの利活用の推進などを図り、健康寿命の延伸につなげていくべきと思います。こうした課題にどう取り組まれているか、また理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目、ITの浸透が人々の生活にあらゆる面でよりよい方向に変化させるデジタルトランスフォーメーション、進化するデジタル技術を浸透させることにより、よいものへと変革していくことにより地域の価値を高めていくことにより移住や企業誘致を促進することができます。そこで、医療や住まい、交通などアクセスしやすいサービスを地域限定で整えたり、空き家を利活用したワーキングスペースの整備や住宅の整備、自動車や自転車などの多くの人々と共有して利用する仕組みづくりを推進し、誰もが名寄市が住み続けられるまちづくりを実現すべきと考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

5つ目、新たな日常の構築に向け、様々な生活現場で感染拡大を防ぐ取組が必要と考えられます。例えば多くの人が集まる場所の水道やトイレ、ごみ箱等に手を触れずに済ませることができる自動化の推進や工夫、マンションや住宅における宅配ボックスの設置なども有効と考えられております。当市において多くの人が集まり、小中学校や公共施設等々、水道、トイレ等に手を触れず済ませたり、生活上のリスクを下げるための取組を推進すべきと考えますが、どう取り組まれているのか、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、新型コロナウイルスの散発的な流行に備えた対策についてをお伺いいたします。世界の新型コロナ感染者数は2,960万人を突破し、死者は94万人を上回るなど現在もなお世界中の人々の命と暮らしを脅かしています。世界経済は大きな打撃を受け、我が国においても国民生活や経済の影響は深刻を極めています。私たちは、感染者の拡大を抑えるために懸命に努力していますが、ウイルスの治療薬やワクチンの開発、

実用化までにはなお一定の時間を有することから、克服に向けた戦いは長期に及ぶことが予想されております。こうした中、今後感染防止と社会経済活動を両立しながら第2波、第3波に備えた対策の強化が求められています。例えば医療提供体制の確保や検査体制の整備、医療機関や介護関係者への着実な支援の充実を進めなければなりません。こうした関係から具体的な質問をさせていただきます。

次の波に備えて国が示した基本的な考えに基づいて、医療提供体制の確保を着実に進めることが喫緊の課題となっています。特に感染患者を受け入れる重点医療機関の設定を含め、各病院の入院調整や受入れをスムーズに行うための体制の構築とともに、地域の実情に応じた必要な空床や宿泊療養施設の確保に取り組まなければなりません。また、不足する医療人材の適切な確保が求められています。どう取り組むのか、理事者の見解をお願いいたします。

2つ目、PCR検査の充実についてお伺いをいたします。医師が必要と判断した人に対して速やかにPCR検査や質の高い抗原検査を実施することができるよう保健所、地方衛生研究所等々の体制強化が必要です。また、検体採取のために必要な个人防护服の安定的な供給を図るなど検査体制の整備、充実が求められています。さらに、秋以降のインフルエンザの流行を見据えた検査及び医療提供体制の整備を行う必要があると思いますが、理事者の御見解をお願いいたします。

3つ目、感染症への感染拡大防止を強化するためオンラインによる医療支援などの強化についてお伺いいたします。離島やへき地などの医療提供の体制が脆弱な地域に限らず、少子高齢化社会に対応するためにも血圧、脈拍などの基本的な体調の確認に加え、今回のコロナの影響でオンライン診療や遠隔医療の推進、オンラインツールを活用した遠隔健康相談等の普及、促進が求められています。また、介護分野や保育所等においても、

見守りの強化などへの取組としてオンライン活用を検討すべきと考えております。今後の取組について理事者の御見解をお願いいたします。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 私からは大項目1の小項目1、大項目1の小項目2、4、5については総務部長、大項目1の小項目3についてはこども・高齢者支援室長、大項目2については病院事務部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひします。

まず、私からは大項目1、新しい生活様式に向けた諸施策の具体化についての小項目1、GIGAスクール構想とICT環境整備について簡潔にお答えをいたします。

御承知のように、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きいことから、令和時代のスタンダードな学校像として全国一律のICT環境整備が急務であり、国では令和元年12月13日にGIGAスクール構想の実現に向け校内通信ネットワークの整備、児童生徒1人1台端末の整備を行うことを閣議決定しました。国が当初提示した実現ロードマップでは、校内通信ネットワークを令和2年度に整備し、1人1台端末は令和5年度までに整備するとしていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響など、長期にわたる学校の臨時休業等の緊急時においてもICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現することを目指し、GIGAスクール構想におけるハード、ソフト、人材を一体とした整備を加速させる国の方針が示され、本市においても通信機器等の整備を進めているところでございます。現在の通信機器等の整備状況についてでございますが、1人1台端末の整備は令和2年度当初予算整備分については12月末までに導入し、補正予算対応分については令和3年2月納期に向け手続を進めております。校内通信ネットワーク及び端末保管庫については、冬休みや放

課後を利用して整備する予定となっております。GIGAスクールサポーターの配置については、端末の納入に併せて委託する予定となっております。通信容量の低い智恵文小中学校については、当面モバイルWi-Fiを配置することとしております。大型提示装置につきましては、普通教室や特別教室の不足分を令和2年度中に配置をする予定となっております。

以上、GIGAスクール構想に関わる主な情報機器等の整備進捗状況について説明させていただきましたが、整備に当たりましては1人1台端末の整備や校内通信環境の整備など全国一斉に取り組まれており、情報機器の調達など課題もあると思っておりますけれども、令和2年度中に整備が完了できるように努めていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目1の小項目2、小項目4及び小項目5についてお答えします。

初めに、小項目2、オンライン情報やアプリの活用による予約システムの確立について申し上げます。議員お話しのとおり、密を可視化する取組として予約システムの確立は有効なものと認識しております。しかしながら、システム導入に係る経費が高額であるほか、オンライン予約の場合、催しの内容が当日まで不明なこと、前納である使用料の収受、無断キャンセルなどの課題もありますので、これら課題の解決手法を含め、既に導入している自治体の状況も踏まえて予約システムに係る議論を深めてまいります。また、文化、芸術、スポーツの活動継続に向けた支援についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、各団体においてそれぞれの競技内容等を踏まえたガイドラインが作成されておりますので、市としてはサーモグラフィー、非接触型体温計などの備品購入や消毒薬の設置、大会開催における感染症対策への相談や助言などこれまで行ってき

た感染防止対策を今後も継続して実施してまいります。

次に、小項目4、移住、企業誘致の推進についてお答えします。コロナ禍における新しい生活様式が提案されておりますが、その中でも働き方の新しいスタイルとして示しているのはテレワークやローテーション勤務、時差出勤でゆったり、オフィスは広々と、会議はオンライン、対面での打合せは換気とマスクなどとなっております。これらのことは、現状の環境でも実践が可能なものも多くなってはおりますが、Society5.0の時代であり、本市においても光ファイバーの敷設に取り組むことになりましたので、デジタルトランスフォーメーションの動きが加速していくものと考えております。人口減少、人材不足などいろいろな意味でIoTの推進は問題解決の一つの手段になっていくものであり、より市民生活を豊かにするツールとなってまいりますので、先進事例や情報収集に努め、民間との連携も重視しながら移住や企業誘致へ取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目5、生活現場の感染対策についてお答えします。新型コロナウイルスについては、飛沫及び接触により感染すると言われておりますので、議員御提言のとおり、公共施設等のトイレや水道に手を触れずに済ませることができれば、その場での感染のリスクは下がると考えられます。本市の公共施設においても、比較的新しい施設、もしくは改修された施設においては自動化されたトイレや手洗い場を設置してありまして、今後も予算の関係はありますが、施設改修の時期などに合わせてできることから取組を進めていきたいと考えております。しかし、社会生活を行う中で手を触れる場所はトイレと水道に限られたものではなく、また一部だけを自動化しても感染予防対策を徹底していることにはなりません。そのため、新しい生活様式に基づき感染防止の基本である身体的距離の確保、マスクの着用、小まめな手洗いを励行し、利用される方が状況に応じた感染予防

対策を行うことが重要と考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 私からは、大項目1、小項目3、オンラインツールの活用についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していくための方策の一つとしてオンラインツールの活用は有効であると考えます。新しい生活様式に沿った取組が実現できるよう国による介護ロボットや見守りセンサーなどの導入に伴う支援や北海道が道内4地区で介護従事者の労働環境改善、介護人材確保を目的とした介護ロボット及びICT機器の普及促進事業として移動講習会の開催や機器の無償貸与などを実施しているところであります。名寄市におけるオンラインツール活用の具体的な実施例としては、特別養護老人ホームにおいて新型コロナウイルス感染症予防対策のためオンライン面会を実施しており、5月8日から8月31日までの期間で清峰園が91回、しらかばハイツで35回の利用があり、家族が入所者の元気な様子を確認でき、安心できたとの声が出されるなど、来訪者や面会の制限が求められた中での非常に有効な取組であります。また、独居高齢者の安否確認などの対応としては、地域見守りネットワーク事業や配食サービス事業等を実施しておりますが、引き続き町内会や民生委員、関係機関とも連携し、国や北海道などから情報提供される見守り体制の事例も参考にしながら、地域における見守り体制の充実を図ってまいります。

次に、個人の健康データの利活用としては、国保データベース、いわゆるKDBシステムが挙げられます。このKDBシステムは、国保の特定健診、特定保健指導の健康に関するデータ、国保の医療保険情報の疾病や治療のレセプトデータ、介

護保険給付実績のデータ、後期高齢者医療のレセプトデータが一体的になったデータベースです。令和2年4月1日に国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法が改正され、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が施行されております。法改正に伴いKDBシステムを用いることが規定されており、改正後のKDBシステムでは国保の特定健診、特定保健指導、国民健康保険及び後期高齢者医療の医療保険、介護保険等の情報をつなげて見るができるようになりました。このことにより、市では提供されたデータを基に統計情報や個人の健康に関する情報を分析し、地域における健康課題の抽出や高齢者個人に対する保健指導を行う際に蓄積されたデータが見える化されたツールとなっております。市では、国保高齢医療係、保健センター、高齢者支援課、地域包括支援センターが連携し、現段階ではKDBシステムのデータと併せて健康相談や介護予防教室参加者へ後期高齢者への質問票による調査を実施し、そこから糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象者及びフレイル予防対象者を把握している段階で、今後は効率的かつ効果的な個別への保健指導等の在り方を検討し、健康寿命の延伸につなげていく施策の一つとして取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目2、新型コロナウイルスの第2波に備えた対策についてお答えいたします。

初めに、小項目1、医療提供体制の確保についてでございますが、新型コロナウイルス感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症であり、その対策については国及び道が担うこととなっております。これまでも医療機関の役割の指定や受診、検査、入院の調整等については保健所を中心に御指示をいただいております。市立総合病院としては今後も求めら

れる役割については感染状況を見ながら可能な限り対応していくこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、PCR検査の充実についてでございますが、道が行政検査として行うPCR検査は引き続き保健所が担当しておりますが、市立総合病院では救急患者や手術を必要とする患者について疑わしい症状が見られる場合の対応として、医師の指示に基づきPCR検査と同等の検査を行う体制を整備しております。今後において、国や道が検査体制の拡充を図る場合には随時対応してまいりたいと考えております。インフルエンザの流行も見据えた市立総合病院における今後の発熱患者対策については、新型コロナウイルス感染症への対応と重複した対応が求められていることから、院内の感染対策チームを中心に随時情報を得ながら効果的な対策の検討を進めている段階になります。確定的な方針ではありませんが、できるだけ発熱患者の動線を一般患者と分離することを前提として、感染症病棟と救急棟を活用することとしています。どちらの感染が拡大するかとその人数に応じての対応となりますが、屋外にプレハブやバスなどを配備することで待合や検体採取に活用することも検討しております。また、感染防止のための機材については、パーティションや防護具を用意することとしています。あわせて、この時期、インフルエンザの感染拡大時期に向けては予防接種を受けることが推奨されております。今年につきましては、できるだけ多くの方が受けていただけるようお願いしたいと考えております。

次に、小項目3、オンラインによる医療支援についてでございますが、オンライン診療については国の定めた情報通信機器を用いた診療を行う十分な体制が整備されていることで実施できますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応として臨時特例措置が出されました。当院では、3月から慢性疾患等の定期受診患者に対して電話での診療及び処方箋の発行を行っております。利用状況は、

4月から8月までの期間で828件の受診があり、そのうち53%が名寄市内の患者さんとなっています。今回の措置では、初診の患者も臨時的に可能な制度ということになりましたが、当院では医師の対面による診療でなければ状態把握が難しく、誤った診断をした際の重症化などが懸念されたため、実施はしませんでした。今後については、インフルエンザ対応としてのオンライン診療も検討されていますので、制度改正の動向を注視していきたいと考えております。

最後に、介護分野や保育などでのオンラインの活用についてですが、活用状況は先ほど答弁したとおりであり、今後も他自治体においてオンラインがどのように活用されているかなど情報を収集してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、新しい生活様式に向けた諸施策のうち1番の教育分野からちよっと進めさせていただきます。これからの部分ということで進められています。他市町村は、名寄よりも2か月早くGIGAスクールを開始すると言っていました。それで、端末自体が何か納入が遅れるというお話をお聞きしたのですが、名寄の場合は端末自体の納入というのは最初の部分は今年の12月、そして後の補正で出したものは来年の2月に何とか入りそうな状況なのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 先ほど申しましたとおり、2月をめどに納入ということで準備を進めさせていただいておりますし、今議会の最終日に財産の取得の関係で御提案をさせていただくことになっておりますので、2月中には整備できるというふうに今のところ考えております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしくお願いしま

す。今回本当に2月の後半から約3か月間、4か月間ですか、小学校、中学校が開かれなくて、他市町村ではオンライン授業で進められているところもあったそうです。名寄はほとんど、うちの孫の話しますけれども、駄目といたら困りますけれども、孫がうちに住んでいたのです。住んでいたというか、旦那が自衛隊で、札幌の中央のほうに単身で行っていたものですから、うちに孫が3か月ほどいまして、名寄はプリントで宿題や何かがどんどん、どんどん出された状況だったのですけれども、オンライン授業と家庭授業の部分で、埼玉県教育委員会と福岡県教育委員会と千葉教育委員会がこれからまたこのようなことがあったときのための検証をされたそうなのです。そして、一つ、埼玉県の教育委員会、さいたま市を除く周りの小中学校を調べたところ、コロナ禍の休校中、子供の家庭で学びを学校はどれぐらい支えられたのかという調査をされたそうです。そして、その自治体に取り組まれていたときにネット環境でやっていたところなのですけれども、ICTがある家庭ではいいのだけれども、パソコンを設置していないところが子供たちにとって、その子供たちの部分では弊害があった。また、家庭学習だけでなく、内容が理解できなかったという子供はすごく多かったというのがこの3つのところの状況だったのです。そして、情報通信技術のICTで埼玉県は学習支援をさせられたのは小学校で84%、中学校で80%だったのです。メールで宿題だとか動画授業を送ったのだけれども、通信環境のないところには現状、現段階では支援できない状況の子供が小学校では30%、中学校では31%あったそうです。休校中の状態がブラックボックスのままあってはいけないということで、データに基づいた施策が必要ということで、今回アンケートを取ったみたいなのです。そして、名寄も今回の休校に伴った授業の状況、また家庭状況のアンケートというのは取ったのでしょうか。情報提供として押さえてはいるのでしょうか。ちょっとお

知らせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 今回のコロナウイルスの関係に対してのアンケート調査というのは取っておりませんし、これからも取る予定はございませんけれども、各学校では学校評価アンケートというのを児童生徒、保護者に対して実施しておりますので、その中で今回の長期休業期間中に関しての設問というものも設けさせていただくなどしながら、自由に記載できるようなことに工夫しながら、調査をしながら各学校での対応について検討させていただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。

そして、もう一つ、千葉県の教育委員会、家庭学習で子供たちがどこまで理解ができた授業を進められたかということで調べたそうです。そして、小学校6年生、中学校3年生はいろんな部分でICTだとかプリントで学習、授業させるのに送ったのだけでも、なかなか家庭学習が定着しなかった。再度授業をし直すことが重要であるというのが全体の学校で88%を占めたというのです。そして、それ以外の学年でも86%がこの休み期間のプリントだとかICT授業でやったのだけでも、再授業をしなければいけないという部分が目立つということです。再授業時間は三、四週間で24%、6週間以上やらなければいけないというのが14%の学校でなったみたいです。やはり授業を取り戻すのが今後鍵ではないかという、子供たちの学習能力を上げるために授業の内容を取り戻すのが鍵だというふうに言われているそうなんですけれども、名寄自体はアンケートは取らなかったんですけれども、何でも書いていいというところにはそういう内容というのは書かれていなかったのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） まだアンケート自体やっていませんので、これからということなので

すけれども、議員もお孫さんがいらっしゃったということで御承知だと思いますけれども、名寄市につきまして臨時休業期間中、当然インターネット等の環境がないというか、授業自体もそういうものを使っての授業、まだやっていませんから、どうしてもペーパー等を中心にやっておりますけれども、6月から学校始まっていますので、復習を中心とした家庭学習をやっておりまして、どの辺まで定着しているかというのはなかなか確認しながら、また新たな課程、教育課程といいたいでしょうか、新たなところに入っていくというようなこともありましたので、実際の、今議員おっしゃられたとおり、何%がかかったかというのは実際の数字はありませんけれども、ほぼ回復はしたものだというふうに私は考えております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。ぜひこのICT、GIGAスクール、早めに進めていただいて、第2波、第3波、第4波ですか、来たときには本当に対応できる体制を整えていただきたいということをお願いいたします。

次に、2番目のオンラインアプリで予約システムだとか情報を送るといふ、文化や芸術、スポーツはその競技団体に任せるといふことであります。でも、無断に欠席するだとかやめるだかといふのがあるので、なかなか難しいといふことでありますけれども、やはりこのICT社会になってくるとそういう部分も出てくるのかなといふ部分ですので、ぜひ推進はしていただきたいといふふうに思います。文化センターにしろやはり現地に行って、紙に書いてといふ部分がまだまだ残っていると思いますけれども、そういう部分ではほとんど文化センター使われるのは名寄市内の方々ですので、オンラインにしても無断で急にやめるといふ人はいないかなといふふうに思いますので、ぜひこの構想が入ったら着実に進めていただくことをお願いしたいと思います。

また、オンラインツールの部分、KDBシステ

ム、素晴らしい内容だというふうに思います。やっぱりこういうシステムを使って健康相談だとか、いろんな高齢者の方々が健康維持に努められるように進めていただきたいなというふうに思っています。うちの母親も清峰園にいますけれども、オンラインではやっていません、直接行って、お会いしているので、まだオンラインは使っていませんけれども、でも本当オンライン、素晴らしいことだというふうに思います。ぜひ進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次に、移住と企業誘致なのですけれども、これはしっかりとやっぱり、空き家だとか、そういう改修がまだまだできないという部分はありますけれども、企業誘致、空き家対策だとか進めていただきたいなというふうに思います。隣町のS町では、毎年若手の起業家を呼んで、オンラインでここはできますよという体制で企業誘致を進めるような対策もやっています。いろんな部分の空き家使わなくてもいろんなところオンラインでやれますので、使えると思いますので、ここはやっぱりこれからの部分では本当に必要なというふうに思います。東京の大企業は1年間に何千万円、何億円かけて賃貸しているビルをやめて、オンラインで会議をやったりしているところがすごく増えてきているのです。その部分にかかったお金を福利厚生費の部分で社員に渡しているという部分もありますし、オンラインですから、東京にいろいろが名寄にいろいろがどこでもできるというのが現状ですので、ぜひ推進していただきたいのですけれども、渡辺総務部長の思いとしてはどうなのか、ちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今企業誘致、移住について高橋議員の思い、伝わってまいりました。実は、今月オンラインでワーケーションに関する検討会が行われて、その場で情報提供いた

いたもの若干紹介させていただきながらちょっと答弁させていただけたらと思いますけれども、日本テレワーク協会が会員向けに今回アンケートを実施したということでした。これは首都圏ですけれども、その結果、緊急事態宣言中の対応で54%の企業のうち約7割がテレワークを実施しているということで、残りは出勤を時間差にしたりとかという対応していたかと思うのですが、7割がテレワークを実施したと。現状、今そのうちの2割が全面移行しているというような報告はいただきました。それから、在宅以外に25%程度がコワーキングスペースを活用していると。コワーキングというのは、いわゆる共同で利用できるオフィスということでございます。現状のオフィスについて5割が、半数が課題を感じていると。そのうち4分の1、25%が縮小やコワーキングの利用など方向性を出しているといったような状況となっております。ここで心強く思ったのが、実は首都圏の人たちにしてみれば北海道というのはアクセス的にはよいと感じている人が多いといったような結果が出ております。なぜ北海道がいいのかということになると、やはり避暑、それから静かさ、自然の豊かさということで、実は北海道は沖縄と並んで1位といったような状況になっているということでございます。先ほど答弁でも申し上げましたけれども、本市としては光ファイバー普及率というか、100%目指して今後整備していくという方針を打ち出させていただきましたけれども、ようやくその部分が整備された後に土俵に乗れるような、土俵に乗れるのかなというふうに考えています。また、全道はもとより、全国自治体で同じような取組が現在行われておりまして、整理としては名寄の強み、アピールポイント、まずこれをしっかりと整理して、一定程度私なりに今現状を整理はしているのですけれども、そういったものもしっかり整理しながら、場としてマッチングの場所も提供されていますけれども、そういうところ活用するようにしっかりとこちらから

アプローチをかけて、それぞれの心をつかまえに行くということもしっかり考えていかなければならないかなというふうに思います。それから、成果を上げるためにはそういった場所をつくるのが目的ということをしなくて、今申し上げたことをしっかりと積み上げながら進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） すばらしいことだと思います。ぜひ石橋部長の思いを胸に2年後この企業誘致が推進されるのを祈りいたしますし、要望としておきたいというふうに思っております。

次に、感染予防についての部分を進めさせていただきます。まず、市民が思っているのはいつこの新型コロナにかかるか分からない不安さ、そしてかかったときの不安さ、そして今名寄市の体制はかかったときに大丈夫なのかという不安さがきつとあると思うのです。そして、その市民への不安を消すというのがやっぱり私は行政かなというふうに思っていますので、そこの配信をしっかりとお願いしたいなというふうに思います。東京財団政策研究所の小林さんという方がこう言われています。今後二、三年はこの新型コロナは続くでしょう。ウィズコロナ時代に感染拡大防止と経済再生を両立していくには感染に関する不安を客観的に軽減しなければいけないと。自分の感染を疑う状況になったら、検査と医療を迅速に確実に受けられるという市民が安心していけるということです。そして、できる体制にすることが市民が確信する社会であり、不安解消に不可欠なのだというふうに小林さんは言っています。その部分で名寄市、よく市民の方から聞くのは、美深の方が名寄で新型コロナの感染者が出たよと言っていました。必ず感染者が出たら保健所から名寄市に連絡が来て、名寄市から私たち議員にも必ず連絡来ますからと。だから、今私に来ていないということは名寄にはいないのですというふうにお伝えは

します。でも、市民の方ってすごくやっぱりその部分で不安がっているのは事実です。その不安を解消していくためにはどうすればいいのかという部分で、やはり病院の体制が私は一番なのかな、かかったときに名寄市立総合病院に行ったときにしっかりと受けられる、そしてPCR検査をしっかりと受ける。先ほど岡村部長がPCR検査を受けられる体制で進めていますというふうに言ったので、大丈夫だと思うのですけれども、よくテレビに出ているのは、今日も抗原検査とPCR検査が一緒にできるというふうにテレビで先生、あとすぐではないですけれども、あと少ししたら検査と一緒にできるのですというふうに某テレビで言っていましたので、早くできることを祈りたいのですけれども、現状重症者が出たときや何か、テレビや何かでよく見ると、ECMOの機械に先生が1人、それを操作する。そして、患者含めて、検査員も含めて10名が必要だということです。そうなった場合、名寄でもし4人の重度の新型コロナの患者が出て、名寄市立総合病院で何とか40人体制でやっていけるのか。感染症病床が4つですから、4人いると40人いるのかなと私自身は数字でしか見ませんけれども、体制的にはどうなのでしょう。ちょっとお聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） いきなり重症患者が発生するという事はあまりないだろうというふうに想定をしていますが、今御質問ございましたところのECMOでございます。この辺につきましては当院に2台ございますから、今チームのトレーニングをしておりますし、2チーム人材はつくっているということでございますが、これを装着しますと、24時間体制になりますので、その10人をでは何日間24時間体制で回すことができるかということについては、やはり初期段階でECMOを装着した上で、そうした対応した後、その後も治療に長期間を要するよう

なケースになりましたら、これは連携先を用意していますので、そうしたところと調整をさせていただくということになるかというふうに思っております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。連携先、旭川等々があると思いますので、しっかりと安心できる体制を整えていただきたいなというふうに思います。

そして、先ほどインフルエンザの部分言われていました。本当先ほどの小林教授も、今現在8月でPCR検査、1日約5万2,000件できるそうです。そして、抗原検査が2万6,000件できるそうです。可能とはいえ、この秋から冬にインフルエンザが流行した場合、それを考慮するとこの数では全然足りないというのです。インフル流行時には30万が必要だというふうにこの小林研究所主幹は言われています。先日新聞で北海道社会保障推進協議会、それと道医労連、医療機関全部、3,300医療機関のうち619の医療機関から回答があったのですけれども、一番多く言われているのがPCR検査体制の充実を進めてほしいというふうに、病院の、3,300の医療機関から619回答がPCR検査体制の充実が43%あったというのです。感染が疑われる患者がいても保健所がなかなか検査をしてくれないという回答があったのですけれども、現状今名寄市では、岡村部長言われたように、感染確認のおそれがある方はPCR検査やられているということですよ。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） これは、PCR法とLAMP法というのがございまして、当院が用意しているのはLAMP法というところでの検査方法でございます。同じ遺伝子検査でございます。成果のところ、僅か数%ですけれども、ちょっとPCRとは精度が違うというところはございますが、同じような手法でございます。ただ、今PCRの検査体制を全国的に拡充すべき

だということですが、これらの検査のためには検査試薬の供給がちゃんと行くかどうかということなのです。例えばPCRの検査機械を購入できたとしてもそのための検査試薬が届かないということが各地で起きております。今流行が一番多いところに試薬も集中的に供給されておりますので、全国で同じような体制をしくというのは現状まだ厳しいだろうというふうに思っております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。試薬が来ないということで、なかなかできないというのですけれども、できる体制になればぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

それと、医療体制の部分ですが、同僚議員も言っていたのですけれども、検査体制だとか人員の部分はそう不安視はないというふうに私は答弁でお聞きはしたのですけれども、検査体制だとか医療の提供体制は現状大丈夫ですね。

そして、それに伴ってもしこの新型コロナの方々が多量に出た場合の体制についてちょっとお聞きしたいのですけれども、ホテルに隔離するだとかいろいろな方法あります。そして、何日か前にスウェーデンの新型コロナの状況がテレビに出ました。ここは、抗体率がすごく上がっているそうです。それは、当初から50人以上の集会は持たないだとか、高齢者施設には訪問の制限をかけるだとか、そしてマスク率は日本が86%に対してスウェーデンは6%しかつけていないのです。皆さん外でお酒飲んだり、お茶をしたり、ふだんの生活をしているような状況で、そして熱が出たときは必ず自宅で療養しなさいと。そして、重症者のみ病院に入院ですよという体制を今も取っているそうです。そして、結局名寄は1波も2波も今まだ出ていないですから、あれなのですけれども、これでもし出て、そして100人ぐらいになったときに、先日100人以上出た場合、病院に入院できなくて、そして出た場合にホテルをお借

りするだとかという部分を渡辺部長は言っていたのですけれども、そういう体制の話合いというのは名寄市では……

（何事か呼ぶ者あり）

○13番（高橋伸典議員） 防災のときに言われていたの、この体制というのは名寄市と保健所だとか市立総合病院や何かではもう話し合っ、体制はできているのでしょうか。それをちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 北海道が示しております感染拡大時の対応についてでございますが、現状一番心配されるのは無症状の陽性患者なのです。これにつきましては、症状がございませんので、検査を受けることもなく、常に行動は自由ということになりますので、そこから感染拡大することが多いということが懸念をされておりますということですが、例えば一つの地域でクラスター的な発生があったときには、まず北海道のほうから専門家がその地域に入ります。そういう体制をもう既に取っています。そのほか、そうした無症状ですとか軽症の患者さん等については、三次医療圏ごとにホテルを契約する予定となっております、ホテルの借りる場所というのはこの辺であれば旭川ということになるということでございます。そのような体制を、もう既に準備は整っていますので、いざというときにはそういうことが起きるだろうということになっております。

もう一つ、ちょっと余談になって申し訳ないのですけれども、インフルエンザの今後の予測ということでございます。国は6,300万人分の予防接種の準備を進めていますけれども、気になるデータとしましては、今南半球のほうで冬ですので、この7月ぐらいのインフルエンザのピーク値を見た場合には過去に例のないほど陽性者がいないと。ほぼゼロというような状況になっているということでございます。当院のほうでもコロナ対策が始

まった2月からインフルエンザの患者数は激減しましたので、今年の流行予測、感染拡大予測というものについてはこれは2パターンあると。本当に感染は拡大しないのではないかとこの予測と備えるという意味で例年どおりの感染者数が発生するだろうと。その両論の中で準備を進めなければいけないということでございますので、ちょっとこの辺は難しいなというふうに考えています。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 本当第2波、第3波になるのですか、来たときにしっかりと市民が安心できるコロナの治療ができ、またかからないほうが一番いいのですけれども、かかったときの医療体制だとか含めてしっかり体制を強化していただくことをお願い申し上げ、質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について外2件を、川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 通告に従いまして、大項目3点にわたって質問をさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてであります。感染経路が不明の発症者が増えています。無症状であっても感染力があることも分かってきました。感染拡大を抑えて安全、安心の社会基盤をつくるという守る防疫を目的にPCR検査の実施を求める専門家も多くなっています。そこで、伺います。PCR検査の実施についてであります。日本のPCR検査の人口比での実施数は、世界で150位を下回っております。世界中で広く検査をしたほうが感染は抑えられるというエビデンスはあるところであり、国内でも自治体による無症状者への大規模検査を行っている世田谷モデルでは、介護施設職員、新規入所者、病院職員、保育所、小中高の教員など、また大学生など、いつでもどこでも何度でもを目指したいとしています。名寄市においてもこのよう

な検査の実施が必要と思いますが、考えを伺います。

そこで、名寄市内の検査の実施能力について伺います。道では、最大1日2,620件だと言われています。名寄市内の検査の実施能力をお聞かせください。また、名寄市民の相談窓口であります名寄保健所の職員体制はどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

②に、情報提供の在り方について伺います。名寄はまだ発症者が出ていないからもう大丈夫ではないか、反対に人が集まるところには絶対にまだ行きたくない、こんな声が寄せられているところでもあります。感染者への差別や偏見の問題もあります。正しい情報の提供が必要です。9月の広報でも周知がされていたところでもありますけれども、情報提供の在り方についてお伺いをします。

大項目2点目、子供たちの心のケアについて伺います。コロナ禍の中で約7割の子供たちが不調を訴えているという調査結果が出ました。国立成育医療研究センターが6月から7月にアンケートを行った結果、こういった数字が出てきています。そこで、コロナに対する不安やいじめや虐待などはないのか、不登校や登校を渋る様子などはないのか、名寄市内の児童生徒の現況についてお知らせをいただきたいと思います。

2つ目、子供たちや保護者からの相談体制について伺います。コロナに対する不安を受け止めることのできる体制が必要ではないでしょうか。不安を和らげるための正しい情報、分かりやすい情報の提供が必要です。相談体制についてお知らせください。

3つ目に、教職員等の増員についてであります。消毒作業などコロナ対策に時間がかかり、今まで以上に児童生徒と触れ合う時間を取ることが大変になっているという声もあります。教職員等の増員についてお考えをお聞かせください。

4つ目に、学習の遅れへの対応についてであります。例年行われている各種行事等の実施につい

て、また勉強の詰め込みになっていないのか心配です。学習の遅れへの対応についてお聞かせください。

5つ目に、遊び場等の居場所の確保についてです。友達と思いっきり遊べる場が欲しい、学童保育所や放課後児童センターなど密にならないための対策等々行われていると思いますがけれども、子供たちの遊び場と居場所の確保についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

大項目3点目、2040構想に関わってであります。2040年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政の在り方を検討するとして、2017年10月に設置された総務省の有識者研究会です。この自治体戦略2040構想研究会の第二次、最終の報告が2018年4月に公表されました。高齢化がピークを迎え、若い勤労者が激減する2040年頃、地方自治体が今の半数の職員でも業務に対応できる仕組みを構築するものであり、本質的には地方統治構造改革の名の下に地方自治、自治体、議会を含んでいますけれども、の在り方を抜本的に見直し、2層制を柔軟化、圏域単位での行政をスタンダード化し、小規模自治体を再編、淘汰、集権化を強めていくものと受け止めています。政府は2018年7月に第32次地方制度調査会を設置し、諮問しました。この問題は、20年先の問題ではなく、今日的な課題であると受け止めています。今年5月27日には、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律、スーパーシティ法が成立、6月26日には地方行政体制の在り方等に関する答申が行われたところあります。そこで、伺います。スマート自治体の考え方についてであります。AI、人工知能等情報技術の活用で従来の半分の職員でも運営できる自治体を目指すべしとしています。AI等を使いこなす自治体、自治体行政の標準化、共通化が必要だとしているところでもあります。行政職員の減で市民サービスはどうなるのか。災害が多い中、災害対応、今でも職員不足で困難を来している中

で、職員の半減化で緊急時の対応が的確、迅速にできるのか懸念されるところであります。防災の専門家からも災害時に災害関連死の増加が危惧されると指摘されています。行政の人間が一番怖いと指摘しているところでもあります。これは、3月の第1回定例会にて文書での回答をしていただいたところでもありますけれども、改めてコロナ禍の中でスマート自治体の考え方について伺いたいと思います。

2点目に、地方行政のデジタル化について伺います。市民にとってのメリット、また自治体で働く人たちにとってのメリットは何なのか、このことについてお聞きかせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ただいま川村議員から大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は教育部長から、大項目3は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

大項目1、新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、小項目1、PCR検査の実施についてですが、新型コロナウイルス感染症につきましては依然として終息が見えない状況の中、PCR検査の実施を求める声が多いことは認識しております。しかし、今回の新型コロナウイルス感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症であり、その対策については国及び都道府県が担うことが大前提となっております。そのため、感染を疑う場合についても北海道が指定する医療機関において検査等を行うこととなっており、当地域では名寄保健所に設置の帰国者・接触者相談センターにおいて相談対応や受診の場合の説明などが行われ、多い時期には月に100件以上の相談対応をされたとお聞きしております。先ほど保健所の職員体制の御質問ございましたが、これまでの状況の中では現名寄保健所の職員体制の中で対応できているというこ

とであります。ただ、今後名寄保健所管内で感染者が発生した場合においては、道内の各保健所からの連携の下、応援体制も整っているとお聞きしているところでもあります。また、北海道は各道立保健所の業務軽減のため9月16日に北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターを開設しました。受診に関しての電話相談が通話料無料のフリーコールで24時間対応となり、利便性向上が図られたところでもあります。市といたしましても、ホームページや広報でも周知に努力してまいります。御質問の検査実施能力については、名寄市内では1日当たり最大で100件の検査が可能であるとのことでもあります。ただし、検査試薬については感染が多い地域への供給が優先されるため、最大数の検査を毎日実施できる状況ではないものともお聞きしております。また、今後予想されるインフルエンザの感染流行時につきましては、必要に応じ感染を予防しつつ両方の検査を実施できるよう体制の整備を進めている状況にあるとのことでもあります。

次に、小項目2、情報提供の在り方についてですが、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルスに関しましては各種メディアから膨大な情報が出回っており、対策本部を立ち上げた当初はこの情報は本当かといった問合せも多数ありました。市民の皆様への情報提供につきましては、広報が主となりますが、新型コロナウイルスに関する情報については未知の部分も多く、国からの情報でさえも短期間で変更されたこともあり、最新情報をお伝えするのが困難な場合もあります。市のホームページでは、国や北海道からの情報は随時最新のものに差し替えています。それでもタイムラグが生じることもあり、苦慮しているところでもあります。これからの新型コロナウイルス感染症についての市からの情報提供については、正しい情報をできるだけ迅速にお伝えできるよう様々な形を模索しているところでもあります。コロナ禍で開催は少なくなっていますが、地区の健康教室の際

には感染予防対策を取りつつ、おおむね2メートル離すべきと言われている身体的距離を実際に測ってみるなど生活に対応した情報提供を行ってまいります。また、市の公共施設へのポスター掲示などを通じ、名寄市の新北海道スタイル安心宣言を市民にお伝えしているところであります。新型コロナウイルス感染症については、油断、予断のできない状況が続くと思われますので、今後も市民への的確な情報提供ができるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 私からは、大項目2、子供たちの心のケアについてお答えをいたします。

まず、小項目1の児童生徒の現状についてと小項目2の子供たちや保護者からの相談体制についてを併せて申し上げます。初めに、児童生徒の現状についてでございますが、コロナ禍の中、児童生徒は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学習環境や家庭環境の変化等を背景とした様々な不安やストレスを抱えていると考えられることから、一人一人に応じた心のケアに努めることは極めて重要であると考えております。6月1日からの学校再開後、本市の小中学校では学校の新しい生活様式を取り入れた教育活動を推進し、児童生徒が感染症を正しく理解して、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動を取ることができるよう指導してまいりました。具体的には、接触感染を避けるためには手洗いを徹底することが大切であることから、外から教室等に入るときやトイレの後、給食の前後などに水と石けんで30秒程度の時間をかけて丁寧に手を洗うことや手洗い後に手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとし、友達と共有しないことを徹底させております。また、免疫力を高めるため十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事に心がけること、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないようにすることを指導してきております。さらに、感染者や濃厚接触

者とその家族、医療従事者等に対する偏見や差別につながる行為は断じて許されるものでないことを特別の教科、道徳や学級活動、朝の会、帰りの会など学校の教育活動全体を通して発達段階に応じた指導を徹底しているところでございます。

次に、児童生徒や保護者との相談体制についてでございますが、これまで各学校では児童生徒が登校前に自宅で健康確認を行い、保護者がその結果を必要に応じて学校に報告したり、朝の会などで担任や養護教諭が中心となって心身の健康観察を行うなどしてまいりました。児童生徒に心身の不調が見られた場合は、教育相談や健康相談を行ったり、必要に応じて保護者に連絡したり、保護者と教育相談を行うなど家庭と連携を図りながら、一人一人の心や体の状況の把握に努めてきたところでございます。現在は、児童生徒が様々な不安やストレスを抱えていることを前提に定期的な教育相談を行ったり、日常生活で気になる児童生徒に対して気がついた教職員が声をかけるなど学校全体でいつでもどこの教職員でも相談できる体制をつくっているところでございます。また、いじめ、不登校児の状況についてでございますけれども、各学校からのそのような報告は今現在受けていないところでございます。

次に、小項目3、教職員の増員についてですが、市では小中学校に特別支援教育学習支援員等を配置し、児童生徒の個々に応じた教育支援を進めてまいりました。また、中学校には心の教室相談員3名を配置し、生徒が悩みなどを気軽に話せる環境を整え、ストレスを和らげたり、心の安定と問題行動の未然防止に取り組んでまいりました。文部科学省からは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における学びの保障をするため、感染症対策を講じながら児童生徒の学びの保障に必要な人的、物的体制の強化について支援を行うことが示されました。道教委では、この国の支援を受け、小中学校等に対し道の負担で学習指導員やスクールサポートスタッフ

を配置する事業に取り組むこととしました。配置の目的としましては、学習指導員は子供一人一人の学習の定着度に応じた指導を図るため少人数指導や家庭学習の準備、チェックなど教員の指導業務を補助し、子供の学びの保障をサポートすることでございます。また、スクールサポートスタッフは、新型コロナウイルス感染症対策に伴い増加する教職員の業務をサポートし、教職員が子供の学びの保障に傾注できるようにすることでございます。これらの配置により、臨時休業中に事業ができなかった未指導分の学習や3つの密を避けるための少人数に分けた学習などきめ細やかな対応が可能となっております。本市におきましては、学習指導員の派遣申請をした学校は小学校で3校、スクールサポートスタッフの派遣申請をした学校は小学校4校と中学校3校の合計7校となっております。道教委からは申請した学校全てに派遣決定を受けておりますけれども、年度途中の急な取組であったことから、学習指導員については希望する3校に配置及び人材確保はされましたけれども、スクールサポートスタッフについては小学校3校には配置されておりますけれども、残りの小学校1校と中学校3校にはいまだ未配置となっております。今後も引き続き人材確保に向けて取組を進めていきたいと考えております。

次に、小項目4、学習の遅れへの対応について申し上げます。本市の小中学校においては、臨時休業に伴い不足した授業時数を確保するため学校行事等の内容や必要な時間を見直したり、夏季休業期間に10日間の授業日を設定するなどして授業時数を確保してきたことから、現在学習の遅れは生じておりません。各学校の行事においては、感染症対策を講じながら計画や内容を工夫するなどして可能な限り実施することとしております。例えば始業式や終業式については、児童生徒の距離を1メートル程度保つことが難しい学校では児童生徒は各教室にて校長の話や校内放送で聞いたり、校歌を歌わず、事前に録音された伴奏等聴く

などしております。運動会や体育祭については中止となりましたが、その後参観日の体育の授業などを利用して運動会の種目であるリレーや徒競走などを保護者の皆様にも参観してもらっているところがございます。また、修学旅行や宿泊研修については訪問場所を感染状況の少ない地域に変更したり、バスを増便し、乗車する児童生徒の間隔を広く取れるようにするなどして実施してきているところがございます。学芸会や学校祭については、公開日を学年ごとに分けて複数回数開催したり、保護者が直接参観することなく、動画等で見られるように工夫もしているところです。名寄市教育研究所の活動である音楽発表会については、E N-R A Yホールの座席間隔を空け、児童生徒のみの参加とし、保護者はホール以外の部屋のモニター等で鑑賞としたり、合唱の発表を中止して、全て器楽発表にするなどの工夫をして、9月24日に予定どおり開催することとしております。今後も教育委員会としましては、学習の遅れが生じないよう各学校と連携しながら児童生徒の学びの保障に努めていきたいと考えております。

最後に、小項目5、遊び場等居場所の確保について申し上げます。子供たちの遊び場などの居場所としては、自由に来館できる児童センター、風連児童会館があり、遊びやスポーツ、季節に応じた各種行事や体験活動を通して心身の健康を増進するとともに、児童室、図書室、体育室、グラウンドを有効に利用した行事や遊びを行うなど子供同士が同年齢、異年齢の集団を形成しながら自発的に様々な活動に取り組んでおります。また、就学前の幼児とその保護者の来館が増えており、遊びを通じて子供同士が交流を深めるとともに、保護者同士の交流の場となるよう子育て支援を行っております。放課後児童クラブでは、遊びや自主的な学習、各種行事など基本的な生活に関することを行っています。その中でも遊びは自発的、自主的に行われるものであり、子供たちは遊びを通して成功や失敗の経験を積み重ねながら遊びの楽

しさを共有しております。今後も子供たちにとって安心して過ごせる生活の場となるよう児童厚生員、児童支援員は子供一人一人の心身の状態を把握しながら日常の活動を通して支援、指導を行ってまいります。また、悩みや課題などを抱える子供には家庭や学校等と連携を取りながら適切な支援を行うなど児童館、児童クラブが安全、安心な居場所として子供たちの健康、育成に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目3、2040構想に関わってにつきまして申し上げます。

本項目につきましては、小項目1、スマート自治体の考え方について、小項目2、地方行政のデジタル化について、これらが密接に関連しておりますので、一括しての答弁となります。よろしくお願ひします。総務大臣主催の研究会であります自治体戦略2040構想研究会の第二次報告におきまして、今後の人口減少に伴う労働力不足を踏まえ、従来の半分の職員数でも自治体が本来担うべき機能を発揮する仕組みが必要であり、そのための仕組みとしてAI、ロボティクスの活用によるスマート自治体への取組や自治体行政の標準化について指摘されていることは議員御指摘のとおりでございます。本報告は、国が職員数の削減を求めるというものではなく、現在進行形で生じている労働力の不足により自治体においても職員確保が困難となることが予想される中、必然的に職員数が減少する状況で必要な市民サービスをどのように維持するかについて自治体に準備を促すものと考えており、本市においても職員の確保と並行して取り組むべき課題であると認識しております。今後地方行政のデジタル化を含むスマート自治体の実現は、人口減少社会において住民サービスを持続的に提供するため不可避であり、市民にとっては自宅や最寄りの小売店舗などで行政手続

が完結するなどの利便性の向上が見込まれ、自治体としてもAIの導入などにより職員の単純業務の軽減が図られ、市民の幸福実現のための政策立案に注力することが可能となるなどのメリットがあるものと考えております。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、人と人との接触をできるだけ避け、不要な外出を避ける観点からも庁舎に来庁せずに手続を行う、あるいはできるだけ短時間で手続が完了する環境を構築するスマート自治体の実現は有効であると考えており、既にマイナンバーカードと連動し、証明書等の申請書の自動作成システムを持つ記載台を導入し、手続時間の短縮と住民の利便性向上を図る団体などの例を聞いているところでございます。

また、御指摘にあります災害時における行政職員の減少の影響は、新型コロナウイルス感染症対応に当たって保健所などの公衆衛生行政の専門職の削減の影響が有識者等指摘されておりますが、水害や地震などの自然災害においても発生し得る課題であると認識しております。災害時の行政職員の減少の影響は、基礎自治体においては災害後のサポートを行う保健師やインフラの復旧を担う技師職などの専門職の確保が課題となります。本市としては、国、道と連携し、道内全市町村と災害時の相互支援体制を構築しているところであり、今後もこの支援体制に基づき災害時の行政職員の確保に努めてまいります。いずれにいたしましても、人口減少社会における住民サービスの持続的提供は喫緊の課題であると認識しており、既に国からも一部システムの標準化に関する仕様案が示されている状況にあります。本市においても本年度行革実施本部会議の部会においてスマート自治体に関する新技術の導入や業務の標準化への対応などの研究に着手し、今後の名寄市の在り方について研究してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をい

ただきました。関連して質問をさせていただきたいと思います。

まず、PCR検査の実施であります。名寄市内の検査能力、1日100件ほどあるということでした。私は、先ほどもお話ししたように、守るほうの、疫病の防疫を目的にするPCR検査ということが必要だというふうに思っています。幸い名寄市は発症者がいないということなのですけれども、それでももし発症したら大きなリスクを負うだろうという高齢者施設であったり、病院であったり、また名寄は大学も抱えていますので、こうしたところでやっぱり検査実施していくことが必要ではないかなというふうに思っています。それで、東京の世田谷モデル、ちょっと御紹介をさせていただいたところなのですけれども、それぞれのところで本当に御苦労されて、先ほどオンラインでの面会の御紹介もありましたけれども、本当に施設ごとに随分御苦労されています。しかし、安心して、この対策も含めてなののですけれども、安心できる安心料というところでは、検査料も高いですから、大変なののですけれども、ただ例えば静岡県の富士宮市では今9月定例会で補正予算を提案するそうですけれども、市民の感染不安を軽減するとともに、無症状の陽性者の早期発見が狙いと、こんなふうに市長がおっしゃっています。こうした考えの下で名寄市もやはり高齢者施設であったり病院、また保育所や小中高大学などで、一遍にというのは、先ほど試薬の問題もされましたから、大変だと思うのですけれども、順次行っていく必要があるのではないかなというふうに思うのですが、再度お考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） PCR検査の実施についての御質問でございますけれども、感染者が確認されている地域では、先ほど議員から紹介ありました世田谷区含めてPCR検査の実施をしている自治体もあります。本市においては、まだ感染が出ていないという状況もありますけれど

も、いつ感染者が出るか分からない、これは一回PCR検査したからオーケーではなくて、定期的には実施しなければ安心はないということでありませう。そういった面では、全員が週に1回受けるということもならないというふうに思っていますし、これまでの全国的な感染の状況含めて、これは北海道から指導、助言もいただきながら感染者がこの地域に出た場合とか、そういった場合にどういった対応するかという、そういった指導いただきながら、検査体制も含めてそういった実施については検討していく課題かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） これは、先月道議会の中で我が党の宮川議員が質問した中で地域保健課参事がお答えしているのですけれども、PCR検査は厚生労働省が新型コロナウイルスの感染症の感染の有無を確認する行政検査の方法として認めている検査法の中で最も感度が高い検査法であると評価していると、認識しています、こんなふうに御答弁いただいています。というように、道はPCR検査することは有用だというふうに述べているわけですから、道の指導はなかなか一斉にしますよというふうには来なくて、ちょっとじくじたる思いもあるのですが、やはり積極的に要望していくことも必要ではないかというふうに思うのです、道や国に。今厚生労働省は9月8日にさきの一般質問の中でも御答弁されていましたが、感染したと疑われる人が受診する際の相談先が身近な医療機関でもということでありました。その御答弁あったかと思えます。都道府県も今体制整備を進めているということですので、体制を整備していくとともに、やっぱりきちっと検査もしていくということを強く求めていくべきだというふうに思うのですが、お考えはどうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） PCR検査含め

てこれ1人当たり費用も多額になりますので、当然一自治体でいろんな対応できる状況ではありませんので、これ先ほど法律の話もさせていただきましたけれども、国、北海道がしっかりとした対応すべきことだというふうに思っていますので、議員がおっしゃられるように、やっぱり市としてもそういった対応を国や北海道に求めるというのは当然のことだというふうに思っていますので、市民が安心できる体制づくりに向けてそういった要望等を今後とも機会を捉えながら実施をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 1つ御紹介をさせていただきたいのです。東京都の医師会の会長さんが、尾崎治夫さんという医師会の会長さんがおっしゃっているのですけれども、介護施設など高齢者施設でクラスターが起きれば一気に医療体制は逼迫します。こうした施設で感染者が出た場合は、迅速な全員検査で感染状況を把握して、陽性者を保護、隔離することが大事だということなのです。ですから、出てからではなくて、出る前というのも私は必要ではないかというふうに思っています。そして、感染拡大が続く中では経済もうまく回りません。そのとおりです。今東京でも大変な思いをしていらっしゃる方もいます。経済を動かしたいのならば、PCRなどの検査を積極的にやって、感染拡大を抑えながら動かす方向に転換すべきだというふうにおっしゃっています。この尾崎先生は、最初は、第1波の当初はPCR検査、無症状感染者まで広げるべきだとは思いませんでしたけれども、いろいろな試験や検査体制も変わる中で無症状感染者も検査で早く発見し、感染拡大を抑え込むべきだという考えになりましたということで強く求めているのです、国に検査をしようと。それで、今費用の問題もおっしゃっていました。菅内閣がスタートして、検査も保険の適用をとというような話もちよっと出ていますけれども、

この費用の部分も道や国にやっぱり積極的に求めて、住民の皆さんの安心、安全を得るということが私は必要だというふうに思うのですが、再度お考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 福祉施設等の話も出されておりました。何といっても一番重要なのは、やっぱり感染対策を徹底的にどうやってやるかだというふうに私は思っています。PCR検査をしたからといって感染者の拡大を抑制するわけでないし、要望とかいう話があると思いますけれども、議員も御承知のとおり、福祉施設といろんな自己の私生活の抑制も含めて、やっぱり感染をしない、低減するための、日常生活においても大変苦慮をしてしているという、対応している。そういったことが感染予防対策につながるというふうにも思っていて、これは病院も含めてですけども、そういった従事する方には本当に頭が下がるというか、敬意を表したいというふうに思っているところであります。それと、併せて利用者も含めて本当に感染予防策を徹底的にどうやってやるかがやっぱり大事だというふうに思っております。PCR検査、先ほどから繰り返しお話をさせていただきましても、職員が毎週受けるのか、どこかに行ったら受けなければならないのかという、そういったことになるかと思えます。一回受けたらオーケーではないので、これは本当に2万円から3万円、4万円というかなりお金がかかるということで、その財源というのはすごくありますし、先ほど岡村部長に言っていましたけれども、やっぱり検査体制も、この地域で感染者出ていない、PCR検査の実施もできない状況という中で、それはどこに頼んでどういうふうにするかという体制もできていない状況が今のところあるかなというふうに思っています。そういった面では、先ほど議員がおっしゃられたように、国や北海道がしっかりこれまでの感染の検証をしながら、感染していない地域にどういった対応が必要かと

いうのはやっぱりしっかり導き出していただいて、そういった支援体制含めてやるべきだというふうに思っていますので、そういった面では国にそういった、北海道に働きかけというのは機会を捉えながら実施をしていきたいというふうに思っています。まずは、感染予防対策をしっかり今後も進めていくことを述べさせていただきます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 公衆衛生の専門家は、医療機関や介護施設、学校等、人が接触するところやサービス産業などは2週間に1回の検査をとっているように思っています。それぐらいして抑え込んでいくということなのだと思うのです。だから、これも私は希望しませんという人に無理やり検査しなさいというのはなかなかできませんけれども、やはり希望する人ができるようになるということは私は必要かなというふうに思っています。

それから、もう一点、大学です。これは、京都産業大学や長崎国際大学でも検査センター設置して始めています。先日の一般質問の中で感染拡大徹底していくというふうにおっしゃってました。これは、京都産業大学では……違う。長崎国際大学です。ごめんなさい。薬学部や福祉関係の学部があるので、大学外で実習を行う学部もあるため学生や教職員の健康や命を守ることを目的に検査を始めたと言っていました。これは、私たち名寄大学も同じです。実習に出るわけですから。前期のところではオンラインで授業もしてきましたけれども、少しずつ実習もしていかなければならないし、実習することが、時間数が卒業の大事な条件になりますし、国家試験の大事な条件になりますから、実習もしていかなければならない、そういったところで、ここでは学生や教職員に検査を始めたというふうに言われています。このことについてどうでしょうか。大学としてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 丸箆大学事務局長。

○市立大学事務局長（丸箆啓一君） これまでの大学の対応については、教職員及び学生の体調管理、検温その他でございます。現在も毎日学生についてはお願いしているところです。実習については、前期から受け入れていただけたところには実習を行っている状況でございます。受け入れていただく条件として、必ず実習に入る前の一定期間はしっかりと体調確認をしていただきたい、そういった条件を示される実習先が多くございまして、そういった条件を満たすために学生、それから指導する教員、対応しているところございまして、今のところPCRの検査を受けてくださいというような条件はございませんので、これまで同様実習を受けていただけるその条件を満たしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 名寄大学、公衆衛生を専門とする先生もいらっしゃるから、本当に徹底した管理をされてきた、入学式も含めて、されてきたなというふうに思っています。市民もなかなか図書館にも入れなかったということもあって、どうなのという話もありましたけれども、そのところはやっぱり感染拡大を第一に考えているというところ辺では市民の皆さんにも理解していただけたかなというふうに思うのです。ただ、私たちのところはそんなに都会でないで、実習先もたくさんに行くということにならないのかもしれないのですけれども、このPCR検査のこともやっぱり視野に入れながら感染拡大を防止するための徹底的な取組を進めていただくということが必要かなというふうに思っています。改めて感染の抑え込み、経済活動を進めること、これが一緒に進んでいくことが求められて、この間の一般質問の中でもやっぱり経済活動のことが随分取り上げられてきました。やっぱり感染拡大を抑え込みながら経済活動も進めるというこの2つが同時に進んでいくことが必要だろうというふ

うに思いますので、PCR検査、国や道にも積極的に働きかけていただくことを強く求めて、次に行きたいと思います。

子供たちの心のケアについてであります。コロナ禍の中で7割の子供たちが不調を訴えていると。きっともっと大変な思いしているのだろうなどは思っていたのですけれども、数が7割という数字で出てきますとかなりびっくりしました。これは、先ほども御紹介したように、国立成育医療研究センター、6月から7月に行われたアンケートです。この中身をちょっと御紹介しますと、自分や家族がコロナになったら秘密にしたい、こう答えた子が32%だそうです。コロナになった人とはコロナが治っても付き合うのをためらう、あまり一緒には遊びたくない、こう考える子も22%、そしてこれが年代別では小学校の低学年が32%ということだそうです。それで、小児科の専門家がおっしゃっているのですが、小さい子ほどコロナについて正しく理解するのが難しいので、こういった不安が大きいのだというふうにおっしゃっています。1年生は入学式もあつという間に何か、気がついたら1年生になっていたというようなこともあったり、いろんなことで不安が大きいと思うのです。先ほどいろいろ道から申請をして、学習指導員の増もされているというふうにお聞きしましたけれども、この点についてどのように対応されているのか伺いたいと思います。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 子供の不安に対してですか。指導員の対応ですか。不安に対して……（「不安に対して」と呼ぶ者あり）

○教育部長（河合信二君） 子供たち、今データでは低学年に特に、はっきりときちとしたコロナに対しての知識がまだ十分に醸成されていないということもあって、余計不安になるのだろうというふうに思っております。そのことも当然教育委員会としては考えておまして、各学校で、先ほども言いましたとおり、担任の先生ですとか養

護教諭の先生ですとか、ふだんとちょっとそぶりが違うような子供たちとかというのを十分見ていただいて、相談に乗っていただくとか、そういうような対応してくださいという事で教育委員会から各学校のほうにお願いをしているというふうな状況でございます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） こういった状況、傾向というのは、これは全国でアンケートを取っているのですが、名寄の子供たちも同じような思いをしているのではないかなというふうに思っているところです。ですから、きめ細かな、本当に日常からのきめ細かに対応していただきたいというふうに思っているのですが、特にこういった時期の中で、夏休みが終わって、出てきたときにいろんな問題も出てくるというふうに言われていますので、今のこの時期が非常に大事なときかなというふうに思います。先ほど子供たちの学習の遅れのところについて、これ遅れは生じていないというふうにお答えがありました。勉強のところは遅れがないということを受け止めていいのか。それとあと、冬休みが今後どうなるのかという心配もちょっと出ています。この辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 夏休みにつきましては、2週間ほど、10日間授業ということで休暇期間が短くなっておりましたが、これにつきましては今の状況でいけば来年の3月までを見通して十分だろうと。夏休みの10日間で十分だろうということで、各学校と協議をさせていただいて、時間を設定させていただいておりますので、今のところこのままいけば冬休みは25日間の休暇はそのまま取れるというふうには思っております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） このままいっていただきたいなというふうに本当に切に思うところです。先ほど高橋議員の質問の中でもあったように、

休みが多くなったことで家庭にいる時間が多い。各家庭ごとの事情もあって、私は格差が出ていないのか、ここところが、非常にふだん以上に格差が生まれていないのかなということが心配しています。そこら辺のところの状況はつかめています。かどうちよっとお聞きをしたいと思いますが。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 長期休業期間中につきましても、先ほど高橋議員のほうにもお答えしましたけれども、復習を主に家庭学習に取り組んでいただいて、それは学校に持ってきていただいて、先生が確認をしていくというような状況で進めてきておりますので、それに対しての不公平感というのは特に生じているとは思っておりません。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 少し安心しましたけれども、これからもそういったことのないようにきちっと見守りをお願いしたいと思います。

それで、増員のところで、スクールサポートスタッフが中学校のところはまだ未定ということでした。年度内に来ていただくことができるのかどうか、そのところちよっと確認したいと思います。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 今回手を挙げていただいた学校については、学校独自でも探していただいておりますし、教育委員会としてもできるだけ確保したいなというふうに考えているのですけれども、現実問題として特別教育支援員も今欠員が生じているという状況もございますし、期限付の教諭、先生、登録していただいているのですけれども、名寄市で広報等で、ホームページでも募集をかけているのですけれども、いないという状況なのです、残念ながら。特に中学校につきましては教科等が入ってきますので、なかなか難しい状況もございますけれども、引き続き学校と連携しながら配置に向けて取り進めていきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 中学校は、高校受験も控えています。不安がたくさんあります。そういったときですので、積極的にスクールサポートの募集、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それからあと、子供たちの遊びの場の確保の件についてなのですが、ちよっとこれ通告していないので、申し訳ないのですが、学童保育の指導員だったり、支援員だったりの方々、本当に長期休みの間からすごく頑張ってお対応していただいたなというふうに思っています。そういった方々に実は全国では自治体独自の給付、名寄市では医療関係者にとということがありましたけれども、この学童保育の指導員だとか児童センターの支援員の皆さん方に給付金というか、給付のお考えがあるかどうか、ちよっと通告していません。お考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 議員おっしゃるとおり、当初、2月、3月も含めて、名寄市におきましても御指摘の皆さんについては非常に御苦労されて、感染をさせないようにしながら大変な思いをしたということで、私どももその点については認識しておりまして、その部分についてどのような手当てができるか内部で検討している最中でありますので、また時期が来たら御報告させていただければと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 例えば札幌では、1人5万円というところがあります。それからあと、商品券をというところもありました。いろいろその自治体によって違う対応して、慰労金というような形、国からの慰労金の対象から外されていたのです、この部分では。なので、ぜひ検討をしていただくことを強く求めたいと思います。

それでは、最後の2040構想に関わっております。横文字がいっぱい続くスーパーシティー

法だとかデジタル化だとかプラットフォーム型ビジネスの育成等に集中的に取り組むだとか、私の頭の中で整理するのは大変です。しかし、要するにデジタル化に向けて、人口減少に向けて取り組むということよりか、私は人口減少をストップさせるために何とか取り組んでいく方策を考えたほうがいいのではないかなというふうには思っていますが、しかし菅新首相はデジタル相も配置されました。デジタルを進めていこうということなのですが、懸念されるのが自治体のデジタル化そのものが膨大な市場をつくり出すのではないかとということが懸念される場所です。それからあと、公務員が減少していくということで、先ほどお話もさせてもらったのですが、専門職のところも必要だということですが、窓口業務といいますか、一般職の皆さん方もやっぱり市役所に来たときに窓口で対応してもらおうという、これが市民の皆さん方にとっては本当に安心感を与えます。そのところも随分削減されていくのではないかと。それさらにこの中では広域連携も言われています。広域連携が進めばいろんな効率化が進むのではないかなというふうなことであります。このことについても私は懸念しているところであります。あと、地方自治法で言われている住民の福祉の増進を図ることを基本にしているこの自治体の役割が私は少しずつ変わっていくのではないかなという不安もあります。この点について、何点か申し上げましたけれども、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 何点か議員のほうから御質問いただきました。確かに人口が少しずつ減っていくという部分を含めてデジタル化ですとか、市の職員が少しずつ減っていくという部分は、それは止めることはできないのかなという部分あるのかなと思いますが、例えば窓口でしたらいろんな方が様々な相談をしてくるといったところにAIだとか、それで全て対応できるかということに

なりますと、それはすぐ対応できるのかどうかというのははっきり言って疑問なところもありますし、高齢の方ですとか、そういう方が窓口に来たときに、このAIは私はちょっと苦手ですという方もそれはたくさんいらっしゃると思います。恐らくどこまで、慣れるまでという言い方はあれですけれどもそうなったとしてもまずは相談事ですとか、窓口の最初の対応は人が行うという形、AIだとか、そういう部分はバックグラウンドの業務だとか、そういう形で関わっていくのがふさわしいのではないかと。そういう形で市民の皆さんには配慮が必要なのではないかと思えます。今回のこのデジタル、2040構想ですか、全体的に通しまして、構想出ているのですけれども、いろいろ調べてみますと課題も多いというような論文もたくさん出ていますので、私どもとしては様々な課題があるとは思っています。注視しながら、20年後ですけれども、先ほども申し上げましたが、行革の中でも話し合うことになっていきますので、喫緊の課題として対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 私もデジタル化を今回のこのコロナ禍の中で全く否定するわけではありません。先ほどもお話があった特養でのオンライン面会なんかは本当にこういうことができるかということですごく驚いたところありますから、やはりそういった意味で住民福祉の増進のために使っていただくということが必要だというふうには思っています。川崎市では、市民からのスマートフォンを使った問合せに自動的に答えるサービスを実証実験したそうです。しかし、AIに任せきりになるところでちょっとずれが出たということで、行政が最後まで責任を取れなくなるおそれもあるのではないかなということで、本格的な実施を見合わせたというようなことも聞いています。ですから、それぞれの自治体がそれぞれ自主的に合ったような決めていくことが必要なのだろう

うというふうに思っています。住民の皆さんのサービスも含めて、働く方々の皆さんの状況も含めてやっぱり自治体に合ったものを進めていただきたいというふうに思っていますが、その点について再度お聞きをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃるとおりだと思います。私どももいろいろ市民の皆さんの御意見等伺いながら、これが全てではないという部分で、血の通ったサービスを行えるように日々研修等重ねながら事務を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第3 報告第2号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第3号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第3号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について、一括して御報告を申し上げます。

報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、また報告第3号については同法第22条第1項の規定に基づき令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を御報告を申し上げるもので、細部につきましては総務部長から説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） 追加説明を渡辺総務部

長。

○総務部長（渡辺博史君） それでは、私のほうから報告第2号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第3号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について一括して追加説明させていただきます。

配付いたしましたこの資料の1ページ、お聞きいただきたいと思っております。初めに、総括表①、健全化判断比率の状況（令和元年度決算）についてであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字が発生していないことから、なしで、バー表示、実質公債費比率については前年度より0.7ポイント増の9.2%、将来負担比率については5.3ポイント減の26.3%となりました。

次に、各指標の具体的な説明をさせていただきます。2ページを御覧ください。総括表②、連結実質赤字比率等の状況（令和元年度決算）についてであります。初めに、表の左上の欄は一般会計等の赤字の割合を示す実質赤字比率積算の内訳を記載しています。一般会計の実質収支は3億7,167万6,000円の黒字、市立大学特別会計の実質収支はゼロ円となっており、分母である標準財政規模に対する割合はマイナス2.99%で、実質的な赤字が発生していないこととなります。次に、表の右下を御覧ください。一般会計等に加え、特別会計、企業会計など全ての会計を対象とした連結実質赤字比率については、全ての会計の実質収支を合計すると17億1,655万7,000円の黒字となりました。この額が標準財政規模に占める割合はマイナス13.81%になり、特別会計、企業会計を合わせた全ての会計においても実質的な赤字が発生していないこととなります。

3ページを御覧ください。総括表③、実質公債費比率の状況（令和元年度決算）についてであります。実質公債費比率とは、一般会計の公債費に加え特別会計や企業会計、一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金や負担金などの合計額が標準財政規模に占める割合をいい、直近の決算の3

か年平均を用います。名寄南小学校校舎改築事業や大学図書館整備事業などの大型事業の償還が始まり、元利償還金の額が増加したことから、単年度では前年度より1.0ポイント増の約9.6%、平成29年度から令和元年度の3年平均では0.7ポイント増の9.2%になりました。

4ページを御覧ください。総括表④、将来負担比率の状況（令和元年度決算）についてであります。将来負担比率とは、地方債残高など一般会計が将来にわたって負担すべき金額が標準財政規模に占める割合をいいます。令和元年度決算では、前年度より5.3ポイント減の26.3%となりました。上段の将来負担額は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入れ見込額、職員の退職手当負担見込額など将来にわたって負担すべき金額を記載しています。また、中段の充当可能財源等は、充当可能な基金や公営住宅使用料等の特定歳入、将来にわたって地方交付税で措置される基準財政需要額算入見込額などを記載しています。将来負担比率が減少した主な要因は、地方債の現在高の減少、職員の年齢構成の変化による退職手当負担見込額の減少が挙げられます。

5ページを御覧ください。ここでは公営企業会計の資金不足比率の状況を表しております。企業会計である水道事業会計及び病院事業会計の歳出相当の額は貸借対照表における流動負債から翌年度償還の企業債等の額を控除した金額を、また歳入相当の額については流動資産の額をそれぞれ記載しており、その差額が資金不足額となります。両会計とも歳入相当額が歳出相当額を上回っているため資金不足額はマイナスとなっており、資金不足比率はありません。

また、食肉センター事業特別会計ほか2特別会計についてもそれぞれ歳出歳入の決算額を記載しており、いずれの会計も資金不足は生じておりません。

以上、追加説明といたします。よろしく御審議

くださいますようお願いいたします。

○議長（東 千春議員） これより、報告第2号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第2号外1件を終結いたします。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月19日から9月27日までの9日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月19日から9月27日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時07分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 佐久間 誠

署名議員 山 田 典 幸

令和2年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和2年9月28日（月曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|---|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第3 | 議案第18号 名寄市税条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第8号 令和元年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第4 | 議案第19号 財産の取得について |
| | 議案第9号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第5 | 議案第20号 令和2年度名寄市一般会計補正予算（第8号） |
| | 議案第10号 令和元年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第6 | 議案第21号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第11号 令和元年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第7 | 議案第22号 令和2年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号） |
| | 議案第12号 令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第8 | 意見書案第1号 林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| | 議案第13号 令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | | 意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 |
| | 議案第14号 令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | | 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書 |
| | 議案第15号 令和元年度名寄市立大学特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | | 意見書案第4号 種苗法の改正に関する意見書 |
| | 議案第16号 令和元年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | | 意見書案第5号 防災・減災、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書 |
| | 議案第17号 令和元年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第9 | 報告第4号 例月出納検査報告について |
| | | 日程第10 | 閉会中継続審査（調査）の申し出について |

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第8号 令和元年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第9号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第10号 令和元年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第11号 令和元年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第12号 令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第13号 令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第14号 令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第15号 令和元年度名寄市立大学特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第16号 令和元年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第17号 令和元年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第3 議案第18号 名寄市税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第19号 財産の取得について
- 日程第5 議案第20号 令和2年度名寄市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第6 議案第21号 令和2年度名寄市国民

- 健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第22号 令和2年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 意見書案第1号 林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書
- 意見書案第4号 種苗法の改正に関する意見書
- 意見書案第5号 防災・減災、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 意見書案第6号 臨時国会の早期召集を求める意見書
- 意見書案第7号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書
- 日程第9 報告第4号 例月出納検査報告について
- 日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（18名）

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|---|----|
| 議長 | 18番 | 東 | 千 | 春 | 議員 |
| 副議長 | 11番 | 佐藤 | | 靖 | 議員 |
| | 1番 | 富岡 | 達 | 彦 | 議員 |
| | 2番 | 倉澤 | | 宏 | 議員 |
| | 3番 | 山崎 | 真由美 | | 議員 |
| | 4番 | 佐久間 | | 誠 | 議員 |
| | 5番 | 三浦 | 勝 | 秀 | 議員 |
| | 6番 | 今村 | 芳 | 彦 | 議員 |
| | 7番 | 五十嵐 | 千 | 絵 | 議員 |
| | 8番 | 遠藤 | 隆 | 男 | 議員 |
| | 9番 | 清水 | 一 | 夫 | 議員 |

10番	川	村	幸	栄	議員
12番	高	野	美	枝子	議員
13番	高	橋	伸	典	議員
14番	塩	田	昌	彦	議員
15番	東	川	孝	義	議員
16番	山	田	典	幸	議員
17番	黒	井		徹	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	久	保	敏
書記	伊	藤	慈	生
書記	開	発	恵	美
書記	加	藤		諒

1. 説明員

市長	加	藤	剛	士	君
副市長	橋	本	正	道	君
教育長	小	野	浩	一	君
総務部長	渡	辺	博	史	君
総合政策部長	石	橋		毅	君
市民部長	宮	本	和	代	君
健康福祉部長	小	川	勇	人	君
経済部長	白	田		進	君
建設水道部長	木	村		睦	君
教育部長	河	合	信	二	君
市立総合病院事務部長	岡	村	弘	重	君
市立大学事務局長	丸	箸	啓	一	君
こども・高齢者支援室長	廣	嶋	淳	一	君
産業振興室長	田	畑	次	郎	君
上下水道室長	鈴	木	康	寛	君
会計室長	末	吉	ひと	み	君
監査委員	鹿	野	裕	二	君

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山 崎 真由美 議員

14番 塩 田 昌 彦 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 議案第8号

令和元年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第9号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第10号 令和元年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第11号 令和元年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第12号 令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第13号 令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第14号 令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第15号 令和元年度名寄市立大学特別会計決算の認定について、議案第16号 令和元年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第17号 令和元年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上10件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、東川孝義委員長。

○決算審査特別委員長（東川孝義議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第8号 令和元年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第9号から議案第15号までの各特別会計決算の認定について、議案第16号から議案第17号

までの各事業会計決算の認定について、決算審査特別委員会の審査経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、8月31日に開催し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私東川孝義が、副委員長には山崎真由美委員が選任されるとともに、審査日程を9月23日から25日、28日の4日間と決めました。

審査期間中は、市長をはじめ関係する職員の出席を求めるとともに、必要な資料の要求などをした上で、各会派の代表による総括質疑並びに委員による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、本委員会は全議員をもって構成された特別委員会ですので、詳細な報告は省略させていただき、審査の結果のみを御報告申し上げますので、御理解願います。

本委員会に付託されました全会計決算中、一般会計及び国民健康保険特別会計については起立多数により、その他の6特別会計、病院事業会計、水道事業会計についてはいずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

したがって、本委員会に付託されました各会計決算につきましてはいずれも予算の執行が適正であったことが認められました。

以上が審査の結果であります。

本委員会の開催中、運営に終始御協力をいただきました山崎副委員長、丁寧な答弁をしていただきました理事者の皆様並びに連日慎重かつ熱心に審査を尽くしていただきました委員の皆様にお礼を申し上げますとともに、日程どおりに終えることができましたことに感謝を申し上げ、報告を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） ただいま決算審査特別委員会委員長より報告がありました議案第8号外9件については、全議員をもって構成されました特別委員会で審査をしておりますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。議案第8号 令和元年度名

寄市一般会計決算の認定について委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 賛成多数であります。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 令和元年度名寄市介護保険特別会計決算の認定についてから議案第17号 令和元年度名寄市水道事業会計決算の認定についてまでの8件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第17号までの8件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第3 議案第18号 名寄市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 名寄市税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方税法において鉱泉浴場所在の市町村は環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に入湯税を課すものと

規定をされていることから、入湯税に係る規定を設けるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、本市における鉱泉浴場につきましては地域住民の福祉向上の役割を担っていることから、小学生以下の者や日帰りで入浴する者については課税を免除することとし、宿泊を伴う入湯においてのみ課税をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第19号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、GIGAスクール構想の加速による学びの保障として児童生徒の1人1台端末の整備を行うものであり、9月15日に6社を指名し、指名競争入札を執行した結果、有限会社コピーセンターグローバルが5,877万8,664円で落札をし、これに消費税及び地方消費税587万7,86

6円を加え6,465万6,530円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第20号 令和2年度名寄市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 令和2年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正しようとするものであり、歳入歳出にそれぞれ6億9,020万6,000円を追加し、予算総額を255億2,165万7,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして光ファイバ整備事業費5億8,

840万9,000円の追加は、光ファイバー未整備地区への光ファイバー敷設事業に係る市の負担額を追加しようとするものであります。また、児童福祉施設等従事者慰労金支給事業費1,500万円の追加は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言中に感染リスクを抱えながらも社会機能の維持に不可欠な役割を担っていただいた認定こども園、放課後児童クラブ等に勤務をしていた方へ慰労金を支給しようとするものでございます。

3款民生費におきまして医療介護連携情報共有ICT事業費5,399万5,000円の追加は、市内医療機関、介護事業者、調剤薬局等がICTを活用し情報を共有することにより関係機関が連携をして効率的で質の高い医療、介護を提供できる体制を構築しようとするものでございます。

4款衛生費、病院事業会計繰出金2,500万円の追加は、名寄市立総合病院において新型コロナウイルス感染症対策として実施をする非対面型診療、入院患者面会システム構築に係る経費のうち他施策の補助を超える部分について繰り出しを実施しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。24款市債3億7,920万円の追加は、光ファイバ整備事業の財源として追加をしようとするものでございます。

このほか、事業費の変更などに伴う特定財源の追加のほか、収支の調整を前年度繰越金で実施をいたしました。

次に、第2表、債務負担行為補正は、光ファイバ整備事業負担金の精算が完了したことから、限度額を変更しようとするものでございます。

第3表、地方債補正では、光ファイバ整備事業債について追加しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。

ます。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 9ページになります。児童福祉施設等従事者慰労金支給事業費ですが、もう少し中身を詳しくお知らせいただきたいと思いますが。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今御質問ありました件でございますけれども、これにつきましてはコロナの関係で緊急事態宣言中に休所、休館できないで施設を開けながら運営をした職員に対して慰労金を支給するものであります。これにつきましては、放課後児童クラブ、保育所、認定こども園、幼稚園がその対象として、1人につき5万円を支給していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 1人5万円ということでした。今学童保育のところがちょっと聞こえなかったのですけれども、そこも含まれるというふうにしていいのですよね。それで、今後どんな状態になってくるか分かりません。またということもありますけれども、そういった部分のもしそういうことが発生した場合にはまた検討する余地があるかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今回補正したのは、国が実施している福祉、医療従事者に対する慰労金の制度がありますので、本市といたしましては先ほど言いました放課後児童クラブ、学童保育、保育所、幼稚園等の皆様、同様の大変苦労したということで実施をしております。今後におきましては、コロナの感染状況だったり、国の実施状況も踏まえながらそのときにまた検討したいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 他に発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第21号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算総額を29億5,094万6,000円に、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算総額2億1,537万7,000円にしようとするものでございます。

補正内容を保険事業勘定の歳出から申し上げます。8款諸支出金におきまして保険税過誤納還付金100万円の追加は、過年度資格喪失者の増などにより還付金を追加しようとするものでございます。

次に、歳入におきまして5款繰越金で前年度繰越金を追加をし、収支の調整を図るものでござい

ます。

続きまして、直診勘定について申し上げます。歳出におきまして3款施設整備費100万円の追加は、導入から9年が経過をし、故障が頻発をしている国保診療所の電話交換機の更新を図ろうとするもので、財源につきましても3款道支出金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金にて同額を計上してございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 議案第22号 令和2年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 令和2年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な措置を講ずるための調整を行うもので、1款病院事業収益で1億1,350万9,000円を追加をし、2款病院事業費用で2億2,264

万1,000円を追加をし、3款資本的収入で2億6,461万6,000円を追加をし、4款資本的支出で2億6,461万6,000円を追加しようとするものでございます。

詳細につきましては、市立総合病院事務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） 追加説明を岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） それでは、私のほうから令和2年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）について追加説明させていただきます。

1款病院事業収益では、医業収益におきまして新型コロナウイルス感染症患者の受入れ態勢確保に起因する減収により入院収益で4億4,218万円の減、一方外来収益では患者数の減が見込まれるものの患者1人当たりの単価増により5,673万2,000円を追加、医業外収益におきまして新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業により補助金で3億2,415万7,000円を追加し、特別利益におきまして新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金によりその他特別会計で1億7,480万円を追加しようとするものであります。

2款病院事業費用では医業費用におきまして防護具等の調達により材料費を855万8,000円、感染症対策費用として経費を1,522万7,000円追加し、医業外費用におきまして雑支出を2,405万6,000円追加し、特別損失におきまして前述慰労金の支給によりその他特別損失で1億7,480万円を追加しようとするものであります。

3款資本的収入におきまして一般会計負担金を2,500万円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業により同補助金を2億3,961万6,000円追加しようとするものであります。

4款資本的支出におきまして人工呼吸器等の配備により備品購入費で2億6,461万6,000円

を追加しようとするものであります。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 意見書案第1号 林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書、意見書案第4号 種苗法の改正に関する意見書、意見書案第5号 防災・減災、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書、意見書案第6号 臨時国会の早期召集を求める意見書、意見書案第7号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書、以上7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外6件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外6件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外6件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 報告第4号 例月出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 1時26分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 東 千春

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 塩 田 昌 彦

質 問 文 書 表 (一般質問)

令和 2 年 第 3 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 22)	1 地域医療の充実に向けて (1) 新名寄市病院事業改革プランの評価について (2) 新たなプラン作成に向けての課題について (3) 上川北部医療連携推進機構の進捗経過について 2 継続的な除排雪体制の確保に向けて (1) 現状の除排雪作業体制について (2) 他市における対応状況について (3) 安定した除排雪体制の維持に向けて
2	山 崎 真由美 (P 33)	1 災害への対応について (1) コロナ禍における災害避難対応について (2) 災害廃棄物の処理について 2 地域医療の充実について (1) 新型コロナウイルス感染症に対応した環境整備について (2) 医療従事者への対応について 3 安心できる子育て環境の充実について (1) 子育て相談の状況と対応について (2) ブックスタートによる親子の絆づくりについて
3	遠 藤 隆 男 (P 45)	1 名寄市の防災について (1) 洪水ハザードマップの市民への周知及び防災意識向上施策について (2) 自主防災組織設立施策等について (3) 小中学校における防災教育について (4) 避難所について ① コロナ禍における避難所について ② 福祉避難所について ③ ペット対応避難所について (5) 防災情報配信システムについて

<p>4</p> <p>佐久間 誠 (P 56)</p>	<p>1 中心市街地の活性化について (1) まちづくり会社と行政のタイアップについて (2) 人の流れを呼び込む仕組みづくりについて (3) コーディネートの在り方と市の支援について</p> <p>2 北海道縦貫自動車道について (1) 整備の進捗状況及び期成会の取組状況について</p> <p>3 コロナウイルス感染症対策について (1) 緊急包括支援交付金事業を活用した市立総合病院の対策について (2) コロナによる市立総合病院経営への影響について</p>
<p>5</p> <p>五十嵐 千 絵 (P 70)</p>	<p>1 子どもの学習にかかわる費用について (1) 義務教育に係る保護者負担の考え方について (2) スキー授業のための準備について</p> <p>2 男女共同参画の推進について (1) 「労働の場における男女平等の推進」の評価と課題について (2) 名寄市特定事業主行動計画（第2期）の評価について</p>
<p>6</p> <p>佐 藤 靖 (P 79)</p>	<p>1 名寄市の課題解決に向けて (1) 新型コロナウイルス感染症にかかわる商工業支援施策の成果と今後について (2) 諸課題解決に向けた組織体制の見直しについて (3) コロナ禍影響における不用額と各種補助金等の対応について</p> <p>2 公園の在り方にかかわって (1) 公園長寿命化計画の現状と課題 (2) 公園の役割について (3) 総合公園である名寄公園及び浅江島公園に対する現状の受け止め</p> <p>3 コロナ禍における名寄市立大学の課題 (1) 授業の現状と今後について (2) オープンキャンパスの状況について (3) 学生確保の見通しについて</p>
<p>7</p> <p>塩 田 昌 彦 (P 91)</p>	<p>1 成年年齢の改正に伴う成人式の対応について (1) 成人式の時期や在り方について</p> <p>2 名風聖苑の衛生設備について (1) 和式トイレの改修について</p> <p>3 中心市街地からのイベント等の情報発信について</p>

		<p>(1) デジタル広告塔の活用について</p> <p>(2) よろーなに設置されているピアノの活用について</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症予防対策の現状について</p> <p>(1) 地方創生臨時交付金を活用する事業実施計画について</p> <p>(2) 経済対策の現状と実態把握について</p> <p>(3) コロナ禍における名寄市独自の緩和措置の可能性について</p> <p>(4) 自粛がもたらすジュニア育成への影響とその対応について</p>
8	富岡達彦 (P103)	<p>1 JR宗谷本線維持存続について</p> <p>(1) 沿線市町村の意見交換議論の詳細と今後の活性化推進協議会の取り組みについて</p> <p>(2) コロナ禍における利用促進に関する取り組みについて</p> <p>(3) アクションプラン2年目にも予定されている駅カードの発行について</p> <p>2 脱原発と核廃棄物処分問題について</p> <p>(1) 非核平和都市宣言名寄市の脱原発に対する基本的認識と考え方について</p> <p>(2) 幌延深地層研究計画の期間延長に対する名寄市の考え方について</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について</p> <p>(1) 感染症に対する偏見、差別、中傷などの人権侵害を誘発させない取り組みについて</p> <p>(2) 児童・生徒・教職員に感染者が判明したときの休校等の対処と児童・生徒へのメンタルケアについて</p> <p>(3) 適切な感染予防の取り組みと周知について</p>
9	三浦勝秀 (P118)	<p>1 補助金に関する事項について</p> <p>(1) 補助対象経費の考え方について</p> <p>2 地方大学を活用した雇用創出・若者定着について</p> <p>(1) 学生求職動向調査について</p> <p>(2) 学生の地域への愛着の醸成について</p>
10	今村芳彦 (P125)	<p>1 安定的な農業経営について</p> <p>(1) 新規就農者の現状について</p> <p>(2) 農地の流動化について</p> <p>(3) 農村環境の維持向上について</p> <p>2 市道除排雪体制の維持に向けた取り組みについて</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 名寄市の除排雪体制の現状と課題について (2) 恒久的な除排雪体制の維持に向けた取り組みについて
1 1	高橋 伸典 (P 1 3 7)	<ul style="list-style-type: none"> 1 「新しい生活様式」に向けた諸施策の具体化について <ul style="list-style-type: none"> (1) G I G Aスクール構想と I C T環境整備について (2) オンライン情報やアプリの活用による予約システムの確立について (3) オンラインツールの活用について (4) 移住・企業誘致の推進について (5) 生活現場の感染対策について 2 新型コロナウイルスの散発的な流行に備えた対策について <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療提供体制の確保について (2) P C R検査の充実について (3) オンラインによる医療支援について
1 2	川村 幸栄 (P 1 4 7)	<ul style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について <ul style="list-style-type: none"> (1) P C R検査の実施について (2) 情報提供の在り方について 2 子どもたちの心のケアについて <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の現況について (2) 子どもたちや保護者からの相談体制について (3) 教職員等の増員について (4) 学習の遅れへの対応について (5) 遊び場等居場所の確保について 3 「2040構想」にかかわって <ul style="list-style-type: none"> (1) スマート自治体の考え方について (2) 地方行政のデジタル化について

令和2年第3回名寄市議会定例会議決結果表

令和2年8月31日～令和2年9月28日 29日間
 本会議時間数 13時間28分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 号	名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	—	—	2. 8. 31 原案可決
第 2 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	—	—	2. 8. 31 原案可決
第 3 号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	—	—	2. 8. 31 原案可決
第 4 号	令和2年度名寄市一般会計補正予算（第7号）	—	—	2. 8. 31 原案可決
第 5 号	令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）	—	—	2. 8. 31 原案可決
第 6 号	令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）	—	—	2. 8. 31 原案可決
第 7 号	令和2年度名寄市下水道事業会計補正予算（第1号）	—	—	2. 8. 31 原案可決
第 8 号	令和元年度名寄市一般会計決算の認定について	2. 8. 31 決算審査特別	2. 9. 25 認定すべき	2. 9. 28 認 定
第 9 号	令和元年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	2. 8. 31 決算審査特別	2. 9. 25 認定すべき	2. 9. 28 認 定
第 1 0 号	令和元年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	2. 8. 31 決算審査特別	2. 9. 25 認定すべき	2. 9. 28 認 定
第 1 1 号	令和元年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	2. 8. 31 決算審査特別	2. 9. 25 認定すべき	2. 9. 28 認 定
第 1 2 号	令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	2. 8. 31 決算審査特別	2. 9. 25 認定すべき	2. 9. 28 認 定
第 1 3 号	令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	2. 8. 31 決算審査特別	2. 9. 25 認定すべき	2. 9. 28 認 定
第 1 4 号	令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	2. 8. 31 決算審査特別	2. 9. 25 認定すべき	2. 9. 28 認 定
第 1 5 号	令和元年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	2. 8. 31 決算審査特別	2. 9. 25 認定すべき	2. 9. 28 認 定

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 6 号	令和元年度名寄市病院事業会計決算の認定について	2. 8. 31 決算審査特別	2. 9. 28 認定すべき	2. 9. 28 認 定
第 1 7 号	令和元年度名寄市水道事業会計決算の認定について	2. 8. 31 決算審査特別	2. 9. 25 認定すべき	2. 9. 28 認 定
第 1 8 号	名寄市税条例の一部改正について	— —	— —	2. 9. 28 原案可決
第 1 9 号	財産の取得について	— —	— —	2. 9. 28 原案可決
第 2 0 号	令和2年度名寄市一般会計補正予算（第8号）	— —	— —	2. 9. 28 原案可決
第 2 1 号	令和2年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	— —	— —	2. 9. 28 原案可決
第 2 2 号	令和2年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）	— —	— —	2. 9. 28 原案可決
報 告 第 1 号	令和元年度名寄市一般会計継続費精算報告について	— —	— —	2. 8. 31 報 告 済
報 告 第 2 号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	— —	— —	2. 9. 18 報 告 済
報 告 第 3 号	令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について	— —	— —	2. 9. 18 報 告 済
報 告 第 4 号	例月出納検査報告について	— —	— —	2. 9. 28 報 告 済
意 見 書 案 第 1 号	林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実・強化を求める意見書	— —	— —	2. 9. 28 原案可決
意 見 書 案 第 2 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	— —	— —	2. 9. 28 原案可決
意 見 書 案 第 3 号	新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書	— —	— —	2. 9. 28 原案可決
意 見 書 案 第 4 号	種苗法の改正に関する意見書	— —	— —	2. 9. 28 原案可決
意 見 書 案 第 5 号	防災・減災、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	— —	— —	2. 9. 28 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
意見書案 第 6 号	臨時国会の早期召集を求める意見書	—	—	2. 9. 28
		—	—	原案可決
意見書案 第 7 号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書	—	—	2. 9. 28
		—	—	原案可決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	2. 9. 28
		—	—	決 定